

三重県公報

平成27年4月28日 (火)

号 外

目 次

(番号) (題 名) (担当) (頁)

監査委員公表

3 監査結果に対する措置の公表

(監査委員) 1

4 同件

(同) 186

監査委員公表

監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成26年4月14日から同年9月26日までに実施した定期監査について、その結果に基づいて平成27年3月までに講じた措置が知事、委員会等から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成 27 年 4 月 28 日

 三重県監査委員
 福
 井
 信
 行

 三重県監査委員
 中
 嶋
 年
 規

 三重県監査委員
 森
 野
 真
 治

三重県監査委員 田 中 正 孝

監査の結果に基づいて講じた措置

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(実効性のある防災・減災対策の推進)

- (1) 東日本大震災を機に県民の防災意識は急速に高まったものの、その後、年々低下傾向を示し、台風時等の避難行動や家庭備蓄に対する意識なども十分ではない状況にある。
 - 一方で、近年、全国的に局地的大雨や竜巻などの異常気象による災害が頻発している。

県では、「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」の見直しと「三重県新風水害対策行動計画(仮称)」の策定に着手しているが、平成26年3月に策定した「三重県新地震・津波対策行動計画」を含め、その周知・啓発を進め、県をはじめ市町や関係機関、県民など、各行動計画の取組主体による着実な防災活動が促進されるよう、実効性のある防災・減災対策に取り組まれたい。 (防災企画・地域支援課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

平成26年3月に公表した「三重県新地震・津波対策行動計画」については、現在、各取組主体がその目標達成に向けて取り組んでいるところであり、計画の進捗については、10月の県議会常任委員会で報告を行いました。また、より多くの防災関係者に計画の周知を図るため、ホームページによる公開に加え、計画冊子を印刷(2,000部)して配布しました。

全国的にも深刻な被害が頻発している風水害への対策については、「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」の 大幅な見直しと「三重県新風水害対策行動計画」の策定を行い、3月に公表しました。

これら計画の策定にあたっては、三重県防災会議の専門部会となる「防災・減災対策検討会議」を 2 回開催して 有識者から計画への意見を聴き取るとともに、市町防災担当者との意見交換会の開催(14 回)及び意見照会、国や ライフライン企業等の防災関係機関への意見照会、パブリックコメントを実施するなど、関係部局と連携しながら、 計画の実効性を高めるための取組を進めました。

2 取組の成果

「三重県新地震・津波対策行動計画」については、各取組主体において計画に沿った取組が着実に進められています。

また、「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」の見直し及び「三重県新風水害対策行動計画」の策定については、当初の予定どおり作業が進められ、3月に公表しました。

両計画には共通の行動項目も数多くあることから、今後は、これら計画に沿って、地震・津波対策と風水害対策 を一体的に進めていくこととしています。

平成 27 年度以降(取組予定等)

新たな計画となる「三重県新風水害対策行動計画」について、計画冊子を印刷し、広く防災関係者に配布してその内容の周知を図るとともに、計画の実践を促します。また、これを機に、改めて「三重県新地震・津波対策行動計画」の啓発及び周知を図ります。

関係部局・関係機関と連携して両計画に掲げた行動項目を着実に実践し、毎年、その進捗を県議会常任委員会で報告します。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(防災人材の活用による地域防災力の向上)

(2) 県内の自主防災組織は、防災活動への参加が一部の住民にとどまっており、また、地域における防災活動を推進する「みえ防災コーディネーター」は活用が十分進んでいない状況にある。

「津波避難に関する三重県モデル」(平成25年3月策定)や「三重県避難所運営マニュアル策定指針」(平成25年1月改定)による取組などを県内各地域に広めていくためには、核となる人材が欠かせないことから、市町や地域のニーズに応えられるよう、防災人材の育成とその活用を促進し、地域防災力の向上を図られたい。

(防災企画・地域支援課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成26年4月に三重県と三重大学が共同して設置した「みえ防災・減災センター」において、これまで県が育成した、みえ防災コーディネーターなどの防災人材がその知識や技能を充分に発揮し、一層、地域の防災・減災活動に活発に取り組むための仕組みとして、8月に「みえ防災人材バンク」を新たに創設しました。
- (2) 「みえ防災・減災センター」において、みえ防災コーディネーター育成講座修了者を対象とした講座として、「みえ防災コーディネーターコース」を新たに開講し、地域での活動に役立つ実践的な演習や防災・減災に関する最新の情報の習得を通じて、みえ防災コーディネーターのスキルアップを図りました。
- (3) 防災現場における男女共同参画の促進と、地域等において女性の視点を取り入れた防災活動が行われることを目的に、女性に限定したみえ防災コーディネーターの新規育成を行いました。
- 2 取組の成果
- (1) 「みえ防災人材バンク」に 112 名が登録(平成 27 年 3 月末現在)され、延べ 21 人の登録者が地域や学校での支援活動(平成 27 年 3 月末現在)を行いました。
- (2) 「みえ防災コーディネーターコース」に、14 名のみえ防災コーディネーターが受講し、実践演習等を通じて、みえ防災コーディネーターのスキルアップが図られました。
- (3) 女性に限定したみえ防災コーディネーター育成講座では、新たに 31 名の修了者をみえ防災コーディネーターに 認定しました。

(参考)

「みえ防災人材バンク」は、まず、コーディネーターなどの防災人材が自らの活動可能な防災・減災活動を登録し、 そして、センターにおいて、県、市町、企業、地域などからの防災活動に関する協力・支援の依頼を受け、これに対 し「みえ防災人材バンク」に登録された防災人材を紹介し、マッチングすることで、防災人材には活動の場の提供を 行うとともに、依頼者に対しては防災・減災活動への支援を行うものです。

- (1) 「みえ防災人材バンク」への登録者を増やす取組を行うとともに、市町や地域等において実施する防災活動の情報を積極的に収集し、市町や地域への人材の紹介を行うことで、登録者に活動の場を提供します。
- (2) 引き続き、みえ防災コーディネーターがスキルアップを図る場の提供や、みえ防災コーディネーターの新規育成を行います。
- (3) 地域における「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアル策定」の取組への実地支援などの取組に防災人材を積極的に活用することで、地域の防災・減災力のさらなる向上を図ります。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 平成 25 年度三重県消防学校救急科教育病院研修委託
- ・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(消防学校)

イ 旅 費

- (1) レスキューデイズジャパン受講
- ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(消防学校)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

契約書の記載内容について再確認を行い、内部打合せにおいて周知徹底を図りました。また、旅費については指摘のあった復命書を総合文書管理システムに登録するとともに、総合文書管理システムを利用して決裁をするように周知徹底を図りました。

2 取組の成果

上記改善策の実施により、担当職員及び関係職員の意識向上を図り、適正な事務執行に努めました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

平成27年度以降においても、上記改善策を引き続き実施することにより適正な事務執行に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失(損傷)

(1) パソコンの損傷 (廃棄:取得価格 121,779円)

(防災企画・地域支援課)

(2) 公用車の損傷 (修理代 187,729円)

(災害対策課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 飲み物がパソコンにかかり、操作不能になったものです。今後、同様の事例が発生することのないよう、職員に対し注意喚起を行いました。
- (2) 用務先駐車場への進入に際し、車両をコンクリート壁面に接触させ、バンパー部を損傷したものです。職員に対し、公用車運転時の安全確認について、注意喚起を行いました。
- 2 取組の成果
- (1) 物品の取り扱いや管理についての意識づけが図られました。
- (2) 職員への安全運転に係る意識づけが図られました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

部内会議等を通じ県有財産の適正な管理意識や交通安全意識についての注意喚起を行うなど、日常的な意識づけにより、金品や公用車の損傷事故の防止を図っていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 事務管理体制
- (ア) 工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りにより入札を中止した事案が4件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。

(1) 物件等で入札を中止したものが1件あった。

(防災対策総務課)

(2) 工事等で入札を中止したものが1件あった。

(消防・保安課)

(3) 物件等で入札を中止したものが2件あった。

(防災企画・地域支援課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

三重県物件等電子調達システムへの登録誤り等により、入札を中止したものです。入札事務の執行に関し、複数の 職員により登録情報の確認を行うなど、事務処理誤りの再発防止について周知徹底を図りました。

2 取組の成果

入札事務処理誤りの再発防止に係る意識づけが図られました。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

入札事務の適正な執行に努めていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(「みえ県民力ビジョン・行動計画」の推進及び進行管理)

(1) 県民指標である「各施策の『県民指標』の達成割合」が目標値70.0%に対し実績値46.4%(平成24年度実績値48.2%)、「各施策の『県の活動指標』の達成割合」が目標値80.0%に対し実績値62.6%(同60.9%)、「『選択・集中プログラム』の数値目標の達成割合」が目標値80.0%に対し実績値45.0%(同50.0%)であり、昨年度に引き続きいずれも未達成となっている。

「『幸福実感日本一』の三重」の実現に向け、未達成の要因分析を行い、各施策、取組等の目標が達成されるよう、今後も引き続き、的確に進行管理されたい。 (企画課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

- (1) 「みえ県民力ビジョン」に掲げる理念や目標を着実に推進するための仕組みである「みえ成果向上サイクル (スマートサイクル)」を平成25年度から本格的に運用しています。その中の重要な仕組みである春と秋の政策協議を通じて「みえ県民力ビジョン」の進行管理に努めました。
- (2) 「春の政策協議」では、「選択・集中プログラム」と施策等について、前年度の取組の評価を行うとともに、その成果と残された課題、平成26年度の取組方針の確認を行い、「平成26年版成果レポート」として取りまとめ、公表しました。
- (3) 「平成26年版成果レポート」で、新たに進展度C(あまり進まなかった)とされた2施策(その他1施策は継続分)については、昨年度に設置した「事業改善に向けた有識者懇話会(ブラッシュアップ懇話会)」において、外部有識者から事業のあり方や事業の見直しに関するご意見をいただきました。今後、いただいた意見を参考に、必要に応じて事業の見直しにつなげていくこととしています。
- (4) 「秋の政策協議」では、「選択・集中プログラム」の本年度の中間評価と翌年度の取組の方向性を協議するとともに、社会情勢の変化等へ対応するために必要な個別検討課題、重点化施策の選定や進展度が遅れている施策について協議し、その協議結果を踏まえ、「平成27年度三重県経営方針(暫定版)」を取りまとめました。
- (5) 「平成27年度三重県経営方針(暫定版)」において、「平成27年度における県政の考え方」として、「平成27年度は『みえ県民力ビジョン・行動計画』の最終年度にあたるため、目標達成に向けてオール県庁で必達意識をもって県政の諸課題の解決を着実に進める」と明記し、各部局に周知しています。
- (6) 各部局の政策課題の解決や政策立案を支援するため、経営戦略会議における意見等を適宜、情報提供するとともに、政策アドバイザー制度の的確な運用に努めました。

2 取組の成果

政策協議や経営戦略会議、政策アドバイザー制度の運用などを通じて、各部局に対し、必要な支援、助言等を行いました。引き続き施策等の目標達成に向け、的確な進行管理を行います。 (企画課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」に基づき、政策協議等を通じて的確な進行管理を行います。特に 平成27年度は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の最終年度にあたるため、春の政策協議においては、26年度評価 に加え、最終目標の達成見通しを確認したうえで、最終年度(27年度)の取組方向を決定します。加えて、新たに 春の政策協議における二役等からの指示事項に対する各部局の対応状況を、戦略企画部で確認、フォローすることに より、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の最終目標の達成に努めます。

- ・平成27年4月下旬(予定) 春の政策協議の実施
- ・平成27年6月頃(予定) 春の政策協議後のフォローの実施
- ・平成27年8月下旬~9月上旬(予定) 秋の政策協議の実施

(企画課)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(地方人口維持への戦略強化)

(2) 県では、人口減少問題について、これまでも少子化対策に重点的に取り組むとともに、雇用確保のための産業振興や南部地域の活性化等に取り組んできている。

このような中、平成26年5月に「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」により将来人口推計が発表され、地方人口の急減等により、存続が困難になる自治体が生じるとの予測が示され、特に南部地域においては危機的な状況となっている。

国においては、人口減社会に対応するため、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、今年度は総合戦略を策定することとしており、地方においても県版の総合戦略の策定を求められる見込みである。

人口減少問題への対応は、中長期を見据え、産業、教育、医療、福祉等さまざまな分野での対応が必要であり、 部局横断的な幅広い視点での政策が必要である。

このため、県版の総合戦略の策定にあたっては、過疎対策、東紀州振興施策や南部地域活性化策などこれまでの施策も十分に検証したうえで、実効ある施策が講じられるよう取り組まれたい。 (企画課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

人口減少には、出生数の減少による自然減と転出超過による社会減の二つがありますが、自然減への対応については、少子化対策として、既に重点的な取組を始めています。一方、社会減への対応については、雇用確保のための産業振興策に加え、南部地域活性化の取組や若者の就労支援など、個別の政策としては従来から取り組んできましたが、流出傾向に歯止めがかかっていないのが現状です。このことから、従来の取組に加えて、人口の社会移動の契機となる、進学時の対応としての「学ぶ」、就職・転職時の対応としての「働く」、そして、それらのベースでもあり、人を惹きつける魅力ある地域としての「暮らす」のライフシーンごとに、幅広い視点からの対策の検討を進めています。

(1) 三重県経営戦略会議

平成26年2月に開催された平成25年度第4回「三重県経営戦略会議」において、「『極点社会』の回避のために」をテーマに議論を行って以降、若者の流出防止策など人口社会減対策等をテーマに議論を実施しました。

(2) 県内高等教育機関の長と知事との意見交換会

大学進学時の県外流出が課題となっていること、県内高等教育機関は「働く」や「暮らす」場面において地域の魅力向上に大きな影響を与えることから、県内高等教育機関と県とで人口の社会減に関する認識・課題を共有し、県の政策や各高等教育機関の独自の取組につなげていくため、「県内高等教育機関の長と知事との意見交換会」を7月に設置し、2月までに3回開催しました。

- (3) 「三重県人口ビジョン(仮称)」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)」の策定に向けた取組
- ① 県版の人口ビジョン及び総合戦略の策定に向け、全庁を挙げて取り組む体制を整備するため、1月に知事を本部長とする「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部」を立ち上げ、3月までに3回開催しました。また、幅広い関係者の方から意見をいただくため、住民代表や産業界、行政機関、大学、金融機関、労働団体、メディアの代表者等で構成する「三重県地方創生会議」を3月に立ち上げました。
- ② 三重県における人口の現状分析及び将来展望を示す県版人口ビジョンの骨子案を作成するとともに、これまでの施策を踏まえ、現状と課題、基本的な取組方向等を整理し、県版総合戦略の骨子案を作成しました。
- (4) 国への政策提言

11月の「国への提言・提案」において、企業の本社機能等の地方への分散、大学の地方への分散(収容力向上を含む)及び魅力の向上・充実に向けた支援、地方の実情に合わせて自治体が自由に使うことができる新たな交付金の創設など、「学ぶ」「働く」「暮らす」の充実に向けた取組の実施を働きかけました。

(5) 交付金を活用した事業

国に提言していた地方の実情に合わせた自由度の高い交付金が「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」として創設されたため、緊急的な事業や効果が高い事業、中長期的な視点での仕組みづくりなど、県版の総合戦略に盛り込むことが確実な取組を中心に、先行的に平成26年度補正予算で事業化しました。

2 取組の成果

人口の社会減対策について、有識者や県内高等教育機関の長等から意見をいただくとともに、高校 2 年生とその保護者を対象としたアンケート調査の実施等により、課題の把握・分析を進めました。また、新たに創設された交付金を活用して、先行的な取組を事業化するとともに、「三重県人口ビジョン(仮称)」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)」の骨子案を3月に作成しました。 (企画課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1) 「三重県人口ビジョン(仮称)」及び「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)」の策定

「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進本部」及び「三重県地方創生会議」を中心に議論を行い、市町等と連携の上で、平成27年度の早期に県版の人口ビジョン及び総合戦略を策定します。総合戦略の策定にあたっては、従来の施策を十分に検証した上で、これまでの延長線上ではない実効性のある取組となるよう、検討を進めます。

(2) 「まち・ひと・しごと創生」の推進に向けた取組

「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」等を活用して、先行的に「まち・ひと・しごと創生」の推進に取り組むとともに、少子化対策、地域再生計画等に係る取組を一体的に展開します。 (企画課)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 事務管理体制
 - (ア) 工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りにより入札を中止した事案が3件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。

(1) 物件等で入札を中止したものが1件あった。

(秘書課)

(2) 物件等で入札を中止したものが1件あった。

(政策提言·広域連携課) (広聴広報課)

(3) 物件等で入札を中止したものが1件あった。

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

 $(1) \sim (3)$

戦略企画総務課より部内各所属の入札事務に従事する関係職員に対し、改めて入札事務の執行について慎重を期するよう注意喚起(平成26年10月3日)を行うとともに、入札スケジュールの管理や入札公告添付ファイルの内容確認など、複数人によるチェックの徹底について確認を行いました。

2 取組の成果

 $(1) \sim (3)$

適正な入札事務の執行に対する職員の意識が高まるとともに、適切なチェック体制のもとで事務処理が行われています。 (秘書課、政策提言・広域連携課、広聴広報課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

 $(1) \sim (3)$

引き続き、入札事務の執行における複数人によるチェックを徹底し再発防止に努めます。

(秘書課、政策提言・広域連携課、広聴広報課)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1)事務管理体制
 - (イ) その他事務管理体制

事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 旅行依頼書に旅行者の印又はサインがないものが散見された。

(企画課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

戦略企画総務課より該当課ならびに部内各所属の職員に対し、旅行依頼書への旅行者の押印又はサインの徹底について、文書(平成26年8月5日付け事務連絡)による注意喚起を行いました。

また、各経理担当においては、押印又はサインにかかるチェックの徹底について、改めて確認を行いました。

2 取組の成果

各所属の事業担当においては旅行依頼書への押印又はサインの必要性が認識され、注意喚起以降の旅行依頼において押印等の漏れは発生していません。 (企画課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き、各経理担当によるチェックを徹底する中で再発の防止に努めます。

(企画課)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(服務規律の徹底)

(1) 平成25年度の懲戒処分については、前年度の10人から減少し、4人の知事部局職員がセクシャルハラスメント等で処分されている。

また、平成26年度においては、無免許運転等による人身事故を起こした職員が、失職していたにもかかわらず、その事実を 隠して勤務を続けていたという事案が判明している。

これらの事案は、職員のコンプライアンス意識の欠如が原因の一つとしてあげられることから、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るとともに、県民の信頼を確保する観点から、今後このような事案が発生することのないよう、職員研修の強化・拡充に引き続き取り組み、服務規律を徹底して再発防止に努められたい。

(人事課)

講じた措置

平成26年度

1 実施した取組内容

コンプライアンスを意識して業務を遂行する組織文化、風土としていくことをめざして、引き続き下記のとおり「日々の職場におけるコンプライアンス意識の向上」=「コンプライアンスの日常化」に取り組むとともに、無免許運転の再発防止を図るため、免許所持の確認及び免許取消処分・免許停止処分を受けた場合の所属長報告を義務付けました。

(1) 各所属におけるコンプライアンスの推進

組織マネジメントシートにおける「コンプライアンスの確立に向けた意識向上」の取組

- (2) 全所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施(年3回)
- (3) 研修の充実(拡充)

階層別研修、巡回法務・コンプライアンス研修、出前研修等の回数を増やし、具体的課題への対応を内容とするよう努めた。 また、定期法務研修を新たに実施した。

- (4) コンプライアンス関連事例の収集及びその周知
- (5) リーガル・サポート

法律相談、法務研修(再掲)、メルマガの発行などの取組を継続し、グループウェアやイントラネットを活用した情報提供を充実するとともに、行政手続・争訟に関する情報(関係条文、逐条解説、解説・Q&A等)について、速やかに検索できるWEBサービスを導入し、職員の法令習熟度の向上に取り組みました。

- (6) その他実施した施策
 - ①職員の自己検証のためのコンプライアンスチェックシートの更新
 - ②三重県職員クレドカードの携帯及び幹部職員による庁内放送

また、不祥事の発生防止を徹底するとともに、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、下記のとおり総務部長通知を発出するとともに、適切な事務処理の確保について、危機管理課、人事課連名で注意喚起を行いました。

- ・職員の綱紀粛正について(依命通知) 平成26年11月26日
- ・衆議院議員総選挙における職員の服務規律の確保について (通知) 平成26年12月1日
- ・職員の綱紀粛清について(依命通知)平成27年3月2日
- ・統一地方選挙における職員の服務規律の確保について(通知)平成27年3月13日

2 取組の成果

上記の取組により、職員からは、「服務規程等を確認するよいきかっけとなった」「改めて見つめ直すよい機会となった」「繰り返すことにより、コンプライアンス意識は確かに向上しているのではないか」などの意見が寄せられ、コンプライアンス意識の向上に役立っていると考えます。

また、巡回法務・コンプライアンス研修 (20 回) や新たに実施した定期法務研修 (12 回) 等は、アンケート結果からも高い評価を得ており、職員のコンプライアンス意識、法令習熟度の向上につながったと考えます。

平成27年度以降(取組予定等)

職員に服務規律の確保やコンプライアンス意識を徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、引き続き、意識向上、注意喚起の取組を行います。

また、同様に、リーガル・サポートの取組を通じて、職員の法令習熟度の向上に努めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(物品の適正管理)

- (2) 物品の金品亡失(損傷)については、平成25年度の報告件数(※)は254件となっており、前年度と比較して29件増加している。この中には、不注意が原因と思われる火災によるものも含まれている。
 - 引き続き、各所属に対し、金品亡失(損傷)の未然防止及び物品の適正な管理を行うよう、指導されたい。
 - (※) 報告件数は災害による被害を除く。

(人事課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

課長補佐級昇任時研修等におけるコンプライアンス研修の中で、物品の適正な保管・管理に関する研修を実施しました。 また、平成26年度も会計管理者兼出納局長との連名による依命通知を発出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。(平成26年5月30日)

2 取組の成果

依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務課長会議、班長会議、担当者会議など)で注意を喚起することで、財務事務の適正 化に向けた法令遵守の意識を一層徹底することができました。

平成27年度以降(取組予定等)

物品の適正管理に向け、職員の意識を高揚し、物品の適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、平成27年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(持続可能な財政運営基盤の確立)

(3) 平成 25 年度の県財政については、建設地方債等の県債残高は減少しているものの、臨時財政対策債等を含めた県債残高の総額は引き続き増加している。また、経常収支比率は96.1%と前年度に比べて1.2 ポイント、実質公債費比率についても14.6%と前年度に比べて0.5 ポイント上昇している。

本県の財政状況は、歳入面では県税収入の一定の増加が見込まれるものの、これまで歳出の財源として活用してきた各種の特定目的基金の残高が大きく減少しており、歳出面では社会保障関係経費や公債費が増加するなど、極めて厳しい状況にある。

こうしたことから、徹底した事業の見直しを行うとともに、税収確保対策や多様な財源確保策を進めることにより、可能な限り 県債発行の抑制に努め、将来世代に負担を先送りしない特続可能な財政の基盤を確立されたい。

(財政課)

講じた措置

平成26年度

1 実施した取組内容

将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、平成26年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高を、平成23年度末よりも減少させる目標の達成にむけて、中期財政見通しで示した発行額の範囲内に県債発行を抑制しました。

平成26年度(最終補正後)における県債残高

8,049 億円

(参考) 中期財政見通しで示した平成26年度末県債残高8,185億円

平成27年度当初予算編成では、これまで2ヶ年実施してきた新しい予算編成プロセス(※)を円滑に運用し、事業の選択と集中を更に進めることで、メリハリのある予算をめざしました。

(※) 平成25年度当初予算編成で従来の施策別財源配分制度の廃止や知事と部局長の協議の場の充実などの見直しを行うとともに、 平成26年度当初予算編成では、新たに、従来の一律のシーリングを見直し、少子化対策に資する施策を重点化施策として設定。

さらに、多様な財源確保策としては、公用車への広告掲載、県行造林におけるオフセット・クレジット制度によるCO2 売買、ホームページへのパナー広告、共通使用封筒への広告、自動販売機の設置場所の貸付などに引き続き取り組みました。県有施設へのネーミングライツについては、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営総合競技場についてネーミングライツ・パートナーを募集した結果、パートナーを三重交通グループホールディングス株式会社、愛称を「三重交通Gスポーツの杜鈴鹿」、「三重交通Gスポーツの杜伊勢」とすることに決定し、10月1日から導入しました。契約条件は、1 施設あたり年間 500 万円(2 施設合計年間 1,000 万円)、10年間契約、総額1億円となっています。

2 取組の成果

「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標達成に向けた諸課題の解決の着実な推進、社会情勢の変化等を踏まえた諸課題への的確な対応、国の経済対策を活用した事業実施のための予算措置を行いました。

また、新しい予算編成プロセスを円滑に運用し、限られた財源を柔軟に無駄なく配分しメリハリのある予算編成を実現するとともに、県債発行の抑制に配慮した当初予算編成を行った結果、中期財政見通しで示した残高を下回ることとなりました。

なお、多様な財源確保策に取り組んだ結果、平成26年度は1億3,499万円の収入見込み(決算見込み)となっています。

平成27年度以降(取組予定等)

平成 27 年度当初予算は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の最終年度にあたるため、目標達成に向けてオール県庁で必達意識を もって県政の諸課題の解決を着実に推進することを基本方針とし、「平成 27 年度三重県経営方針(最終案)」を踏まえて、当初予算 を編成しました。

今後も引き続き、三重県行財政改革取組の財政運営の改革に掲げた取組を着実に推進し、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立をめざします。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(県税及び県税以外の未収金対策)

(4) 平成25年度における県税(加算金を含む)の収入未済額は、5,464,385,087円であり、前年度に比べて637,909,719円(△10.5%)減少しているものの依然として多額となっている。

特に、県税の収入未済のうち83.9% (前年度84.3%) が個人県民税の収入未済であり、県税の収入未済における大きな割合を 占めているので、引き続き地方税法第48条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収の実施、一部事務組合三重地方税管 理回収機構との連携、特別徴収義務者の全指定など、税収確保に努められたい。

また、県税以外の未収金が6,992,601,665円あるため、県が有する債権の管理及び徴収に関し必要な事項を定めた「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等の諸規定に基づく債権管理事務及び債権処理計画の進捗管理を適切に行い、県全体の未収金が縮減されるよう、各部局に対し指導されたい。 (財政課、税収確保課)

講じた措置

平成26年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 個人県民税対策
 - ① 平成22年度より、税収確保課内に設置した個人住民税特別滞納整理班で地方税法第48条の規定に基づく個人住民税(県民税と町民税)の直接徴収を県・市町が連携し実施しました。
 - ② 企業等が従業員等の個人住民税を一括して市町に納入する「特別徴収」について、県・市町が連携して、関係団体への働きかけを行い、平成26年度から県内全市町一斉に特別徴収義務者の指定徹底を開始しました。
 - ③ 県税職員研修への市町職員の参加受け入れを行い徴収技術の向上を図りました。

(税収確保課)

(2) 高額滞納事案の滞納整理

税収確保課内の特別徴収機動担当と各県税事務所が連携して滞納処分の強化を図り、県税収入の確保に取り組みました。

(税収確保課)

(3) 税外の未収金対策

県税以外の未収金について、平成25年度に策定した「債権処理計画(目標)」に対する「債権処理計画(実績)」と平成26年度の「債権処理計画(目標)」を、決算にあわせ議会で説明するとともに公表しました。

また、各部局が「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき適切な債権管理や未収金の縮減が図れるよう債権管理事務の取扱いの徹底やイントラページの公開を行う取組を実施したほか、債権管理推進会議を開催して部局間で課題や平成26年度に行う条例に基づく私債権の放棄についての情報共有を行いました。 (財政課)

- 2 取組の成果
- (1) 個人県民税対策【平成27年2月末実績】
 - ① 地方税法第48条の規定に基づく個人住民税の直接徴収
 - ・処理額(納付・差押・納付約束等、市町予告効果含む) 約10億200万円(うち、徴収額約5億4,500万円)
 - ② 特別徴収加入促進と指定徹底の取組実績

特別徴収義務者の指定を徹底した結果、本県における給与所得者に占める特別徴収の割合は、86.1%となり、平成21年度の 取組開始時と比較して20.1ポイントの増加(うち昨年度比13.0ポイント増加)となりました。

今回の指定徹底により、年間ベースで個人住民税約7億円、個人県民税約2.8億円の増収効果が見込まれます。

③ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績

研修開催7回 市町職員等延べ参加人数 259人

(税収確保課)

- (2) 高額滞納事案の滞納整理【平成27年2月末実績】
 - ① 徴収・差押など処理済額 約7,500万円(うち、徴収額約6,500万円)
 - ② 捜索等及び公売実施状況 捜索等回数:51回 公売状況:48 件を公売し22 件が落札 売却額約850万円 (税収確保課)
- (3) 税外の未収金対策
 - ・平成25年度債権処理計画(実績)及び、平成26年度債権処理計画(目標)の説明及び公表
 - ・徴収強化月間、債権管理自己検査及び私債権の放棄の実施

(財政課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (1) 個人県民税対策
- ① 三重県地方税管理回収機構は平成27年度から、これまでの高額滞納事案に加え、個人住民税をはじめとする少額滞納事案を対象とする新たな取組を開始します。この新たな取組は県が実施してきた個人住民税の直接徴収より、さらなる徴収効果が見込めるもので、県は機構の新たな取組を支援し、取組の重複する住民税班を廃止することとします。
- ② 平成 26 年度に開始した特別徴収義務者の指定の徹底については、県内全市町が法定要件にそって実施し、制度の定着が図られるよう引き続き取組を進めます。指定の徹底に伴う課題等や特別徴収義務者の滞納対策については、研究会等を中心に引き続き市町と連携して対応策を検討していきます。
- ③ 県税職員研修への市町職員の参加受入

(税収確保課)

(2) 高額滞納事案の滞納整理

特別徴収機動担当と各県税事務所が連携し、引き続き滞納処分の強化を図り、県税収入の確保に努めます。

(税収確保課)

3) 税外の未収金対策

引き続き「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、可能な限り年度を超えないよう発生年度内の早期の 回収に努めるとともに、債権処理計画の策定などの取組を実施し、未収金の縮減に取り組みます。 (財政課)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
- イ 地域機関分

収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 不動産取得税について、登記内容の確認が不十分であったことによる課税額誤りがあった。

(四日市県税事務所)

(2) 同姓同名の別人同士を誤って「あて名統合」したことにより、自動車税口座振替通知書が別人に郵送された。

(津総合県税事務所)

(3) 滞納処分の執行停止後時効をむかえて不納欠損処分を行ったものについて、財産調査が不十分なものがあった。

(松阪県税事務所)

(4) 延滞金の収納時において、完納情報の確認が不十分であったため二重納付となったものがあった。

(松阪県税事務所)

(5) 不動産取得税減額通知書の送達に際して、減額後税額が納付済であるにもかかわらず、誤って納付書を添付していた。

(松阪県税事務所)

講じた措置

平成26年度

1 実施した取組内容

イ 地域機関分

(1) 持分取得の場合には、調査書兼入力票に記載した持分を青い○で囲んで強調すること、および計算時、入力時に登録免許税の 課税価格と控除前課税標準額を確認することにより、持分見落としによる課税誤りを防止する措置を講じました。

(四日市県税事務所)

(2) 県税マネジメントシステム不適合サービス管理規定及び是正処置管理規定に従って、不適合発生報告書の作成と是正処置の検討を行い、課内ミーティングにおいて全員に注意喚起を促すとともに、今後「あて名統合」は滞納者のみに限定し、行う際は住民票等で住所・氏名・生年月日を十分に確認して行うようにすることで再発の防止に努めました。

(津総合県税事務所)

(3) 平成26年6月5日の納税課ミーティングにおいて担当者全員に注意喚起を促すとともに、前年度までの業務の進め方を検証・見直し、再発の防止に努めました。

(松阪県税事務所)

(4) 県税マネジメントシステム不適合サービス管理規定及び是正処置管理規定に従って、不適合発生報告書の作成と是正処置の検討を行い、担当者に注意喚起を促すとともに、再度チェック内容の確認を実施することで再発の防止に努めました。

(松阪県税事務所)

(5) 県税マネジメントシステム不適合サービス管理規定及び是正処置管理規定に従って、不適合発生報告書の作成と是正処置の検討を行い、調定処理後の減額受付分については、「不動産取得税納通発送前減額受付確認表」を作成し管理することにしました。また納付書等を作成した場合は、ダブルチェックをかけることで再発の防止に努めました。

(松阪県税事務所)

2 取組の成果

イ 地域機関分

(1) (2) (3) (4) (5) 同様の事例は発生していません。

(四日市県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所)

平成27年度以降(取組予定等)

イ 地域機関分

- (1) 今後も、引き続き持分を青い○で囲むこと、計算時、入力時に登録免許税の課税価格と控除前課税標準額を確認することにより、再発の防止に努めます。 (四日市県税事務所)
- (2) 引き続き、「あて名統合」については統合する際に住民票等で住所・氏名・生年月日を十分確認し実施することで、再発の防止に努めていきます。 (津総合県税事務所)
- (3) 引き続き、担当者全員に注意喚起を促し、再発の防止に努めていきます。

(松阪県税事務所)

(4) 引き続き、担当者に注意喚起を促すとともに、再度チェック内容の確認を実施することで再発の防止に努めていきます。 (校

(松阪県税事務所)

(5) 引き続き、調定処理後の減額受付分については、「不動産取得税納通発送前減額受付確認表」により管理します。また、納付書等を作成した場合は、ダブルチェックをかけることで再発の防止に努めていきます。

(松阪県税事務所)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託

(1) 鈴鹿庁舎音声触知案内盤更新業務委託 (特命随意契約) において、予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (鈴鹿地域防災総合事務所)

イ 公共工事

- (1) 三重県熊野庁舎浄化槽ブロアー室 建築他工事において、リサイクル認定製品の「認定製品一覧表 (総括表) (「該当製品なし」と表記)が設計書に添付されていなかった。 (管財課)
- (2) 三重県桑名庁舎本館棟 トイレほか改修工事において、リサイクル認定製品の「認定製品一覧表 (総括表)」(「該当製品なし」と表記)が設計書に添付されていなかった。 (管財課)
- ウ 物品等購入
- (1) 支出命令書に納品書が添付されていないものがあった。

(人事課)

エ その他支出事務

(1) 給料等の支払誤りにより歳出戻入を行っていた。

(人事課)

講じた措置

平成26年度

- 1 実施した取組内容
 - ア業務委託
 - (1) 予定価格における積算根拠が明確になっているか複数チェックを行うなど、チェック体制の強化を徹底しました。 (鈴鹿地域防災総合事務所)
 - イ 公共工事
 - (1)(2) リサイクル認定製品にかかる認定製品一覧表(総括表)を設計書に添付する必要のあることを所属内関係職員に再度周知し、 設計書作成時に添付されていることを工事施行伺い時に確認するよう徹底しました。

(管財課)

- ウ物品等購入
- (1) 納品書の受領および支出書類への添付について徹底しました。

(人事課)

- エ その他支出事務
- (1) 給料等の支払時における算定誤り等を防止するため、より慎重な事務処理及びチェックを行うよう徹底しました。

(人事課)

- 2 取組の成果
 - ア業務委託
 - (1) 同様の事案は発生していません。

(鈴鹿地域防災総合事務所)

イ 公共工事

(1)(2) 同様の事案は発生していません。

(管財課)

- ウ 物品等購入
- (1) 支出命令書への納品書添付について、適正に事務処理しています。

(人事課)

- エ その他支出事務
- (1) 支払誤りを防止するため、慎重な事務処理に努めています。

(人事課)

平成27年度以降(取組予定等)

- ア業務委託
- (1) 引き続き、適切な会計事務が行われるようチェックの強化を図っていきます。

(鈴鹿地域防災総合事務所)

イ 公共工事

- (1)(2) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き、関係職員への周知徹底と、工事施行伺い時の確認強化に努めます。 (管財課)
- ウ物品等購入
- (1) 引き続き、適正な事務処理に努めます。

(人事課)

エ その他支出事務

(1) 支払誤りが生じることのないよう、引き続き、適正な事務処理に努めます。

(人事課)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 人件費

人件費について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい

- (1) 住居手当の認定に必要な書類が添付されていなかった。(7件)
- (2) 住居手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった。(1件)
- (3) 住居手当に係る認定時の書類に一部確認できない事項があった。(1件)
- (4) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった。(1件)
- (5) 通勤手当の通勤経路及び通勤距離の認定に誤りがあった。(1件)
- (6) 通勤手当の事後確認時の書類に一部確認できない事項があった。(2件)
- (7) 通勤手当の支給額に誤りがあった。(1件)

(総務事務課)

講じた措置

平成26年度

1 実施した取組内容

監査の指摘を受けた職員の各種手当については、総務事務集中化時に引継ぎを受けた各所属での認定分も含めて再審査を行い、認定の適・不適を確認し、不適なものについて以下のとおり修正を行いました。

- (1)(2)(3)(6) 各種手当(住居手当、通勤手当)の認定に必要な書類及び事後確認書類の不備については、該当職員に必要な証明書類等の提出を求め、手当の支給が適正であることを確認したうえで、書類を整備しました。
- (4)(5) 通勤手当の経路及び距離については、総務事務システムの道路ナビを参考に認定経路及び距離を変更しました。
- (7) 通勤手当の過払い分について、会計規則に基づき速やかに返納の事務処理を行いました。

2 取組の成果

各種手当の支給要件の確認や添付する証明書等に留意のうえ、適正な事務処理に努めました。 通勤手当の過払い分については返納されたことを確認しました。 通勤手当の認定誤りについては精算されたことを確認しました。

平成27年度以降(取組予定等)

各種手当の認定、事後確認について、引き続き、給与条例等に基づき適正に執行するよう努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ア財産管理状況
- (1) 公有財産使用許可台帳が作成されていなかった。

(2) 物品標示票が貼付されていないものがあった。

(伊賀地域防災総合事務所)

- イ 物品等の管理状況
- (1) 物品標示票がはがれているものがあった。

(人事課)

(四日市県税事務所)

講じた措置

平成26年度

- 1 実施した取組内容
- ア財産管理状況
- (1) これまで一覧表で整理をしていましたが、三重県公有財産規則に基づく書式により台帳を整理しました。

(伊賀地域防災総合事務所)

- イ 物品等の管理状況
- (1) 指摘後、速やかに是正(物品表示表を貼付)しました。

(人事課)

(2) 物品標示票を貼付しました。今後、全く使用することがない物品ですので、廃棄処分を行いました。

(四日市県税事務所)

- 2 取組の成果
 - ア財産管理状況
 - (1) 三重県公有財産規則をはじめとする関係規定を再度確認し、一層適正な事務処理に努めています。

(伊賀地域防災総合事務所)

イ 物品等の管理状況

(1) 是正後、引き続き適正に管理を継続しています。

(人事課)

(2) 平成26年11月4日に廃棄を行いました。

(四日市県税事務所)

平成27年度以降(取組予定等)

- ア財産管理状況
- (1) 引き続き、三重県公有財産規則に基づく台帳の整理を行っていきます。

(伊賀地域防災総合事務所)

イ 物品等の管理状況

(1) 引き続き、適正な物品管理に努めます。

(人事課)

(2) 適正な事務処理に努めます。

(四日市県税事務所)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (5) 事務管理体制
 - (ア) 工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りにより入札を中止した事案が5件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。

(1)物件等で入札を中止したものが1件あった。

(管財課)

(2) 物件等で入札を中止したものが1件あった。

(四日市地域防災総合事務所)

(3)物件等で入札を中止したものが1件あった。(4)物件等で入札を中止したものが2件あった。

(鈴鹿地域防災総合事務所) (志摩建設事務所)

※物件等: 三重県物件等電子調達システムを利用し平成25 年度に入札公告(4月1日以降公告(公開))を行った案件。

(イ) その他事務管理体制

事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた。

(松阪県税事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (ア) 工事、物件等における入札中止状況
 - (1)(2)(3)(4) 複数の職員でチェックするなど、一層適正な事務処理を行うためチェック体制の強化を徹底しました。

(管財課、四日市地域防災総合事務所、鈴鹿地域防災総合事務所、志摩建設事務所)

- (イ) その他事務管理体制
- (1) 備品について修理費用の有無にかかわらず、亡失した場合は速やかに報告書を提出するよう、職員に周知しました。

(松阪県税事務所)

- 2 取組の成果
- (ア) 工事、物件等における入札中止状況
- (1)(2)(3)(4) チェックを徹底し、一層適正な事務処理に努めています。

(管財課、四日市地域防災総合事務所、鈴鹿地域防災総合事務所、志摩建設事務所)

- (イ) その他事務管理体制
- (1) 同様の事例は発生していません。

(松阪県税事務所)

- (ア) 工事、物件等における入札中止状況
- (1)(2)(3)(4) 引き続き、複数の職員でチェックするなど、一層適正な事務処理を行うためチェック体制を強化していきます。 (管財課、四日市地域防災総合事務所、鈴鹿地域防災総合事務所、志摩建設事務所)
- (イ) その他事務管理体制
- (1) 備品について修理費用の有無にかかわらず、亡失した場合は速やかに報告書を提出するよう、あらためて周知徹底を行います。 (松阪県税事務所)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (6) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(1) 物損事故 (負担割合:県100%・相手0%)

(物損額:県56,374円·相手196,287円)

(津総合県税事務所)

※ 内容欄の「県〇〇円」は、公用車の修繕料で県が支出した金額であり、「相手〇〇円」は、県が契約している自動車保険から相手方に支払いされた金額である。

講じた措置

平成26年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 物損事故

交通安全意識の向上と集中管理公用車を含む自動車の適切な運行管理について、事務所定例会及び課内ミーティングなどの機会をとらえて、交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。

- 2 取組の成果
- (1) 物損事故

職員の交通安全意識の高揚が図られ、公用車の適切な運行管理が行われています。

平成27年度以降(取組予定等)

(1) 物損事故

今後とも、所内会議など機会のあるごとに、交通安全意識と適切な自動車の運行管理意識の向上のため、職員への周知徹底を図っていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(介護サービス基盤の整備促進)

(1) 特別養護老人ホームの施設整備を行う事業者への支援により、その整備数は増してはいるものの、介護度が重度で在宅の入所待機者数は、平成25年9月1日現在、1,805人であり、入所の必要性の高い人が直ちに入所できない状況となっている。引き続き、入所基準の適切な運用と必要な施設整備を促進することにより、入所待機者の解消に努められたい。

また、良質な介護サービスを提供するためには、人材の安定的な確保と資質の向上が不可欠であるので、関係機関と連携して、更なる人材の確保・養成を行われたい。

(地域福祉課、長寿介護課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 特別養護老人ホームへの入所にあたって、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所 決定が行われるよう、施設への現地調査を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。
 - (2) 介護保険事業支援計画に基づく施設整備の促進のため、平成27年度の整備計画の募集に際し、施設整備を予定している事業者を対象とした説明会を開催しました。
 - (3) 三重県社会福祉協議会に設置した福祉人材センターにより無料職業紹介、就職フェア等の福祉・介護人材確保対策事業を実施しました。

福祉人材センターにキャリア支援専門員を4名配置し、ハローワークへの出張相談、事業所訪問等を行う事業や、新たな人材の参入促進策として、福祉・介護の仕事に関心を持つ人を対象とした職場体験事業、中学生や高校生に福祉・介護の仕事の魅力を発信する事業、離職者等を対象に介護職員初任者研修を実施することにより介護職場への就労を支援する事業(離職者等就労支援事業)などを実施しました。

2 取組の成果

- (1) 特別養護老人ホームへの現地調査の実施によって、入所基準の適切な運用を促すことができました。
- (2) 各保険者における施設利用者数の見込みや市町の整備意向等をふまえ、平成27年度の施設整備として、特別養護老人ホーム2施設(120床)の選定を行いました。
- (3) 福祉人材センター事業等により、580名(平成27年2月末時点)が福祉・介護職場に就職しました。また、離職者等就労支援事業により、102名が資格を取得し、74名が福祉・介護職場に就職しました。

平成27年度以降(取組予定等)

- (1) 特別養護老人ホームへの入所にあたって、施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する現地調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促します。
- (2) 整備計画の募集にあたっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を着実に推進します。
- (3) これまで実施してきた福祉・介護人材確保対策事業を拡充して実施するとともに、新たな取組として、潜在的有資格者等再就業促進事業、シニア世代介護職場就労支援事業を実施します。
 - ①潜在的有資格者等再就業促進事業

福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の有資格者を対象に、知識や技術を再確認するための研修を 実施し、福祉・介護分野への再就業を促進します。

②シニア世代介護職場就労支援事業

新たに福祉・介護分野への参入を希望する中高年齢者層を対象に福祉・介護分野の基礎研修を実施し、福祉・介護分野への参入を促進します。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(障がい者の就労支援)

(2) 福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額については、増加傾向にあるものの「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標値13,300円に対し、12,851円にとどまっている。安定した収入の確保に向けて、福祉事業所の経営意識の向上や商品改良、販路拡大等の支援を進めるとともに、共同受注窓口事業等による受注拡大に取り組まれたい。

また、雇用契約に基づく就労に移行した障がい者数についても「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標値に達していないので、引き続き社会的事業所等の就労支援策を積極的に進められたい。

(障がい福祉課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 官公需を中心に「共同受注窓口」を通じた受注拡大に取り組みました。
 - (2) 障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、障害者就労施設等からの調達拡大に向けた環境整備に取り組みました。
 - (3) 一般就労でも福祉的就労でもなく、一定の社会的支援のもとに、障がいのある人もない人も対等な立場で共に働く場となる「社会的事業所」の創設を支援しました。
- 2 取組の成果
 - (1) 「共同受注窓口」の受注拡大に向け、受注の仲介、調整、品質管理の指導等を行うほか、従来多かった物品等の受注から、除草等の役務など受注内容の多様化を進めました。
 - (2) 県においては、平成26年度の調達方針の中で昨年度目標を上回る調達目標額を設定し、障害者就労施設等からの優先調達に取り組みました。
 - (3) 障がいのある人もない人も共に働く場である「社会的事業所」を 3 か所創設し、障がい者雇用に結びつける など、障がい者が安心して働くことができる場を拡大しました。

- (1) 福祉事業所における工賃等のさらなる向上に向けて、「共同受注窓口」と事業所との連携・協力体制を一層推進するとともに事業所の自主的な取組を促進し、受注拡大を進めます。
- (2) 平成 26 年度の調達結果をふまえ、平成 27 年度の調達方針を策定し、障害者就労施設等への発注のさらなる推進に取り組むとともに、調達内容の多様化を一層推進します。
- (3) 障がい者が安心して働ける場が拡大し、働く喜びを感じながら地域で自立して生活していけるよう、社会的事業所の拡大、安定的な運営について、市町とともに支援します。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(看護職員の確保対策)

(3) 県は看護職員の確保のため、看護師等修学資金貸与制度やナースバンク制度等に取り組み、県内の看護職員数は増加傾向にあるものの、人口 10 万人当たりの施設従事者数は全国平均を下回り、看護職員の確保が重要な課題となっている。引き続き、関係機関と連携し、人材確保対策、定着促進対策、看護職員の資質向上対策など看護職員の確保に取り組まれたい。

(地域医療推進課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 看護職員確保対策を総合的に検討する場として医療看護分野を専門とする委員等で構成する看護職員確保対策検討会を設置し、取組の方向性について検討を進めました。
 - (2) 看護職員の養成と確保を図るため、看護学生等に対して修学資金を貸与するとともに、看護師等養成所への運営支援を実施し、さらに潜在看護職員に対して、復職支援研修会やナースセンターによる就業相談、斡旋などの再就業支援を実施しました。

また、県内の中高校生に対しては、看護職員をめざす動機付けとなるよう、看護の魅力を啓発する出前事業や 看護体験も行いました。

(3) 定着促進の取組として、医療機関に対し、多様な保育ニーズにも対応できる院内保育所の設置支援を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築に向けた研修経費補助や人材育成を担う責任者等への育成支援を行いました。

就労環境改善については、看護職員からの相談に応じる総合相談窓口の設置や看護管理者を対象とした研修会の開催などの取組を進めました。

また、改正医療法に基づき、医療機関全体での勤務環境改善を図るため、三重県医療勤務環境改善支援センターを設置し、アドバイザー派遣などの総合的な支援体制の構築を進めました。

(4) 資質向上対策として、在宅医療推進のための看護職員研修や、がん、認知症対策をテーマとした実務研修を実施しました。

2 取組の成果

(1) 平成 26 年 3 月末において看護師等養成所から 871 名の卒業生が輩出され、823 名が看護職員として就業し、 そのうち県内就業は 3 年ぶりに 600 人台 (641 名、77.9%) となりました。

また、ナースセンターによる就業相談、斡旋では、429 名 (平成 27 年 2 月末現在)の就業者を得て、看護職員の復職につながりました。

潜在看護職員の復職研修会においては、24人の参加があり、18人が復職しました。

(2) 病院内保育所運営補助について、24時間対応加算が9施設、病児等保育加算が2施設(平成25年度はそれぞれ8施設、1施設)から交付申請があり、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所が増加しました。

新人看護職員の研修体制構築については、新人看護職員の入職のあった約9割の病院において、研修体制が整備され、研修修了者の割合は89.0%となっており、看護職員の離職率も全国平均を下回っています。

- (1) 看護職員確保対策検討会での議論を踏まえ、総合的な看護職員確保対策に取り組むとともに、実施事業をフォローアップし、さらに必要な課題について検討を進めていきます。
- (2) 看護職員や女性医師等の就労環境改善に向け、医療勤務環境改善支援センターにおいて、計画的に勤務環境改善に取り組む医療機関に対して引き続き支援を行うとともに、医療機関の主体的な取組を促進するため、女性が働きやすい医療機関認証制度を実施します。
- (3) 看護職員等の離職防止のため、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置について、支援を充実するとともに施設の状況に応じた働きかけを実施します。
- (4) 看護職員の確保については、引き続き、三重県ナースセンターが求人側の勤務環境を十分把握し、ハローワーク等と連携して、求職者への就業斡旋を実施します。また、平成27年10月から始まるナースセンターへの免許保持者の届出制度について、円滑な導入に向けた取組を進めていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(医師の確保対策)

(4) 県内の人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数は全国平均より少なく、都道府県順位で 37 位 (平成 24 年 末現在)となっており、医師確保が重要な課題となっている。このため、従前からの医師修学資金貸与制度の拡充等に加え、三重県地域医療支援センターにおいて後期臨床研修プログラムを作成し、医師不足、地域偏在の解消に向けて、積極的に取り組んでいる。引き続き医師不足や偏在の解消に努めるとともに、これまでの取組成果の検証と必要に応じた見直しをされたい。

(地域医療推進課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

- (1) 県内の医師の不足する地域の医療機関等における医師の確保及び質の向上に資することを目的として、医学部を卒業後、医師として一定の年数を県内で勤務することにより貸与額全額の返還を免除する三重県医師修学資金の新規貸与を実施しました。
- (2) 修学資金貸与者等若手医師へのキャリア形成支援と医師不足地域の医療機関の医師確保支援を一体的に行う 仕組みとして、へき地等医師不足の地域を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得 できる17基本診療領域の後期臨床研修プログラムの運用を開始しました。
- (3) 後期臨床研修プログラムの活用促進を図るため、医師修学資金の返還免除の要件に、同プログラムに基づき8年間勤務するコースを新たに加える条例改正を行い、平成26年7月から実施しました。

2 取組の成果

- (1) 三重県医師修学資金について、面接等による選考のうえ、募集人員である 55 名に貸与を行った結果、貸与者の累計(平成 27 年 2 月末現在)が 457 名となりました。
- (2) 来年度から後期臨床研修を開始する臨床研修2年目の修学資金貸与者等47名を対象に、返還免除要件に追加した地域医療支援センターコースの周知や複数回の個人面談の実施等により、後期臨床研修プログラムの活用促進に取り組みました。

・第1次面談:平成26年6月~8月実施 ・第2次面談:平成26年10月~12月実施

- (1) 三重県医師修学資金について、前年同様の募集定員 55 名の新規貸与に向けて取り組み、将来県内で勤務する医師の総数確保に努めます。
- (2) 引き続き、後期臨床研修プログラムの周知や個別面談の実施等に取り組み、より多くの医師修学資金貸与者等に後期臨床研修プログラムを活用してもらうことにより、医師修学資金貸与者等の若手医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足地域の医療機関の医師確保支援を進め、医師の地域偏在の解消につなげていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(児童虐待の早期発見や未然防止)

(5) 県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成25年度1,117件で、過去最多となっているほか、居住実態が把握できない家庭や乳幼児健康診査等を受けない家庭の存在が明らかとなっている。

児童虐待相談における主な虐待者は、実母が 657 件と、58.8%を占めていることから、母子保健等の関係機関との連携を強化するとともに、市町に対し、居住実態が把握できない家庭等の存在を把握した場合にあっては、関係部門間での情報共有や、児童相談所での関与について確認するよう周知徹底するなど、児童虐待の早期発見や未然防止に努められたい。 (子育て支援課)

講じた措置

<u>平成 26</u>年度

- 1 実施した取組内容
 - (1)組織体制の強化
 - ① 平成24年度に発生した2件の児童虐待死亡事例の検証結果をふまえ、児童相談所における法的対応力及び介入型支援の強化、市町の児童相談体制の強化を目的とした市町の取組に対する支援の充実を図りました。
 - ② 北勢児童相談所に職員1名を増員しました。
 - (2)新たな取組等
 - ① 平成25年度に研究開発した初期対応を的確に実施するためのリスクアセスメントツールを本格運用するとともに、対象ケースの家庭に対する中長期的な支援を的確に実施するためのニーズアセスメントツールの研究開発を行いました。
 - ② 児童虐待ケースのうち、主に学校・保育所等に所属する児童のケースについて、民間機関との協働によるモニタリングをモデル地域で行い、きめ細かな支援や関係機関との連携を図りました。
 - ③ 平成24年度から取り組んでいる市町との定期協議を実施し、市町の児童相談体制の強化項目を定め、その具体化に向けた取組をアドバイザー派遣等により市町とともに進めました。特に、ケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、助言者を定期的・継続的に派遣し、対応力の向上を支援しました。また、児童相談所、市町の児童福祉及び母子保健担当職員を対象に研修会を開催し、事例検討を通じ連携強化を図りました。
 - (3)居住実態が把握できない児童への対応
 - ① 居住実態が把握できない児童について、早期の把握、関係機関による情報共有、早期対応を徹底するため、 対応の流れを整理し、市町と共有を図りました。

また、児童相談所が虐待ケースとして関わり、その後、行方不明になり、支援が途切れた児童については、全国の児童相談所間での情報連絡システムを活用し、情報共有を行いました。

- 2 取組の成果
 - (1) リスクアセスメントツールの本格運用及びニーズアセスメントツールの研究開発、民間との協働によるモニタリングの実施等により、児童虐待対応をより的確に実施していくための共通理解が進みました。
 - (2) 市町に対する支援を充実したことにより、市町の児童相談体制の強化を促し、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化や児童虐待事例への的確な対応につなげました。
 - (3) 事例検討会の実施等により、市町の児童福祉分野と母子保健分野との連携及び市町と児童相談所との連携の強化を図るとともに、警察や教育委員会との連絡会議に市町児童福祉担当も加わり、実践的な対応の理解や関係機関間の連携強化につなげました。
 - (4) 居住実態が把握できない児童については、市町要保護児童対策地域協議会での情報共有や、CA情報の発出による全国の児童相談所間での情報共有を行い、当該児童の状況把握に努めました。

- (1) 児童虐待ケースのうち、主に学校・保育所等に所属する児童の虐待ケースについて、民間機関との協働による モニタリングを行い、きめ細かな支援や関係機関との連携を図ります。(実施地域は平成 26 年度 1 地域→平成 27 年度 2 地域に拡充)
- (2) 平成25~平成26年度に研究開発を行ったリスクアセスメントツール及びニーズアセスメントツールの運用の 定着と精度向上を図ります。
- (3) 医療従事者向けの研修の実施により、児童虐待対応に関する医療分野の知識の普及を図り、医療機関における早期対応を促進します。
- (4) 引き続き全市町と児童相談センター(管轄の児童相談所含む)との間で定期協議を行い、市町ごとの強み・弱み、課題や注力すべきポイントなどを共有し、連携して、市町の児童相談対応力強化に向けた取組の具体化を進めます。
- (5) 市町の母子保健主管課や各保健所との連携、及び児童相談所に配置している保健師の活用等により、児童虐待対応における母子保健分野との連携強化を図ります。
- (6) 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化のため、アドバイザーを派遣するとともに、平成26年度の市町の取組結果をふまえ、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に助言者を定期的・継続的に派遣し、ケース対応力の向上につなげます。
- (7) 居住実態が把握できない児童については、引き続き、市町要保護児童対策地域協議会における情報共有やCA 情報発出による全国の児童相談所との情報共有を進め、当該児童の状況把握に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 498, 747, 224 円 (対前年度比 98.8%) あり、前年度と比べて 6,000,783 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

(長寿介護課、障がい福祉課、医務国保課、地域医療推進課、子育て支援課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成25年度に「健康福祉部所掌未収金対策会議」で決定した今後の方針に基づき、マニュアル作成や収納促進に取り組みました。
 - ① 健康福祉部債権管理マニュアルの作成と収納促進
 - ・ 部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催(4回)、健康福祉部債権管理マニュアルを作成するとともに、整理・回収の目標を決定し公表しました。
 - ・ 本庁担当班長、地域機関担当課長を幹事とする「健康福祉部所掌未収金対策会議幹事会」を開催(1回)し、 マニュアルの作成作業を実施しました。
 - ・ 12月に未収金徴収強化月間を設け、積極的に収納促進に取り組みました。
 - ② 未収債権管理事務嘱託員による収納の促進 滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握を行いました。
 - ③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金
 - ・貸付申請時での厳正な審査と口座振替の推進を行いました。
 - ・督促状、催告状を借受人のほか、すべての連帯借受人、連帯保証人に発付し、償還指導員や母子・父子自立 支援員等による納付指導、所在調査の徹底を行いました。
 - ・民間債権回収会社への委託による収納の促進を行いました。

2 取組の成果

- (1) 「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、健康福祉部債権管理マニュアルを作成するとともに、収納促進を図りました。
- (2) 未収金徴収強化月間における取組の強化により、12月の収納実績が前年度より増加しました。
- (3) 未収債権管理事務嘱託員が自宅等への訪問を行った結果、訪問時に1,765千円を収納しました。
- (4) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の未収金管理の成果として、平成 25 年度の過年度徴収率が 8.93%であったところ、平成 27 年 2 月末現在で 12.04%となりました。
- (5) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 61,354 千円を収納しました。

- (1) 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「健康福祉 部債権管理マニュアル」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。
- (2) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、訪問徴収の強化に努めます。
- (3) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行を周知徹底します。
- (4) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して実施します。
- (5) 母子父子寡婦福祉資金貸付金は、引き続き、償還指導員や母子・父子自立支援員を配置し、収納管理を徹底し、 適切な回収整理を徹底します。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
- ア本庁分
 - (イ)収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
 - (1) 現金日計表が適正に登録されていなかった。

(障がい福祉課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

現金日計表の登録を徹底しました。

2 取組の成果

現金日計表の登録を徹底することができました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

現金日計表の登録について適切な事務処理に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
- イ 地域機関分
 - (ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 150,151,104 円(対前年度比 99.9%) あり、前年度と比べて 38,973 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

(桑名保健所、鈴鹿保健所、津保健所、松阪保健所、伊勢保健所、伊賀保健所、熊野保健所、北勢福祉事務所、多 気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、草の実リハビリテーション センター、小児心療センターあすなろ学園)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 徴収強化月間に電話、文書による催告および自宅への訪問を強化することにより未収金の発生防止と徴収に努めました。
 - また、未収債権管理徴収嘱託員と連携し、関係者からの滞納者の現状把握、未収金の徴収に努めました。
 - (2) 所内未収金対策会議を開催し、未収金の徴収を計画的に進行管理するとともに各担当が連携して臨戸徴収等に取り組みました。
 - (3) 生活保護費返還金について、ケースワーカーとの連携を強化し、個々の滞納者の生活状況を把握、一括納付が 困難な者については分納による支払いを促しました。また、78条徴収金については保護費からの控除を活用し、 確実な収納につなげました。
 - 外国人については必要に応じて通訳を利用し、収納の促進を図りました。
 - (4) 行方不明者の現住所把握のための調査を実施しました。
- 2 取組の成果
 - (1) 未収金徴収強化月間における取組の強化により、12月の収納実績が前年度より増加しました。
 - (2) 未収金の収納が進むとともに、連絡がとれなかった滞納者と連絡がとれる見込みとなるなどの成果がありました。
 - (3) 外国人滞納者について、通訳の活用により定期的な収納が行われるといった成果がありました。
 - (4) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 6,707 千円を収納しました。

- (1) 健康福祉部債権管理マニュアルに基づき、年度当初に債権処理計画を立て、その計画書に基づき、文書催告、電話催促、訪問徴収等行い、未収金の減少に努めます。
- (2) 未収債権管理徴収嘱託員及び市町担当者と連携し、滞納者の現状把握、未収金の徴収に努めます。
- (3) 所内未収金対策会議を開催し、未収金の適切な管理徴収を図ります。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
- イ 地域機関分
- (イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められ たい。
 - (1) 毒物劇物販売業登録更新手数料について、証紙消印日が申請日より前になっていた

(伊勢保健所)

(2) 証紙収入実績報告に誤りがあるものがあった。

(伊賀保健所)

(3) 児童措置費保護者負担金の決定やその後の手続き等について、事務処理誤りが多く発生していた。

(児童相談センター)

(4) 現金受入票が保管されていないものがあった。

(児童相談センター)

(5)現金納付された職員指導食代等について、現金収納手続きが適切に行われていなかった。

(国児学園)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 申請者が先付の申請書を提出した際、受付印を押印せず、提出日で申請に基づく登録票を交付し手数料(証紙)を収納したものであったため、業務担当課と収入担当課において、申請日と提出日の確認をし、受付印の押印を徹底しました。
 - (2) 財務システムへの入力や証紙収入実績報告のチェックを慎重に行うよう徹底しました。
 - (3) 負担金額の決定事務を行う児童相談所において、全職員を対象に扶養義務者の範囲の徹底及び控除廃止の影響を受ける費用徴収について、算定方法の周知徹底を図りました。

また、負担金の調定・収入事務を行う児童相談センターにおいて、算定結果の確認を行いました。さらに、担当者会議及び研修においても周知を図り、適正な事務処理に努めました。

- (4) 現金受入票の保管について、適切な会計事務を徹底しました。
- (5) 現金で集金した非常勤職員の指導食代について、現金収納票を作成して収納するよう改めました。 また、平成26年4月からは指導食の徴収方法を見直し、現金を集金する方法から各職員へ納入通知書を発 行する方法に改め、担当者が直接現金を取り扱う機会をなるべく減らすよう努めました。
- 2 取組の成果

改善取組の結果、適切に事務を行いました。

- (1) 三重県会計規則及び三重県証紙条例施行規則に基づき、適切な会計処理に努めます。
- (2) 財務システムへの入力や証紙収入実績報告のチェックを慎重に行います。
- (3) 今後、新たに負担金等の算定方法に関する通知が厚労省から出された場合は、児童相談所課長会議での説明や福祉事務所を含めた担当者向け研修会の開催等により、算定方法の周知徹底を図ります。
- (4) 職員指導食代については今後も納入通知書によって徴収することとし、引き続き適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に 努められたい。

ア 業務委託

- (1)【里親支援事業委託業務】
- ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・契約伺いに契約保証金免除についての記載がされていなかった。

(児童相談センター)

- (2) 【ハイリスクケース対応・情報共有システム委託業務】
- ・契約書において、契約を解除できる場合についての記載が誤っていた。

(児童相談センター)

- (3) 【障がい者就業・生活支援事業業務委託】
- ・契約伺いに契約保証金についての記載がされていなかった。

(障害者相談支援センター)

- (4)【診療応援受託】
- ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。
- ・契約書に個人情報の適正管理についての記載がされていなかった。

(小児心療センターあすなろ学園)

- (5) 【下水道中継ポンプ槽及び油脂分離槽清掃業務委託】
- ・契約準備行為により手続きを行っているものについて、会計規則運用方針で定められた時期より前に予定価格の 作成及び見積書の徴取を行っていた。 (小児心療センターあすなろ学園)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 出納局事前検査について及び契約書に記載すべき事項の漏れがないよう、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。

また、複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。

- (2) 契約内容の確認と遵守を徹底するとともに、関係職員に注意喚起を行うとともに、複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。
- (3) 契約伺いに記載すべき事項の漏れがないよう、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。
- (4) 出納局事前検査について、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。 暴力団排除条例等の対応及び個人情報の適正管理については、必要事項の記載漏れがないように複数職員での 確認等、チェック体制の強化に取り組みました。
- (5) 予定価格の作成及び見積合わせの実施は、予算議決後に行うよう関係職員に注意喚起を行うとともに、複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。
- 2 取組の成果

チェック体制の強化等により、適切な会計事務を行いました。

平成27年度以降(取組予定等)

年度当初に当該事務を行うものに対して、適切な事務処理方法を周知します。また、引き続き複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に 努められたい。

イ 公共工事

- (1)【こども心身発達医療センター(仮称)療育環境整備井戸設置工事】
- ・認定リサイクル製品の「認定製品一覧表(総括表)」が設計書に添付されていなかった。
- ・配置すべき技術者の資格の確認がされていなかった。
- ・工事完成検査終了後、受注者から工事目的物引渡書を提出させていなかった。

(発達支援体制推進プロジェクトチーム)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

施行伺、契約事務、完成検査の際、同様・類似の誤りがないように、改めて複数の職員で確認するようチェック体制を強化しました。

2 取組の成果

改善取組の結果、適切な会計事務を行いました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き適切な事務処理に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ウ 補助金
 - (1) 【がん予防・早期発見推進事業補助金】
 - ・交付要綱要領等に軽微な変更の範囲が規定されていなかった。

(健康づくり課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

速やかに交付要領に「軽微な変更の範囲」について規定しました。 また、他の事業の要領等も再点検しました。

2 取組の成果

適切な交付要領等を整備しました

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き適切な事務処理に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に 努められたい。

工 旅費

- (1) 【特定疾患業務ベンチマーキング】
- ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(健康づくり課)

- (2)【全国知的障害者更生相談所初任者研修】
- ・不必要な早朝加算が請求・支給されていた。

(障害者相談支援センター)

- (3)【日本精神神経学会福岡総会】
- ・復命書に用務時間が記載されていなかった。

(小児心療センターあすなろ学園)

- (4)【第54回日本児童青年精神医学会総会】
- ・自家用車による出張の際に公務出張に使用する自家用車届出書が提出されていなかった。
- ・復命書に用務時間が記載されていなかった。

(小児心療センターあすなろ学園)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - 工 旅費
 - (1) 速やかに総合文書管理システムに登録しました。

また、簡易決裁による総合文書管理システムへの登録漏れ防止について、課員に周知しました。

- (2) 歳出戻入の処理を行うとともに、早朝発、夜間着をともなう出張については、用務時間を確認し、適切に旅費請求を行うよう職員に対し周知しました。
- (3)(4) 全職員に対して、復命書の記載方法について周知を行い、復命書に用務時間を記載するようにしました。また、自家用車を使用して公務出張をする場合は、事前に自家用車届出書を提出するよう周知しました。
- 2 取組の成果
 - (1) 簡易決裁による総合文書管理システムへの登録漏れ防止について徹底しました。
 - (2) 適切に旅費請求を行いました。
 - (3)(4) 適切に用務時間を復命書に記載しました。

また、事前に自家用車届出書を提出することを徹底しました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き総合文書管理システムへの登録漏れ防止や復命書の記載漏れの防止等適切な事務処理に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に 努められたい。

- 才 物品等購入
 - (1)検査日及び払出日が納品書の日付より前になっているものがあった。

(食品安全課)

(2) 支払いが遅延しているものがあった。

(子育て支援課)

(3)年度末に分割して郵便切手を購入していた。

(松阪保健所)

(4)納品書・請求書の一部に目付が記入されていないものがあった。

(国児学園)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 納品書の日付が誤っていた事案であったことから、納品日(納品書受領時)に、日付を含め納品書の記載事項に誤りがないか確認を徹底しました。
 - (2) 請求書の受領後、速やかに支払処理を行いました。
 - (3) 年間の使用量等を勘案して、計画的に購入するようにしました。
 - (4) 納品書・請求書を受理したときは直ちに日付の記載を確認して記載漏れの防止に努めるとともに、郵送等で受け取った請求書等に日付の記載がなかった場合は受付印を押印することを徹底しました。
- 2 取組の成果

納品書及び請求書の確認と受付、期限内支払、計画的な物品購入について、適切に処理しました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き適切な事務処理に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に 努められたい。

- その他支出事務
 - (1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていないものがあった。

(福祉監査課)

- 予定価格が 10 万円以上の施設等使用料について、支出負担行為(整理)書ではなく、支出負担行為整理兼 支出命令書により整理しているものがあった。 (福祉監査課)
- (3) 歳出戻入の際に返納金戻入通知書の発行が遅延していた。

(食品安全課)

(4) 使用料の支払いが遅延しているものがあった。

(医務国保課)

- (5)(6)(7)資金前渡交付伺いの検査(履行確認)欄に検査年月日の記録及び検査員の押印がないものがあった。 (医務国保課、地域医療推進課、健康づくり課)
- (8) 特定疾患医療費償還払金の金額の誤りにより歳出戻入を行っていた。

(桑名保健所)

(9) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。

(鈴鹿保健所) (北勢福祉事務所)

(10) 生活保護費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。

(多気度会福祉事務所)

特別障害者手当の誤払いにより歳出戻入を行っていた。

(多気度会福祉事務所)

期末一時扶助金の誤払いにより歳出戻入等を行っていた。

(13) 施設利用料の金額誤りにより歳出戻入を行っていた。

(小児心療センターあすなろ学園)

講じた措置

平成 26 年度

- 実施した取組内容
 - (1)(2)(3)(9) 会計事務について、関係職員に適切な事務処理を周知しました。
 - (4) 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用されることを関係職員に徹底し、請求書の受領後、速や かに支払処理を行うようにしました。
 - (5)(6)(7) 履行確認について、他に記録漏れ等がないか確認しました。

また、関係職員に履行確認の在り方について再周知しました。

- (8) 提出された領収書について、医療機関分については医療機関に対象分の確認、調剤薬局分については調剤 薬局と処方した医療機関に対象分の確認を行いました。
- (10) 生活保護費の支払いの根拠となる保護決定調書に、別途支払済みのものが (システム上) 混在して表示さ れている場合は、すでに支払済みであることがわかるよう二重線で抹消し、経理担当者へ書類を渡す際にも その旨を直接伝えるようにしました。

また、年度末等担当者が変更となる場合には、新規入居者の翌月家賃が随時払されている案件について翌 月の定例払時に誤って二重払いされないよう確実に引き継ぎを行うよう注意喚起を行いました。

(11) 年4回の定期支払の前に手当受給者の居住地の町に現況を確認していましたが、施設入所したことを町が 把握していなかったために発生した事例です。できるだけ正確な状況報告をしてもらうよう町に依頼しまし た。

また、資格喪失者への誤払いについては、関係書類受付処理簿と受給者台帳の相互チェックを行うなど台 帳管理を徹底し、適切な事務処理に努めました。

- (12) 施設に入所していた保護費受給者が死亡したことを把握するのが遅れ、手当が過払いとなったものです。 今後は受給者の現状把握に努め、また、施設にも速やかに報告してもらうよう依頼しました。
- (13) 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組み、支出事務等における不適切な事案をなくすよう努 めました。
- 2 取組の成果

改善取組の結果、適切な会計事務を行いました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き、適切な事務処理に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 財務管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ア 物品等の管理状況
- (1)譲渡済みの物品が台帳から削除されていなかった。

(健康づくり課)

(2) 物品標示票が貼付されていない備品があった。

(松阪保健所)

(3) 処分決議された公印を廃棄せず保管していた。

(伊賀保健所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 速やかに備品台帳から削除しました。また、他に削除漏れ等がないか確認しました。
 - (2)速やかに当該備品に物品標示票を発行して貼付しました。
 - (3)監査終了後、直ちに廃棄しました。
- 2 取組の成果

改善取組の結果、適切な備品管理を行いました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き適切な事務処理に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 財務管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 金品亡失(損傷)

(1) 公用車の損傷 (修理代 139,587円)

(障害者相談支援センター)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

公用車駐車場に駐車中の公用車が損傷を受け、原因が不明であったため、公用車駐車場入口中央に公用車駐車場である旨を示すコーンを設置し一般車両の駐車を防止するとともに、職員に対して公用車使用の前後に外観の点検を行うことの徹底を図りました。

2 取組の成果

適切な公用車の管理・取扱について意識を高めることができました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き適切な公用車の管理・取扱に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) 事務管理体制
 - (ア) 工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りにより入札を中止した事案が25件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。

(薬務感染症対策課、地域福祉課、障がい福祉課、地域医療推進課、子育て支援課、鈴鹿保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、児童相談センター、草の実リハビリテーションセンター、こころの健康センター、小児心療センターあすなろ学園、保健環境研究所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 仕様書の内容や納期限が適切かどうか、入札参加者が要件を満たしているかどうか、確認の徹底を図るとともに、不明な点は出納局など関係課に確認するようにしました。

また、複数職員で確認する等チェック体制を強化しました。

2 取組の成果

改善取組により、適切に入札を実施できました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き、適切な入札事務に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) 事務管理体制
 - (イ) その他事務管理体制

事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 郵券証紙類出納簿が1ヶ月分まとめて作成されており、記載内容にも誤りがあった。

(松阪保健所)

(2) 郵便切手の在庫数と郵券証紙類出納簿の記載とが一致しないものがあった。

(松阪保健所)

(3) 郵券証紙類について、平成25年度年間見込み使用量を誤ったことなどにより、年度末の在庫枚数が年度使用量に比べ多いものがあった。 (伊賀保健所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1)(2) 郵券証紙類出納簿と切手の在庫数を確認し、課長、室長決裁を毎日行うようにした。
 - (3) これまでの使用実績と今後の使用見込みを考慮し、適当な枚数を購入するよう努めました。
- 2 取組の成果

改善取組により適切に事務処理を行いました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き、適切な事務処理に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識 及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

- (1)物損事故(負担割合:県100%・相手0%)(物損額:県142,852円・相手0円)
- (多気度会福祉事務所)

(2) 自損事故(物損額:県510,215円)

(保健環境研究所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 南勢志摩地域活性化局地域活性化防災室が主催する「安全運転講習会」に参加し、交通安全意識を高めました。

また、事務所の課内会議等で、注意喚起し、安全運転、県有財産の適切な管理を周知しました。

- (2) 所属内のミーティング等(課長会議、交通安全研修)で、所長や安全運転管理者(企画調整課課長代理)から公用車運転時の交通安全についての注意喚起を行いました。
- 2 取組の成果

職員の交通事故防止に対する意識が再確認され、また県有財産の適切な管理についての意識が向上しました。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

引き続き所属内のミーティング等で、公用車運転時の交通安全についての注意喚起を行い、職員の安全運転意識を高め、適切な公用車の管理に努めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(文化の拠点機能の強化)

(1) 県の文化の中核的な拠点である「文化交流ゾーン」を構成する各施設(図書館、美術館及び総合文化センター) の利用者数の平成25年度実績値は、いずれも「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標値を達成していない。また、概ね10年先を見据えた「新しいみえの文化振興方針(仮称)」(平成26年11月公表予定)では、文化の拠点機能の強化を重点施策の一つとして位置付けており、平成26年4月に三重県総合博物館が開館したことを契機として、同博物館を含めた「文化交流ゾーン」の各施設が全体としての魅力を高めることをめざしている。

「文化交流ゾーン」の各施設が、それぞれの独自性を発揮しながら、連携を強化することにより、より多くの 県民が学び、体験し、交流できる場となるよう努められたい。

(文化振興課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 新しいみえの文化振興方針の策定

三重県文化審議会の調査・審議を経て10年先を見据えたみえの文化振興に係る新たな方針を策定しました。この中では、県立文化施設のめざす姿や運営のあり方等に関する方向性についても明らかにしました。

- (2) 新しいみえの文化振興方針を踏まえた取組
 - ① 各施設の取組

異なる特徴を有する各県立文化施設がその役割を踏まえて、県民の皆さんに文化芸術や学びの機会を提供しました。

(主なもの)

- ・三重県総合博物館・・・開館記念企画展(第1弾~第6弾)、企業等とのコラボレーション企画等
- ・図書館・・・・・・出張図書館、講座・フォーラムの開催、ナイトライブラリー等
- ・総合文化センター・・・開館 20 周年を記念する大型公演等
- ・斎宮歴史博物館・・・・・開館25周年特別企画展等
- ② 連携強化の取組

「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録 10 周年を記念し、県立文化施設が、それぞれ異なる視点で熊野を統一テーマとする展覧会等を開催しました。

また、各館の観覧券の半券を提示することで他館の展覧会を割引額でご覧いただけるキャンペーンや近隣レストラン3店舗と連携したスタンプラリーを実施したほか、各館のチラシに他館の企画展情報掲載を掲載するなど、連携の強化に努めました。

- ③ 文化交流ゾーン構成施設の運営手法の検討
 - 審議会で示された方向性を踏まえ、関係者の意見を伺いつつ、運営手法について検討を行いました。
- 2 取組の成果

各県立文化施設が独自性を発揮し、連携を強化した結果、三重県総合博物館では展示観覧者数が目標である 220,000 人を超える 306,692 人となるなど、多くの県民の皆さんに学びや交流の機会を提供することができました。

(文化振興課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

今後とも「新しいみえの文化振興方針」に基づき、県立文化施設が各々の役割等を踏まえた魅力向上を図りながら、施設間の相互連携や市町等との連携を強化し、県民の皆さんが多様な文化芸術にふれ、学び、交流する機会の充実に努めます。 (文化振興課)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(男女共同参画社会の推進)

(2) 県民の社会全体における男女の地位の平等感については、依然として低く、男女共同参画が十分に進んでいるとはいえない状況である。

県の各部局や関係機関等と連携し、男女共同参画の取組を進めるとともに、企業等が女性の活躍及び男女ともに働きやすい職場づくりを推進するための具体的な行動の促進に努められたい。

(男女共同参画・NPO課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 県における男女共同参画の取組を進めるため、事業課に対して三重県男女共同参画審議会によるヒアリングや各部局へ県の審議会等委員への女性の登用に関して要請等を行いました。また、市町を対象に担当主管課長会議、担当職員研修会を開催し、男女共同参画施策の実施状況の情報共有や連携を図りました。
 - ・平成26年6月~8月 三重県男女共同参画審議会(全体会2回、部会12回)
 - ·平成26年5月、平成27年2月 市町担当課長会議
 - · 平成 26 年 5, 11 月、平成 27 年 3 月 市町担当職員研修会
 - (2) 県内の企業等における女性の活躍を推進するため、地域経済団体等が一体となり広く県内企業・団体等に女性の活躍推進を働きかけていくことを目的とする「みえ女性活躍推進連携会議」を開催するとともに、女性の活躍推進の機運を醸成していくために、企業・団体等それぞれの取組を見える化する「女性の大活躍推進三重県会議」を設立しました。また、企業の経営者や人事労務担当者等を対象とするセミナーを開催しました。
 - ・平成26年8月 みえ女性活躍推進連携会議
 - ・平成26年9月 経営者向けセミナー
 - ・平成26年11月 女性の大活躍推進三重県会議キックオフ大会
 - ・平成27年2月 男性管理職のためのセミナー
- 2 取組の成果
 - (1) 県及び市町における審議会等委員への女性の登用を働きかけ、県の女性登用率が 33.6% (昨年度比 1.3 ポイント増)、市町の女性登用率も 24.8% (昨年度比 0.8 ポイント増) となりました。
 - (2) 「女性の大活躍推進三重県会議」の会員数が105になりました。

(男女共同参画・NPO課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (1) 引き続き、各部局へ三重県男女共同参画審議会による評価などに対応した取組の促進等、審議会等委員への女性登用の要請等を行います。また、市町に対しては、女性登用率の低い市町を中心に、登用が進まない理由を尋ねる等して一層の働きかけを行うとともに、主管課長会議、担当職員研修会を開催し、男女共同参画施策の実施状況の情報共有や連携等を図ります。
 - (2) 企業・団体等に「女性の大活躍推進三重県会議」への加入を引き続き働きかけ、女性の活躍推進の輪を拡げていくとともに、経営者向けセミナーの開催や積極的に取組を進める企業等に研修の講師やアドバイザーを派遣する等の支援を行っていきます。また、女性人材の育成とネットワーク交流会を雇用経済部等と連携して実施していきます。

(男女共同参画・NPO課)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(交通事故防止対策等の推進)

(3) 平成 25 年の交通事故死者数は 94 人となっており、24 年の 95 人から 1 人減少しているものの、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標値 85 人以下については未達成となっている。

今後も引き続き、関係機関と連携を図り、交通事故防止に努めるとともに、高齢者や子どもなど交通弱者が関係する交通事故対策や飲酒運転根絶に重点を置いた取組を推進されたい。

(交通安全・消費生活課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 四季の交通安全運動をはじめ年間を通じた広報啓発活動において「高齢者の交通事故防止」を運動の重点目標の一つと位置づけ、三重県交通対策協議会を構成する122の関係機関等と連携して、運動を展開しました。
 - (2) 各地区の指定自動車教習所において参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、老人クラブ等で交通安全活動を推進する交通安全シルバーリーダーを育成しました。(18 回実施、295 人育成)
 - (3) 各地域の市町、警察署、地区交通安全協会等関係機関の参加のもと、交通安全シルバーリーダー連絡会議を開催して、必要な情報の提供、活動に対する意見交換等を行い、交通安全シルバーリーダーが地域において効果的に啓発活動を実施できるよう支援を行いました。(18回実施、平成27年1月~2月)
 - (4) 三重県交通安全研修センターにおいて、保育所・幼稚園、小学校、中学校の児童生徒向けなど子どもの発達段階にあわせた研修カリキュラムにより、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました。
 - また、有識者の意見等をふまえ、体験学習ゾーンのリニューアルを行い、交通弱者対策を重点とした設備機器を充実させました。
 - (5) 飲酒運転の根絶に向けて、「三重県飲酒運転0をめざす基本計画」をふまえ、飲酒運転0をめざすキャンペーンを県内各地で展開するとともに、飲酒運転0メッセージ運動などの取組により規範意識の定着を図りました。また、飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診義務通知等の送付や相談対応などにより、再発防止を図りました。(キャンペーンイベント開催:10回、受診義務通知:542通発送)
- 2 取組の成果
 - (1) 平成 26 年における交通事故死者数は 112 人で、前年より 18 人増加しました。うち高齢者の交通事故死者数は 57 人で、前年より 8 人増加しました。「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標値 80 人以下については未達成となったものの、活動指標である交通事故死傷者数は 10,829 人となり、目標値 12,300 人以下を達成し、さらに平成 27 年度目標値 11,800 人以下をも達成しました。
 - (2) 自治会、老人クラブを中心に各地域において、交通安全講習会の実施、街頭啓発活動の実施など、様々な交通 安全活動が展開されました。また、交通安全シルバーリーダーには、地域の高齢者に対して、日常の様々な機会 に交通事故防止や交通安全の話をするなど、高齢者の事故防止に努めました。(街頭啓発活動等を通じた啓発延べ 人数:25,388人)
 - (3) 「三重県飲酒運転0をめざす基本計画」の目標である「飲酒運転事故件数」については、平成26年53件以下の目標値には届かなかったものの、8件減少し、55件となりました。

(交通安全・消費生活課)

平成 27 年度以降 (取組予定等)

- (1) 高齢者等の交通事故防止対策の推進が重要であり、引き続き、関係機関等と連携して、高齢者を中心とした交通弱者の交通事故防止を重点とした交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。特に、平成26年中の交通死亡事故の特徴として、シートベルトの非着用が多かったことから、全ての座席のシートベルト着用の徹底や交通事故の発生割合が多い地域における重点的な啓発等を行い、効果的に交通事故防止を図ります。
- (2) 参加・体験・実践型の交通安全教育により交通安全シルバーリーダーを育成するとともに、現在活動している交通安全シルバーリーダーの資質向上を図り、地域で連携して交通安全活動に取り組むため、連絡会議を開催し、必要な指導方法や情報提供を行うなど地域の活動が広がるよう支援します。 (育成人数 200 人、連絡会議開催回数 18 回予定)
- (3) 三重県交通安全研修センターにおいて、児童生徒等の対象者別に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、教育現場の指導者向けにも交通安全研修を行います。また、平成27年1月にリニューアルオープンした体験学習ゾーンの交通安全教育機器を活用し、交通弱者への交通安全教育を充実させます。
- (4) 「三重県飲酒運転 0 をめざす基本計画」をふまえ、教育及び知識の普及・啓発や飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診義務通知などにより、飲酒運転の根絶を図ります。

(交通安全・消費生活課)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(産業廃棄物不法投棄等不適正処理の未然防止)

(4) 産業廃棄物不法投棄等の不適正処理については、監視・指導体制の強化等の取組を進めた結果、新たに確認された不法投棄事案は減少傾向にあるものの、平成25年度は増加に転じ、依然として新たな不法投棄が発生している。また、過去に発生した不適正処理に係る行政代執行の収入未済額は、平成25年度末現在で約24億円に上っている。

新たな不適正処理事案の発生を未然に防止するため、引き続き、監視・指導等を強化し、早期発見・早期是正に取り組まれたい。

(廃棄物監視・指導課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

不法投棄事案は、早期発見・早期是正を図ることが重要ですが、新たに発見される不法投棄については、当課の監視活動中に発見されるものだけでなく、住民等からの通報など第三者からの情報によるところが大きいのが実情です。

そのため、従来から広く住民等からの情報提供を受けるためにフリーダイヤルの廃棄物ダイヤル 110 番や廃棄物 FAX110 番を設置してきましたが、今年度は通報受付専用の「廃棄物メール 110 番」を新たに設けた他、FM放送による通報の呼びかけを行うなど、さらに多くの手段で情報提供を呼びかけています。

また、森林組合や民間事業者と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結し、民間事業者の協力 も得ながら、不法投棄等の早期発見・早期是正に努めています。平成26年度も新たに2事業者と協定を締結し、 これにより協定締結事業者は10森林組合(現在は合併があり9森林組合)と8事業所になります。

さらに民間警備会社に委託する民間パトロール、近隣県等と共同で実施する産廃運搬車両の路上検査、県防災 ヘリ・県警へリを活用したスカイパトロールを実施し、監視体制を強化しています。

しかしながら、監視活動を強化すればするほど、またダイヤル 110 番等を周知し、情報提供を受ければ受けるほど、今までは埋もれていた事案が通報されることとなり、不法投棄件数の数字は増加する傾向があります。したがって、発見した不法投棄を是正させることと、そもそも事業者が不適正処理しない、させないことの重要性が高くなっています。

2 取組の成果

監視活動を強化するとともに、不法投棄事案の改善を指導した結果、平成25年度の産業廃棄物不法投棄量623tについては、平成26年度末の撤去量が604tになり、97.0%の撤去が完了しました。

(廃棄物監視・指導課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

県内各地の産業廃棄物処理業者、排出事業者等に対する継続的な監視・指導を行い、不適正処理の未然防止に努めます。通常の監視・指導に加え、休日、早朝及び夜間監視や近隣県市との産業廃棄物運搬車両の合同路上検査及び県防災へリ等を利用した上空からの監視を実施します。

また、引き続き、新たな民間事業者と「廃棄物の不法投棄等の情報提供に関する協定」を締結し、通報制度の強化を図っていきます。

発生した不適正処理事案については、迅速、的確に対応し、法令等に基づき厳正に対処します。

また、不法投棄防止等の広報により、広く県民による監視を呼びかけ、通報を受け早期発見・早期是正を行いまます。

(廃棄物監視・指導課)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

収入未済額が平成 25 年度末現在 2,420,972,170 円 (対前年度比 107.1%) あり、前年度と比べて 160,910,842 円 増加しているので、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

専修学校又は各種学校入校者補助金返還金

(人権課) (人権課)

· 妊產婦出產費補助金返還金

PCB廢棄物事務管理費用

・NPO活動基盤強化事業業務委託契約に係る委託料返還請求債権及び違約金請求債権

(男女共同参画・NPO課)

(男

(廃棄物・リサイクル課)

· 産業廃棄物不適正処理代執行費用

(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

イ 地域機関分

収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 教育財産の目的外使用にかかる建物使用料等の納付が一部遅延していた。 (美術館)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

ア 本庁分

- ・専修学校又は各種学校入校者補助金返還金及び妊産婦出産費補助金返還金(以下、「専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等」という。)については、収入未済金の回収のため、債務者宅への訪問や、文書、電話等での督促を行い、計画的な納付を促しました。 (人権課)
- ・NPO活動基盤強化事業業務委託契約に係る委託料返還請求債権及び違約金請求債権は、債務者の死亡と相続放棄により債権の回収に必要な手続ができない状態ですが、回収可能性がある財産について、平成26年5月、7月に複数の弁護士に法律相談を実施しました。 (男女共同参画・NPO課)
- ・県が民法第697条「管理者の管理義務」に定める事務管理を行ったPCB事務管理費用(収集運搬及び分析に要した費用582,877円)について、管理義務を有する法人に対して平成23年3月に管理義務(処理責任)を通知し、管理義務の遂行と併せて事務管理費用の支払いを粘り強く求めました。その結果、管理義務を有する法人の代表取締役から、同費用の一部(300,000円)について、個人として引き受けたい旨の申し出があり、平成23年12月に民法第702条「管理者の費用償還請求権」に基づく事務管理費用の重畳的(併存的)債務引受契約を締結し、契約に基づく支払いが行われてきました。平成26年6月分をもって契約に基づく全30回の支払は完了したところですが、残額については引き続き管理義務を有する法人に対して面談(平成26年10月、12月)や電話により請求を行っているところです。
- ・産業廃棄物不適正処理にかかる行政代執行費用については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 8 の規定により原因者に代わって実施した対策事業に要した費用であり、その徴収については、行政代執行法の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収できることとなっています。平成 26 年度においても、引き続き、国税徴収法に基づき、滞納者(原因者)に対する定期的な財産調査を行い、預金等の差押を実施しました。また、新たに滞納者(原因者)の有する債権にかかる財産調査を実施し、その詳細を把握したうえで、原因者代理人に対し、回収のうえ未納額に充当するよう指導を行いました。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

イ 地域機関分

(1) 納付状況を何度もきめ細かに確認するとともに債務者に納期内納付を依頼しました。

(美術館)

2 取組の成果ア 本庁分

- ・専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等について、昨年度を上回る 50,000 円が納付されました。(残額計 151,000 円) (人権課)
- ・法律相談の結果、いずれの弁護士からも当該財産から回収できる可能性は非常に低いという回答でした。この結果、 当該債権は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく徴収停止の要件に該当するため、徴収停止 の措置を採りました。 (男女共同参画・NPO課)
- ・重畳的(併存的)債務引受契約に基づき事務管理費用の一部(300,000円)の納付は履行されました。

(廃棄物・リサイクル課)

・平成25年度までに発生した事案の行政代執行費用について、平成26年度として、平成27年3月末現在で5,261,283円(各事案計)を自主的な納付や預金等の差押などにより収納しました。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)イ 地域機関分

(1) 本年度、督促状発行が必要な事案は発生していません。

(美術館)

平成 27 年度以降 (取組予定等)

ア 本庁分

- ・専修学校又は各種学校入校者補助金返還金等については、今後も定期的に債務者宅を訪問するなどにより納付を促し、収入未済額の減少に努めます。 (人権課)
- ・徴収停止の措置を採った日から3年経過すると、同条例に基づく債権放棄の要件に該当するため、3年経過後に徴収停止事由に該当しているかどうか再確認した後、債権放棄を行う予定です。 (男女共同参画・NPO課)
- ・残額(282,877円)については、分納など、支払いやすい条件を提示する等全額を回収できるよう、管理義務を有する法人に対して粘り強く支払を求めていきます。 (廃棄物・リサイクル課)
- ・代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者の財産状況の把握を行い、換価可能資産の差押に努めるとともに、 滞納者と面談を行い、自主的な納付を行うよう指導していきます。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

イ 地域機関分

(1) 引き続き、納入状況のきめ細かな確認や債務者への期限内納付の依頼を確実に実施することで遅延防止に努めます。 (美術館)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【インターネット人権モニター事業業務委託】特命随意契約
 - ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(人権センター)

(2) 【カモシカ類学術標本資料保管業務委託】特命随意契約

・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。

(総合博物館)

イ 公共工事

- (1)【桑名市五反田事案 恒久対策(分-1)工事】
 - ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」が設計書に添付されていなかった。

(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

- (2)【桑名市源十郎新田事案 支障除去対策工事 (藤川右岸工区)】
 - ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」が設計書に添付されていなかった。

(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

ウ旅費

(1)【環境省研修】

・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(伊賀地域防災総合事務所)

- (2)【部落解放研究第47回全国集会参加】
 - ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(人権センター)

(3)【第 65 回全国人権·同和教育研究大会】

・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(人権センター)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

ア 業務委託

- (1) 契約書条項について、今後、適正な事務処理を行うよう各担当者に周知を図りました。 (人権センター)
- (2) 事前検査が必要な内容を経理担当者及び出納員で確認し、再発防止に努めました。

(総合博物館)

イ 公共工事

(1)(2) 公共工事の発注に先立ち工事設計書積算時に、リサイクル認定製品の使用の可否について検討することとしており、検討資料を設計書に添付する、という取扱いになっています。今回指摘のあった2つの工事については、リサイクル認定製品使用検討の結果、使用可能な製品がなかったため、検討資料の添付を省略したものです。しかしながら取扱い上、製品を使用しないのであればその旨工事設計書に記載することとしていることから、今後は工事設計書の施行起案時に複数の職員が当該資料の添付を確認するよう努めます。

(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

ウ 旅費

(1) 旅費事務担当が、年4回以上、総務事務システムから復命書の文書登録を必要とする案件を抽出して総合文書システムと照合し、文書登録がなされていない案件が発見された場合には、該当職員に登録を促すこととしました。また、所属ミーティングの機会等を通じて、復命書の文書登録について周知を図りました。

(伊賀地域防災総合事務所)

(2)(3) 復命書について、総合文書管理システムに登録することを周知徹底しました。

(人権センター)

2 取組の成果

ア 業務委託

(1) 記載漏れは、解消されました。

(人権センター)

(2) 事前検査の必要性が複数の職員にも拡がり再発防止につながっています。

(総合博物館)

イ 公共工事

(1)(2) 平成26年度における対象工事(1件)については、リサイクル認定製品の使用の可否の検討に関する資料の添付を確実に行いました。 (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

ウ 旅費

- (1) 上記を実施した結果、本年度において文書登録忘れの案件は発生していません。 (伊賀地域防災総合事務所)
- (2)(3) 総合文書管理システムによる登録は適切に行われています。

(人権センター)

平成 27 年度以降(取組予定等)

- ア 業務委託
- (1) 会計規則等に基づき、契約書条項の記載について適正な事務処理に努めていきます。
- (人権センター)

(2) 引き続き、出納局事前検査に関して適切な対応を行っていきます。

(総合博物館)

- イ 公共工事
- (1)(2) 次年度以降においても適切に処理を行っていきます。

(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)

- ウ 旅費
- (1) 平成27年度も引き続き、上記1に記載した方法で、登録忘れを未然に防ぐこととします。

(伊賀地域防災総合事務所)

(2)(3) 引き続き、総合文書管理システムを用いて適正な事務処理を行うよう周知徹底を図ります。(人権センター)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3)財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ア 物品等の管理状況
 - (1) 現在活用されておらず、今後も活用の見込みがない備品が保管されていた。

(人権センター)

(2) 備品を廃棄処分するにあたって、不用決定がされていなかった。

(総合博物館)

イ 金品亡失(損傷)

(1) 公用車の損傷(修理代186,768円)

(南勢志摩地域活性化局)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - ア 物品等の管理状況
 - (1) 当該備品の利用状況及び活用見込みを確認した上で、廃棄処分を行いました。

(人権センター)

(2) 備品を廃棄処分する事務手続きについて担当者が確認を行いました。

(総合博物館)

イ 金品亡失(損傷)

(1) 尾鷲庁舎の駐車場に入ろうとした際、駐車場の縁石及び柵に気付かず、縁石及び 30 c m程度の鉄製パイプの 柵に乗り上げ、左前方のタイヤ泥除け及び助手席ドアの下部部分を破損しました。職員に厳重に注意をするとと もに、所内会議等で全職員に対し交通安全及び県有財産の適正管理に対する意識の向上を図りました。

(南勢志摩地域活性化局)

- 2 取組の成果
 - ア 物品等の管理状況
 - (1) 備品の管理状況を確認するとともに、改めて適正な物品管理を職員に周知しました。 (人権センター)
 - (2) 備品を廃棄処分する事務手続きについて担当者及び出納員の意識が向上しました。

(総合博物館)

イ 金品亡失(損傷)

(1) 注意喚起及び再発防止の徹底を行った結果、職員の交通安全及び県有財産の適正管理に対する意識の向上を図ることができました。 (南勢志摩地域活性化局)

平成27年度以降(取組予定等)

- ア 物品等の管理状況
- (1)引き続き、備品等物品の適正な管理について徹底を図っていきます。

(人権センター)

(2)引き続き、備品廃棄処分の適切な対応を行っていきます。

(総合博物館)

- イ 金品亡失(損傷)
- (1) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員へ注意喚起を行っていきます。

(南勢志摩地域活性化局)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) 事務管理体制
 - (ア) 工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りにより入札を中止した事案が 21 件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理 に努められたい。

- (1) 物件等で入札を中止したものが3件あった。
- (2) 物件等で入札を中止したものが2件あった。
- (3) 物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (4) 物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (5) 物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (6) 物件等で入札を中止したものが2件あった。
- (7) 物件等で入札を中止したものが9件あった。
- (8) 物件等で入札を中止したものが2件あった。

(文化振興課)

(交通安全・消費生活課)

(廃棄物・リサイクル課)

(鈴鹿地域防災総合事務所)

(松阪地域防災総合事務所)

(人権センター)

へ確こファー) (総合博物館)

(美術館)

(イ) その他事務管理体制

事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 自動車検査証の有効期間が満了していることに気付かず公用車の運行を行っていた。

(廃棄物監視・指導課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (ア) 工事、物件等における入札中止状況
 - (1) 入札参加資格にかかる資格要件の設定が不適切であったため、入札を中止したことから、入札案件の履行に必要な許可・資格等を副務者等と確認するなど、チェック体制の強化に努めました。 (文化振興課)
 - (2) 仕様書の内容についてチェック体制を強化しました。

(交通安全・消費生活課)

(3) 監査結果を課内で情報共有し、複数者でチェックすることにより再発防止を図っています。

(廃棄物・リサイクル課)

(4) 複数の職員でチェックするなど、いっそう適正な事務処理を行うためチェック体制を強化しました。

(鈴鹿地域防災総合事務所)

- (5) 監査結果を所属内で情報共有し、事務処理誤りによる入札の中止がないように複数の職員でチェックする等チェック体制を強化することにより、再発防止及び適正な事務処理を図っています。 (松阪地域防災総合事務所)
- (6) 印刷業務による入札中止については、特記仕様書に誤りがあったため、発生した事案の原因や対処について情報共有を図りました。また、修繕業務による入札中止は、部品納期が難しいとの事案であったため、仕様作成にあたって修繕内容を十分理解して実施することとしました。 (人権センター)
- (7) 仕様書の内容について複数職員で確認するようにしました。

(総合博物館)

(8) 仕様書の内容について、複数課、複数職員で確認するようにしました。

(美術館)

- (イ) その他事務管理体制
- (1) 公用車内のダッシュボードに車検の有効期限を明示したシールを貼るとともに、公用車の鍵・給油伝票等を収納する管理袋にも車検の有効期限を明示するなど、運転者及び同乗者が車検情報をいつも確認できるようにし、庶務担当者が管理していた車検等の情報の共有化を図りました。また、全庁的に公用車管理台帳に車検日を記す欄が設けられ、車検切れが発生しないような適切な管理体制を構築しました。 (廃棄物監視・指導課)
- 2 取組の成果
- (ア) 工事、物件等における入札中止状況
- (1) 再発防止の周知・徹底を行った結果、上記の指摘以降の発注案件において、同様の事案は発生していません。 (文化振興課)
- (2) 仕様書の内容について複数の職員でチェックすることとしました。

(交通安全・消費生活課)

(3) 監査結果を踏まえ、入札事務について適切な履行を徹底しています。

(廃棄物・リサイクル課)

(4) 複数の職員でチェックに努めています。その結果、事務処理誤りによる入札中止が減少しました。

(鈴鹿地域防災総合事務所)

- (5) 監査結果を踏まえ、物件等の入札の実施について適切な履行を徹底しています。 (松阪地域防災総合事務所)
- (6) 適正な入札事務を行うことができました。

(人権センター)

(7) 仕様書を作成する際に職員のチェック意識が向上しました。

- (総合博物館)
- (8) 複数職員でのチェックを行うことにより、職員の意識が向上し、事務処理誤りが減少しました。 (美術館)
- (イ) その他事務管理体制
- (1) 車検等の公用車情報について、職員間で共有され、適正に管理しました。 (廃棄物監視・指導課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (ア) 工事、物件等における入札中止状況
- (1) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き、複数の職員でチェックを行い、適正な発注事務を継続して実施 します。 (文化振興課)
- (2) 引き続き、仕様書の内容について複数の職員でチェックすることとします。 (交通安全・消費生活課)
- (3) 監査結果を踏まえ、今後も引き続き再発防止を図っていきます。 (廃棄物・リサイクル課)
- (4) 引き続き、複数の職員でチェックするなど、いっそう適正な事務処理を行うためチェック体制を強化していき ます。 (鈴鹿地域防災総合事務所)
- (5) 今後も物件等の入札の実施について適正な事務処理を行っていきます。

(松阪地域防災総合事務所)

引き続き、入札事務の適正な執行に努めます。

(人権センター) (総合博物館)

引き続き、同様のチェック体制を継続して行っていきます。 (7)

(8) 引き続き、適正な事務処理となるようチェック体制を維持します。

(美術館)

(イ) その他事務管理体制

(1) 引き続き、公用車の情報を職員間で共有し、適正に管理していきます。

(廃棄物監視・指導課)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識 及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(1) 自損事故 (物損額:県319,982円)

(廃棄物監視・指導課)

(2) 自損事故 (物損額:県103,252円)

(総合博物館)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (5) 交通事故
 - (1) 課内会議において、交通事故に至った経緯、反省点を話し合い、事故防止に努めるよう研修を実施しました。 (廃棄物監視・指導課)
- (2) 当館職員が立体駐車場にて、スペースへ後進で駐車を試みた際に、右端へ接近しすぎたため、公用車右側のドアと駐車場内の柱が接触し、損傷したものです。全員ミーティングにおいて注意喚起を行い、常に安全運転に努めるよう職員に徹底を図りました。 (総合博物館)
- 2 取組の成果
- (5) 交通事故
 - (1) 交通安全意識、及び県有財産の適正な管理意識が向上し、再発防止につながりました。(廃棄物監視・指導課)
 - (2) 職員の交通安全意識の高揚が図れ、平成26年度には公用車による交通事故は発生していません。

(総合博物館)

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (5) 交通事故
 - (1) 引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。 (廃棄物監視・指導課)
 - (2) 今後も公用車の運転については細心の注意を行うよう喚起を続けていきます。

(総合博物館)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(地籍調査事業の促進)

(1) 国土調査法に基づき、土地の基礎的な情報を明らかにすることを目的に地籍調査を実施しているが、本県における平成25年度末時点での進捗率は8.87%と、全国平均の51.0%と比べて低い値となっている。

実施主体である市町の実質的な財政負担が5%であるにもかかわらず、進捗しない大きな原因は、市町において必要な人員確保ができていないことと考えられるので、例えば公的団体等の活用など、市町が計画的・効率的に進捗するための方策を検討されたい。

(水資源・地域プロジェクト課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 休止市町の幹部職員等と面談を行い、地籍調査の必要性及び効果を説明し、早期事業再開について要請しています。
- (2) 南海トラフ地震への備えとなることから、地籍調査の先行調査となる国土交通省直轄事業の境界基本調査の活用について市町に働きかけています。
- (3) 人手がかかることが地籍調査の進まない原因の一つとなっていることから、東海ブロック国土調査推進連絡協議会等を通じて、市町職員等の人件費の補助化を、国土交通省に要望しました。また、協議会等が主催する市町等・県地域機関等担当者を対象とする講習会等を通じて、外部委託の促進に取り組んでいます。
- (4) 公的団体等を活用して、市町が行う地籍調査を計画的・効率的に進捗させるための方策を検討しています。
- 2 取組の成果
- (1) 海岸を有する18市町が、南海トラフ津波浸水想定地域を対象とする国直轄調査を実施しています。また、事業再開までには至っていませんが、休止している5市町のうち4市町が、この国直轄調査を実施しています。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

- (1) 南海トラフ津波浸水想定地域を対象とする国直轄調査の実施を、これまでに引き続き、国土交通省に要望していきます。
- (2) 震災後の街づくり等復旧、復興を迅速に行うためには地籍調査を実施する必要があります。このため、市町とともに、津波浸水想定地域での地籍調査の拡大について重点的に取り組みます。
- (3) 公的団体等を活用して、市町が行う地籍調査を計画的・効率的に進捗させるための方策について、引き続き検討していきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(競技力の向上)

(2) 三重県競技力向上対策本部を設置し、本県の競技スポーツ水準の向上を図るため、さまざまな取組を行っているものの、国民体育大会の男女総合成績が41位となっている。

「みえ県民力ビジョン・行動計画」の平成27年度の目標値である、国民体育大会の男女総合成績20位台の達成、また33年に本県で開催する国民体育大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向け、できる限り多くの競技種目において入賞を目指す必要があることから、引き続き関係競技団体等と連携しながら、ジュニア選手、少年選手及び成年選手の育成・強化、指導者の養成・確保、環境整備等に取り組み、競技力の向上に努められたい。

(スポーツ推進課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成 33 年に本県で開催される国民体育大会での天皇杯・皇后杯獲得をめざすとともに、本年の国民体育大会の 男女総合成績 20 位台をめざし、平成 26 年 4 月 22 日に知事を本部長とする「三重県競技力向上対策本部」第 2 回 本部会議を開催しました。
- (2) ジュニア選手の競技人口が少ない競技については選手の発掘・育成に取り組み、25年度は「なぎなた、ウエイトリフティング、ヨット、水泳(水球)、山岳、カヌー」の6競技を、26年度は「山岳、カヌー」に代えて「水泳(飛込)、ボート」の6競技を実施しました。
- (3) 全国大会等での活躍が期待されるジュニア選手 (小・中学生 計 536 名) を「チームみえジュニア」として指定し、ジュニア選手の意識醸成を図るとともに、競技団体、指導者、保護者が一体となって、ジュニア選手の育成・強化を図る研修プログラムを実施しました。
- (4) 本年度から、全国大会等での活躍が期待される中学校運動部を新たに強化指定するとともに、高等学校運動部の強化指定を拡充し、合宿や遠征等の強化活動を支援しました。
- (5) 県民等からの寄附金を活用し、将来、国民体育大会やオリンピック等の大規模大会で活躍が期待されるジュニア選手を「チームみえスーパージュニア」として指定(12名)し、合宿や遠征等の強化活動を支援しました。
- (6) 全国・国際大会で活躍する現役選手を、スポーツ指導員として1名配置し、指導現場に派遣することで、ジュニア・少年選手の育成・強化を行うとともに、指導者の資質向上に取り組みました。
- (7) 本年の国民体育大会で入賞の可能性がある競技団体に対し、全国・国際大会等で活躍した選手、もしくは優れた指導者を特別コーチとして派遣(5 競技)し、指導者の資質向上と選手の育成・強化に取り組みました。
- (8) 国民体育大会の正式競技である競技団体で、特に高額で特殊用具等が必要な競技団体に対し、強化活動に必要な備品等の整備を支援しました。(10 競技)
- (9) 成年選手の重点的な競技力向上を図るため、国民体育大会等において活躍が期待される県内の大学運動部、企業・クラブチームを強化指定し、合宿や遠征等の強化活動を支援しました。
- 2 取組の成果
- (1) 三重県競技力向上対策本部第2回本部会議において、本年度の競技力向上対策の取組内容を決定しました。
- (2) 本年度、ジュニア選手発掘の事業を実施した6競技団体は、より多くの子どもたちが当該競技を続けられるよう、基礎的な練習を行う「育成プログラム」を実施し、ジュニア選手の育成に取り組んでいます。
- (3) 本年度から中学校運動部を新たに強化指定(4 校 4 部)するとともに、高等学校運動部の強化指定を昨年度の15 校 21 部から26 校 54 部に拡充し、合宿や遠征等の強化活動を支援することにより、本年度の全国高等学校総合体育大会での入賞件数が、昨年度の34 件から50 件と約1.5 倍増加し、一定の成果が現れました。
- (4) 指導者の養成・確保については、特別コーチの派遣やスポーツ指導員の配置により、競技団体の指導者の資質 向上を図りました。また、中高運動部における本県の競技力向上対策の中核となる指導者を対象に、強化指定運動 部指導者研修会の開催をシリーズ化し、講義形式だけではなく、県内指導者とゲスト(研究者、トップ指導者等)が、コーチング論についてコーディネーターを介して、意見交換を行うなど研修を通じて知識を深めています。
- (5) こうした取組の結果、国民体育大会の男女総合成績は平成25年の41位から32位に上昇しました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (1) 平成33年の国民体育大会での天皇杯・皇后杯獲得に向けて、ジュニア・少年選手の発掘・育成・強化、成年選手の育成・強化を図るため、優秀な指導者を養成・確保するなど、平成27年度に「基盤・体制づくり」を行い、平成28年度からの「育成期」に向けて取組を進めていきます。
- (2) ジュニア・少年選手の育成・強化の取組については、関係団体と連携し、中学校・高等学校運動部強化指定事業の拡充を図るとともに、中高の連携を図りながら、競技種目別の育成・強化の取組に着手します。
- (3) 成年選手の育成・強化の取組については、本県にトップアスリートが定着できるような就職支援の取組に着手するとともに、新たなチーム結成に向けた取組を進めていきます。
- (4) 指導者の養成・確保の取組については、「特別コーチ派遣事業」や「スポーツ指導員配置事業」など、県内外の 優秀な指導者の派遣・登用を進めていきます。
- (5) 新たな国体競技(種目・種別)への対応と、女性アスリートが継続して取り組める環境づくりの調査・研究を行うとともに、女性アスリートの競技力向上を進めていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(南部地域の活性化の取組)

(3) 三重県南部地域では、第一次産業の衰退に加え、企業誘致による雇用の場の確保も難しいことなどから、人口の流出と高齢化が進行しており、集落機能の維持が困難になる集落が増えている。特に、若者の定住率が平成23年度以降減少していることから、引き続き若者の雇用の場の確保、定住促進をめざす「南部地域活性化プログラム」の推進を図り、南部地域の活性化に努められたい。

(南部地域活性化推進課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

- (1) 13 市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会」(以下「協議会」という。)において、南部地域活性化基金(以下「基金」という。)を活用した事業や集落機能を維持するための取組の進捗状況等について市町と情報共有を図るとともに、複数市町の連携による若者の働く場の確保、交流人口の拡大など地域の特性を生かしたさまざまな取組を基金により支援しました。
- (2) 三大都市圏において移住相談会を開催するなど、三重の田舎暮らしに関する情報の効果的な発信に努めました。
- (3) 集落機能を維持するための取組を、三重大学と連携して南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の4つの地域で住民と大学生の話し合いを経て、住民が主体となった取組の試行を進めました。また、四日市大学と連携して新たに取り組んでいる鳥羽市では、学生が地域で活動するにあたっての打ち合わせを関係者と進めました。
- (4) 市町の若手・中堅職員が地域づくりに対して意欲的に取り組むきっかけとするため、三重大学と連携して「南部未来塾」を6回開催しました。
- (5) 地域資源を活用した新たな事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して雇用の創出を図りました。
- (6) 関係部局と情報共有を図るとともに、南部地域の活性化に向けた取組を促進するため、7月に知事を本部長とする部局横断組織「南部地域活性化推進本部」本部員会議を開催しました。

2 取組の成果

- (1) 基金創設から3年目にあたる平成26年度は、市町のさまざまな枠組みによる主体的な取組が進むとともに、27年度に向けた事業化にあたっては新たな提案と地域的な広がりが見られました。
- (2) 市町と連携した移住相談会の開催等、効果的な情報発信を行うとともに、田舎暮らし体験の実施などにより、 移住者の受入体制を充実しました。
- (3) 集落機能を維持するための取組では、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町、鳥羽市の5つの地域で、住民が主体となり、学生との共同作業による、集落の維持に向けた活動が進んでいます。
- (4) 三重大学と連携して「南部未来塾」を開催することにより、意欲的に地域づくりに携わる若手市町職員等のスキルアップを図りました。
- (5) 地域資源を活用した事業への支援については、昨年度から継続の2事業者に加えて新規雇用を伴う事業を行う 2事業者を採択し、雇用創出につなげています。
- (6) 「南部地域活性化推進本部」本部員会議での協議等を通じて、庁内で情報共有を図り、県関係部局の施策や基金を有効に活用するとともに、国の施策に関する情報を市町へ提供するなど、調整を図りました。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

- (1) 市町間の一体感を高める効果的な取組に対して、引き続き基金を活用して支援を行うとともに、より事業効果を高めるための助言や協力を積極的に行っていきます。あわせて、協議会等の場において関係市町と各種取組に関する情報共有や意見交換を行うことで、市町連携等による、地域が主体となった活性化に向けた仕組みをより強固なものにしていきます。
- (2) 都市部に住む若者の田舎暮らしへのニーズは高まっていることから、引き続き関係市町と連携し、受入体制の充実、移住関係者のネットワークづくりに取り組むとともに、東京に開設予定の移住相談センターを活用し、南部地域への移住促進に取り組みます。
- (3) 大学と連携した集落機能を維持するためのモデル的な取組については、平成26年度から開始している鳥羽市での取組を継続します。また、地域おこし協力隊の活用など市町の実情に応じた取組を支援するとともに、サポート人材のスキルアップと集落支援の取組の波及に向けて、関係者による情報共有や学び合い、成果発表の場づくりや交流の場づくりに取り組みます。
- (4) 住民の主体的な取組をサポートする人材が不可欠であり、その育成について継続的に取り組んでいく必要があることから、「ディスカッションリーダー養成講座」など人づくりの取組を引き続き進めます。
- (5) 地域資源を活用した事業への支援については、平成26年度採択分を継続して支援することにより事業展開や事業拡大を促進し、雇用の場の確保につなげます。
- (6) 地域において生き生きと働く若者に焦点を当て、南部地域における多様なライフスタイルを発信するとともに、 交流の場づくりを行うことで、若者の南部地域への関心を高めます。
- (7) 県関係部局の施策や基金を有効に活用するとともに、地方創生の動きなど、国の施策に関する情報を市町等と共有・活用するなど、南部地域の活性化に向けて幅広く取組を進めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(熊野古道を中心とした集客交流)

(4) 東紀州地域の活性化に向け、地域や関係機関と連携し、熊野古道を中心とした地域の魅力発信やイラストマップの作成、道標の整備など来訪者の利便性の向上などに取り組んだことと高速道路の延伸もあったことから、熊野古道等への年間来訪者数が過去最多の30万8千人(対前年比12.7%増)となった。

今後、世界遺産である熊野古道の価値を守り伝えている保存会や語り部メンバーの高齢化などにより、今後の担い手不足が懸念されることから、その価値を次世代に伝えていくための体制づくりを行うとともに、引き続き東紀州地域振興公社等による熊野古道を中心とした集客交流を推進されたい。

(東紀州振興課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成 26 年に熊野古道世界遺産登録 10 周年を迎えたことから、新たなファンやリピーターを増やすさまざまな事業を県関係部局、市町、地域と一体となって実施しました。また、古道の価値を次世代に伝えていくための体制づくりや、伊勢と熊野を結ぶための歩きやすい環境づくりに取り組みました。
- (2) 熊野古道世界遺産登録10周年事業の取組のうち主なものは以下のとおりです。
 - ・世界遺産登録 10 周年を記念して、熊野市において記念式典や食の幸フェスタなどオープニングイベントを実施しました。
 - ・伊勢神宮から熊野速玉大社までの約170kmを14回に分けて踏破する「熊野古道伊勢路踏破ウォーク」を開催しました。
 - ・熊野古道を守り伝えていくために、「熊野古道サポーターズクラブ」を5月に立ち上げ、会員向けのメールマガジン等による情報発信を行うとともに、保存会と連携して保全活動を実施しました。
 - ・熊野古道の情報を発信するため、三重テラスにおいて、奈良県、和歌山県と連携して熊野古道セミナーを開催しました。
- (3) 東紀州地域振興公社では、三重県フェアなど県外での観光展や物産展への出展、ホームページやガイドブック等により熊野古道伊勢路の情報発信を行いました。
- 2 取組の成果
- (1) 熊野古道世界遺産登録 10 周年を契機に、県関係部局、市町、地域と一体となってさまざまな記念事業を展開しました。これらの取組により、平成 26 年の熊野古道来訪者数は過去最多の 42 万 9000 人となるなど成果が出ています。
- (2) 熊野古道世界遺産登録10周年事業の取組のうち主なものは以下のとおりです。
 - ・世界遺産登録 10 周年を記念して、熊野市において記念式典や食の幸フェスタなどオープニングイベントを実施しました。(参加者数 3,104 人)
 - ・「熊野古道伊勢路踏破ウォーク」(全14回)を6月から開始し、地域での歴史、文化の紹介やおもてなしにより 熊野古道伊勢路への関心や理解を高めました。(延べ参加者数1,212人)
 - ・熊野古道を守り伝えていくために、「熊野古道サポーターズクラブ」を 5 月に立ち上げ、会員向けのメールマガ ジン等による情報発信を行うとともに、保存会と連携して保全活動を実施しました。(3 月末会員数 787 人)
 - ・熊野古道の情報を発信するため、三重テラスにおいて、奈良県、和歌山県と連携して熊野古道セミナーを開催しました。(延べ参加者数 168 人)
- (3) 東紀州地域振興公社では、三重県フェアなど県外での観光展や物産展への出展、ホームページやガイドブック等により熊野古道伊勢路の情報発信を行いました。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

(1) 熊野古道世界遺産登録 10 周年による賑わいを継続し、次の 10 年につなげていくために、26 年度に改定したアクションプログラムに基づき、おもてなしの向上など地域が主体となった受入体制の充実、伊勢から熊野までのすべての道程を歩くための環境整備、大都市圏等への継続的な情報発信などによる誘客促進に取り組むとともに、魅力ある地域資源を生かした仕掛けづくりにより、来訪者の周遊性、滞在性を向上させることで交流人口の拡大を図り地域経済の活性化につなげます。

また、古道の保全や伝承に携わる担い手育成につなげるため、「熊野古道サポーターズクラブ」を活用し、熊野古道を守り、その価値を次世代に伝えていくための体制を強化します。

- (2) 熊野古道センターでは、古道をはじめとする地域資源の魅力を発信する企画展、交流イベントや体験教室等を展開することにより、情報発信、集客交流の拡大を図ります。紀南中核的交流施設では、魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベントの開催等により、集客交流の機能を充実させていきます。
- (3) 東紀州地域振興公社が引き続き地域振興の取組を総合的に推進する地域のコーディネーターとしての役割を果たし、観光振興、産業振興および10周年を契機とした熊野古道の保全と活用を一層促進します。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (1) 収入に関する事務

ア 本庁分

収入未済額が平成25年度末現在11,084,176円(対前年度比同額)あり、前年度と比べて減少していないので、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

(南部地域活性化推進課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

平成26年3月に間接補助事業者が破産し、所有財産がないことが明らかになったことから、補助事業者による債権回収が不可能となりました。

このため、補助事業者から返還命令の取消し申請があり、三重県補助金等交付規則第17条第3項の規定に基づき補助金の返還請求権を放棄することとしました。

平成26年6月定例月会議に、補助金返還請求の権利を放棄する議案を提出し、議決を得ました。

議決を受け、平成26年7月1日付けで、補助金返還命令を取り消し、補助金の返還を免除する旨、補助事業者に通知しました。

2 取組の成果

以上により、収入未済額の処理を完了しました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (1) 収入に関する事務

イ 地域機関分

収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 現金受入票を2回発行したことにより、現金日計表に残額が計上され続けていた。

(松阪地域防災総合事務所)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

現金日計表上平成26年3月末現在で残額が110円発生していたので確認したところ、3月24日調定の110円についての現金受入票を重複して発行していたため、残額が110円計上されたままとなってしまっていたことが判明しました。

「会計規則第21条第2項」の規定を遵守し、現金等で歳入を収納したときは、速やかに(一万円以内の収納金等は、「会計規則運用方針 第21条関係 収納金払込み 5」の規定により、五開庁日以内に)現金収納票により指定金融機関等に払い込むことを徹底しています。

財務会計システムにより月末時点の「現金日計表」をプリントアウトし、受入額が速やかに払い出されているかどうか確認しています。

2 取組の成果

受け入れた現金が遅滞なく指定金融機関に払い込まれています。

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き会計規則及び会計規則運用方針等を遵守し、今年度の取組を継続します。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (2) 支出に関する事務

補助金等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 補助金

- (1)【南部地域活性化基金事業費補助金(企業立地セミナー開催事業)】
 - ・概算払いを行う理由が明示されていなかった。
 - ・概算払精算書が提出されていなかった。
- (2)【南部地域活性化基金事業費補助金(東紀州地域資源魅力発信事業)】
 - ・概算払いを行う理由が明示されていなかった。
 - ・概算払いを誤って精算払いで処理していた。

(南部地域活性化推進課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 指摘があった概算払を行う理由の明示や概算払精算書の提出について、適正な事務処理を行うよう事業担当者に周知しました。
 - (2) 指摘があった概算払を行う理由の明示や支払方法の誤りについて、適正な事務処理を行うよう事業担当者に周知しました。
- 2 取組の成果
 - (1)(2)適正な事務処理に努めています。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

(1)(2)今後とも、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (2) 支出に関する事務

補助金等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ その他支出事務

- (1) ・前渡資金を支出する際、一部資金の支出科目を誤っていた。
- (津地域防災総合事務所)
- (2) ・車検証記載事項変更手続きにあたり、変更申請手数料を誤って資金前渡し、歳出戻入を 4 件行っていた。 (南勢志摩地域活性化局)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 支出命令を行う際に、その支出証拠書類とともに支出すべき科目などについて、複数職員による確認を徹底するよう改善しました。 (津地域防災総合事務所)
 - (2) 変更申請手数料に関する所要額の確認については、複数の職員によるチェック体制を徹底しました。

(南勢志摩地域活性化局)

- 2 取組の成果
 - (1)(2)適正な事務処理に努めています。

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1)(2)引き続き、会計規則や関係要領等を遵守し、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 財産管理等の状況

物品等の管理について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 物品等の管理状況

- (1) 廃棄された物品の処分決議が行われていなかった。
- (水資源・地域プロジェクト課)
- (2) 廃棄済の備品で台帳から削除されていないものや在庫物品ではないのに出納員在庫として台帳に記載されていたものがあった。 (鈴鹿地域防災総合事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 速やかに処分決議を行い、物品管理台帳から削除しました。

(水資源・地域プロジェクト課)

- (2) 廃棄済の備品につきましては、備品台帳から既に削除いたしました。また、在庫物品でないものに関しましても、台帳から削除いたしました。 (鈴鹿地域防災総合事務所)
- 2 取組の成果
- (1)(2) 適正な備品管理に努めています。

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1)(2)引き続き、会計規則等に基づき、適切な物品等の管理に努めていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (3) 財産管理等の状況

物品等の管理について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 金品亡失(損傷)

(1) 公用車の損傷 (修理代 124, 309 円)

(鈴鹿地域防災総合事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 今回の公用車の損傷につきましては、駐車場に駐車中損傷されたものと推測されるもので、職員の不注意により発生したものではありませんが、全職員に対しましては、会議などあらゆる機会を通じまして、自動車の安全運転および物品の適切な使用について注意喚起をはかり再発防止に努めました。
- 2 取組の成果
- (1) 今年度、自動車の安全運転及び物品の適切な使用に心がけた結果、交通事故発生していません。

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1) 引き続き、会議などあらゆる機会を通じまして、自動車の安全運転および物品の適切な使用について意識の向上をはかっていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (4) 事務管理体制
 - (ア) 工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りにより入札を中止した事案が7件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理 に努められたい。

(1) 物件等で入札を中止したものが3件あった。

(四日市地域防災総合事務所)

(2) 物件等で入札を中止したものが1件あった。

(鈴鹿地域防災総合事務所)

(3) 物件等で入札を中止したものが2件あった。

- (伊賀地域防災総合事務所)
- (4) 物件等で入札を中止したものが1件あった。このうち、開札後に中止したものが1件あった。

(紀南地域活性化局)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) チェック体制の強化や、入力チェックを二重に行うことなどにより、再発防止に努めました。

(四日市地域防災総合事務所)

- (2)(3) 複数の職員でチェックするなど、いっそう適正な事務処理を行うためチェック体制を強化しました。 (鈴鹿地域防災総合事務所・伊賀地域防災総合事務所)
- (4) 仕様書の内容の検討、確認を十分に行うようにし、その他、誤りをなくすために複数職員によりチェックを 行いました。 (紀南地域活性化局)
- 2 取組の成果
 - (1) 入力チェックを二重にすることで、単純な入力ミスが軽減し、チェック体制の強化を図ることができました。 (四日市地域防災総合事務所)
 - (2)(4) 複数の職員でチェックに努めることで、チェック体制の強化を図ることができました。

(鈴鹿地域防災総合事務所、紀南地域活性化局)

(3) 上記、取組を行った以降は、入札を取り消したものはありません。

(伊賀地域防災総合事務所)

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (1) 引き続き、会計規則などを熟知するため、四日市庁舎経理勉強会などを開催すると共に、出納局等が実施する会計事務専門研修や物件等電子調達システム操作研修などに職員を積極的に参加させることで、職務能力や内部統制能力の更なる向上に努めます。 (四日市地域防災総合事務所)
- (2)(3)(4)引き続き、複数の職員でチェックするなど、いっそう適正な事務処理を行うためチェック体制を強化していきます。 (鈴鹿地域防災総合事務所、伊賀地域防災総合事務所、紀南地域活性化局)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (4) 事務管理体制
 - (イ) その他事務管理体制

事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた。

(東紀州振興課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 県有財産の適正管理について注意喚起を行うとともに、万一、金品亡失(損傷)案件が発生した場合には、速やかに報告書の提出を行うよう、事業担当者に周知しました。
- 2 取組の成果
 - (1) 適正な事務処理に努めています。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

(1) 引き続き、県有財産の適正管理について、職員の意識向上を図るとともに、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(1) 物損事故(負担割合:県100%・相手0%)

(物損額:県49,140円・相手120,351円)

(スポーツ推進課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

事故発生原因は、後方確認が不十分であったために起こったもので、職員の不注意によるところが大きいため、該当職員に対して所属長から厳重注意を行うとともに、課内の全職員に対し注意喚起を行いました。

さらに、公用車での出張時には、慌てて運転することのないよう、充分に時間の余裕をもって行動するよう周知 を行いました。

2 取組の成果

職員の交通安全意識のさらなる醸成とともに、県有財産である公用車の管理意識の高揚が図られました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

公用車等による交通事故防止対策については、課内ミーティングなどの機会を通じて、十分に注意喚起を行います。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(農林水産物の海外展開)

(1) 農林水産物の海外展開については、「三重県農林水産物・食品輸出協議会」を核に、「みえ国際展開に関する基本 方針」や、国が策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」を踏まえつつ、輸出拡大に取り組んでいる ところである。

輸出については、国や品目毎に課題や取組状況が異なることから、専門性を高めながら、相手国の特性の把握や 海外で通用する安全・品質管理の体制整備が必要となる。

このため、県内事業者への輸出調査で明らかとなった課題等も踏まえ、県産品の魅力をPRするための継続的な物産展の開催、商談機会の創出や、食品等の安全性の確認体制など輸出環境の整備促進等を行い、県輸出協議会及びノウハウを有する民間企業等とも協力しながら、農林水産物の輸出促進に努められたい。

(フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

県では県産農林水産物・食品の輸出拡大を進めるために、平成26年3月に三重県農林水産物・食品輸出促進協議会(以下「協議会」という。)を設置しました。協議会では県内の各種団体12団体と33者の個人、企業で組織され(平成27年3月末)、輸出ルートをもつ商社や独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)をアドバイザーに委嘱し、①研修会及び相談会の開催、②海外における三重県物産展の開催、③国際見本市への出展、④バイヤー招へい等の事業に取り組んでいます。また、品目別課題を解決するために専門部会を設置し、国毎に異なる輸出環境等の調査・検討を進めるなど今後の販路開拓に向けた取組を進めています。

(フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源課)

2 取組の成果

協議会では台湾、タイを重点地域・国と位置づけており、平成24年度から取組を進める台湾ではこれまで台北市の高級ショッピングモールと台中市の高級スーパーにおいて計6回の三重県物産展を開催して、台湾の消費者へ県産品のPRやニーズ把握を行うとともに、国際展示会への出展や台湾バイヤーの県内へ招へいなど台湾バイヤーとの商談機会の創出を図りました。

一方、タイでは、バンコクの高級スーパーで試食販売会を開催し、青果物(みかん、柿、いちご)と加工品(菓子、練り物など)をタイの消費者にPRするとともにニーズ調査を行いました。また、今後需要が期待される柿を中心に輸出拡大を図るために、バイヤーを招へいし、園地視察や事業者との商談・意見交換を行いました。

各部会事業については品目別にターゲットとする国別の課題解決を進め、部会員に対する研修等によるスキルアップの支援と、具体的な輸出に向けた課題解決方策を進めており、農産部会では、バイヤーの現地視察で高い評価が得られましたが、タイまでの長距離輸送の間に品質が低下するなどの課題が残りました。畜産部会では、三重県産ブランド牛肉である「伊賀牛」「松阪牛」の米国への販路開拓を進め、米国において高級レストランのシェフなどの食品流通業者等へプロモーションを行ったことにより、平成27年1月には、「伊賀牛」の米国への商業出荷が始まりました。水産部会では、今後県産水産物の輸出が期待できるシンガポール及び上海の市場調査を実施し、現地の情勢等を把握しました。 (フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

協議会では県産農林水産物等の輸出拡大に向け、引き続き台湾及びタイにおいて、今後も新しい商品のテストマーケティングの場として物産展等を継続するとともに、今後、輸出拡大の可能性の高い商品を中心に、展示会や見本市への出展、バイヤーの県内招へいなどBtoBによる商談機会の創出に注力していきます。また、協議会会員に対する支援として、アドバイザー等関係者と連携し、事業者の輸出に関する知識向上に資する研修会やセミナー等を開催していきます。

各部会においては、農産部会では、青果物について、課題となっている長距離輸送中の品質保持技術や海外の嗜好に合った品質基準を満たす栽培技術の開発に取り組みます。また、全国有数の生産量を誇る茶について、残留農薬など海外での品質基準を満たす商品作りに向けた環境整備に取り組みます。

畜産部会では、生産者団体による米国への牛肉輸出が自立して継続されるよう、輸出の実現に向けたフォローアップに取り組みます。また、EU等新興市場に向けた輸出の足掛かりとするため、生産者団体による国際見本市への出展等現地バイヤー等との商談機会の創出の支援を進めていきます。

林産部会では、輸出用原木の安定供給を図るために研修会や検討会を開催するとともに、海外における需要等の調査に取り組みます。

水産部会では、平成26年度に実施した海外市場開拓調査結果を部会員に周知を図るとともに、輸出対象国での海外見本市に合わせた営業活動や海外バイヤーの県内への招へい・商談業務などの取組を進め、輸出の定着化を図ります。また、EU向けやアメリカ向け水産物輸出に必要なHACCP認定の取得に係る研修会の開催や先進事例の調査等を行い、水産物の輸出拡大へつなげていきます。

(フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産資源課)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(農地の集積・集約化の促進)

(2) 県は、意欲ある多様な農業者を確保・育成し、効率的な農業経営を実現するため、農地の集積等による経営規模の拡大や集落営農組織の設立促進、新規就農者や企業などの新たな参入の促進に取り組んでいるところである。また、平成26年3月から農地中間管理機構を設置し、農業生産性の向上を目的とした農地中間管理事業をスタートさせたが、市町が定めた計画である「人・農地プラン」との整合や、担い手に配慮した基盤整備等の条件整備、権利移転が進まない農地の機構への滞留回避などが重要となる。

このため、「人・農地プラン」への影響にも配慮した市町等との連携や、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるような基盤整備、契約解除規定の適切な運用などに留意するよう、機構に対し指導するとともに、県としても積極的な推進・協力を行い、実効性のある農地の集積・集約化の促進に努められたい。

(担い手育成課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 規模縮小農家等出し手から農地を借り受け、担い手に対して農地をまとまった形でできるだけ長く貸し付け、生産コストの低減を図り、生産性の向上を推進する農地中間管理事業に取り組んでいるところであり、受け手となる担い手の確保が重要であることから、受け手の公募を行い延べ人数で700名を超える応募がありました。
- (2) 機構が借り受けたものの受け手が見つからず、農地が滞留する対応として、2年間で受け手が見つからなかった場合、貸借を解消する規程により借り受けており、県の推進方針として出し手と受け手のマッチングが見込まれる農地を借り受けるので速やかに受け手に貸し付け、滞留のない運用を行っています。
- 2 取組の成果

市町・JA・機構等関係機関による出し手の申出と受け手の利用調整の話し合いを行い、出し手から機構が農地を借り受け、担い手に 78.8ha を貸し付けました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

農地中間管理事業の円滑な推進による農地の集積・集約化に向けて、引き続き、人・農地プランの話し合いや基盤整備を行う土地改良事業との連携等を通じて、出し手と受け手のマッチングのため市町等関係機関との連携を活発化させるとともに、機構集積協力金や経営所得安定対策等他の関連施策との連携・調整も含めた地域での農業者間の話し合いを進めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(県行造林事業の検証)

(3) 県行造林事業については、県が土地所有者(市町や財産区等)と契約を結び、その所有する林野に対して造林を行い、その収益を土地所有者と分け合うもので、森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として実施している。

現在、維持管理経費の節減と収入増加に努めているものの、木材価格の低迷や未だ多額の借入金償還を行っているなど、今後も、厳しい経営収支状況が続く見込みである。

このため、各年の事業費を明らかにした契約単位での収支台帳を作成するなど、事業全体の正確な収支状況を把握するとともに、林業収益性の低下等、林業を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、今後の事業のあり方について検討されたい。

(治山林道課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

県行造林事業については、5年を1期とする経営計画に基づき、間伐等の保育事業を行い、また、収入の確保のため、間伐木や支障木の売り払いに努めてきましたが、必ずしも県行造林ごとの施業コストを意識した施業管理を行っているものではありませんでした。

このため、県行造林ごとに過去の施業歴や施業経費等の収支状況を把握するため、施業台帳の作成を平成 26 年 8 月 25 日から着手しました。

平成 26 年 12 月 12 日には県行造林関係担当者会議を開催し、整備した施業台帳の内容を把握することにより施業コストを意識した施業管理を行っていくとともに、今後の伐採計画の策定に向け、前段階として、現時点において主伐が可能な林分の選定作業を進めていくことを確認しました。

2 取組の成果

県行造林ごとの施業台帳の整備は平成27年3月に整備を完了し、主伐が可能な林分の選定については、平成26年12月から全ての県行造林を対象に作業を進めています。

また、今後の伐採計画を策定するために必要となる立木評価に係る調査方法については、より効率的に行うため、 近隣府県の状況を踏まえつつ、平成26年12月から関係規程の見直しを進めています。

平成 27 年度以降(取組予定等)

今後の県行造林事業の実施については、常に施業コストを意識するため、施業台帳の内容を把握しながら施業管理を行っていくこととします。

今後の伐採計画については、平成29年度末に策定する第11期三重県県行造林経営計画(平成30年度から5か年) に合わせて、全県行造林を対象とした中長期の伐採計画を策定することとします。

このため、現時点で主伐が可能な林分として選定できなかった場所においても、平成 27 年度下半期から平成 29 年度末までに、立木評価の結果等を踏まえ、主伐の時期について土地所有者との調整ができるよう作業を行っていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
- ア 本庁分

(ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 97, 147, 830 円 (対前年度比 95.4%) あり、前年度と比べて 4,636,924 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

(担い手育成課、農産物安全課、森林・林業経営課、水産経営課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 農業経営の悪化から未収金が発生しており、これに対して、書面・電話・面談による督促を行い、償還が止まっている者に対しては償還の再開を求め、少額の償還に留まっている者に対しては償還額の増額を求めました。

催告回数 58回(うち 訪問・面談:18回、電話:13回、書面:27回)

(担い手育成課)

- (2) 認定就農者の経営不振から未収金が発生したものであり、転貸先である金融機関において収入がある都度償還するよう債権回収を図りました。 (担い手育成課)
- (3) 旧三重県中央卸売市場時の平成 14~17 年度に発生した施設使用料等に係る未収金が、平成 25 年度末で 5,757,740 円あり、債権処理計画を策定・公表し、収入未済額の減少に努めました。

債務者は既に市場から退場しており、現在はいずれも資力に乏しくまとまった返済は期待できません。そのため、少額返納による債権回収に取組み、5,000円単位等での納付書を数枚発行し、電話催告を行って返納するように働きかけました。 (農産物安全課)

- (4) 借受者の事業不振により、平成25年度の償還予定分のうち2件54万円が未収金となりました。
 - 償還が困難な事業者に対して書面、電話、面談等により催告を行い、分割償還誓約書の提出及び確実な履行、償還額の増額を求めました。 平成 26 年度催告回数 30 回(対象 5 名中 5 名) (森林・林業経営課)
- (5) 魚類養殖等の不振等による漁業経営の悪化から、平成25年度末で2,859万円(6件)の未収金が発生しており、 その延滞期間は長期化しています。

延滞先については、「三重県債権管理マニュアル」に基づく催告等の債権管理を実施しており、特に税外未収金に係る徴収強化月間には、書面・訪問・電話等による催告を強化しました。

過年度に延滞が発生し、長期に渡り償還が滞っている貸付先に対しては、連帯保証人への催告も行いました。 催告回数43回(うち訪問・面談:9回、電話17回、書面17回) (水産経営課)

- 2 取組の成果
- (1) 平成 25 年度末の未収金約 4,082 万円 (49 件) のうち、約 314 万円 (5 件) の回収を行いました。(担い手育成課)
- (2) 平成26年6月に全額返済されました。

(担い手育成課)

- (3) 平成 25 年度末の未収金約 575 万円 (50件) のうち、80,492 円を回収しました。
- (農産物安全課)
- (4) 償還が困難な事業者に対し返済方法について相談に応じ、延滞の固定化の回避に有効であると認められる場合には、計画的に償還されるよう分割償還誓約書を徴収しました。取組の結果、3名から27万円を回収しました。

(森林・林業経営課)

(5) 平成25年度末の未収金約2,859万円(6件)のうち、約90万円を回収しました。

(水産経営課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (1) 引き続き、債務者の経営状況等を訪問・面談等により的確に把握し、早期に完済となるよう指導していきます。 特に農業経営を継続している債務者については、経営改善への取組みを支援するとともに、その進捗を的確に管理 していきます。 (担い手育成課)
- (2) 転貸先の金融機関と連携し、未収金発生の防止に努めます。

(担い手育成課)

- (3) 債務者はいずれも十分な収入が得られる状況でないことから、引き続き、毎月返納を基本とした少額返納を進め、返済状況を確認しながら電話や自宅訪問での督促を中心に回収に取り組むこととしています。
 - なお、市場における未収金は、平成21年度から利用料金制による指定管理者制度を導入して市場管理を実施していることから、新たに発生しません。 (農産物安全課)
- (4) 延滞発生の未然防止のため、今後も貸付審査時には適切な審査を継続するとともに、債務者に対する経営指導等を行っていきます。また、新たに発生した債権に対しては、連帯保証人へ償還請求等も含め早期回収に努めます。 未収金の回収については、書面・電話・訪問により、督促を行います。また、少額の返済に留まっているものに対しては、償還額の増額を求め早期回収に努めます。 (森林・林業経営課)
- (5) 引き続き、延滞者に対しては「三重県債権管理マニュアル」に基づく催告等の債権管理に取り組みます。 また、新たに延滞が発生した貸付先に対しては、長期延滞債権化を防止するため、債務者と面談のうえ回収計画 を策定し、早期の延滞解消を図ります。

今後新たな延滞が発生しないよう、貸付審査にあたっては、事業計画の妥当性、債務者及び連帯保証人の償還能力及び保証能力を慎重に判断するとともに、貸付先に対しては水産業普及指導員による積極的な指導援助を実施するよう努めます。 (水産経営課)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
- ア 本庁分
- (イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
 - (1)肥料登録手数料として受け入れた証紙収入の財務会計システムへの登録処理が遅延していた。(農産物安全課)
 - (2) みつばち転飼許可手数料及び家畜商講習手数料として受け入れた証紙収入の財務会計システムへの登録処理が遅延していた。 (畜産課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 肥料登録手数料の報告については、前月分を10日までにとりまとめて農林水産財務課に報告し、農林水産財務課にて、財務会計システムに登録することとなっています。報告について、複数の職員が担当したため、相互間の情報伝達がうまくいかずに、記入漏れが発生し、翌月の登録処理になりました。

そこで、責任者を設け、農林水産財務課に報告する際に、責任者が申請書と証紙台帳を照合し、記入漏れがない か確認するなど、チェック体制を強化しました。

(農産物安全課)

(2) 証紙収入報告に関する引き継ぎが不十分であったため、農林水産財務課への毎月の証紙収入報告が滞り、財務会計システムへの登録処理の遅延が発生しました。遅延発生後、毎月初めに課内で前月分証紙収入の確認を実施し、農林水産財務課に期限内の報告を遵守するよう取り組みました。

(畜産課)

- 2 取組の成果
- (1) チェック体制の強化により遅滞なく証紙収入報告が行えるようになりました。

(農産物安全課)

(2) 証紙収入に関係する事務担当者に証紙収入がある都度、報告様式の作成を促すとともに、月初めに前月の証紙収入内容について課内で確認を実施しました。確認の実施により、遅滞なく証紙収入報告が行えるようになりました。 (畜産課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1) 引き続き、適正な事務処理が行えるよう努めていきます。

(農産物安全課)

(2) 証紙収入報告について、事務引き継ぎの中で重要項目として引き継ぎを行うと共に、証紙収入に関係する事務担当者に事務の都度、証紙報告作成するよう徹底します。また、引き続き毎月初めに報告の有無について課内で確認を徹底し、農林水産財務課への期限内報告を徹底します。

(畜産課)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
- イ 地域機関分
- (ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 14,660,522 円 (対前年度比 80.9%) あり、前年度と比べて 3,460,800 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

(四日市農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成22年度治山工事の履行不能による契約解除に伴う過払い前払い金遅延利息が生じ、平成22年3月に桑名建設事務所の同者に対する支払債務と遅延利息の一部を相殺し収納しましたが、残額57,836円を請求しています。 平成26年度は会社所在地を2回訪問しましたが、代表者と連絡が取れない状態が続いています。治山林道課と協議のうえ、財産調査を10月に実施しました。 (四日市農林事務所)
- (2) 催促状を3回発行(H26.8.21付、H26.12.26付、H27.3.10付)し、債務者に送付するとともに、催促のため会社 所在地を訪問しました。(不在のため、催告状を置いて帰庁しました。) (伊勢農林水産事務所)
- (3) 平成24年度に契約解除案件が発生し、それに伴う違約金と返還金を請求しました。 同年度中に違約金全額と返還金の一部については納付がありましたが、返還金の残額が未収金となっています。 なお、平成24年度中に、返済計画(分割納付)の内容を盛り込んだ公正証書を作成し、この計画に基づき毎月 定期的に徴収を行っています。 (伊賀農林事務所)
- (4) 所在不明の債務者については、登記簿・住民票の写しの公的書類の取得、金融機関等の財産調査及び調査により 得られた転居先の住所付近の現地調査、以前勤務していたと思われる勤務先の訪問等を行いました。また、休眠状態の債務者については建設事務所と合同の居宅訪問、金融機関等の財産調査を行いました。 (熊野農林事務所)
- 2 取組の成果
- (1) 財産調査の結果、会社所在地と同一市内の金融機関には会社及び代表者名義の資産がないことを確認しました。 3月18日に開催された債権管理推進会議の結果を受け、3月23日付けで債権放棄及び不納欠損処分を行いました。 (四日市農林事務所)
- (2) 債務者との連絡がとれないため、進展はありませんでした。

(伊勢農林水産事務所)

- (3) 返済計画で定めた一定額を毎月徴収し、3,460,800 円を収納しました。(平成27年3月末残高10,094,000円) (伊賀農林事務所)
- (4) 所在不明の債務者については、各種調査を行った結果、本人と直接電話で話をすることができ、「債務承認及び分割納付誓約書」の提出がありました。また、休眠状態の建設業者については、財産調査、直接面談を行うものの収納の段階には至っておりません。 (熊野農林事務所)

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1) 今後は未収金が発生しないよう努めていきます。

- (四日市農林事務所)
- (2) 引き続き、催促状の送付、所在地への訪問を行い、催促を継続していきます。
- (伊勢農林水産事務所)

(3) 引き続き、返済計画に基づいた着実な徴収に努めていきます。

(伊賀農林事務所)

(4) 引き続き、収納に向けての取り組みを継続するとともに、工事発注に際し、請負業者との連絡を密にすることや、 建設事務所等の他の発注機関との情報共有を行いながら再発防止に努めていきます。 (熊野農林事務所)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
- イ 地域機関分
- (イ)収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
 - (1) 現金受入票を 2 回発行したことにより、現金日計表に残額が計上され続けていた。

(熊野農林事務所)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

昨年度においては現金日計表出力による確認が充分ではありませんでしたので、今年度においては四半期に1回以上、受入れ・払い出し状況に誤りがないかを確認しました。

2 取組の成果

今年度は現金日計表出力による確認を 10 回行い、7 月に確認した際には修正箇所がありその時点で修正を行うことができました。また、受払状況に誤りがないかということに対する意識を向上することができました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き、受払状況に誤りがないかという意識をもって取組み、平成26年度と同回数以上、月末など時期を定めて確認を行うように努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1)【農林水産省国有財産·開拓財産除草業務委託業務委託】
 - ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(四日市農林事務所)

- (2) 【国営造成施設県管理事業安濃ダム挙動観測施設点検整備業務】
 - ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(津農林水産事務所)

- (3) 【国営造成施設県管理事業安濃ダム降雨流出予測システム検証業務委託】
 - ・契約伺いに契約保証金免除についての記載がされていなかった。

(津農林水産事務所)

- (4)【平成25年度海岸維持修繕事業委託業務(次郎六郎地区)】
 - ・再委託について契約書で定められた承認なしに行われていた。

(伊勢農林水産事務所)

- (5) 【平成24年度水利機能基盤(繰)他有田地区他県営事業現場技術業務委託】
 - ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。
- (伊勢農林水産事務所)

- (6) 【平成25年度県行造林管理巡視事業】
 - ・見積依頼の起案に業務量が分かる書類が保存されていなかった。

(伊賀農林事務所)

- (7) 【庁舎清掃管理業務委託】
 - ・予定価格調書が作成されていなかった。
 - ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(中央家畜保健衛生所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1)(2)(5)(7) 【契約関係書類への暴力団排除条例等の対応に係る記載について】

担当職員の認識不足により、契約書への暴力団排除条例等への対応に係る記載が漏れていました。

職員への周知を図るとともに、複数でのチェック等により再発防止に取り組みました。

(四日市農林事務所、津農林水産事務所、伊勢農林水産事務所、中央家畜保健衛生所)

(3) 契約時の契約保証金を免除にする際には、契約締結伺いにもその旨の記載をする必要がありますが、担当職員の失念により記載していませんでした。担当職員に対して、記載漏れの防止について周知・徹底を図りました。

(津農林水産事務所)

- (4) 委託事業者の契約書に定められた内容について認識不足で関係市町に指導ができなかったことが原因であるため、再委託の書類を提出させて事務手続きを行いました。 (伊勢農林水産事務所)
- (6) 業務量が分かる書類である金抜き設計書2部を、見積期間中は閲覧に供し、落札後は契約書用として相手側に提供し契約書に綴じていたため、契約締結の起案では確認できるものの、見積依頼の起案には保存されていない状態になっていました。

今年度は金抜き設計書を3部作成し、うち1部を見積依頼の起案と一体的に保管するよう改善しました。

(伊賀農林事務所)

- (7) 予定価格調書が作成されていなかったことについては、チェック漏れが原因であるため、会計規則を再確認し、 チェック体制を強化して再発防止に努めました。 (中央家畜保健衛生所)
- 2 取組の成果
- (1)(2)(5)(7) 【契約関係書類への暴力団排除条例等の対応に係る記載について】

取組の結果、これまでに契約書記載事項の遺漏は発生していません。

(四日市農林事務所、津農林水産事務所、伊勢農林水産事務所、中央家畜保健衛生所)

- (3) 周知を図った結果、これまでに契約締結伺いの記載事項の遺漏は発生していません。 (津農林水産事務所)
- (4) 職員の意識向上が図られ適正な事務処理を行うことができました。

(伊勢農林水産事務所)

- (6) 金抜き設計書を見積用と契約書用に3部作成することにより、当事務所に見積指名者が閲覧した見積根拠資料が 公文書として保管管理され、入札手続きの透明性が図られました。 (伊賀農林事務所)
- (7) 職員の会計事務に関する知識向上が図られるとともに、チェック体制が強化され、適正な事務処理を行うことができました。【予定価格調書の作成関係】 (中央家畜保健衛生所)

平成 27 年度以降 (取組予定等)

(1)(2)(3)(5)(7) 【契約関係書類への暴力団排除条例等の対応に係る記載について】

引き続き、担当職員への三重県会計規則の周知を図り、適正な執行に努めていきます。

(四日市農林事務所、津農林水産事務所、伊勢農林水産事務所、中央家畜保健衛生所)

(4) 引き続き、チェック機能が十分働くよう、職員間で対話を通じて周知徹底を図るとともに、職員の会計事務に関する知識向上を図るなど、再発防止及び適正な事務処理に努めていきます。

(伊勢農林水産事務所)

(6) 来年度以降についても同様な改善措置(見積の根拠資料となる金抜き設計書を3部作成)を行うことにより、入 札事務の円滑化と透明性確保を図ります。

(伊賀農林事務所)

(7) 引き続き、職員の会計事務に関する知識の向上を図るとともに、チェック機能を十分働かせ、再発防止及び適正な事務処理に努めていきます。【予定価格調書の作成関係】 (中央家畜保健衛生所)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 公共工事

- (1)【自然災害防止事業 第津-11号工事(掛ノ脇)】
 - ・変更契約時における変更施行計画書の決裁を受けていなかった。

(津農林水産事務所)

- (2) 【度会北部地区県営ふるさと農道舗装工事】
 - ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」が設計書に添付されていなかった。
- ・施工体制点検チェックリストについて、工事検査時の決裁が行われておらず、また、完成検査時に検査員が チェックリストの記載を確認した旨の記録がなかった。 (伊勢農林水産事務所)
- (3)【自然災害防止事業(県単)第上-1号工事(岩の尻)】
 - ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」が設計書に添付されていなかった。 (伊賀農林事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 年度末において工事関係書類の整理が多忙となり、未決裁のまま簿冊に綴ってしまいました。適時適切な事務処理の指導ならびにチェック表による各書類の有無の確認に加えて事務処理状況の確認を指導しました。

(津農林水産事務所)

(2)「認定製品一覧表」の添付について認識不足が生じていたため、職員に周知すると共に、設計内訳書の前に「認定製品一覧表」を添付することで、確認し易くするようにしました。

施工体制チェックリストの決裁等については、工事提出・提示書類チェック表を活用し、必要書類の付け忘れをなくすようにしました。 (伊勢農林水産事務所)

(3) リサイクル認定製品が「該当なし」であったため、設計書に添付していませんでした。 該当なしの場合であっても確実に添付するように周知・徹底しました。

(伊賀農林事務所)

- 2 取組の成果
- (1) 工事担当者への注意喚起を行うことにより、再発防止が図られました。

(津農林水産事務所)

- (2)「認定製品一覧表」の添付が確認しやすくなり、添付漏れがなくなりました。
 - 施工体制チェックリストも、チェック表を活用する事で、決裁漏れ等がなくなりました。(伊勢農林水産事務所)
- (3) 決裁時に認定製品一覧表 (総括表) が設計書に添付されていることを確認することにより、意識の向上を図ることができました。 (伊賀農林事務所)

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (1) 引き続き、適時適切な事務処理の指導ならびに事務処理状況の確認の指導に努めます。 (津農林水産事務所)
- (2) 設計内訳書の前に「認定製品一覧表」を添付することで、確認が容易にできるようにします。

(伊勢農林水産事務所)

(3) 引き続き、認定製品一覧表(総括表)が設計書に添付されていることを確認して決裁します。(伊賀農林事務所)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ウ旅費
 - (1)【巾着あみはこわなの現地視察】
 - ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(獣害対策課)

(2)【第36回全国土地改良大会】

・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(伊勢農林水産事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 簡易処理用紙により決裁を受けたが、決裁後に総合文書管理システムへの登録を失念していました。このため、総合文書管理システムを活用して決裁を受けることにより、登録漏れがなくなるように改善しました。

(獣害対策課)

- (2) 総合文書管理システムに復命書の件名を登録することを失念していました。このため、所内会議やメールにて、 各職員へ登録漏れのないよう周知徹底しました。 (伊勢農林水産事務所)
- 2 取組の成果
- (1) 総合文書管理システムによる処理を徹底していることから、登録忘れによる不適切な事務処理は発生していません。 (獣害対策課)
- (2) 適正な事務処理の執行を周知徹底したことにより、各職員の意識が向上し、登録漏れは発生していません。

(伊勢農林水産事務所)

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1) 引き続き、総合文書管理システムによる文書処理を徹底することで、適切な事務処理を行っていきます。

(獣害対策課)

(2) 引き続き、適正な事務処理を行うよう周知徹底を図っていきます。

(伊勢農林水産事務所)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- エ その他支出事務
- (1) 前渡資金の払出しが遅延していた。

(中央家畜保健衛生所)

(2) 修繕料の債権者誤りにより歳出戻入を行っていた。

(中央家畜保健衛生所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 定例払前渡資金の支出命令の遅れが原因で、引落しが遅れたためです。支払期限までに支払いができるようにチェック体制の強化を図るとともに、職員に周知徹底しました。
- (2) 支出負担行為書作成時及び決裁時のチェックを徹底するよう、担当職員の意識の再確認を行いました。
- 2 取組の成果
- (1)(2)

チェック体制が強化されたことにより、適正な事務処理を行っています。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

(1)(2)

引き続き、チェック機能を十分働かせ、再発防止及び適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況

(1) 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告が行われていなかった。

(水産資源課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

平成25年4月に(公財)三重県水産振興事業団に対し行政財産の目的外使用許可をしていたものの、三重県公有財産規則第37条に基づく管財課長への報告を忘れていたものであり、今後報告漏れ等が起こらないように、使用許可に係る起案の際に管財課長への報告をあわせて行うように確認する仕組みとしました。

2 取組の成果

平成26年度については、規定どおり報告しております。

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き、三重県公有財産規則に基づき適切な事務処理に努めていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ 物品等の管理状況

(1) 物品の保管場所が物品管理台帳に誤って記載されていた。

(伊勢農林水産事務所)

(2) 廃棄された物品の処分決議が遅延していた。

(中央家畜保健衛生所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 物品の保管場所と物品管理台帳の確認を行い、記載誤りの分について修正しました。 (伊勢農林水産事務所)
- (2) 物品を廃棄した時に、手続きを失念していたため遅れたものです。廃棄物品については、その都度事務処理を行うことを周知徹底しました。 (中央家畜保健衛生所)
- 2 取組の成果
- (1)(2)

適正に物品管理を行っています。

(伊勢農林水産事務所 中央家畜保健衛生所)

平成 27 年度以降 (取組予定等)

(1) 毎年度、会計事務自己検査の際に確認をしていきます。

- (伊勢農林水産事務所)
- (2) 引き続き、適正な物品管理について周知徹底し、適正な管理に努めていきます。
- (中央家畜保健衛生所)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 金品亡失(損傷)

(1) 公用車の損傷 (修理代 143,199円)

(津農林水産事務所)

(2) 公用車の損傷 (修理代 179,200円)

(津農林水産事務所)

(3)機械倉庫、電気設備、備品の焼失(損害額 2,046,056円)※見積額等を含む

(農業大学校)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 公用車からの荷下ろしのため、屋根付き駐車場に仮駐車しようと後退したところ、後方確認が不十分であったため、庁舎駐車場鋼鉄製柱に公用車後部を接触させ後部ドア及びバンパーを損傷しました。

職員本人に対しては厳重注意を行うとともに、所内職員に対しても、所内会議において再三にわたり交通事故防止及び適正な運行管理を行うよう周知を図りました。また、津庁舎の地域職員交通安全研修会に全職員を積極的に参加させるとともに、三重県交通安全研修センターでの研修に9名を参加させ交通安全教育を徹底し交通事故の根絶に努めました。

また、交通安全を呼びかけながら取り組む「無事故・無違反チャレンジ 123」へ 10 チーム 30 名が参加しました。 (津農林水産事務所)

(2) 公用車使用後の車両の確認(点検)を行ったところ、損傷時期、原因は不明でありましたが、エンジンルーム 底部のバンパー、ラジエータ、オイルパンなどの損傷を発見しました。

このため、所内職員に対しては所内会議において再三にわたり交通事故防止及び適正な運行管理を行うよう周知を図りました。また、津庁舎の地域職員交通安全研修会に全職員を積極的に参加させるとともに、三重県交通安全研修センターでの研修に9名を参加させ交通安全教育を徹底し交通事故の根絶に努めました。

また、交通安全を呼びかけながら取り組む「無事故・無違反チャレンジ 123」へ 10 チーム 30 名が参加しました。 (津農林水産事務所)

(3) 平成26年1月20日の機械倉庫の出火により焼失した同倉庫の屋根、窓ガラスの一部、電気設備の一部(蛍光灯及び電気配線、コンセント類)、備品の一部(大豆専用ノズル)について、屋根はブルーシート、窓ガラスはベニア板による応急処理を行うとともに、電気設備の応急修繕、備品の一部については代替ノズルの購入を行い農業大学校の運営に支障が出ないよう措置を講じました。

また、二度とこのような事故が生じないよう職員・学生に対し注意喚起を徹底しました。

(農業大学校)

- 2 取組の成果
- (1)(2)

研修会等への参加や機会あるごとに注意喚起をすることにより、交通安全意識の高揚が図られました。また、県 有財産の適正な管理についても意識付けができました。

しかしながら、平成26年度において、職員の責任に起因する公用車の事故が1件発生しており、引き続き交通安全、交通事故防止に関して、なお一層の取組を強化していく必要があります。 (津農林水産事務所)

(3) 応急措置等により農業大学校の運営に支障が生じることはなく、また、職員・学生の火災に対する意識の向上、防火体制の強化・徹底が図られました。 (農業大学校)

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1)(2)

引き続き、交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の安全意識と県有財産の管理意識の高揚に取組みます。 (津農林水産事務所)

(3) 担い手育成課とも相談協議を行いながら倉庫屋根、窓ガラスの修繕を行うこととします。

(農業大学校)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ 公共用地の未登記

(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 126,589.85 ㎡、832 筆ある。

(桑名農政事務所、四日市農林事務所、津農林水産事務所、松阪農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、 熊野農林事務所)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

平成 26 年 5 月 21 日に用地課長・担当者会議を開催し、「未登記解消第 8 次 5 ヶ年計画」の進捗状況について協議 しました。

年2回(6月、12月)、地域機関において、未登記カルテを基にヒアリングを行い、日々の情報共有によって未登 記案件の解消方向へ進めています。

2 取組の成果

平成26年度は、43筆を処理しています。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

未登記原因として、相続人多数等の処理困難な事案や、測量に費用がかかるものがありますが、未登記解消第8次5ヶ年計画に基づき計画的に未登記解消に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) 事務管理体制
 - (ア) 工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りより入札を中止した事案が 27 件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。

- (1) 物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (2) 物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (3) 物件等で入札を中止したものが2件あった。

(フードイノベーション課) (水産資源課)

(桑名農政事務所)

(4) 工事等及び物件等で入札を中止したものが5件あった。このうち、開札後に中止したものが1件あった。

(四日市農林事務所)

(5) 工事等で入札を中止したものが3件あった。

(6) 工事等で入札を中止したものが3件あった。

- (7) 工事等で入札を中止したものが2件あった。
- (8) 工事等及び物件等で入札を中止したものが3件あった。
- (9) 工事等及び物件等で入札を中止したものが3件あった。
- (10) 物件等で入札を中止したものが2件あった。
- (11) 物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (12) 物件等で入札を中止したものが1件あった。

(松阪農林事務所)

(伊勢農林水産事務所)

(伊賀農林事務所)

(尾鷲農林水産事務所)

(熊野農林事務所)

(林業研究所)

(中央農業改良普及センター)

(農業大学校)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 仕様書の細部の記入誤りが原因であったことから、決裁を行ううえで担当者から仕様内容について仕様書に加えて口頭でも詳細に説明させ、複数回確認を取ることとしました。 (フードイノベーション課)
- (2) 規格にないサイズを仕様書に記載したことが原因であったことから、入札の起案の際に、積算根拠となるカタログにより規格サイズの確認を徹底することとしました。 (水産資源課)
- (3) パソコン購入で、附属ソフトが最新版では既存システムが正常作動しない疑いが判明したため、適応するバージョンを指定する必要が生じたのが原因であったため、仕様作成にあたってはIT推進課を始め関係方面意見を聞くよう手順に入れることにしました。また、4月の担当者の交替に伴い、パソコンの仕様作成における注意点の引き継ぎを行い、適正な仕様書作成に努めています。 (桑名農政事務所)

(4)

ア 入札を中止したもの

工事では積算誤りがが、物件では案件名称が誤っていたことが原因であったことから、設計審査は複数で行い、 また、チェック表を作成し、複数でチェックするよう改善しました。

イ 開札後に中止したもの

工事における積算誤りが原因であったことから、設計情報入力画面を修正するとともに、開札において疑問が 生じた場合、解決するまで落札決定を行わないこととしました。 (四日市農林事務所)

- (5) 地域要件や積算の誤りについては、発注基準や設計書の確認に関するチェック体制の強化を図り、新しい積算 基準の内容に誤解の生じやすい部分があったことについては、適用方法の明確化を図って情報共有し、取扱いを 徹底することとしました。 (松阪農林事務所)
- (6) 積算誤りが原因であったことから、複数の職員による設計書審査及び「積算前標準チェックリスト」、「設計標準チェックリスト」を用いた審査の実施、並びに入札審査会におけるチェックリストを用いた審査状況の確認を 実施することとしました。 (伊勢農林水産事務所)

(7)

- ア 借地交渉において概ねの同意を得て、契約できる見込みで入札公告を実施しましたが、公告後同意を取り消され契約することができなくなり、入札を中止しました。この案件以後は、土地所有者の最終同意を得たうえで入札公告を実施することを徹底しました。
- イ 入札公告後に設計内容の変更が判明し、積算数量の修正が必要となり入札を中止しました。この案件以後は、 工事内容を十分理解したうえで、積算するように職員に周知・徹底するとともに、課内の確認を強化しました。 (伊賀農林事務所)
- (8) 積算誤りが原因であったことから、「設計標準チェックリスト」、「PPI標準チェックリスト」によるチェックを徹底しました。 (尾鷲農林水産事務所)
- (9) 工事では積算誤りが、設計業務委託では誤った資料を添付したことが、物件では仕様書の記載誤りが原因であったことから、工事・委託業務については「農林水産部標準チェックリスト」により、発注前の複数職員による設計書類等の審査を行いチェック体制の強化に努め、物件調達については、仕様内容に誤りがないか当所及び経理一元化所属(紀南地域活性化局)の双方で確認を行うこととしました。 (熊野農林事務所)
- (10) 仕様書の誤りが原因であったことから、仕様書の内容確認の体制を強化しました。

(林業研究所)

(11) 物品の納入期日の設定が盆休と重なっていることが判明したため、電子見積りを中止するとともに納入期日を 再設定し改めて電子見積りに付しました。 (中央農業改良普及センター)

- (12) 物品の購入にて、より汎用性の高い規格への仕様見直しが原因であったため、担当職員外にも仕様等について 広く意見を聞いたうえで仕様決定を行うこととしました。 (農業大学校)
- 2 取組の成果
- (1) (2) (3) (5) (7) (10) (11) (12)

取組の結果、適正な入札の執行を行っています。

(フードイノベーション課、水産資源課、桑名農政事務所、松阪農林事務所、伊賀農林事務所、林業研究所、中央農業改良普及センター、農業大学校)

(4) (6) (8) (9)

取組の結果、チェック体制の強化、及び再発防止に向けた職員の意識向上を図ることができましたが、入札中止案件が発生してしまいました。

(四日市農林事務所、伊勢農林水産事務所、尾鷲農林水産事務所、熊野農林事務所)

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1) (2) (3) (5) (7) (10) (11) (12)

引き続き、再発防止に向けた取組を継続し、適正な入札の執行に努めて行きます。

(フードイノベーション課、水産資源課、桑名農政事務所、松阪農林事務所、伊賀農林事務所、林業研究所、中央農業改良普及センター、農業大学校)

(4) (6) (8) (9)

引き続き、再発防止に向けて職員の意識の更なる向上とチェック体制の強化を図ります。

(四日市農林事務所、伊勢農林水産事務所、尾鷲農林水産事務所、熊野農林事務所)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) 事務管理体制
 - (イ) その他事務管理体制

事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 出納局事後検査で指導された政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づく支払期日の遵守について、その 後適切な対応がとられていなかった。 (四日市農林事務所)
- (2) 出納局事後検査で指導されたガソリン伝票の決裁及び出納員の押印について、その後適切な対応がとられていなかった。 (津農林水産事務所)
- (3) 金庫内に私費が保管されていた。

(津農林水産事務所)

(4) 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延していた。

(津農林水産事務所)

(5) 保存期間満了前の公文書が破棄されていた。

(伊勢農林水産事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 当所は、四日市庁舎内の他に鈴鹿庁舎にも一部の課が存在し、鈴鹿庁舎へ届いた分の請求書を四日市庁舎へ転送してもらってから処理する都合で余分に日数を要し、結果支払期日を超過したものと思われます。そこで、請求書をすべて最初から四日市庁舎へ直接送付してもらうようにし、万が一鈴鹿庁舎へ届いた場合は直ちに四日市庁舎へ郵送させることとしました。 (四日市農林事務所)
- (2) 平成25年12月に実施された出納局の事後検査で、ガソリン伝票(原符)に4月以降決裁がされていないこと、また未使用の伝票(交付用)に出納員の印が既に押印された状態となっていることについては、その都度決裁することとしたと報告をしていたが、関係職員への周知の失念により報告のとおり処理されていませんでした。

このため、関係する全職員に、事務処理方法を再確認し周知・徹底を図りました。

(津農林水産事務所)

- (3) 銀行窓口の終了後であったため、金庫内に公金以外の現金を保管しそのままとなっていたが、確認を取ったうえで所管する職員に引き渡しました。
 - このため、公金以外の現金は金庫内に保管してはいけない旨、職員に周知・徹底しました。(津農林水産事務所)
- (4) 非常時対応用の公用携帯電話を不注意により平成24年11月に紛失した疑いがありましたが、その後、捜索を継続しつつ、報告することを失念してしまいました。平成25年度になり改めて備品整理を実施した結果紛失が確認されたため、平成25年5月に金品亡失報告を行いました。

このため、職員に対しては速やかな報告について周知・徹底しました。

(津農林水産事務所)

(5) 当公文書には、職員の個人情報も記載されていることから、異動前に保存年数を間違ってシュレッダーにより廃棄を行いました。このことから、保存年数を複数人で確認し廃棄処分するように努めました。

(伊勢農林水産事務所)

- 2 取組の成果
- (1) 現在はすべての請求書が四日市庁舎へ直接送付されており、速やかに処理できています。 (四日市農林事務所)
- (2) 周知・徹底を図った結果、適正な事務処理を行うことができ、事務手続きの遺漏防止が図られました。

(津農林水産事務所)

(3) 周知・徹底以後、公金以外の現金の保管はありません。

(津農林水産事務所)

(4) 周知・徹底以後、同様の案件は発生していません。

(津農林水産事務所)

(5) 複数人によるチエックの結果、保存年数を間違えるような廃棄は起きていません。

(伊勢農林水産事務所)

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1) 引き続き、上記の取組みを進めて行きます。

(四日市農林事務所)

(2) 引き続き、ガソリン伝票等については、適切に処理をするとともに職員に周知・徹底を図っていきます。

(津農林水産事務所)

(3) 引き続き、金庫内の金品等の保管については適正な管理に努めます。

(津農林水産事務所)

(4) 引き続き、金品亡失等の報告については、適時適切な事務処理に努めます。

(津農林水産事務所)

(5) 引き続き、複数人によるチェックを実施していきます。

(伊勢農林水産事務所)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層 職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(1) 人身事故 (負担割合: 県100%・相手0%) (物損額: 県135,785円・相手428,620円)

(治療費等:県0円・相手135,098円)

(尾鷲農林水産事務所)

(2) 物損事故 (負担割合:県100%・相手0%)(物損額:県7,140円・相手128,000円)

(熊野農林事務所)

(3) 自損事故 (物損額:県506,373円)

(熊野農林事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 職員の前方不注意が原因で発生したことから、公用車を運転する際は十分安全に気をつけるよう、職員全員に注意喚起を行いました。また、所属内の会議で職員に対し、交通安全について定期的に指導を行っています。

なお、尾鷲庁舎で開催された交通安全研修にも参加するとともに、無事故無違反チャレンジ 123 への職員全員参加を通じて交通安全意識の高揚にも努めました。 (尾鷲農林水産事務所)

- (2) 用務先駐車場における事故でしたので、道路上はもちろんのこと、用務先や帰庁後の駐車場内等においても充分 注意を払うよう所内室長会議等を通じて全職員に注意喚起を行いました。また、庁舎内で行われる安全運転講習会 への積極的な参加と無事故・無違反チャレンジ 123 への参加を呼びかけました。 (熊野農林事務所)
- (3) 用務先周辺の帰路における事故でしたので、通行する場所に応じた速度、路面状況の把握などにより、充分周囲を確認しながらの安全運転に心がけるよう所内室長会議等を通じて全職員に注意喚起を行いました。また、庁舎内で行われる安全運転への積極的参加と無事故・無違反チャレンジ123への参加を呼びかけました。さらに、農林水産部主催の交通安全講習会への参加も呼びかけました。 (熊野農林事務所)
- 2 取組の成果
- (1) 職員の交通安全に対する意識向上に取り組みましたが、平成26年度も公用車による物損事故が2件発生しました。 (尾鷲農林水産事務所)
- (2)(3)

上記の各種取組を行った結果、庁舎内安全運転講習会へ18名、無事故・無違反チャレンジ123へ14チーム(42名)参加、また農林水産部主催の交通安全講習会へも職員が参加し、職員の交通安全意識及び公用車の県有財産としての意識の高揚が図られました。 (熊野農林事務所)

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (1) 引き続き交通安全意識の向上に向け、定期的に注意喚起を行うとともに、交通安全研修などへの参加を促進します。 (尾鷲農林水産事務所)
- (2)(3)

交通事故を起こさないよう所内各会議など機会あるごとに職員に対して呼びかけ、注意喚起を行うとともに、安全運転講習会や無事故・無違反運動への積極的な参加を働きかけ、さらに交通安全意識の高揚を図って行きます。 (熊野農林事務所)

監査の結果

1 事業の執行に対する意見

(障がい者雇用の促進)

(1) 平成 25 年 6 月 1 日現在の県内企業による障がい者実雇用率は、前年度の 1.57%を上回ったものの、1.60%に とどまり、全国最下位となっている。

今後も、関係機関とさらに連携して民間企業等への働きかけを行うとともに、現在準備中のステップアップカフェ(「Cotti 菜(こっちな)」)を通じ、障がい者の職業訓練と障がい者雇用への県民の理解を進め、障がい者雇用の促進に一層努められたい。

(雇用対策課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) ステップアップカフェの整備にかかる取組

産業界、労働界、障がい者就労支援事業所などをメンバーとして「三重県障がい者雇用促進会議」を開催し、「障がい者雇用を促進する新たな仕組みづくり」として、障がい者が当たり前に働いている姿に接することができ、障がい者の成長と変化、そして就職へのステップが見える「場」として検討を進めてきたステップアップカフェを次の通り整備しました。

平成 26 年 6 月公募により運営事業者を選定平成 26 年 9 月店舗名を公表「Cotti菜」

平成 26 年 11 月 店舗整備完了

平成 26 年 12 月 24 日 ステップアップカフェ「Cotti菜」

三重県総合文化センター内「フレンテみえ」 1 階にオープン

- (2) 障がい者雇用に対する理解促進と雇用の場の確保等に係る取組
 - ア 障がい者雇用に対する理解促進及び雇用推進
 - ① 障がい者雇用優良事業所表彰・事例発表の開催 (9月30日開催)
 - ② 障がい者交流促進事業(12月24日オープニングイベントにおいて実施)
 - イ 実習・訓練等による職業能力開発・人材育成
 - ① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施
 - ② 津高等技術学校で OA 事務訓練(期間 1 年間)の実施
 - ③ 三重県障がい者技能競技大会の開催(12月)
 - ④ 障がい者実習訓練事業の実施(就労基礎スキル養成+インターンシップ 4回開催)
 - ウ 障がい者の働く場の拡大
 - ① 障がい者雇用アドバイザー (1名) による企業への助言・求人開拓等
 - ② 特例子会社設立の支援(1社補助金事業計画承認見込み)
 - ③ 障がい者就職面接会の開催(9月~11月 県内10会場)
 - ④ 障害者雇用活性化事業の実施(障がい者雇用モデル取組コンサルティング、3社)
- (3) 連携体制の整備・強化
 - ① 障がい者雇用を推進する多様な主体による三重県障がい者雇用推進協議会の設立 (11月設立)
 - ② 地域自立支援協議会就労部会への参画及び行事への強力支援
 - ③ 三重労働局との密接な連携
- 2 取組の成果
- (1) 平成26年6月1日現在の県内の民間企業の障がい者実雇用率は1.79%となり、障がい者の法定雇用率2.0%及び全国の障がい者実雇用率1.82%には達しなかったものの大幅な改善となりました。
- (2) ステップアップカフェ運営:障がい者雇用(2月末現在)8名

集客数(平成27年2月末) 7,331人(1日平均138人) 順調に運営。

カフェの評価: 障がい者がしっかりと働く姿に感心する来客者の感想を得ており、設置趣旨

である障がい者の就労に対する理解が進んでいます。

平成 27 年度以降(取組予定等)

今後は、

- ・ステップアップカフェの機能充実と効果的な活用
- ・三重県障がい者雇用推進協議会による取組の推進
- ・企業が主体的に参画する障がい者雇用推進企業ネットワークの構築
- ・三重労働局との連携による障がい者雇用率の更なる向上

を図ります。

監査の結果

1 事業の執行に対する意見

(中小企業・小規模企業の振興)

(2) 本県の中小企業・小規模企業は、本県経済を牽引し、地域社会の形成や維持に寄与し、雇用を支える重要な存在である。

こうしたことから、中小企業・小規模企業の振興のため、県では、経営の安定や新たな事業展開、販路拡大、 人材育成などの支援に取り組んでいるところである。

しかし、中小企業・小規模企業の多くは、資金や人材・技術力・営業力などの経営資源が脆弱であることから、今後は、中小企業・小規模企業振興条例(平成 26 年 4 月 1 日施行)に基づき、企業規模や技術力等の実態を踏まえ、それぞれの企業のやる気を引き出すとともに、その企業の特性に応じたきめ細やかな支援を商工団体等と連携して着実に進められたい。

(中小企業・サービス産業振興課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

本年4月1日の条例施行後、条例の具現化に向け、それぞれの企業の特性に応じたきめ細やかな支援を行うため、 商工団体等と連携し、以下のような取組を行っています。

- (1) 条例及び条例に基づく支援施策の周知
- (2) 三重県中小企業・小規模企業振興推進協議会・分科会の開催
- (3) 三重県版経営向上計画認定制度の運用
- (4) 三重県よろず支援拠点の開設及び運営
- (5) 三重県事業引継ぎ支援センターの開設及び運営
- (6) 資金供給の円滑化(県単融資制度の運営)
- 2 取組の成果
- (1) 条例及び条例に基づく支援施策の周知
- ① 本年4月18日、キックオフ集会を開催(参加実績:約450人)
- ② 商工団体の役員会や専門部会、金融機関の行員向け説明会等に県職員が出向き、条例及び条例に基づく支援施 策のPR (開催実績: 31 箇所、参加人数約1,180 名)
- ③ 3 月下旬、県内企業の支援施策に関する説明会(同時開催:経営課題解決のためのよろず相談会)を開催し、 条例及び条例に基づく支援施策のPR(開催実績:県内5地域で開催、参加人数約200名)
- (2) 三重県中小企業・小規模企業振興推進協議会・分科会の開催

条例の推進体制の構築、国・県・市町等の支援施策の共有とともに、各地域ごとの検討テーマを洗い出し、具体策をワーキンググループで検討していく体制を整えました。

- ① 平成26年5月、県内5地域で第1回協議会開催(条例推進体制の構築及び地域課題に関する意見交換)
- ② 平成26年9月、県内5地域で第1回分科会開催(国・県・市町の支援施策の共有及び連携のきっかけづくり等)
- ③ 平成26年11月 県内5地域で第2回分科会開催(情報発信の取組及び地域課題の検討等)
- ④ ワーキンググループの立ち上げ(地域課題解決に向けた具体策の検討)
 - ・「街道を活用した地域内連携」(北勢地域)、「地域全体で取り組む販路拡大」(伊勢志摩地域)、「地域における創業支援体制の構築」(伊賀地域)など8テーマで計12回開催
- (3) 三重県版経営向上計画認定制度の運用

認定実績:166件(ステップ1:52件、ステップ2:105件、ステップ3:9件)

- (4) 三重県よろず支援拠点の開設及び運営
 - 2月末相談実績:相談対応件数1,590件、相談者数716者(うち来訪相談者数541者)
- (5) 三重県事業引継ぎ支援センターの開設及び運営

相談実績:28件(相談企業数22社)

- (6) 資金供給の円滑化
 - 2月末融資実績:小規模事業資金354件、創業・再挑戦アシスト資金156件、セーフティネット資金252件

平成 27 年度以降 (取組予定等)

今後も、条例に基づき、地域を支える中小企業・小規模企業に対して、条例及び条例に基づく施策の情報発信、相談体制の充実、三重県版経営向上計画の作成・実行支援、資金供給の円滑化をはじめ様々な支援をきめ細かく行うとともに、各地域のワーキンググループで、それぞれのテーマについて具体的な検討を行い、順次必要に応じて事業展開をめざすなど、中小企業・小規模企業の振興を図っていきます。

監査の結果

1 事業の執行に対する意見

(観光産業の振興)

(3) 県内への観光レクリエーション入込客数(平成 25 年)は、伊勢神宮の式年遷宮等により過去最高となったものの、観光振興基本計画で主な目標項目として掲げる観光消費額は、数値目標を達成していない。

こうしたことから、地域の特色を生かした周遊ルートの設定や、魅力ある観光地の形成に努めるとともに、"おもてなし"の向上や、外国人観光客の受入体制の充実のほか、新たな視点による観光誘客の取組などを進め、国内外からの観光客の誘致や観光消費額の向上に努められたい。

(観光政策課、観光誘客課、海外誘客課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

平成 26 年の伊勢神宮参拝者数は 1,086 万人で、神宮式年遷宮の「遷御の儀」が執り行われ史上最高となった平成 25 年の 1,420 万人には及びませんでしたが、その前年の平成 24 年の 803 万人を大きく上回り、2 年連続で 1,000 万人を超える高水準となっています。

式年遷宮「おかげ年」の機運を持続させるとともに、平成26年の熊野古道世界遺産登録10周年等の好機を最大限活用し、引き続き、みえ旅パスポートの発給促進、みえ旅案内所、みえ旅おもてなし施設の充実を図るとともに、地域部会や民間事業者等幅広い主体と連携した取組を進めることで、官民一体となった誘客促進を図りました。三重テラスを活用した首都圏等での情報発信、みえ旅パスポート八十八ヵ所めぐりスタンプ帳の配布、全国規模の観光展である「ツーリズムEXPOジャパン2014」への出展、熊野古道世界遺産登録10周年を記念したドライブプランの実施、おもてなし施設ガイドマップの作成、旅行商品造成の働きかけ等を展開することで、本県への誘客促進、来訪者の周遊性・滞在性の向上に取り組みました。

「みえ国際展開に関する基本方針」に基づき、台湾、タイ、マレーシア、香港、フランスについて、集中的なセールスや「三重県海外観光特使」の委嘱等により、効果的、重点的にプロモーションを実施しています。台湾については、台北だけでなく、台中や南部の高雄での取組を強化し、台湾全域からの誘客を促進しました。

障がい者、高齢者など、移動に困難を伴う方に、県内のバリアフリー観光情報を発信するとともに、受け入れ側の情報提供機能や相談機能を高めることで、地域におけるバリアフリー観光のコンシェルジュ機能の充実を図りました。

2 取組の成果

官民連携のもと、三重県観光キャンペーン事業の展開を図ったことにより、平成27年3月31日現在、396,839件の「みえ旅パスポート」を発給し、パスポートを通じた県内周遊の促進が図られ、「みえ旅案内所」・「みえ旅おもてなし施設」の設置数もそれぞれ102施設 (開始当初68施設)、848施設 (開始当初640施設)と増加するなど、観光機能の充実及び地域を挙げた「おもてなし」の向上が図られました。

また、各地域部会においては、地域の特色ある資源を活用したエリアパンフレットを制作するとともに、地域ごとに企画・実施した連携事業を通じ、新たな地域の魅力を発信しました。

さらに、外国人観光客に向けて Twitter や Facebook 等を用いたタイムリーな観光情報の発信に努めた結果、平成26年1月から12月までの県内への外国人延べ宿泊者数は160,460人(暫定値)対前年122.6%となりました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

平成27年度は、宇治橋の鳥居を再利用した桑名と関の鳥居の建替え、7年ぶりにホンダが復帰するF1グランプリ、国史跡斎宮跡における建物の復元などの情報発信のほか、発給数が39万部を超えたみえ旅パスポート、官民一体で培った周遊の仕組みやおもてなしなどを生かし、三重の認知度向上、周遊性・滞在性の向上、三重ファンやリピーターの獲得に取り組み、キャンペーンの集大成としての展開を図り、県内への来訪者の増加や、滞在時間の延長、ひいては観光消費額の増加につなげていきます。

また、県内5つの地域部会で、引き続き特色ある資源を活用した連携事業を実施するとともに、大きな誘客力を有する観光地である伊勢志摩地域と県内各地をつなぐ旅行商品を充実させるなど、一層の情報発信に取り組みます。さらに、おもてなしセミナーの開催等を通じて観光客に対するおもてなしの向上や「みえのバリアフリー観光」の情報発信や相談機能の向上を図るほか、ICTを活用した外国人観光客向けの観光情報の発信や、多言語に対応した外国人観光客の受入環境整備等に引き続き取り組みます。

これらの取組を通じて、今後も引き続き、多くの観光客に継続的に訪れていただける魅力ある観光地の構築に取り組みます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 3,546,961,598 円 (対前年度比 105.6%) あり、前年度と比べて 187,559,342 円増加しているので、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

(雇用対策課、中小企業・サービス産業振興課、観光政策課)

- (イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
 - (1) 財務会計システムの処理誤りにより、受入よりも払出が先となり、現金日計表上、払出日の残額がマイナスとなっていた。

(雇用経済総務課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

(ア)

(1) 中小企業従業員住宅家屋賃下料

中小企業従業員の住宅難の緩和と雇用の安定を確保するため、県が厚生年金積立金還元融資借入金を受けて、県所有物として建設し、これを中小企業主に貸し付け、建設費が償還された後、企業主に住宅を無償譲渡する制度で、昭和48年のオイルショックに端を発した経済不況による企業の倒産等のため、現時点で未だ2件の未収金が残っています。うち1件については、和解が成立しているためその和解条項に基づき、他1件については、納付誓約書に基づき、それぞれ返済を求めています。今年度は文書・電話督促に加え、債務者の資産・収入等の状況調査を行うとともに、直接面談するため訪問督促も実施しました。

(雇用対策課)

(2) 三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金返還請求権

当該債権は、債務者の死亡と相続放棄により債権の回収に必要な手続ができない状態ですが、回収可能性がある財産について、外部の弁護士に法律相談を実施しました。(男女共同参画・NPO課実施)

(雇用対策課)

(3) 中小企業高度化資金

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「同施行規則」及び「中小企業高度化資金貸付金債権管理要綱」等に基づき適正に債権管理・回収を実施するとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が制定した「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき債権分類を行い、適切な債権管理を実施しました。また、未収金発生の未然防止を図るため、債務者への定期的な訪問等により返済に関する相談を受け、事業等の改善指導及び条件変更にかかる手続指導により、延滞防止対策を行いました。

さらに、高度な法的判断等の必要な案件については、弁護士に法的措置及び回収業務の委託を行いました。

- ・訪問・来庁相談回数:187回(平成27年3月31日現在)
- · 弁護士委託件数:7件(平成27年3月31日現在)

(中小企業・サービス産業振興課)

(4) 中小企業設備近代化資金

債権回収会社であるサービサーに債権回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みました。また、平成24年度からは、回収金額に応じて委託料を支出する成功報酬に基づく契約としています。なお、当該貸付金については、新規貸付を行っておらず、新たな未収金は発生していません。

・訪問・来庁相談回数:107回(債権回収会社分を含む)(平成27年3月31日現在)

(中小企業・サービス産業振興課)

(5)サンアリーナ使用料

平成7年に発生した使用料の未収分については、平成14年に債務履行を求める民事訴訟の勝訴判決を受け、これまでに5回に渡る預貯金の差し押さえを裁判所へ申し立てた結果、計195,434円を収納しました。

しかし、全ての未収分を解消するには至っていないことから、債務者の財産を明らかにして効果的な差押えを行うため、平成20年4月23日、静岡地方裁判所沼津支部へ民事執行法第4章(197条第1項)に基づく「財産開示手続の申立て」を行いました。これに対し、平成20年5月15日に静岡地方裁判所沼津支部から実施決定がなされ、同年7月8日に同支部において財産開示が実施されたものの、債務者の換価性のある財産は認められませんでした。

平成24年3月15日には再開示を視野に訪問調査を実施しましたが、面談はできませんでした。

平成25年2月には住民票の公用請求を通じて債務者の所在確認を行いました。

平成 26 年1 月及び12 月には配達証明郵便にて催告状を送付し、債権者に対する催告を行いました。

(1)

(1) 入力誤りをなくすため複数の担当者でチェックをするとともに、定期的に日計表の確認を行うよう徹底しました。 (雇用経済総務課)

2 取組の成果

(ア)

(1) 中小企業従業員住宅家屋賃下料

平成27年3月末現在、和解案件については45万5千円、他1件は9万円の納入がありました。

(雇用対策課)

(2) 三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金返還請求権

法律相談の結果、当該財産から回収できる可能性は非常に低いという回答でした。この結果、当該債権は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく徴収停止の要件に該当するため、徴収停止の措置をとりました。 (雇用対策課)

(3) 中小企業高度化資金

平成 26 年度未収金回収金額(違約金を含む): 48 件、2 億 6,399 万円(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(中小企業・サービス産業振興課)

(4) 中小企業設備近代化資金

平成 26 年度未収金回収金額(違約金を含む): 19 件、379 万円(平成 27 年 3 月 31 日現在)

(中小企業・サービス産業振興課)

(5) サンアリーナ使用料

配達証明郵便による催告状の発送の結果、送付先での所在を確認できましたが、債権回収には至っていません。

(観光政策課)

(1)

(1) 適正な事務処理を行うことができました。

(雇用経済総務課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

(ア)

(1) 中小企業従業員住宅家屋賃下料

今後も、定期的に電話や訪問による督促等を行い、納入が滞らないよう管理していきます。

(雇用対策課)

(2) 三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金返還請求権

徴収停止の措置を採った日から3年経過すると、同条例に基づく債権放棄の要件に該当するため、3年経過後に徴収停止事由に該当しているかどうか再確認した後、債権放棄を行う予定です。

(雇用対策課)

(3) 中小企業高度化資金

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「同施行規則」及び「中小企業高度化資金貸付金債権管理 要綱」等に基づき適正に債権管理・回収を行います。具体的には、中小機構の「都道府県の債権管理に関する対応 方針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施してい きます。

- ・ 正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、経営状況の把握を行うとともに事業等の改善指導等を行います。また、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。
- ・ 再生支援先については、定期的に訪問し、経営状況の把握を行うとともに、返済状況を見守りながら、継続 的な経営支援を実施し、返済額の増額を図っていきます。
- ・ 回収処理先については、競売、任意売却等により担保物件の処分を進めるとともに、必要に応じて弁護士等 へ回収業務、法的措置等の委託を行っていきます。また、連帯保証人の資産調査等を実施して返済能力を考慮 した保証債務の履行を求めていきます。

(中小企業・サービス産業振興課)

(4) 中小企業設備近代化資金

引き続き債権回収会社であるサービサーに債権回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みます。

(中小企業・サービス産業振興課)

(5)サンアリーナ使用料

今後については、回収可能性や回収コスト等を十分考慮しつつ、面談を含めた催告の実施のほか、所在調査や財産 調査等の対応を進めるなど、収納未済額の減少に努めます。

(観光政策課)

(1)

(1) 引き続き適正な事務処理に努めます。

(雇用経済総務課)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

補助金等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努めら れたい。

- ア 補助金
- (1)【商店街の販売力向上支援事業費補助金】
- ・補助金交付要領に定める変更手続きがとられていなかった。

(中小企業・サービス産業振興課)

- イ その他支出事務
- (1) 報償費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。

(三重県営業本部担当課)

(2) 通信運搬費の支払金額誤りにより歳出戻入を行っていた。

(工業研究所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- ア 補助金
- (1)【商店街の販売力向上支援事業費補助金】

交付決定を行った補助事業者については、事業にかかる内容や進捗状況をヒアリングし、事業内容に変更がある 場合はすみやかに手続きを行うように、指示を行いました。

(中小企業・サービス産業振興課)

イ その他支出事務

支出事務については、注意喚起や複数職員によるチェック体制の強化を行い、再発防止に努めました。

(三重県営業本部担当課、工業研究所)

- 2 取組の成果
- ア 補助金
- (1)【商店街の販売力向上支援事業費補助金】

経費配分の変更にかかる承認申請書、事業期間の延長にかかる遅延等報告書が、すみやかに提出されました。 (中小企業・サービス産業振興課)

イ その他支出事務

注意喚起や複数職員によるチェック体制の強化を行った結果、職員の支出事務に対する意識の向上を図ることが できました。

(三重県営業本部担当課、工業研究所)

平成 27 年度以降 (取組予定等)

- 1 実施した取組内容
- ア 補助金
- (1)【商店街の販売力向上支援事業費補助金】

今後も、交付決定事業者に対して事業にかかる内容をヒアリングし、進捗状況を把握していきます。

(中小企業・サービス産業振興課)

イ その他支出事務

同様の事案が再度発生しないよう、複数職員によるチェック体制の強化を図るなど、適切な事務処理に取り組ん でいきます。

(三重県営業本部担当課、工業研究所)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失

(1) 公用車の損傷 (修理代 225,036円)

(エネルギー政策・ICT活用課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

講演会終了後の帰路に三重県総合文化センター立体駐車場から移動の途中、立体駐車場の柱に接触し、左側面後部を損傷したものです。事故原因は、運転者の不注意によることから、今回の事象について課内職員と共有し、公用車による事故防止など物品の管理を適正に行うよう課内職員に周知徹底を図りました。

- 2 取組の成果
- (1) 職員の交通安全意識の高揚が図れ、平成26年度には公用車による交通事故は発生していません。

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1) 今後も、所属での交通安全研修の実施や他で開催される交通安全研修に積極的な参加を行うなど、交通安全意識の高揚を図っていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) 事務管理体制
- (ア) 工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りにより入札を中止した事案が9件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。

(1) 物件等で入札を中止したものが2件あった。

(雇用経済総務課)

(2) 物件等で入札を中止したものが1件あった。

(三重県営業本部担当課)

(3) 物件等で入札を中止したものが6件あった。

(工業研究所)

(イ) その他事務管理体制

事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 証明書交付事務において、押印の無い交付申請書に基づき証明書を交付しているものがあった。

(雇用対策課)

- (2) 三重県職業能力開発協会が実施する技能検定基礎2級実技試験において、技能検定委員が採点基準を持参しなかったため、実技試験を延期していた。 (雇用対策課)
- (3) メールの誤送信により、送信先の企業名・部署名・担当者名・メールアドレスを流出していた。

(ものづくり推進課)

(4) 平成25年度定期監査結果報告書における業務委託契約に関する意見について、その後一部適切な措置が講じられていなかった。 (地域資源活用課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (ア) 工事、物件等における入札中止状況

仕様書記載誤りをなくすため、複数の担当者で仕様書の確認を行うよう徹底し、チェック体制を強化しました。 (雇用経済総務課、三重県営業本部担当課、工業研究所)

(イ) その他事務管理体制

(1)審査時のチェックが不十分だったことが原因と思われるため、交付申請書における申請者の押印を確認するよう、注意喚起を行いました。

(雇用対策課)

(2) 平成26年1月から、採点基準は試験当日、三重県職業能力開発協会職員が持参し、試験会場において技能検定委員に直接手交するように改めました。

(雇用対策課)

- (3) 再発防止策として平成25年9月25日、以下の要旨の課内申し合わせを行いました。
- ・個人情報を含む非公開ファイルの明確化

メーリングリストなど個人情報を多数含むファイルは、公開可能なものとそうでないものを明確に区分し、非公開扱いのものについては、不適切な処理を防止するためファイル名の冒頭に【個人情報】と明記し、フォルダ管理上も、その他のファイルと区分して保存する。

・メール送信時の第三者によるチェック

メールを多数の宛先に一斉送信するような場合は、送信ボタンを押す前に、担当者が一度チェックした上で、さらに画面上で第三者が、誤字脱字、不適切表現の有無、送信先、添付ファイルの内容等についてチェックする。 平成26年度も引き続き同様の対応を取っています。

(ものづくり推進課)

(4) 起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、今後同様の契約がある場合は、契約伺いに文言を記載すべきことを再確認し、課内に周知徹底を図りました。

(地域資源活用課)

- 2 取組の成果
- (ア) 工事、物件等における入札中止状況

複数職員によるチェック体制の強化を行った結果、職員の入札事務に対する意識の向上を図ることができました。 (雇用経済総務課、三重県営業本部担当課、工業研究所)

- (イ) その他事務管理体制
- (1)審査時のチェック意識の向上につながり、適正に事務処理を行っています。

(雇用対策課)

(2)試験当日、直接手交することに改めて以降、試験は適正に実施されています。

(雇用対策課)

(3)本件申し合わせによる対応を始めてから、当課では同じ事象は起こっていません。

(ものづくり推進課)

(4)課内への周知徹底により、より明確な意識づけとチェック意識の向上につながりました。

(地域資源活用課)

平成 27 年度以降 (取組予定等)

(ア) 工事、物件等における入札中止状況

同様の事案が再度発生しないよう、複数職員によるチェック体制の強化を図るなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。

(雇用経済総務課、三重県営業本部担当課、工業研究所)

(イ) その他事務管理体制

(1) 引き続き、適切な事務処理に努めます。

(雇用対策課)

(2) 引き続き、適正な試験実施を推進します。

(雇用対策課)

(3) 平成25年9月25日に課内申し合わせした再発防止策を継続します。

(ものづくり推進課)

(4) 引き続き、適切な事務処理に努めます。

(地域資源活用課)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(1) 自損事故(物損額:県115,500円)

(ものづくり推進課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

交通安全は普段から、繰り返し職員にその重要性を周知し、安全運転を意識付けさせることが大切であることから、 毎朝の課内ミーティングの際に、公用車の運行、取り扱いには十分留意するよう、平素から周知をはかっているところです。

また、出納局出納総務課が行っている平成26年度交通安全講習会についても課員に周知を行う等、事故防止に向けた外部の有識者の説明を聞く機会等も活用し、職員の交通安全に対する意識の向上に努めているところです。

2 取組の成果

職員の交通安全意識の高揚が図れ、各職員いずれも交通ルール、マナーを守った運転を行っています。

平成 27 年度以降(取組予定等)

今後も

- ・朝礼を活用した安全運転の周知
- ・外部講師等による交通安全研修会への参加周知

に取り組んでいきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(過年度未登記対策の推進)

(1) 過年度に取得した公共用地の未登記については、「過年度未登記土地の処理方針」に基づき年度毎、建設事務所毎に処理目標数を定め、処理を進めている。

しかし、過年度に取得した公共用地の未登記が平成25年度末現在で未だ1,289,156.80 ㎡、4,933筆あり、その多くが処理困難な案件である。

このため、未処理となっている原因の調査・分析や筆毎の処理難易度による再分類を実施し、今後の対策方針を定め、計画的に未登記対策を進められたい。

(公共用地課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

平成 16 年度に策定した平成 17 年度以降の処理方針に基づき、案件毎のカルテ(平成 14 年度~平成 16 年度に作成)を活用し、引き続き計画的に未登記処理を行っています。

(1) 処理目標 45 筆

前年度に引き続き、専門団体である三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、未登記案件の処理に取り組みました。

- (2) 毎月の処理状況の把握・・・月毎の進捗状況を把握し、進行管理を行いました。
- (3) 未登記案件の分析・・・現状に適合した新たな処理の優先度区分による処理方針の策定に向け、公共用地課と 各建設事務所が合同で案件毎の調査・分析作業を行いました(月4回程度)。
- (4) 未登記担当者会議・・・3回開催し、意見交換や情報共有を行いました。
- 2 取組の成果

平成 26 年度における未登記処理の目標を 45 筆として土地の調査・測量・登記手続等に取り組んだ結果、47 筆を処理しました。

しかしながら、未登記の処理には、分筆のための公図混乱地域一帯の関係者による境界確認や、相続問題等の権利関係の整理、土地測量のための多額の予算等が必要であり、引き続き計画的に取組を進める必要があります。

平成27年度以降(取組予定等)

平成16年度に策定した処理方針に基づき、平成25年度~平成27年度の中期処理計画の処理目標(3カ年135筆)を達成するため、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、未登記処理に引き続き取り組みます。また、残っている未登記案件について、処理の優先度別の分類のため、個別に原因、処理難度等の調査・分析を進めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(土砂災害の防止)

(2) 平成26年8月に広島県で発生した土砂災害をはじめとして、毎年のように全国各地で大規模な土砂災害が発生している。こうした災害から人命や財産を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策とあわせて、危険性のある区域を明らかにし、市町が行う警戒避難体制の整備への支援などソフト対策の充実に努められたい。

本県における土砂災害警戒区域の指定率については、平成24年度末時点の7.4%(全国最下位)から平成25年度末時点で18.6%(全国43位)まで改善したものの、依然として大幅に遅れている状況にあるため、今後も引き続き、市町と連携して基礎調査を行うとともに、地区住民等の理解を得て、早急に区域指定を進められたい。 (防災砂防課、流域管理課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) いなべ市、菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、多気町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、名張市、熊野市、紀宝町の10市3町の896箇所において基礎調査に着手しました。

また、平成26年度補正予算により、桑名市、いなべ市、四日市市、菰野町、朝日町、亀山市、津市、多気町、大紀町、南伊勢町、志摩市、名張市、熊野市、紀宝町の8市6町で新たに1,160箇所の基礎調査に着手しました。 (防災砂防課)

(2)津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、松阪市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、尾鷲市、熊野市、菰野町の10市1町において土砂災害警戒区域1,669箇所と土砂災害特別警戒区域1,549箇所を新たに指定しました。

(防災砂防課、流域管理課)

- (3) 市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として、市町との担当者会議を3回実施しました。 (防災砂防課)
- 2 取組の成果
 - ・ 平成 26 年度の指定により、県内における土砂災害警戒区域の指定数は 4,689 箇所(指定率 28.9%)に、土災 害特別警戒区域の指定数は 4,294 箇所(指定率 26.5%)になりました。 (防災砂防課、流域管理課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (1) 基礎調査の完了年度を平成 36 年度から平成 31 年度に 5 年間前倒しするとともに、土砂災害警戒区域等の指定についても推進していきます。 (防災砂防課、流域管理課)
- (2) 市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として次の取組を行います。
 - ・ 三重県土砂災害情報提供システムで提供している土砂災害危険箇所マップ、土砂災害警戒区域マップ及び土砂災害危険度情報について、市町が避難勧告などの発令や住民避難の際に効果的に活用できるように、市町との担当者会議などを通じて技術的支援を行います。 (防災砂防課)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(河川の堆積土砂対策)

(3) 河川の堆積土砂対策は、洪水被害の防止・軽減に極めて有効であることから、「河川堆積土砂撤去方針」に基づき、民間事業者の砂利採取を活用して撤去する方法や河川の維持管理として行う方法等を組み合わせて取り組んでおり、平成25年度には約43万㎡の土砂を撤去している。

しかし、依然として多量の堆積土砂が残っており、撤去に対する要望も多いことから、治水安全上の優先度等を踏まえ、市町と情報共有を図りながら計画的に対策を推進されたい。

(流域管理課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

平成 16 年の台風 21 号等による大災害を契機に、河川堆積土砂撤去について積極的に取り組んできました。 平成 26 年度においても、砂利採取を活用する方法、災害復旧、河川改修、河川の維持管理として行う方法を適切に 組み合わせ、河川堆積土砂撤去を実施しました。

また、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所について、関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」にて、関係市町とともに撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら実施しました。

2 取組の成果

平成 26 年度は、砂利採取を活用する方法により約 15 万㎡、災害復旧により約 11 万㎡、河川改修により約 9 万㎡、河川の維持管理として行う方法により約 10 万㎡、合計約 45 万㎡の堆積土砂が撤去される見込みです。 (平成 26 年度堆積土砂撤去量については、現在、集計中です。)

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き、砂利採取を活用して撤去する方法、災害復旧、河川改修、河川の維持管理として行う方法を適切に組み合わせ、堆積土砂撤去を進めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(不特定多数が利用する大規模建築物の耐震対策の促進)

(4) 平成 25 年 11 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、病院、百貨店等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等について、27 年末までに耐震診断を行い結果を報告することが義務付けられるとともに、耐震診断結果について公表することが規定された。

このため、県においても、国の補助制度を活用し、市町の補助制度を前提とした耐震診断・耐震改修補助制度を創設したところである。

しかし、対象建築物の所有者の意向や市町の財政負担等の問題もあり補助制度の創設が進んでいない市町も多いことから、今後、所有者への一層の働きかけを行うとともに市町と連携し、大規模建築物の耐震対策を促進されたい。

(建築開発課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 不特定多数が利用する大規模建築物等の所有者のうち、特に重点的に働きかけを行う必要がある所有者に対し、市町と連携し、訪問等によるヒアリングや耐震化の啓発を行い、当該大規模建築物等の耐震化の促進に取り組みました。
 - ・訪問等による働きかけ 10件
 - (2) 不特定多数が利用する大規模建築物等で補助の対象となる建築物を有する市町のうち補助制度が未整備の市町に対し、直接訪問等や耐震化の促進に係る市町連絡会議を実施し、補助制度創設の働きかけを行いました。
 - ・直接訪問等による働きかけ 5 市町
 - ・耐震化の促進に係る市町連絡会議の実施 2回(平成26年8月、平成27年1月)
- 2 取組の成果
 - (1) 不特定多数が利用する大規模建築物等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修工事に要する費用について補助を行い、当該大規模建築物等の耐震化の促進を図りました。
 - (事業着手した件数)
 - 耐震診断 7件
 - ·耐震改修 1件
 - (2) 不特定多数が利用する大規模建築物等で補助の対象となる建築物を有する市町のうち補助制度が未整備の市町に対し、制度創設を働きかけ、できる限り早期に創設を行っていただくことを確認しました。
 - ・耐震診断補助制度 2 市 (1 市が平成 26 年度 9 月補正予算で創設、1 市が平成 27 年度当初予算で創設)
 - ・耐震改修補助制度 2 市 (1 市が平成 27 年度中の創設予定、1 市が事業の進捗により創設予定)

平成 27 年度以降 (取組予定等)

不特定多数が利用する大規模建築物等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修工事における事業実施意向等について、市町と連携し、引き続き、計画的に確認し把握するとともに、事業が早期に実施されるよう当該大規模建築物等の所有者への一層の働きかけを行います。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 21,137,999 円 (対前年度比 81.5%) あり、前年度と比べて 4,784,802 円 減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

(公共用地課、住宅課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 「三重県債権管理マニュアル」に基づき、収入未済額の減少に取り組みました。

【案件1】収入未済額1,581,568円

- ・ 県と債務者が締結した県単道路改良事業のために取得する土地の売買契約について、債務者が根抵当権抹消登 記義務を履行しなかったため、県が抹消登記を代行し、これに要した費用について支払いを求めてきました。
- ・ 平成 19 年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起して勝訴し、平成 20 年 3 月に債権差押命令を得て 取立を行った結果、平成 20 年度には債権の一部を回収しました。

しかしながら、債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人の実体がなくなっており、また代表者には営業再開の意思もないため、平成25年度末時点で、1,581,568円が未回収となっています。

• 債務者である法人の代表者に対して、未収金の支払いを促すとともに、改めて営業再開の意思の有無を確認しました。

【案件2】収入未済額4,567,500円

- ・ 一般国道 23 号(中勢バイパス)工事に支障となる建物を義務者が撤去しないため、土地収用法に基づき、起業者(国土交通省)から三重県知事に対して代執行を実施するよう請求がなされました。
- ・ この請求に基づき、県は平成 22 年度に代執行を実施しました。代執行実施後、義務者に対し、代執行に要した費用(4,567,500円)の納付命令を行いましたが、納付されず未収となり、その後、期限を定めて督促状を発付しましたが、納付されませんでした。
- ・ 平成 23 年度に義務者の財産調査を行い、唯一判明した義務者の所有する土地及び建物(県の債権に優先する 抵当権付き)を差し押さえました。

しかし、公売見積価額が、差押財産に設定されていた抵当権の債権額より安価であったため、公売を実施して も、県は配当を受け取る見込みがないことが判明しました。

- ・ 上記の経緯により、平成24年度に国税徴収法の規定に基づき、滞納処分(差押及び公売)の執行を一時停止しました。 (公共用地課)
- (2) 「三重県債権管理マニュアル」に基づき、収入未済額の減少に取り組みました。
- ①滞納整理と滞納金発生防止を目的に、次の方法などで債務者に対する催促・督促を実施しました。
 - 電話
 - 訪問
 - ・県庁への呼出
 - ・催告状の送付
 - ・督促状の送付
 - 最終催告の送付
- ②滞納整理を目的に、次の方法などで連帯保証人に対する催促・督促を実施しました。
 - 電話
 - 訪問
 - ・ 督促状の送付
 - ・最終催告の送付
- ③滞納整理を目的に、次のような居所調査・財産調査等を行いました。
 - ・住民票
 - 戸籍
 - · 出入国管理記録
 - · 市町村民税課税証明
 - · 不動產登記事項証明
 - 預金残高照会
- ④未納者に対する法的措置を実施しました。
 - 支払督促
 - 差押
 - ・住宅明渡にかかる裁判所への強制執行の申立

⑤必要に応じて電話や訪問による夜間督促を実施するとともに、年間を通じ嘱託員2名による督促訪問を実施しました。また、滞納解消のため、県外に居住している債務者への訪問も実施しました。 (住宅課)

2 取組の成果

(1)【案件1】

- ・ 「三重県債権管理マニュアル」に基づき、督促を行いましたが、債務者から未収金を回収することができて いません。
- ・ 営業を再開する意思がないことを確認しました。

【案件2】

- ・ 「三重県債権管理マニュアル」に基づき、処分停止を継続することの適否について、預金をはじめとした財産の調査を行い、また義務者からの聴き取りも行いましたが、差し押えできる財産は確認できていません。 (公共用地課)
- (2) 収入未済額が平成 25 年度末現在 14,988,931 円ありましたが、平成 26 年度末現在の過年度収入未済額は、12,814,000 円に縮減しました。 (住宅課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1)【案件1】

・ 債権差押命令による回収が終了し当該法人には財産がなく、また、同法人の代表者には、営業再開の意思は 認められないので、特段の事情の変化がない限り平成27年度に徴収停止を行う予定です。

【案件 2】

・ 引き続き、定期的に義務者の財産調査を行い、財産を確認できた場合は処分停止の取消を行いますが、状況の変化がない場合には、平成27年度に徴収停止から3年が経過するため不納欠損処分対象となります。

(公共用地課)

- (2) 平成26年度と同様に、「三重県債権管理マニュアル」に基づき、収入未済額の減少を進めていきます。また、平成27年度発生分の家賃等の滞納に関しては遅延損害金が発生することを県営住宅入居者に周知し、滞納額の発生減少につなげていきます。
 - ・法的措置を念頭に、長期滞納者への最終催告を行っていきます。
 - ・県外に居住している債務者に対する計画的な訪問を行います。
 - ・年間を通じ、嘱託員2名による督促訪問を実施します。

(住宅課)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (1) 収入に関する事務

ア 本庁分

- (イ)収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
 - (1) 現金納付された公営住宅使用料の金融機関への収納処理が遅延しているものがあった。 (住宅課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

滞納者等の自宅や勤務先等を訪問して現金徴収する際には、事前と事後に班長(班長不在の際には班長代理)に報告を行うこととし、報告を受けた班長(又は班長代理)は、担当者が指定金融機関への払い込みを遅延しないようチェックすることとしました。

2 取組の成果

取組以降、現金納付された公営住宅使用料の指定金融機関への収納処理が遅延したものはありません。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

引き続き、同様の取組を続けます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (1) 収入に関する事務
 - イ 地域機関分
 - (ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 9,225,491 円 (対前年度比 102.5%) あり、前年度と比べて 223,114 円増 加しているので、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。
- (桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建 設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - ・ 平成 26 年度当初時点での滞納者に対して督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く 未収金の徴収に努めました。
 - ・ また、占用許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図りました。
 - ・ 平成26年5月9日、道路管理課及び流域管理課が合同で担当者会議を開催し、平成26年5月及び6月を未収金解消のための強化期間として一層の取組を行うこととし、集中的に滞納者への電話催告、臨戸訪問などを実施しました。
 - ・ さらに、全庁的に実施された「三重県債権管理マニュアル」に基づく徴収強化月間に合わせ、平成 26 年 11 月 及び 12 月を未収金解消のための強化期間とし、再度、集中的に滞納者への電話催告、臨戸訪問などを実施し、債権回収に努めました。
- 2 取組の成果
 - ・ 過年度分の収入未済額は平成26年3月末時点から減少しましたが、債権の分割納付により、現年度分において 未収金が増加し、収入未済額は、平成27年3月末現在で、10,248,368円となっています。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

引き続き、収入未済額の減少に向け、未収金解消のための強化期間を設定するなど、債権回収の強化を図るととも に、占用許可時に債務者へ制度周知の徹底を行うなど、未収金の発生防止に向けた取組を強力に進めていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (1) 収入に関する事務
 - イ 地域機関分
 - (イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
 - (1)未納となっていた河川使用料に係る滞納整理の記録が作成されていないものがあった。

(四日市建設事務所)

(2)屋外広告物許可手数料の財務システムの証紙実績報告日が許可日(証紙消印日)となっていなかった。

(伊勢建設事務所)

(3) 請負工事にかかる契約保証金の受入事務について、財務会計システム上の処理に誤りがあった。

(志摩建設事務所)

(4) 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。

(伊賀建設事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 未記録の滞納整理記録の作成を行うとともに、複数の職員で未納者の確認を行い、滞納整理記録のもれが発生しないよう職員間の情報共有を図り、適正な事務処理に努めました。 (四日市建設事務所)
 - (2) 証紙実績日について、受付日から許可日に訂正するよう職員へ周知徹底を行いました。 (伊勢建設事務所)
 - (3) 財務会計システムの適切な操作方法について再確認を行うとともに、適正な事務処理を行うために複数職員でのチェックを行うなど点検態勢を強化しました。 (志摩建設事務所)
 - (4) 受け入れた現金の収納について、情報公開文書複写料等の現金収納についての取扱い方法を書面にまとめ全職 員に周知し、会計規則に基いた適正な事務処理を徹底するとともに、金庫内の金品についての確認を、毎日始業 時に実施しました。 (伊賀建設事務所)
- 2 取組の成果
 - $(1) \sim (4)$

上記の取組の結果、同様の事案は発生していません。

平成 27 年度以降(取組予定等)

 $(1) \sim (4)$

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検態勢の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託 (◎は特命随契契約)

- ◎(1)【一般国道 260 号(木谷バイパス)トンネル工事積算資料作成業務委託】
 - ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(伊勢建設事務所)

- ◎(2)【主要地方道伊勢南勢線除草委託】
 - ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(伊勢建設事務所)

- ◎(3)【北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター周辺環境対策事業(環境用水路通水点検) 業務委託】
 - ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (北勢流域下水事務所)
- ◎(4)【中勢沿岸流域下水道松阪処理区高須町公園管理業務委託】
 - ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
 - ・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
 - 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (中勢流域下水事務所)
- ◎(5)【中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)高須町公園(緑地帯ゾーン)草刈業務委託】
 - ・「草刈作業の自治会等への業務委託実施要領」に定められている当該市町への実施申出書の写しの送付 が行なわれていなかった。 (中勢流域下水事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 平成26年4月1日より、暴力団排除条例等への対応に係る記載を追記した約款を用いて、(公財)三重県建設技術センターと契約を締結しました。 (伊勢建設事務所)
 - (2) 平成26年度以降、自治会除草委託に係る県共通の実施要領及び契約書様式を暴力団排除条例等に対応した記載とするよう事業を所管している道路管理課と調整しました。 (伊勢建設事務所)
 - (3) 契約時に契約書に暴力団等の不当介入時における義務及び契約解除条項の記載の確認を徹底しました。

(北勢流域下水事務所)

(4) 出納局事前検査対象について改めて所内に周知を行いました。 契約書様式に契約保証金の項目を追加するよう改めました。 契約書に暴力団等不当介入時における対応を記載することについて所内に周知しました。

(中勢流域下水事務所)

(5) 該当市町へ実施申出書の写しを送付するよう所内に周知しました。

(中勢流域下水事務所)

- 2 取組の成果
 - $(1) \sim (5)$

上記の取組の結果、同様の事案は発生していません。

平成 27 年度以降(取組予定等)

 $(1) \sim (5)$

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検熊勢の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 公共工事

- (1)【道路情報連携システム ネットワーク配線布設工事】
 - ・工期の算出根拠が整理されていなかった。
 - ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」が設計書に添付されていなかった。(道路管理課)
- (2) 【レク都市熊野灘臨海公園(城の浜地区)体育館内部等改修工事】
 - ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」が設計書に添付されていなかった。 (営繕課)
- (3)【主要地方道久居河芸線(五軒町BP)道路改良工事】
 - ・軽微な設計変更が生じた際に、建設工事設計変更要領に基づく決裁と受注者への通知が行われていなかった。 (津建設事務所)
- (4)【主要地方道伊勢多気線道路交通安全対策(舗装整備)工事】
 - ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表 (総括表)」が設計書に添付されていなかった。

(伊勢建設事務所)

(5) 【北勢沿岸流域下水道(北部処理区)北部浄化センターA1・2系水処理電気室空調設備設置工事】

・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」が設計書に添付されていなかった。

(北勢流域下水道事務所)

- (6)【主要地方道久居河芸線他1線道路改良工事(舗装工)】
 - ・工期の算出根拠が整理されていなかった。
 - ・施工体制点検が行われていなかった。
 - ・250 万円以上の契約金額の変更を行った場合に必要な競争入札審査会への報告が行われていなかった。 (中勢流域下水道事務所)
- (7)【主要地方道久居河芸線道路改良工事(防護柵設置工】
 - ・工期の算出根拠が整理されていなかった。
 - ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表 (総括表)」が設計書に添付されていなかった。

(中勢流域下水道事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 工期の算出根拠を確実に整理するよう、監督員に周知・徹底するとともに、検算及び決裁時の点検を強化しました。また、リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」の添付については、設計書に添付する必要性を職員に周知するとともに、課内での点検に努めました。 (道路管理課)
 - (2) リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」の未添付については、平成25年度以降は添付するよう改善を行っているところですが、再度、設計書に添付する必要性を職員に周知・徹底を図るとともに、課内での点検に努めました。 (営繕課)
 - (3) 軽微な設計変更が生じた場合に、建設工事設計変更に基づく決裁と受注者への通知について、監督員に周知・徹底するとともに、事務所内のチェック機能の強化を図りました。 (津建設事務所)
 - (4) 「検算チェックリスト」に項目を設定し、添付漏れのないように検算時にチェックを行うこととしました。 (伊勢建設事務所)
 - (5) 施工伺い時の「検算チェックリスト」にリサイクル認定製品に関する項目を追加し、該当品がない場合についても一覧表を添付する必要があることを記述し、複数の職員で確認できるように改善しました。

(北勢流域下水道事務所)

- (6)・工期の算出根拠を確実に整理するよう、監督員に周知・徹底するとともに、検算及び決裁時の点検を強化しました。
 - ・施工体制点検について、その内容と適切な実施について、所内に周知しました。
 - ・250 万円以上の契約金額の変更を行った場合、競争入札審査会への報告を徹底するよう、所内で確認しました。 (中勢流域下水道事務所)
- (7) 工期の算出根拠を確実に整理するよう、監督員に周知・徹底するとともに、検算及び決裁時の点検を強化しました。また、リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」を設計書に添付する必要を監督員と検算者に周知し、複数の職員で確認するようにしました。 (中勢流域下水道事務所)
- 2 取組の成果

周知・徹底や点検の強化を行った結果、「三重県公共工事共通仕様書」等に関する職員の意識の向上を図ることができました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ旅費

(1) 【ダム管理研修】

・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(津建設事務所)

(2) 【平成25年度研修ダム管理】

・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(津建設事務所)

(3)【道路計画(分析・評価)研修】

・復命書に用務の概要が記載されていなかった。

(伊勢建設事務所)

(4)【平成25年度三重県建設技術協会技術研修会】

・復命書に用務概要を示す資料が添付されていなかった。

(中勢流域下水道事務所)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

 $(1) \sim (2)$

指摘のあった事案について総合文書管理システムに登録するとともに、同様の事例が発生しないよう職員に周知 しました。 (津建設事務所)

(3) 復命書に用務の概要を記載するよう所内に周知しました。

(伊勢建設事務所)

(4) 復命書に用務概要を示す資料を添付するとともに、添付漏れのないよう所内に周知しました。

(中勢流域下水道事務所)

2 取組の成果

 $(1) \sim (4)$

上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

 $(1) \sim (4)$

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- エ その他支出事務
 - (1) 消耗品費の債権者誤りにより歳出戻入を行っていた。

(桑名建設事務所)

(2) 前渡資金精算書に添付されている領収書の領収日より後に、通帳から出金されているものがあった。

(四日市建設事務所)

(3) 資金前渡交付伺に納品確認について記録されていなかった。

(伊勢建設事務所)

- (4) 所得税の払込書払送金依頼書を支出当日までに金融機関に送付していなかったことにより歳出戻入を行っていた。 (志摩建設事務所)
- (5) 公用車車検時の重量税額の誤りにより歳出戻入を行っていた。

(熊野建設事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 支出命令書確認時に、支出証拠書との突合が不十分であったことから、担当者と決裁者において、チェック機能についての再確認を行い、再発防止に努めました。 (桑名建設事務所)
- (2) 事務職員間で前渡資金の事務処理の確認を強化するとともに、同様のミスが発生しないよう情報共有を図り、 適正な事務処理に努めました。
- (3) 納品書の交付を受けられないものについては業者により資金前渡交付伺に納品日等の記入をしてもらうこととしました。
- (4) 送付が必要なすべての払込書について、支出命令決議を行った時点で金融機関への送付日ごとに集約し送付日の明示を行うとともに、送付漏れを防止するために保管の可視化を行い、複数職員での確認態勢を徹底しました。 (志摩建設事務所)
- (5) 公用車車検時の重量税額については、車検証記載の額と突合することにより、請求書記載の額で間違いないか確認したうえで支払うようにしました。 (熊野建設事務所)
- 2 取組の成果
 - $(1) \sim (5)$

上記の取組の結果、同様の事例は発生していません。

平成 27 年度以降(取組予定等)

 $(1) \sim (5)$

引き続き、同様の取組を続けます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 財産管理状況

(1) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が、46,570.06 ㎡あり、そのうち 18,777.52 ㎡が未利用地となっている。

(公共用地課、港湾・海岸課、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所)

(2) 道路管理瑕疵による事故が 2 件発生していた。

(津建設事務所) (松阪建設事務所)

(3) 道路管理瑕疵による事故が3件発生していた。

(伊勢建設事務所)

(4) 道路管理瑕疵による事故が3件発生していた。 (5) 道路管理瑕疵による事故が6件発生していた。

(伊賀建設事務所)

(6) 道路管理瑕疵による事故が1件発生していた。

(熊野建設事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 県が所有する廃川敷・廃道敷(河川や道路の付け替えなどによって行政財産としての用途がなくなった土地)は、土地の形状・面積等の条件が宅地としての利用に適さないものが多く売却処分は困難ですが、処分可能なものについては、隣接土地所有者等への売却、インターネット・オークションに参加しての売却に取り組みました。インターネット・オークションの売却については、さらに県民に広く周知するため、平成26年度から始まったデータ放送を活用し、広報に努めました。 (公共用地課)
 - (2) 道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、事故現場付近の点検を行いました。

(津建設事務所)

(3) 道路の側溝蓋に係る原因で発生した事案については、同種の事故が発生しないように、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、点検を実施しました。また、工事中の県道への取付道路における通行禁止のために設置したバリケードの管理が原因で発生した事案については、安全対策を実施しました。

(松阪建設事務所)

- (5) 過去に発生した事故内容を道路パトロール担当者等に周知し、日常のパトロール業務で道路上に障害物等を確認した場合は、直営又は小規模修繕業務委託により、予防や復旧などの安全対策を講じました。

また、職員が道路上で障害物等を発見した場合にすぐに対応できるよう、鎌、のこぎり等の機材を建設事務所公用車に常備するとともに、職員では対応できない場合は、直ちに事務所に連絡を行うよう周知しました。

落石等が発生した場合は、専門知識を有する業者による緊急点検を行うとともに、道路利用者に対して、注意 喚起の看板やバリケード等を設置するなどの安全対策を講じました。 (伊賀建設事務所)

(6) 道路側面からの落石が原因で発生した事案であり、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、落石注意看板の増設や、落石止めフェンスの設置を行いました。

(能野建設事務所)

- 2 取組の成果
 - (1) 平成26年度中に新たに生じた財産の売却を含め、取組の成果は以下のとおりです。
 - · 売却: 契約件数 6 件(計 466.96 m²) ※平成 26 年度に新たに生じた財産
 - ・インターネット・オークションへの参加: 財産 2 件(計 336.62 ㎡) について 6 回参加しましたが、応札はありませんでした。※従来からの普通財産 (公共用地課)
 - (2) 道路パトロールによる早期発見と修繕等の対応により、同様の事案は発生していません。 (津建設事務所)
 - (3) 道路パトロールによる早期発見と修繕等の対応、並びに、工事現場における安全対策により、同様の事案は発生していません。 (松阪建設事務所)
 - (4) 同様の事案は発生していませんが、落石が原因の事案が2件発生しました。

(伊勢建設事務所)

- (5) 落石及び樹木の落下による管理瑕疵は、減少しています。
 - ・25年度(落石等2件、木・竹の落下3件、つららの落下1件)
 - ・26 年度(落石等 2 件、木・竹の落下 1 件、陥没 1 件 H27.3.31 現在) (伊賀建設事務所)
- (6) 落石止めフェンスの設置により一定の落石止めの効果はありましたが、近接箇所において、落石止めフェンス を越える想定外の高い位置からの落石による事故が発生したため、再度発生しないよう、フェンスの強化工事を 発注しました。 (熊野建設事務所)

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1) 引き続き、隣接土地所有者への売却、一般競争入札及びインターネット・オークション等を活用して売却手続きを進めるとともに、公共事業の代替地としての活用等、県有普通財産の有効活用を図っていきます。

(公共用地課)

 $(2) \sim (6)$

同様の事案が再度発生しないよう、道路パトロールを強化するとともに、道路の計画的な維持修繕に努めます。 (津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、熊野建設事務所)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 物品等の管理状況

(1) 物品管理台帳上の保管場所名称が変更されていないものがあった。

(伊勢建設事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 庁舎引越の際に保管場所名称の変更がもれていたもので、すみやかに正しい保管場所名称に変更しました。 (伊勢建設事務所)
- 2 取組の成果

(1) 修正処理後、適正に事務処理をしています。

(伊勢建設事務所)

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1) 物品の適正な管理に細心の注意を払います。

(伊勢建設事務所)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ウ 金品亡失 (損傷)
 - (1)公用車の損傷 (修理代 299, 225 円)

(新名神推進課)

(伊勢建設事務所)

(2)パソコンの損傷 (廃棄:取得価格 170,610円)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 所属内のミーティング等で公用車運転時の安全確認について注意喚起を行い、交通安全及び県有財産の適正管理に対する意識の向上を図りました。 (新名神推進課)
 - (2) 所内課長会議において物品の適切な使用について職員へ注意喚起を行いました。

(伊勢建設事務所)

- 2 取組の成果
 - (1) 公用車の損傷を含め金品亡失は発生していません。

(新名神推進課)

(2) 物品の適正な管理についての意識付けが図られましたが、引き続き適正な管理や取扱いの徹底を図りました。 (伊勢建設事務所)

平成 27 年度以降 (取組予定等)

(1) 引き続き交通事故防止を周知徹底し、適切な公用車の管理及び取扱いに努めます。

(新名神推進課)

(2) 物品の適正な管理、取扱いに細心の注意を払うよう、引き続き周知徹底を図ります。

(伊勢建設事務所)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- エ 公共用地の未登記
 - (1)過年度に取得した公共用地の未登記が未だ4,933 筆、1,289,156.80 m³ある。
- (桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志設建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

平成 16 年度に策定した平成 17 年度以降の処理方針に基づき、案件毎のカルテ(平成 14 年度~平成 16 年度に作成)を活用し、引き続き計画的に未登記処理を行っています。

(1) 処理目標 45 筆

前年度に引き続き、専門団体である三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、未登記案件の処理 に取り組んでいます。

- (2) 毎月の処理状況の把握・・・月毎の進捗状況を把握し、進行管理を行っています。
- (3) 未登記案件の分析・・・現状に適合した新たな処理の優先度区分による処理方針の策定に向け、公共用地課と 各建設事務所の合同で案件毎の調査・分析作業を行っています(月4回程度)。
- (4) 未登記担当者会議・・・3回開催し、意見交換や情報共有を行っています。
- 2 取組の成果

平成26年度における未登記処理の目標を45筆として土地の調査・測量・登記手続等に取り組んだ結果、47筆を処理しました。

しかしながら、未登記の処理には、分筆のための公図混乱地域一帯の関係者による境界確認や、相続問題等の 権利関係の整理、土地測量のための多額の予算等が必要であり、引き続き計画的に取組を進める必要があります。

平成27年度以降(取組予定等)

平成 16 年度に策定した処理方針に基づき、平成 25 年度~平成 27 年度の中期処理計画の処理目標 (3 カ年 135 筆)を達成するため、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、未登記処理に引き続き取り組みます。

また、残っている未登記案件について、処理の優先度別の分類のため、個別に原因、処理難度等の調査・分析を 進めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (4) 事務管理体制
 - (ア)工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りにより入札を中止した事案が 65 件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。

(1)物件等で入札を中止したものが1件あった。

(県土整備財務課)

(2)物件等で入札を中止したものが1件あった。

(公共事業運営課)

(3) 工事等で入札を中止したものが1件あった。

(営繕課)

(4) 工事等及び物件等で入札を中止したものが4件あった。このうち、開札後に中止したものが1件あった。

エ | | は) ン /こ。 ヌ カ スヰニロニ±マタテニビ\

(5) 工事等及び物件等で入札を中止したものが6件あった。

(四日市建設事務所)

(6) 工事等及び物件等で入札を中止したものが6件あった。このうち、開札後に中止したものが2件あった。

(鈴鹿建設事務所)

(7) 工事等及び物件等で入札を中止したものが17件あった。このうち、開札後に中止したものが3件あった。

(津建設事務所)

(8) 工事等で入札を中止したものが 4 件あった。

(松阪建設事務所)

(9) 工事等及び物件等で入札を中止したものが 4 件あった。このうち、開札後に中止したものが 2 件あった。

(伊勢建設事務所)

(10) 工事等及び物件等で入札を中止したものが2件あった。

(志摩建設事務所)

(11) 工事等及び物件等で入札を中止したものが9件あった。このうち、開札後に中止したものが1件あった。

(伊賀建設事務所)

(12) 工事等及び物件等で入札を中止したものが5件あった。このうち、開札後に中止したものが1件あった。

(尾鴛建設事務所)

(13) 工事等で入札を中止したものが 5 件あった。

(熊野建設事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 公告起案時に電子調達システムに調達案件登録を出力したものを決裁に添付することで、入力に誤りがないか複数で確認を行うこととし、チェック態勢の強化を図りました。 (県土整備財務課)
 - (2) サーバの調達において、公告後にオペレーションシステム (OS) に関する質問があり、仕様で求めたOSが、市場性があまりないものであったことから、入札を中止しOSを見直し再公告しました。このことから、サーバに搭載するOS等の仕様決定については、価格だけではなく市場性等も考慮し選定することとし、これまで以上にチェック態勢を強化し適正な事務処理に努めました。 (公共事業運営課)
 - (3) 入札の中止については、公告(別表)の掲載誤りによるものであったことから、公告の際に掲載する公告案を 所定のフォルダに保存するとともに、公告に際しては、複数の職員で確認する等、課内のチェック態勢を強化し ました。 (営繕課)
 - (4) 物件関係 (パソコン購入) で Windows OS の変遷に伴い生じた仕様の齟齬が原因であり、今後の仕様書作成時には最新の適合に関する情報収集に努めるとともに、チェック態勢の強化に努めました。

積算誤りによる入札中止については、起案課内での確認強化に加え、他課でも積算内容のダブルチェックを行い、違算防止に努めました。

入札手続き誤りによる入札中止については、一部修正前の資料を公開したことにより入札中止に至ったもので、公告公開前の最終チェック態勢を再確認し強化に努めました。 (桑名建設事務所)

(5) 工事等の積算誤りによる入札中止については、積算システム上の特定コードの単価誤りであり、単価が修正された後、再度入札を行いました。

また、入札手続き誤りとしての入札中止については、低入札価格調査対象の設定が要領改正により明確化されているところであり、現行の入札制度を十分に確認し、発注方法等の設定において慎重を期するように努め、複数の職員により確認を行うなどチェック態勢を強化して入札事務を行いました。

なお、物件等の入札中止については、コンピュータ購入時の仕様書の設定誤りであり、仕様書作成時には複数 の職員にて十分に確認し再発防止に努めました。 (四日市建設事務所)

- (6) 工事については、積算資料等の誤りがみつかったことにより入札を取りやめたことから、関係職員に周知を図り再発防止を徹底しました。物件については、添付書類漏れ、システムの操作誤り等をなくすため、作業過程を複数で確認できるよう処理の手順を見直しました。 (鈴鹿建設事務所)
- (7) ①積算ミスによる入札中止を無くすため、チェックシートによる事業課の一次チェックと工事統括課の最終チェックにより、ダブルチェックを行うとともに、積算誤りの事例については職員間で情報共有しています。また、積算参考資料のチェックを入念に行うとともに、工事内容全体についての確認を行っています。
 - ②参加資格に関する誤りによる入札中止を無くすため、チェック態勢を強化し、十分な確認を行っています。

(津建設事務所)

- (8) 積算誤りにより入札を中止したことから、再発防止策として、室長・課長会議及び技術系担当者会議の場において、入札中止事案の原因や対応策について情報共有を図るとともに、工事統括課による照査を行うことでチェック態勢の強化を図りました。 (松阪建設事務所)
- (9) 積算誤り(工事等3件)、添付資料誤り(物件1件)について、複数の職員によるチェック態勢の強化を図るとともに、職員に注意喚起、再発防止の周知徹底を行いました。 (伊勢建設事務所)
- (10) 数量誤りによる入札中止については、関係職員に周知を図り再発防止を徹底するとともに、積算や入力内容の確認を複数職員で行うよう、チェック態勢を強化しました。

入札情報システムの公開操作漏れによる入札中止については、関係職員に周知を図り再発防止を徹底しました。 (志摩建設事務所)

(11) 入札公告書の地域要件の設定ミスにより、入札参加可能業者が少なくなりすぎたことによる入札中止があったことから、過去の公告を踏まえ雛形の公告案を作成し、雛形とのチェックを行うこととしました。

PPIに間違った資料を添付したことによる入札中止があったことから、チェックシートを作成し事業担当 課と総務課の複数の職員によるチェックを行うこととしました。

積算誤りによる入札中止があったことから、その内容については関係職員に周知を図り再発防止策を徹底しました。

入札中止案件が発生した場合には、同様の間違いが起こらないよう直近の競争入札審査会において、その内容、原因、対策を報告し、各課に持ち帰って周知すると共に監督員会議においても事項として取り上げて再確認を行うこととしました。

物件においては、積算についての説明不足による入札中止があったことから、仕様書等の作成にあたって、 わかりやすく記載するよう徹底しました。

また、入札参加資格を厳密に設定していなかったことによる入札中止があったことから、明確に記載するよう徹底しました。 (伊賀建設事務所)

(12) 工事については、担当課のチェックを含め、担当課ではない工事統括課による事業全体を統一したチェックを実施し、複数チェックによる態勢とし強化を図りました。

物件については、仕様で専門的な事項にあっては、担当課と十分協議のうえ、適切な仕様書の作成を行いま した。 (尾鷲建設事務所)

- (13) 積算誤りやシステムの誤操作等に起因するものであったため、関係職員に周知を図るとともに検算に慎重を期するよう努め、システム操作手引きを作成・共有しました。 (熊野建設事務所)
- 2 取組の成果
 - $(1) \sim (13)$

注意喚起や再発防止の周知・徹底を行った結果、職員の入札事務に対する意識の向上を図ることができました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

 $(1) \sim (13)$

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (4) 事務管理体制
 - (イ)その他事務管理体制

事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1)執行伺い決裁後の出納局事前検査を複数年受けていないものがあった。

(中勢流域下水道事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 出納局事前検査対象について改めて所内に周知を行うとともに、所内の出納局事前検査対象書類の再確認を行い、今後は担当者と決裁者において確実に複数チェックを行うことにしました。
- 2 取組の成果
 - (1) 監査以降は適切に処理しています。

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック態勢の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一 層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(1) 自損事故 (物損額:県133,924円) (新名神推進課)

(物損額:県204,498円) (2) 自損事故

(桑名建設事務所)

(3) 人身事故

(負担割合:県100%・相手0%)

(治療費等: 県0円・相手373,440円)

(四日市建設事務所) (四日市建設事務所)

(4) 自損事故 (物損額:県104,538円) (5)物損事故

(負担割合:県100%・相手0%)

(物損額:県71,715円・相手133,350円)

(伊勢建設事務所)

(6)人身事故 (負担割合:県100%・相手0%)

> (物損額:県94,655円·相手352,847円) (治療費等:県0円・相手54,950円)

(伊勢建設事務所)

(7)物損事故 (負担割合:県90%・相手10%)

(物損額:県143,100円・相手315,000円)

(志摩建設事務所)

(8)物損事故 (負担割合:県100%・相手0%)

(物損額:県0円・相手188,538円)

(伊賀建設事務所)

(負担割合:県100%・相手0%) (物損額:県0円・相手204,817円)

(伊賀建設事務所)

(物損額:県327,424円) (10) 自損事故

(尾鷲建設事務所)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

(9)物損事故

(1) 交诵安全講習会への参加等

出納局及び地域防災総合事務所・地域活性化局が行う交通安全講習会への参加並びに自主的な交通安全研修等の 実施等により職員の安全運転意識の向上を図りました。

(2) 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加

交通マナーの向上と交通事故防止を目的として、運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全 運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参 加を推進しました。

(3) 過去の事故に関する傾向の分析及び注意喚起

県土整備部における過去5年間の交通事故の発生状況について、事故形態及び発生時間帯等から傾向の分析を行 い、「県土整備部における交通事故の現状」として取りまとめ、職員間で情報共有を図っています。また、特に注 意を要する事項として、近年多発しているバック時の事故について、部内会議等で注意喚起を行いました。

(4) メールマガジン「交通安全通信」の発信

県土整備部における事故の発生状況及び事故の発生防止策等に関する情報をメールマガジン「交通安全通信」と して発信することにより、交通事故防止に関する注意喚起を行いました。

2 取組の成果

出納局及び地域防災総合事務所・地域活性化局が行う交通安全講習会並びに自主的に実施した交通安全研修等につ いては、延べ 731 名の職員が参加しました。また、「無事故・無違反チャレンジ 123」については、191 チーム 573 名 の職員が参加しました。

平成26年度における公用車の交通事故の発生件数は、次のとおり減少したところです。今後、より一層職員の安全 運転意識の向上を図るなど、引き続き交通事故防止の取組を推進していく必要があります。

> 25 年度 26 年度(平成27年3月31日現在)

15 件 (68%) 16 件 (76%) 自損事故 物損事故 5 件 (23%) 4 件 (19%) 2 件 (9%) 1件(5%) 人身事故 22 件 21 件 計

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き、交通安全講習会及び「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加等並びに交通事故防止に関する注意喚 起等の取組を進め、職員の安全運転意識の向上を図るなど、交通事故の発生防止に着実に取り組んでいきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(会計事務の支援)

(1) 会計事務の適正化については、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実等に取り組まれているところであるが、契約や支出の事務等を中心に依然として軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。

このような状況を踏まえ、各所属の状況に応じたOJT研修、フォローアップの重点化、ミスの多い事例の周知 徹底など、会計事務担当職員に対し、よりきめ細かい会計支援を行われたい。

(会計支援課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

- (1) 出納局では、会計事務にかかる不明な点や疑問点についての相談業務を行うとともに、会計事務に携わる職員を対象とした各種研修を実施しています。また、収入、支出、契約、物品管理等にかかる事務についての検査を行っています。
- (2) 本庁では部局毎の担当者を置いた会計支援課相談支援班により、また、地域では県内の4地域(四日市、津、伊勢、熊野)に設置した駐在により相談、検査に対応しています。
- (3) 本庁、地域機関の所属とも年2回の事後検査及び執行伺の段階での事前検査を実施し、不適切な事務処理に対する指導を行いました。また、日常的に、各所属から電話やメールで寄せられる相談事項に対応するとともに、各所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問を重点化し、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員の習熟度に応じたOJT研修の充実を図りました。
- (4) 不適正・不適切な会計処理を未然に防止する高い危機管理意識を持った人材を育成するため、本県や他自治体などの過去の不適正事案を題材にしたコンプライアンス研修を実施しました。
- (5) ミスの多い事例の周知徹底を図るため、月1回発行している「出納かわら版」にヒヤリ・ハット事例を掲載するとともに、出納局検査及び定期監査で発生した指導事項の事例集の追加・修正等の充実を図り、各所属に情報提供しました。

2 取組の成果

各種研修については、平成26年度は延べ1,852人と前年度の1,800人を上回る参加を得ています。相談業務については、平成26年度の相談件数は9,240件で、前年度の8,916件と比較して増加しています。また、検査業務については、会計事務にかかる事前の相談や指導事項の事例集の活用等によるミスの未然防止を図ったことで、平成26年度の指導件数は286件と、前年度の389件から大きく減少しました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、所属の会計事務処理体制に応じたよりきめ細かい会計支援を行います。

- (1) 事後検査については、年2回の抽出検査を基本とし、所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問の重点化、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員一人一人の習熟度に応じたOJT研修などの充実を図ります。
- (2) 様々な研修の機会に、会計事務に携わる職員等の法令遵守・公金意識を徹底するとともに、指導事例による実践的な研修を実施し、一層各所属の自主・自立を促します。
- (3) 各所属における小規模修繕に係る仕様書作成をサポートするため、引き続き土木、建築、電気、機械の各分野からなる会計事務専門員を配置し、支援を行います。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(物品の適正管理)

(2) 物品の金品亡失(損傷)については、平成25年度の報告件数(※)は254件となっており、前年度と比較して29件増加している。この中には、不注意が原因と思われる火災によるものも含まれている。

引き続き、各所属に対し、金品亡失(損傷)の未然防止及び物品の適正な管理を行うよう、指導されたい。

(会計支援課)

(※)報告件数は災害による被害を除く。

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 平成26年5月30日に総務部長及び出納局長の連名で、知事部局の各所属に対して「金品の適正な管理について」の依命通知を、また、同日、教育長及び出納局長の連名で、教育委員会事務局内所属及び県立学校に対して「金品の適正な管理等について」の通知を行いました。
 - (2) 出納局が実施する事後検査時(年2回)に、金品亡失(損傷)の有無、所属内における未然防止策の確認を行うとともに、金品亡失(損傷)が発生した所属については、その亡失(損傷)時の状況を確認して、未然防止及び適正な管理を行うよう指導しました。
 - (3) 金品の適正管理の徹底を図るため、県の損害額 10 万円以上で過失の度合いの大きな案件に対して文書指導を 行いました。(平成 26 年度: 文書指導 12 件)
 - (4) 出納局が主催する各種研修において、近時の金品亡失(損傷)の状況、金品亡失(損傷)が発生した場合に職員が行わなければならない手続き、過失の度合いによっては賠償責任が問われることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の徹底に努めました。
 - 出納局主催研修
 新任出納員研修(4月3、4日)、新任会計職員研修(4月8~11日、4月17~27日、5月7~14日)等
- 2 取組の成果

総務部長、教育長との連名による通知や、出納局検査、各種研修会等、様々な機会を利用して意識啓発等を行った結果、平成26年度における金品亡失(損傷)の報告件数は177件であり、前年度の254件と比較して大きく減少(3割減)しています。

平成 27 年度以降(取組予定等)

平成 26 年度における金品亡失 (損傷) の報告件数は大きく減少したものの、依然として職員の不注意による金品亡失 (損傷) が発生していることから、引き続き出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、金品の適正な管理が行われるよう指導を行っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

裁判による損害賠償の和解金の残高として、弁償金の収入未済額が平成25年度末現在10,400,000円あり(うち3,980,000円は和解条項に基づく全額一括請求に係る増加分)、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

(会計支援課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

収入未済額は、トナー納入業者が模造品を納入したことによる損害賠償請求訴訟における和解金納付金残高です。 和解金は、分割して納付することを和解条項に規定しており、これまでに、債務者からは平成23年12月分から 平成25年4月分まで和解条項通り58万円の納付がありましたが、平成25年5月以降納付が滞っています。

債務者である法人及び個人(連帯して支払い義務を負う)は、裁判所に破産手続きを申請し、平成26年1月27日に破産手続きの開始が決定されました。

平成26年度は、計3回開催された財産状況報告集会に出席するとともに、裁判所や破産管財人とも連絡を取りながら、債務者の状況把握に努めましたが、法人については、平成26年5月7日付けで破産手続廃止決定が行われ、清算が結了しました。これに伴い法人の債務は消滅しました。また個人についても、平成26年12月3日付けで破産手続廃止及び免責許可決定がなされ、県への支払債務についてその責任を免れることとなりました。

2 取組の成果

法人及び個人の破産手続きの廃止等が行われたことから、三重県債権管理マニュアルに基づき、平成27年2月に 不納欠損処理を行いました。

平成27年度以降(取組予定等)

収入未済額については、平成26年度に処理済です。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 事務管理体制
- (ア)工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りにより入札を中止した事案が4件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。

(1) 物件等で入札を中止したものが4件あった。

(会計支援課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

入札を中止した4件は、いずれも各所属が調達する事務用品の単価契約を行うもので、入札公告において契約期間を誤って記載したことや添付した見積内訳書の様式に誤りがあったため、入札前に公告を取り下げ、修正したうえで再度公告しました。

こうした誤りを起こさないよう、決裁時のチェックを強化するとともに、電子調達システムへの案件登録時に は複数の職員で再度チェックした上で行うこととするなど、チェック体制の強化を図りました。

2 取組の成果

チェック体制の強化後は、事務処理誤りにより入札を中止した事案は発生していません。

平成 27 年度以降(取組予定等)

今後もチェック体制を強化し、適正な事務処理を徹底します。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(服務規律の徹底)

(1) 職員が、運転免許を更新せず失効したにもかかわらず、公用車を運転するとともに、通勤時においても自家用車を使用していたことが判明した。

今後、このような事案が発生しないよう、コンプライアンス意識の向上を図り、服務規律を徹底することによ 5再発防止に努められたい。 (企業総務課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

企業庁各所属で職員の自動車運転免許証の所持状況について平成26年6月末に確認を行ったところ、平成24年8月16日まで有効の運転免許を更新せず、免許が失効していたにもかかわらず、その事実を隠して約1年10か月の間、公用車、自家用車を運転していた職員がいたことが発覚しました。

事案発覚後、所轄の警察署に事情を報告し、当該職員に対しては公用車の運転をさせないとともに、自家用車の キーを所属へ提出させ自家用車の運転をさせていません。

また、所属長会議において法令遵守の周知徹底を行うとともに、庁長とのフリートークにおいても、コンプライアンス意識の向上を図り、再発防止に努めました。

なお、当該所属においては、所属長から全職員に対し、事案の経緯と法令遵守の徹底をメールで周知後、改めて職員を集め、法令の遵守を徹底するよう訓示を行いました。

その後、当該職員は、平成27年2月16日付けで四日市簡易裁判所より罰金50万円の刑事処分をされました。また、それを受けて、企業庁において地方公務員法第29条第1項1号及び第3号の規定により、平成27年3月13日付けで停職3月の懲戒処分を行い、監督責任者に対する処分として当時の上司4人を訓戒処分にしました。

2 取組の成果

上記のとおり職員への指導及び周知を徹底し、各職員のコンプライアンス意識の向上を図りました。 事案発覚後、同様のケースは発生していません。

平成 27 年度以降(取組予定等)

毎年度4月に所属長が職員の運転免許証の所持状況を確認するとともに、職員が免許取消処分又は免許停止処分を受けた場合に所属長へ報告するよう徹底します。また、各所属におけるコンプライアンスミーティング等の機会を通じ引き続き啓発を行い、職員のコンプライアンス意識の向上に努めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(水力発電事業の円滑な譲渡)

(2) 水力発電事業については、中部電力株式会社に対して段階的な譲渡を行うことが合意されており、平成26年4月までに2回の譲渡を終えたところである。

残り5発電所の譲渡に伴う諸課題については概ね整理されているが、円滑な譲渡に向け、引き続き計画的に対 応されたい。

また、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算については、その方法が種々検討されているが、事業会計の実態が明確になるよう、透明性の確保に配慮しつつ、確実かつ適切に行えるよう準備されたい。

(電気事業課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

中部電力株式会社への譲渡に向けて引き続き設備改修、関係法令に基づく国との協議などを進めました。 水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算については、平成25年7月に設置した庁内ワーキンググループ にて検討を進めた結果をもとに、関係部局による全庁的な協議を進めました。

2 取組の成果

2回目の譲渡として、宮川第一、宮川第二及び蓮発電所を平成26年4月1日に中部電力へ譲渡しました。 残る5発電所(長、宮川第三、三瀬谷、大和谷及び青田発電所)の水利権譲渡に係る手続き等を進めるとともに、 設備課題である青田発電所の導水路復旧を行いました。

また、平成27年3月4日付けで5発電所の譲渡に関する契約書を締結しました。

水力発電事業譲渡後の平成27年度以降の電気事業会計については、種々検討した結果、平成26年度末時点の電気事業会計のすべての資産等を引き継いだうえで、それぞれの実態が明確になるよう水力発電事業の清算(残務整理)とRDF焼却・発電事業の2つのセグメントを設定しました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

水力発電事業については、平成27年4月1日の5発電所の譲渡により水力発電所の譲渡が完了し、PCB廃棄物の保管・処理、企業債の償還や国庫補助金の返還などの残務整理を実施していきます。

平成 27 年度以降は、RDF焼却・発電事業を主体とする電気事業会計とし、「RDF焼却・発電事業」と「水力発電 (残務整理)」のセグメントを設定し、会計として実態を明確にするとともに透明性の確保を図ります。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(RDF焼却・発電事業の健全な経営)

(3) 水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業については、平成28年度までは企業庁が任意適用事業として運営し、平成29年度から平成32年度までは県(知事部局又は企業庁)が事業主体となることとされている。

地方公営企業には、経営に伴う収入で経費を賄うなど、独立採算による事業運営が求められるが、RDF焼却・発電事業単独でみると、平成24年度以降は、固定価格買取制度の適用に伴い売電収入が増加し、ようやく黒字となり収支が改善してきている。

しかし、今後は、平成29年度以降の事業継続を見据えた施設の更新等も見込まれることから、健全な経営が行えるよう、引き続き関係部局とその経営手法について検討を進められたい。 (電気事業課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の経営手法については、平成25年7月に設置した庁内ワーキンググループにて検討を進めた結果をもとに、関係部局による全庁的な協議を進めました。

2 取組の成果

関係部局による全庁的な協議を行った結果、水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業については、水力発電事業の譲渡が完了する平成26年度末時点の電気事業会計のすべての資産等を平成27年度以降の電気事業会計へ承継という経営手法をとることとしました。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

平成29年度以降のRDF焼却・発電事業について、4年間の費用の積算や収入見込みをもとに、安全かつ安定した事業運営を念頭において、関係部局と十分に協議し、担当する部局を決定していきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(工業用水道事業の需要拡大)

(4) 北伊勢工業用水道事業については、平成 26 年 3 月 31 日現在において、契約率は 87.3% と高水準であるものの、受水企業の撤退等に伴い契約水量は減少傾向にあり、未契約水量は 105,140 ㎡/日となっている。

中伊勢工業用水道事業については、平成 25 年度に契約水量の増減はなく、平成 26 年 3 月 31 日現在において、契約率は 54.0%であり、未契約水量は 15,190 m³/日となっている。

多度工業用水道事業については、給水先工場の操業廃止に伴い平成 26 年 10 月から給水を停止する見込みである。

新規企業立地の停滞や節水型企業の増加など厳しい状況にあるが、関係部局等と連携し、工業用水の需要の拡大に引き続き努められたい。 (工業用水道事業課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

工業用水道事業の需要拡大の取組としては、企業誘致担当部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し迅速に対応し、需要拡大に取り組みました。

平成26年度は、企業等から9件の新規給水に関する問い合わせがあり、料金や工事費負担金等の説明を行いました。

また、新規受水企業への工業用水道整備に係る補助制度の拡充について、他県等と連携して国への要望活動を行いました。

2 取組の成果

平成 26 年度は北伊勢工業用水道事業で 5 件、690 m³/日の新規契約を行いました。

また、中伊勢工業用水道事業においては平成28年1月1日給水開始に向けて1件、2,100㎡/日の新規契約を行いました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

今後も企業誘致担当部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し迅速に対応し、需要拡大に取り組んでいきます。

また、地下水等を利用している既存の企業に対し、工業用水道への転換等新たな需要開拓を図るなど、営業活動に努力していきます。

今後も引き続き、工業用水道事業の需要拡大に積極的に取り組んでいきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
- ア 地域機関分
- (ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 980,122 円 (対前年度比 151.1%) あり、前年度と比べて 331,399 円増加しているので、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。 (北勢水道事務所)
- (イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
- (1) 土地使用料の徴収誤りにより収入戻出を2件行っていた。

(北勢水道事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - ア 地域機関分
 - (ア) 納期内に収納されていないものについては、速やかに督促状を送付するとともに、電話でも催告等を行っています。平成25年度末現在の未収金980,122円のうち343,822円については、恒常的な延滞者による未収金であるため、訪問による催告も行っています。それ以外の未収金636,300円については、債務者に差し押さえることができる財産がない等の事情が継続して認められることから、債権管理条例第11条第1号に基づき徴収停止措置をとりました。
 - (イ)(1)土地使用料の徴収誤り2件は目的外使用許可申請の許可時に数量を誤って多く許可したことが原因です。 この事案を受けて、その他の許可内容についても再確認を行いました。
- 2 取組の成果
 - ア 地域機関分
 - (ア)上記取組の結果、徴収停止措置をとった 636,300 円を除く未収金 343,822 円については、平成 26 年 6 月まで に回収しましたが、以後の工業用水道料金について納期内の納付がされておらず、恒常的な延滞の解決には至っていません。
 - (イ)(1)上記取組の結果、徴収誤りはなく、収入戻出は発生していません。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

- ア 地域機関分
- (ア) 未収となった際は、今年度同様、速やかに督促状を送付するとともに、電話催告等による働きかけを行います。
- (イ)(1)同様の事例が発生することのないよう、引き続き適正な事務処理に取り組みます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 委託業務

(1) 【北勢水道事務所建物警備業務委託】

契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(北勢水道事務所)

(2) 【ポリ塩化ビフェニル (特別管理産業廃棄物) 処理委託】

契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。

契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

履行確認書が作成・交付されていなかった。

(中勢水道事務所)

(3) 【ダイオキシン類調査業務委託】

契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。

契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(水質管理情報センター)

イ 公共工事

(1) 【三滝川水管橋漏水復旧工事(一期・大協町)】

工事カルテの登録が行われていなかった。

(北勢水道事務所)

ウ その他支出事務

(1) 前渡資金精算書を作成すべき月に作成されていないものがあった。

(財務管理課)

講じた措置

<u>平成 26 年度</u>

1 実施した取組内容

ア 委託業務

- (1) 暴力団等排除条例等の対応に係る記載漏れについては、記載が必要となったにもかかわらず、旧様式を使用していたため、記載漏れが発生したものです。契約書への契約解除条項の記載と合わせて、仕様書に不当介入を受けた場合の措置条項を特記仕様書として追加することなど様式を見直し、新様式による契約書作成を徹底することにより、同様の事案が発生しないよう取り組みました。 (北勢水道事務所)
- (2) 契約保証金の記載漏れについては、同様の事例が発生しないよう、契約書の記載項目について複数人で照合を行うこととしました。

また、暴力団等排除条例等の対応に係る記載漏れについては、記載が必要となったにもかかわらず、旧様式を使用していたため、記載漏れが発生したものです。契約書への契約解除条項の記載と合わせて、仕様書に不当介入を受けた場合の措置条項を特記仕様書として追加することなど様式を見直し、新様式による契約書作成を徹底することにより、同様の事案が発生しないよう取り組みました。

履行確認書の作成漏れがないよう、担当者により相互チェックを行うこととしました。 (中勢水道事務所)

(3) 契約保証金の記載漏れについては、同様の事例が発生しないよう、契約書の記載項目について複数人で照合を行うこととしました。

暴力団等排除条例等の対応に係る記載漏れについては、記載が必要となったにもかかわらず、旧様式を使用していたため、記載漏れが発生したものです。契約書への契約解除条項の記載と合わせて、仕様書に不当介入を受けた場合の措置条項を特記仕様書として追加することなど様式を見直し、新様式による契約書作成を徹底することにより、同様の事案が発生しないよう取り組みました。 (水質管理情報センター)

イ 公共工事

- (1) 複数の担当者でチェックを行うこととし、登録漏れが起こらないよう取り組みました。 (北勢水道事務所) ウ その他支出事務
- (1) 資金前渡により支出を行いましたが、支出した月は未精算であったため、前渡資金精算書の作成をしていませんでした。

今後は、毎月の前渡資金を複数人で把握して、前渡資金精算書を作成することとしました。 (財務管理課)

2 取組の成果

ア 委託業務

(1)(2)(3)上記取組の結果、同様の事案は発生していません。

(北勢水道事務所、中勢水道事務所、水質管理情報センター)

イ 公共工事

(1) 上記取組の結果、登録の漏れは発生していません。

(北勢水道事務所)

ウ その他支出事務

(1) 上記取組の結果、同様の事案は発生していません。

(財務管理課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

ア 委託業務

- (1) 今後も適正な事務処理に心がけ、記載等漏れが生じないよう取り組みます。
- (北勢水道事務所)
- (2)(3) 今後も担当者による相互チェックを行い、適正な事務処理に取り組みます。

(中勢水道事務所、水質管理情報センター)

イ 公共工事

(1) 登録漏れが起こらないよう、引き続き適正な事務処理に取り組みます。

(北勢水道事務所)

- ウ その他支出事務
- (1) 前渡資金精算書の作成漏れがないよう、引き続き適正な事務処理に取り組みます。

(財務管理課)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 財産管理状況

- (1) 行政財産の目的外使用許可において、使用料を減免しているものについて、減免理由が決裁書に記載されていないものがあった。
- (2) 公舎台帳が整備されていなかった。

(北勢水道事務所)

イ 物品等の管理状況

(1) 物品標示票が貼付されていない準備品があった。

(三瀬谷発電管理事務所)

ウ 金品亡失

(1) 敷鉄板の盗難(損害額 493,000円)

(2) 資材運搬装置の損傷(修理代388,500円)

(三瀬谷発電管理事務所)

エ 公共用地の未登記

(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ4筆(一部面積未確定)ある。

(北勢水道事務所)

①過年度 1 筆 13.20 ㎡ ②過年度 3 筆 面積未確定

(三瀬谷発電管理事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - ア 財産管理状況
 - (1) 減免したものについては、起案に減免理由を記載することを徹底しました。
 - (2) 公舎台帳を整備しました。

(北勢水道事務所)

イ 物品等の管理状況

(1) 早急に物品標示票を貼付するとともに、他の準備品についても貼付漏れがないかを再度確認しました。

(三瀬谷発雷管理事務所)

ウ 金品亡失

- (1) 盗難被害にあった箇所は、誰でも進入可能な場所であったため、盗難が発生したと思われます。このことから、以下の盗難対策を行いました。
 - ・平成25年6月に速やかに警察へ被害届を提出しました。
- ・上記同日、敷鉄板を設置していた崩落箇所へ簡易バリケードを設置し、地元関係者へ入場と進入車両の制限を お願いしました。
- ・ 平成 25 年 10 月には当該箇所への進入経路である林道を地元関係者や林道管理者と協議して通行止めとし、簡易ゲートを設置して入場管理を行いました。
- (2) 宮川第三発電所については、施錠やフェンス及び赤外線センサーの対策をしていましたが、何者かが発電所構内に侵入し、資材搬入用モノレールを専用格納庫から操作し、モノレール及び格納庫を破損したものと考えられます。このことから、以下の対策を行いました。
- ・平成26年2月の委託業者による定期点検時に被害を発見したため、速やかに警察へ被害届を提出しました。
- ・フェンス及び赤外線センサーについて再度確認を行い、異常がないことを確認しました。また、職員及び委託 業者に対して、確実な施錠を徹底しました。
- ・業者によるモノレール及び専用格納庫の分解点検修理を行い、正常に動作することを確認しました。

(三瀬谷発電管理事務所)

- エ 公共用地の未登記
- (1) ①未登記になっている1筆については相続問題が関係しているため、平成27年1月に弁護士に法律相談を行いました。 (北勢水道事務所)
 - ②未登記地には共有地になっているものがあり相続人が多数発生していることから、交渉相手となる代表者の調査を続けていましたが判明しなかったため、今後の処理について中部電力株式会社と協議を行いました。

(三瀬谷発電管理事務所)

- 2 取組の成果
 - ア 財産管理状況
 - (1) (2) 上記取組の結果、同様の事案は発生していません。

(北勢水道事務所)

イ 物品等の管理状況

(1) 上記取組の結果、同様の事案は発生していません。

(三瀬谷発電管理事務所)

- ウ 金品亡失
- (1) 上記取組の結果、金品の盗難は発生しておりません。
- (2) 上記取組の結果、部外者の侵入による固定資産の損傷等は発生しておりません。 (三瀬谷発電管理事務所)
- エ 公共用地の未登記
- (1) ①平成27年1月に弁護士に法律相談を行った結果をもとに、相続問題の解決を進めていきます。

(北勢水道事務所)

②未登記となっている土地はいずれの土地も工作物がなく発電所運営に支障となるものではないことから、未登記の状況を中部電力株式会社に説明し、現状のまま引き継ぐことで了解を得ました。

(三瀬谷発電管理事務所)

平成 27 年度以降(取組予定等)

- ア 財産管理状況
- (1) (2) 適正な事務処理を行うよう、引き続き取り組みを続けます。

(北勢水道事務所)

- イ 物品等の管理状況
- (1) 平成27年度以降は中部電力株式会社に施設が譲渡されるため管理対象外になります。

(三瀬谷発電管理事務所)

- ウ 金品亡失
- (1)(2) 平成27年度以降は中部電力株式会社に施設が譲渡されるため管理対象外になります。

(三瀬谷発電管理事務所)

- エ 公共用地の未登記
- (1) ①引き続き、相続問題の解決が早期にできるよう取り組んでいきます。

(北勢水道事務所)

②中部電力株式会社に現状のまま引き継ぎました。

(三瀬谷発電管理事務所)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) 事務管理体制
 - (ア) 工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りにより入札を中止した事案が9件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。

(1) 物件等で入札を中止したものが1件あった。

(財務管理課)

(2) 工事等及び物件等で入札を中止したものが6件あった。このうち、開札後に中止したものが3件あった。

(北勢水道事務所)

(3) 物件等で入札を中止したものが2件あった。

(水質管理情報センター)

(イ) その他事務管理体制

事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努めら れたい。

(1) 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延しているものがあった。

(北勢水道事務所)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (ア) 工事、物件等における入札中止状況
 - (1) 仕様書に合致した物品が存在しないことが判明したため、案件を取り止めたものです。今後は、仕様書を複数人でチェックするとともに、仕様に該当する物品についてあらかじめ複数人で調査することとしました。

(財務管理課)

- (2) 積算誤り5件と中止すべき1者入札と錯誤し入札を中止したことによる1件によるもので、設計額の積算にあっては担当課長と担当者のチェックに加え、担当課以外の課長によるチェックを行うことによりチェック体制を強化しました。また、1者入札については、入札を中止すべき場合を要綱等で再確認することにより誤りが生じないよう取り組みました。 (北勢水道事務所)
- (3) 入札を中止した 2 件は、設計額積算にあたり、市場価格を調査するために、複数の関係企業に対して参考見積の提出を依頼しましたが、提出された見積額に錯誤があったことに気付かず設計額を積算したものです。 錯誤を防ぐため、仕様書の記載を見直し、分かり易い記載としました。また、設計額積算にあたっては、複数人でチェックを行うこととしました。 (水質管理情報センター)
- (イ) その他事務管理体制
- (1) 金品亡失(損傷)報告書の提出が必要な場合について再確認を行うとともに、事務所内に周知し、提出が遅延しないよう取り組みました。 (北勢水道事務所)
- 2 取組の成果
 - (ア) 工事、物件等における入札中止状況
 - (1)(3) 上記取組の結果、同様の事案は発生していません。

(財務管理課、水質管理情報センター)

- (2) 上記取組の結果、積算誤り、手続誤りによる中止は発生しませんでしたが、設計積算システムの不具合による中止が1件発生しました。 (北勢水道事務所)
- (イ) その他事務管理体制
- (1) 上記取組の結果、同様の事案は発生していません。

(北勢水道事務所)

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (4) 事務管理体制
 - (ア) 工事、物件等における入札中止状況
 - (1) 引き続き仕様書を複数人でチェックし、仕様に該当する物品についても複数人で調査することとします。

(財務管理課)

(2) 誤りが生じないよう、引き続きチェック体制を強化し、要綱等に基づき適正に業務を進めます。

(北勢水道事務所)

- (3) 引き続き仕様書の分かり易い記載、複数人によるチェックにより錯誤を防止し、入札事務を適正に実施します。 (水質管理情報センター)
- (イ) その他事務管理体制
- (1) 今年度同様、金品亡失がないよう注意するとともに、発生した場合においては、金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延しないよう業務を進めます。 (北勢水道事務所)

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識 及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

(1) 物損事故 (物損額:県668,210円)

(北勢水道事務所)

(2) 物損事故 (負担割合:県100%・相手0%)(物損額:県0円・相手178,461円)

(中勢水道事務所)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

企業庁全体の取組として、公用車の運行管理に関して、企業庁職員が交通事故を起こさないために、交通ルール・マナーを習得し、安全運転ができることを目指す「交通安全セミナー」を三重県交通安全研修センター(津市)において、平成26年9月に2回、平成27年1月に2回の計4回開催しました。(参加職員数53人)

さらに、企業庁の緊急自動車を運転する職員を対象として、安全な運転を確保するために、「緊急自動車交通安全研修」を1回開催し、運転にあたってのルールや注意点などの必要な交通安全教育を平成26年7月に実施しました。 (参加職員数19人)

なお、所属長会議等において、各所属での交通安全意識の向上とともに、県有財産の取り扱いに関する意識啓発 を依頼し、各所属では全体会議等の際に意識啓発を行いました。

また、三重県環境生活部主催の「無事故・無違反チャレンジ123」に企業庁全体で40チーム120人の職員が参加し(職員参加率52.4%)、事故防止の意識向上に取り組みました。

北勢水道事務所の物損事故は、一旦停止を無視した相手側車からの接触によるものです。事故防止の意識向上のため、交通安全セミナーに12名、緊急自動車交通安全研修に12名、無事故・無違反チャレンジ123に2チーム参加するとともに、交通安全に留意し公用車を運転することに取り組みました。

中勢水道事務所の物損事故は、本人の不注意により発生した事故であり、本人に厳重注意を行いました。所属職員に対しては、交通安全・県有財産管理意識の高揚を図るため、毎月1回朝礼時の注意喚起に加えて、公用車への交通安全標語の掲示を行うこととしました。また、交通安全セミナーに5名、緊急自動車交通安全研修に5名、津地域交通安全研修に29名、無事故・無違反チャレンジ123に6チーム参加しました。

2 取組の成果

上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の向上に努めましたが、平成26年度において、企業庁全体で公用車事故が2件発生しました。今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。

なお、北勢水道事務所及び中勢水道事務所においては、上記取り組みの結果、交通事故は発生していません。

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き、交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の向上に努めるとともに、企業庁職員を対象とした「交通安全セミナー」等を開催し、職員の交通安全意識の向上に取り組みます。

- ・交通安全セミナー → 4回開催予定(平成27年9月頃に2回、平成28年1月頃に2回)
- ·緊急自動車交通安全研修 → 1回開催予定(平成27年6月頃)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(平成25年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営)

(1) 平成 25 年度の病院事業会計の収益的収支は、約2億1,880万円の赤字(純損失)であり、前年度に比べ約236万円赤字額が増加している。

また、病院事業全体では、約94億6,628万円の累積欠損金が生じているなど厳しい状況が続いている。

平成25年度末の正味運転資本(内部留保資金)は、前年度より約1億903万円増加し、約12億996万円(流動資産約17億4,860万円から流動負債約5億3,864万円を差引いた額。流動資産のうち現金預金は約12億4,441万円)となっている。

病院事業庁では、病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進するため「三重県病院事業 中期経営計画(平成25年度~平成27年度)」を策定し、各年度における成果目標等の進行管理を行っている。しかし、平成25年度は、目標未達成の項目が見受けられるので、各病院の取組成果や課題を踏まえたうえで、引き続き計画の着実な推進を図られたい。

また、県立病院に求められている役割・機能等を十分に踏まえつつ、それぞれの病院が安全・安心で良質な医療を継続的に提供できるよう取り組むとともに、引き続き経営の健全化を図られたい。

(県立病院課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

「三重県病院事業 中期経営計画(平成25年度~平成27年度)」については、その着実な推進を図るため、計画期間中の各年度における具体的な取組や目標を掲げる「年度計画」を策定しています。

「平成26年度 年度計画」における取組や成果目標の状況等については、毎月開催している病院長若しくは運営調整部長を構成員とする会議等を通じて、適時、的確に把握し、課題等について的確に対応できるよう、随時、協議・調整を行いました。

また、国等の医療政策の動向を適宜把握するとともに、これらに的確に対応できるよう各病院と情報共有、意見 交換を行いました。

2 取組の成果

平成26年度は、こころの医療センターにおいて、精神科救急・急性期医療や高度・先進医療の推進及び訪問看護等のアウトリーチサービスの充実に取り組み、一志病院においては、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりに向け、家庭医療の充実及び多職種連携の取組の推進に努めるとともに、志摩病院においては、地域の中核病院として、診療体制の一層の回復・充実を図るなど、概ね目標に添った病院運営を行うことができました。

さらに、県立県営の2病院にあっては、前年度に引き続き、経常損益の黒字を維持するなど、経営面での健全性 についても確保することができました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

平成27年度は「三重県病院事業 中期経営計画(平成25年度~平成27年度)」の最終年度として、同計画に掲げた診療機能、人材育成、健全経営等に関する目標の達成に向けた病院運営を推進していくなど、それぞれの病院が県民の皆さんに安全で良質な医療サービスを安定的かつ継続的に提供できるよう取り組んでいきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

- (1) 平成25年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営
- ア 新たに整備した外来棟の有効活用による外来収益の増加や、適切な病床運用による稼働率と診療単価の向上などにより、経営の健全化を図られたい。

また、国の医療政策において、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性が示されている中、病院機能の再編・推進を継続し、訪問看護などのアウトリーチサービスや、作業療法、デイケアといった日中活動支援を進められてきているが、引き続き、地域生活支援体制の充実に取り組まれたい。

さらに、精神科救急・急性期医療などの政策的医療やアルコール依存症治療、認知症治療、精神科早期介入・ 予防などの先進的医療の取組により、今後とも精神科医療の中核病院として求められる役割や機能の充実を図ら れたい。

(こころの医療センター)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

外来診療については、新たに整備した外来棟を活用して、アルコール外来やもの忘れ外来の診療枠を拡充するとともに、訪問看護等のアウトリーチサービスにおける体制の強化や、作業療法、デイケアといった日中活動支援の一層の充実に向けた検討を進めました。入院診療については、急性期病棟への医師の重点的な配置により、機能強化を図りました。

また、精神科救急・急性期医療については、県内精神科医療の中核病院として、三重県精神科救急医療システムにおける支援病院の役割を担うため、休日・時間外などの救急患者の受入れに対応するとともに、自傷・他害のおそれがある場合に実施する措置鑑定診察の要請に対しては、積極的な受入を行いました。

さらに、アルコール依存症治療、認知症治療などの高度先進医療を推進するとともに、精神疾患に悩む若者に対する早期介入・早期支援に取り組みました。

2 取組の成果

平成 26 年度に取り組んだ診療体制の強化等により、外来患者数や訪問看護件数の増加につなげることができました。また、経常損益についても、前年度に引き続き、黒字を確保することができました。

平成27年度以降(取組予定等)

今後も、精神科救急・急性期医療などの政策的医療やアルコール依存症治療、認知症治療などの高度先進医療、 さらには、精神疾患に悩む若者に対する早期介入・早期支援を進めるとともに、訪問看護等のアウトリーチサービスや作業療法、デイケアといった日中活動支援等による地域生活支援をより一層充実させるべく取り組んでいきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

- (1) 平成25年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営
- イ 地域の過疎化・高齢化が進む中、引き続き家庭医療を中心とした地域医療や予防医療、在宅療養支援を進める とともに、三重大学と連携し、家庭医(総合診療医)の育成拠点として医師や看護師など地域医療を担う人材の 育成に取り組んできているところである。

また、これからの地域医療には、保健、医療、福祉を包括した取組が必要であり、その体制の整備が求められていることから、医師や看護師等の医療関係者、ケアマネージャーや社会福祉士等の福祉関係者、保健師等の保健関係者などが参加し、情報交換会や講演会など多職種が連携して地域包括ケアを推進する事業を実施したところである。

引き続き、多職種が連携した取組を進めるとともに、全人的な医療に精通した家庭医が中心となり、関係機関や住民とともに、地域に最適な医療の体制づくりに取り組まれたい。

(一志病院)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

幅広い臨床能力を有する家庭医を中心とした医療の提供とともに、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりのため、医師や看護師、ケアマネージャー、社会福祉協議会職員、保健師などの多職種が連携した取組の継続と、新たに、民生・児童委員などの地域住民の参画を得た取組を実施するなど、地域内の一層の連携を図る基盤づくりを推進してきました。

また、家庭医(総合診療医)育成拠点施設として、三重大学と連携し、初期研修医や医学生の積極的な受入れなどの人材育成に取り組むとともに、地域医療等に関する研究を進めました。

2 取組の成果

訪問診療や訪問看護、予防医療などを含めた家庭医療について、多職種連携に取り組みながら推進したことにより、地域医療において、大きく貢献することができました。また、経常損益についても、前年度に引き続き黒字を確保することができました。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

今後も、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりに向け、家庭医療を推進するとともに、多職種連携の取組を一層充実させていきます。

また、家庭医療の人材育成や地域医療等に関する研究の一層の充実にも努めていきます。

監査の結果

- 1 事業の執行に関する意見
- (1) 平成25年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営
 - ウ 指定管理者にあっては、内科及び救急・総合診療科を中心とした常勤医師の確保などにより、入院・外来機能、 救急診療機能などの段階的な回復に努め、診療体制の充実を図っているところである。病院事業庁においては、 今後とも地域の中核病院としての役割・機能を担えるよう、基本協定や業務報告等に基づきその運営状況を適時・ 的確に把握しながら、指定管理者と十分に協力・連携することにより、引き続き、各診療科の常勤医師や看護師 の確保など診療体制の充実を図るとともに、地域医療の確保・推進に努められたい。

(志摩病院)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

平成26年度については、前年度に引き続き、病院事業庁と指定管理者(地域医療振興協会)の代表者等により年2回開催する管理運営協議会や毎月の業務報告書の聴き取り等において運営状況の詳細把握を行いながら、課題等について協議・調整を行うとともに、病院運営の状況の周知及び地域の皆さんの意見を病院運営に反映させるため「地域の皆さんとの懇談会」を開催しました。

また、三重大学に対する医師派遣の要望活動についても、病院事業庁と指定管理者が連携し、合同で実施しました。

2 取組の成果

内科系の救急患者受入態勢について、平日のみ実施していた準夜間(17:15~22:30)までの受入を土曜日、日曜日、祝日も含めた全日にわたっての受入に拡充を図りました。また、消化器外来を新たに開設して紹介制に拠らない診療を実施するとともに、一般病棟の稼働病床数を15床増加させ147床の稼働へと拡充させるなど、診療体制の充実を図ることができました。

これらの取組により、入院患者及び外来患者数が増加したことで、医業収益も前年度を上回ることができました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

今後も指定管理者と連携しながら、関係機関への要望や調整等を進めていくなど、一層の診療体制の回復・充実に 取り組んでいきます。

その中で、内科系の救急受入態勢のさらなる拡充に努めるとともに、小児科の入院機能や産婦人科の外来機能の拡充など、一層の診療体制の充実に取り組んでいきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (1) 収入に関する事務

ア 本庁分

- (ア) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
 - (1) 現金納付された情報公開請求(複写・送料)代金の収納処理が遅延しているものがあった。

(県立病院課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

窓口等で直接現金等を収納した場合は、速やかに取扱金融機関へ払込み手続きを行うことや、取扱金融機関の営業時間外に収納した場合の取扱い等について、職員に周知徹底を図りました。

2 取組の成果

現金収納事務を適正に実施することができました。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

三重県病院事業会計規程等の諸規程に留意し、収入業務に対する意識を高めるとともに、会計知識の一層の向上に取り組み、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (1) 収入に関する事務

イ 地域機関分

(ア) 平成25年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の未収金(過年度収入未済額)は、前年度と比べて約506万円減少し、約3,879万円となっている。

未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、平成25年度中に約714万円を回収(会計上の減額処理約238万円と合わせ約952万円減少)しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。

また、平成25年度においては、約446万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、 未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。

(県立病院課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

病院事業庁では、平成21年2月に、病院毎に作成していた未収金対策関係の方針・指針等を「過年度医業未収金対策の指針集」として取りまとめ、病院事業庁内で統一した対策等を進めているところです。

平成 26 年度については、引き続き各病院で、各々の未収金の事情に応じた適切な対応を行うとともに、医業未収金担当者会議の開催等を通じて、回収対策の進捗管理や情報共有を行いました。

- (1) 回収対策
 - ①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行いました。
 - ②正当な理由なく支払がない場合は、支払督促をはじめとする法的措置を行いました。
 - ③回収困難な債権については、弁護士事務所に回収業務を委託しました。
- (2) 発生防止対策
 - ①入院時に、入院費用や高額療養費制度に係る説明資料を患者等に配布し、入院費用に関する早期相談の呼びかけを行いました。
 - ②病院内の各部門が連携し、患者の状況に応じて利用可能な公費負担制度等の説明やその申請のサポートを行いました。
 - ③入院病棟職員と会計職員との連携促進などを通じて、病院内の情報共有を図りました。
- 2 取組の成果
 - ・平成27年3月までに10件の法的措置を実施しました。(平成25年度は11件実施)
 - ・平成27年3月までに約3,574万円の債権を、弁護士事務所へ回収委託しました。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

法的措置及び弁護士事務所への回収委託等の事務については、本庁(県立病院課)主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制できるよう努めていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (1) 収入に関する事務
 - イ 地域機関分
 - (イ) 事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
 - (1) 患者自己負担額の算定誤り等により収入戻出を2件行っていた。

(こころの医療センター)

(2) つり銭資金管理簿の現在高について、誤った金額を記載していた。

(こころの医療センター)

(3) 現金納付された私用電話代やコピー代の収納処理が遅延しているものがあった。

(一志病院)

(4) 現金納付された研修医食事代のうち、領収書を交付していないものがあった。

(一志病院)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 適正な患者自己負担額を算定するよう、職員に周知徹底を図りました。
 - (2) つり銭資金管理簿の現在高について、金種別金額の合計額に訂正するとともに、適正に管理するよう、職員に 周知徹底を図りました。
 - (3) 現金納付から収納処理に至るまでの一連の事務手続きを適切に行うよう、職員に周知徹底を図りました。
 - (4) 今後、研修医食事代等の現金納付を受けた場合にあっては、必ず領収書を交付するよう職員に周知徹底を図りました。
- 2 取組の成果
 - (1) 職員相互のチェック機能を強化した結果、適正に患者自己負担額の算定を行っています。
 - (2) つり銭資金を適正に管理しています。
 - (3)(4) 収入業務について、適正な事務手続きを維持しています。

平成27年度以降(取組予定等)

- (1) 患者自己負担額の算定について適正な事務処理に努めていきます。
- (2) 現金管理について適正な事務処理に努めていきます。
- (3) (4) 三重県病院事業会計規程等の諸規程に留意し、収入業務に対する意識を高めるとともに、会計知識の一層の向上に取り組み、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1) 【エレベータ設備(病棟)保守点検業務委託】

(こころの医療センター)

- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。
- (2) 【医療情報システム院内ネットワーク等構築工事設計業務委託】

(こころの医療センター)

・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(3)【医事電算業務委託】

(一志病院)

- ・契約締結伺等に業務の名称、履行期間、契約金額、契約の相手方等の記載がなかった。
- ・契約伺い等に契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。
- ・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。
- (4)【薬剤情報提供に係るオンラインデータメンテナンス業務委託】

(一志病院)

- ・契約伺い等に契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。
- ・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

イ 物品等購入

(1) 消耗備品の購入手続において、検査記録がないものがあった。

(こころの医療センター)

ウ その他支出事務

(1) 委託料の支払金額の誤りにより支出戻入が発生していた。

(こころの医療センター)

(2) 資金前渡の精算が行われていなかった。

(こころの医療センター)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

ア 業務委託

- (1)(2) 契約書に暴力団等の不当介入時における受託事業者の対応を記載しました。
- (3)(4) 施行伺いに契約業務の名称や契約保証金に関する事項等の必要事項を漏れなく記載するとともに、契約書には最新の契約条項を適用すること等、職員に周知徹底を図りました。

イ 物品等購入

(1) 検収記録の記載不備がないよう、職員に周知徹底を図りました。

ウ その他支出事務

- (1) 受託者と協議し、誤解が生じないよう、請求書の様式を見直しました。
- (2) 受入時や返納時等において、精算手続きの漏れがないよう、職員に周知徹底を図りました。

2 取組の成果

ア 業務委託

(1)~(4) 職員相互のチェック機能が強化され、施行伺いから完成・支払までの一連の事務手続きを適正に行っています。

イ 物品等購入

- (1) 検収記録の正確な記載が維持できています。
- ウ その他支出事務
 - (1) 様式の見直しにより、適正な支出事務を確保しています。
 - (2) 資金前渡業務の手続きを適正に実施しています。

平成 27 年度以降(取組予定等)

三重県病院事業庁会計規程等の諸規程に留意し、担当職員の会計知識の一層の向上に取り組むとともに、職員間の チェック機能の強化を図り、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 通勤手当の認定に必要な書類が添付されていなかった。

(こころの医療センター)

(2) 通勤手当の認定に誤りがあった。(4件)

(こころの医療センター)

(3) 通勤手当の認定に誤りがあった。(2件)

(一志病院)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - (1) 認定に必要な書類に漏れがないよう、職員に周知徹底を図りました。
 - (2)(3) 有料道路利用時の手当が過少支給となっていたことから、直ちに再算定のうえ、追給を行うとともに、職員間のチェック体制の強化を図りました。
- 2 取組の成果
 - (1)(2) 事務手続きを適正に行い、算定誤りの防止に努めています。
 - (3) 正しい手当額による認定及び支給を行っています。

平成 27 年度以降(取組予定等)

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び同条例施行規程に留意し、適切な事務処理に努めていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 財産管理状況

- (1) 行政財産の目的外使用許可において、4月1日からの使用に対し、5月14日付けで調定し納入通知書を発行していた。 (こころの医療センター)
- (2) 公舎の使用に関し入居期間の更新手続を行っていなかった。

(こころの医療センター)

イ 物品等の管理状況

(1) 備品標示票が貼付されていない備品があった。

- (こころの医療センター)
- (2) 不用物品の処分の際に、不用決定・不用物品処分決議書が作成されていなかった。

(こころの医療センター)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- ア 財産管理状況
 - (1) 手続きに必要な土地評価額等の情報を早期に把握し、事前に準備を進めるなど、使用許可関係の手続きが遅延することのないよう、適正な事務処理を行いました。
 - (2) 利用者及び担当者の事務手続きの簡素化を図るため、「看護宿舎管理要綱」及び「医師公舎管理要綱」を見直し、入居資格に該当しなくなった時以外は、入居期間を自動更新することができるよう改正を行いました。
- イ 物品等の管理状況
 - (1) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、備品を適切に管理していくうえで、取得時の備品表示票の貼付を徹底するとともに、年2回の自己検査点検の際、特に指摘事項に留意して、点検者相互のチェック体制の強化を図りました
 - (2) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、不用物品を処分する際は、不用決定・不要物品処分決議書を作成するよう徹底するとともに、年2回の自己検査点検の際、特に指摘事項に留意して、点検者相互のチェック体制の強化を図りました。
- 2 取組の成果
 - ア 財産管理状況

公有財産の使用許可・更新に際して、事務手続きが正確に実施できるよう、改善することができました。

イ 物品等の管理状況

物品管理について、適正な事務手続きを維持しています。

平成 27 年度以降(取組予定等)

三重県病院事業庁会計規程等の諸規程に留意し、財産管理に対する意識を高め、適切な事務処理に努めていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (5) 事務管理体制
 - (ア) 工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りにより入札を中止した事案が 4 件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に 努められたい。

(1) 物件等で入札を中止したものが4件あった。

(こころの医療センター)

(イ) その他事務管理体制

事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 消費税及び地方消費税に関し、不課税仕入れとして処理すべきものを課税仕入れとして処理しているものがあった。 (こころの医療センター)
- (2) 預り有価証券整理簿が作成されていなかった。

(こころの医療センター)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
 - ア 工事、物件等における入札中止状況
 - (1) 発注時における参加資格条件について適切な条件となるよう、職員相互のチェック体制を強化しました。
 - イ その他事務管理体制
 - (1) 「病院事業会計 消費税の手引き」を再確認し、「課税」「不課税」「非課税」の区分の理解を深め、再発防止に努めました。
 - (2) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、預り有価証券整理簿を作成し、有価証券類の適切な管理を行いました。
- 2 取組の成果
 - ア 工事、物件等における入札中止状況
 - (1) 職員相互のチェック体制を強化した結果、事務処理誤りを防止し、適正に処理しています。
 - イ その他事務管理体制
 - (1) 消費税及び地方消費税の区分を適正に処理しています。
 - (2) 有価証券による契約保証金の管理を適正に行っています。

平成 27 年度以降(取組予定等)

三重県病院事業庁会計規程等の諸規程に留意し、担当職員の会計知識の一層の向上に取り組むとともに、職員間のチェック機能の強化を図り、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 議会事務局

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(政務活動費の適正な執行)

(1) 平成25年度分の収支報告書について、添付されている領収書等の写しをもとに、条例、条例施行規程及びガイドラインの規定に基づき内容を確認した結果、返還を要する事例はなかったものの、収支報告書の記載が不十分なものなど、取扱いに改善を要する事例等があった。

これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、政務活動費の、より一層適正な執行の確認に努められたい。

(総務課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

指摘された収支報告書の記載が不十分な事例については、議員と内容の確認を行い、提出された修正届に基づき収支報告書を修正しました。

2 取組の成果

収支報告書に記載すべき内容について、改めて確認・修正したことにより、透明性の確保が図られました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

収支報告書に記載すべき内容について、議員に周知するとともに、議会事務局が行う収支報告書の確認作業については、複数人で行うなどの措置を引き続き講じていきます。

部局名 議会事務局

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (1) 収入に関する事務

収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努め られたい。

(1)情報公開文書複写料に係る現金収納票の払出日が金融機関領収日と異なっていた。

(総務課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

会計職員が、改めて、独自に点検作業を行うとともに、会計規則の運用についての正しい解釈を確認・共有しました。

2 取組の成果

独自に行った点検作業により、同様に誤った事務処理が1件あったため、現金日計表の日付について、銀行へ 払い込んだ日に修正を行いました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1) 収入に関する事務

引き続き適正な会計処理を行っていきます。

部局名 議会事務局

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (2) 支出に関する事務

物品等購入等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 物品等購入

(1)契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(議事課)

イ その他支出事務

(1) 振込手数料を誤って資金前渡し、歳出戻入を行っていた。

(総務課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

議会事務局職員全員を対象に、会計規則の運用についての正しい解釈を確認・共有しました。

- 2 取組の成果
 - (1) 契約関係書類への暴力団排除条例等に係る記載を徹底するとともに、担当者と会計職員が他の記載事項も含めて複数チェックを行うことにより、適正に処理できました。
 - (2) 相手先に、振込方法について確認等を行ったことにより、口座振替通常払いによる支払方法に変更いたしました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1) 支出に関する事務

引き続き適正な会計処理を行っていきます。

部局名 監查委員事務局

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 金品亡失 (損傷)

(1) パソコンの損傷 (修理代 121,779円)

(監査・審査課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

事務局内のミーティングにおいて、物品の取扱いについて細心の注意を払うよう注意喚起しました。

2 取組の成果

上記取組の結果、職員の物品管理意識が高まり、同様の事案は発生していません。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

今後も事務局内のミーティング等において物品の適正管理について注意喚起を行い、再発防止に努めます。

部局名 人事委員会事務局

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ア 物品等の管理状況
- (1)物品標示票が貼付されていない備品があった。
- (2) 事務管理体制
 - ア 工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りにより入札を中止した事案が1件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に 努められたい。

(職員課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 財産管理等の状況
 - ア 物品等の管理状況

速やかに、物品標示票を貼付しました。

- (2) 事務管理体制
 - ア 工事、物件等における入札中止状況

入札手続きの各段階におけるチェック体制を再確認しました。

2 取組の成果

上記の取組により、適正な事務処理が図られました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き、管理・チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(個人情報の流出防止等)

(1)個人情報を含む文書や電子媒体等を所属長の許可を得ることなく持ち出し、紛失した事案等が、平成25年度に公立小学校において1件、26年度にも公立中学校及び県立学校において発生している。

今後は、個人情報の持ち出しにかかる許可制度を一層厳正に運用するとともに、その適正な管理について、すべての教職員に更なる周知徹底等を図り、このような事案が発生することのないよう、強く自覚を促して、再発防止に努められたい。 (教育総務課、小中学校教育課、高校教育課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

個人情報等の持ち出しや紛失は児童生徒及び保護者のプライバシーや安全を大きく損ねるだけでなく、県民の公教育に対する信頼を失墜させることにつながることから、個人情報等の適正管理について下記のとおり取組を実施しました。

平成 26 年 5 月 15 日に、県立学校に対して個人情報の適正管理についての注意喚起を通知しました。また、7 月 1 日に、学校情報ネットワーク情報化推進員連絡会を開催し、情報の適正な管理等を行うために、外部の専門家による「情報セキュリティ研修会」を実施しました。7 月には教育委員会事務局職員に強く自覚を促すため、職員危機管理研修のテーマを「事例に学ぶ個人情報保護制度」「演習 USBメモリー紛失」とし、研修を実施しました。加えて公立小中学校、県立学校の教職員を対象に、個人情報の保護等を研修のテーマとして取り上げた学校危機管理専門研修を11 月から12 月にかけて県内3カ所で実施しました。 (教育総務課)

個人情報等の適正管理に関する意識向上と未然防止に向けた組織的な取組が推進されるよう、各市町等教育委員会をとおして、各学校へ周知徹底を図りました。

- ・平成26年5月 「個人情報等の適正管理について」を各市町等教育委員会事務局所管課長へ通知
- ・平成26年8月 各公立小中学校の管理職や教務担当者を集めて開催する「管理職セミナー」、「教務担当者会議」 等で、個人情報等の適正管理について周知徹底
- ・平成26年度中 各公立小中学校において、個人情報等の取扱いについて、「個人情報等に関するセルフチェックシート」等の資料を活用した点検を実施 (小中学校教育課)

平成 25 年度には、県立高等学校では個人情報紛失に係る事案は発生していませんが、個人情報に係る管理の重要性に関する認識について、(1)教職員の意識向上、(2)個人情報の管理体制の確認の観点から、各校に再度指導しました。(県立学校長会議(4月11日)、県立学校教頭会研修会(4月18日))

しかし、平成26年5月に1件個人情報紛失事案が発生したため、当該校のみならず、すべての県立学校に対し前述(1)(2)の指導を再度行いました。

具体的な対策事項は以下のとおりです。

- (1)意識向上に向けた取組
- ・個人情報を含む文書類の管理に関する各学校のルールを、年度始めの職員会議等で全教職員に周知徹底する。
- ・教職員の意識向上に向けた取組と管理体制の徹底を図る。各校の「セルフチェックシート」を活用することで、セルフチェックの習慣化を図る。
- (2) 個人情報の管理体制の確認
- ・校長は、各学校における個人情報管理に関する状況の確認、改善と、教職員の意識向上に向けた取組を年間計画 に位置付けるなどして推進する。
- ・職員室等の部屋ごとに「個人情報管理責任者」を定め、各部屋の教職員及びグループ全体の個人情報保護の状況 確認を担当する。 (高校教育課)
- 2 取組の成果

連絡会、研修会により各学校へ情報管理等についての啓発を図りました。また、個別に依頼のあった学校についても情報セキュリティ研修を実施するなどの支援を行いました。

今後も個人情報の流失の防止につながるよう、継続して職員の意識啓発を粘り強く行っていきます。(教育総務課) 各学校に配付した「セルフチェックシート」を活用した点検、管理職による指導をとおして、個人情報等の適正管理についての意識向上が図られています。 (小中学校教育課)

平成26年度に個人情報の紛失事案が1件発生しています。当該校に対し指導を行うとともに、定期考査実施時期等、適切な時期を捉えて、県立学校長会議においてすべての県立学校に注意喚起を行っています (高校教育課)

平成 27 年度以降 (取組予定等)

平成27年度も「情報セキュリティ研修会」を開催するとともに、学校からの依頼により情報セキュリティに係る個別支援を行います。また、教育委員会事務局職員を対象とした職員危機管理研修において、個人情報保護についての研修を実施します。加えて公立小中学校、県立学校の教職員を対象に、学校危機管理専門研修を実施し、職員の意識啓発に努めます。 (教育総務課)

今後も引き続き、「管理職セミナー」、指導主事訪問等で、個人情報等の適正管理について周知徹底を図ります。 (小中学校教育課)

平成27年度以降も、年度当初の県立学校長会議、教頭会研修会で、個人情報の適正な管理について厳重に指導助言するとともに、定期考査の時期など、個人情報を多く扱うことが予想される時期に、上記(1)、(2)の観点を踏まえて注意喚起を行ってまいります。 (高校教育課)

監査の結果

___ 1 事業の執行に関する意見

(服務規律の徹底)

(2) 平成 25 年度の懲戒処分については、飲酒運転事故等により 5 人が免職処分となるなど前年度から 6 人増の 15 人が処分されており、26 年度においても 9 月 30 日現在で、酒気帯び運転等により既に 8 人が懲戒処分となっている。これらの事案は公教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、あらためてその原因を分析し、法令遵守及び服務規律の徹底を図るとともに再発防止に努められたい。

また、運転免許が失効した状態のまま、公用車を運転していた事案があったことから、今後はこのような事態が 発生しないよう、チェック体制を構築するとともに、法令遵守の徹底を図り、再発防止に努められたい。

(教職員課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

- (1) 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し(7月、11月)、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。
- (2)懲戒処分を行った際に、その概要を県立学校長及び市町等教育委員会へ送付して、事案内容を周知し、教育公務員の使命と職責について再度確認する機会としました。
- (3) 県立学校については、管理職を中心に学校の実情に応じたコンプライアンス・ミーティングを実施するよう依頼しました。(4月)
- (4) 県立学校長会議や市町等教育長会議等において、事例をもとに、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。
- (5) 初任者研修(4月)、常勤講師研修会(5月、6月)、教職6年次研修(5月)、教職経験11年次研修(7月、8月)の各研修において、服務規律の確保について講義をしました。また、初任の管理職(校長、準校長及び教頭)を対象とした研修会(5月)において、コンプライアンスについて講義、事例検討等を行いました。
- (6) 依然として体罰事案が発生していることから、体罰禁止の徹底及び体罰によらない児童生徒理解に基づいた指導について、県立学校長会議や市町等教育長会議等において、周知徹底を行うとともに、引き続き、アンケート調査の実施や面談等による的確な実態把握とともに、事案発生時の迅速な報告を求めました。
- (7) 知事部局において無免許運転で人身事故を起こし禁錮以上の刑に処せられたことにより失職となっているにもかかわらず、その事実を隠し勤務を続けていたという事案を受け、6 月に臨時の綱紀粛正に係る通知を行うとともに、7 月に県教育委員会事務局並びに公立学校において同様の事案が発生することのないよう、運転免許の所持の確認とともに、運転免許取消処分又は停止処分を受けた際の所属長への報告の徹底を図りました。

前記運転免許所持確認の結果、保健体育課非常勤職員が運転免許を更新していなかったことが判明しました。当該職員は、運転免許所持確認の際に、自身の運転免許所持状況について所属長に対し虚偽の報告を行ったことから、当該職員に対し平成27年1月21日付けで懲戒処分(戒告)を行うとともに、改めて再発防止を周知したところです。

2 取組の成果

- (1) 通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。
- (2) 初任者研修等において、県教育委員会事務局職員が講義することにより、服務規律の確保についての意識向上につながっていると考えています。
- (3)一定の教職経験者(6年次、11年次)の研修において、規律違反の具体的事例などを取り上げて講義することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。
- (4) 初任の管理職を対象とした研修会において、コンプライアンスについて講義、事例検討等を行うことにより、各学校での法令遵守を基礎とした体制づくりにつながっていると考えています。
- (5) 体罰の実態を迅速かつ正確に把握する情報ルートが確立されるとともに、各学校において体罰禁止に向けての意識向上が図られたと考えています。
- (6) 道路交通法遵守に対する意識向上が図られたと考えています。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

文書による各学校への通知や県立学校長会議や市町等教育長会議、各種研修会等において具体的事例を捉えて、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底するとともに、コンプライアンス・ミーティングの開催を働きかけるなど、規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。

体罰については、引き続き実態を的確に把握し、事案の発生防止に努めます。

飲酒運転や交通事故の防止に向け、年度末、年度当初に改めて注意喚起を行い、再発防止に努めます。

監査の結果

___ 1 事業の執行に関する意見

(学校における防災対策の推進)

(3)学校における防災対策については、これまでも県立学校の学校校舎等の耐震化を完了するなど取組を進めているが、県立学校の非構造部材(※)の耐震対策については、平成27年度の完了をめざし行われているものの、学校単位での対策実施率は「みえ県民力ビジョン・行動計画」での25年度目標値20%に対し、実績値は13.5%にとどまっていることから、今後とも非構造部材の耐震対策を計画的に推進されたい。

また、公立小中学校について耐震化されていない学校校舎等があることから、引き続き関係市に対して積極的に 情報提供や助言を行われたい。 (学校施設課)

(※) 非構造部材:柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、 設備機器、窓ガラス、家具等。

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

県立学校の天井等落下防止対策以外の非構造部材の耐震対策については、全74校のうち10校は平成25年度に対策が完了したところですが、対策済みとなっていない64校について、引き続き対策を実施しています。

特に国からの要請により優先的に取り組む必要がある屋内運動場等の天井等落下防止対策については、専門家による点検を実施し、点検した140棟のうち92棟は天井落下防止対策等が必要と判明しました。また、天井を有しない48棟のうち39棟についても、設備の落下防止対策等が必要となります。

公立小中学校の建物の耐震化については、平成27年度までに耐震化が完了しない2市に対して、平成27年度までに耐震化を完了するよう働きかけを行うとともに、国の財政支援制度について積極的に情報提供を行いました。

2 取組の成果

県立学校の天井等落下防止対策以外の非構造部材の耐震対策について、未対策であった 64 校 1,292 箇所のうち 47 校 463 箇所について対策を実施することができました。

屋内運動場等の天井等落下防止対策については、点検結果により対策が必要な 71 校のうち 27 校分の設計を下半期に実施しました。

公立小中学校の建物の耐震化については、平成 25 年度に働きかけを行った 1 市が平成 27 年度までに耐震化を完了するよう耐震化年次計画の見直しを行いました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

県立学校の天井等落下防止対策以外の非構造部材の耐震対策については、早期の完了を目指し、引き続き指摘箇所の対策を計画的に進めていきます。

屋内運動場等の天井落下防止対策については、平成 26 年度に設計した 27 校及び平成 27 年度に設計予定の 6 校の うち 31 校の対策工事に着手し、残る学校についても、計画的な実施を図っていきます。

公立小中学校の建物の耐震化については、平成 26 年度に働きかけた 2 市に対して、引き続き働きかけを行うとともに、国の財政支援制度について積極的に情報提供を行います。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(学力の向上)

(4) 平成 19 年度から実施されている「全国学力・学習状況調査」では、教科に関する調査の平均正答率が全国平均(公立学校)を下回る状況が続いている。平成 26 年度調査における平均正答率は、小学校の国語、算数及び中学校の国語については、都道府県別にみると、いずれも全国 40 位以下となっている。

このため、当該調査結果で得られた課題等を分析・整理したうえで、学校や教育関係機関が問題意識の共有に努め、 教員の授業力の向上を図るとともに、学習意欲の向上や家庭での学習習慣を定着させるなど、学力の向上対策を強力 に推進されたい。 (小中学校教育課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

- (1)学力の定着に課題を抱え主体的に課題改善に取り組む実践推進校を 100 校指定し、学力向上アドバイザー等を派遣し、授業力向上のための具体的な指導方法等についての指導・助言を行いました。また、各実践推進校に少人数指導のための非常勤講師を1名配置しました。
- (2)10 月 1 日付けで副教育長をチームリーダーとする学力向上緊急対策チームを事務局内に設置し、これまでの学力向上施策の検証とともに、改善策、強化策を検討し実行に移しています。また、県尾鷲庁舎に、東紀州地域への重点的な支援を行うため、同日付で教育委員会事務局の職員3名を常駐させました。

<学力向上緊急対策チームによる重点取組>

- ・県の指導主事、研修主事、学力向上アドバイザーが小学校を訪問し、管理職との対話や授業参観により学力向 上の取組の実態把握と危機意識の共有を行いました。
- ・全国学力・学習状況調査結果の公表のモデル様式を提示するとともに、希望のあった2町に対して調査結果の 分析支援を行いました。
- ・全国学力・学習状況調査問題や「みえスタディ・チェック」、ワークシートの全公立小中学校での活用を学校 訪問等を通じて働きかけました。
- ・国の調査官を招聘した小学校国語の授業研究や研修会を開催しました。
- ・「学力向上通信 三重の学-Viva!!」を定期的に発行し、公立小中学校へ全国学力・学習状況調査の活用方法や県内の優良取組等について情報発信しています。
- ・読書習慣や生活習慣等の確立のため県PTA連合会と連携した「チェックシート」のキャンペーン期間を 2 回設定しました。
- (3) 県民総参加による子どもたちの学力向上のため、みえの学力向上県民運動「フォローアップイベント」を開催しました。

2 取組の成果

- (1) 実践推進校へのアドバイザー等の訪問 (のべ834回) により、組織的・継続的な授業改善に取り組む少人数指導の推進ができました。
- (2) 県尾鷲庁舎の駐在指導主事の東紀州地域すべての小中学校訪問 (のべ139回) により、東紀州地域の学力向上の取組の進捗状況の把握と学習指導要領に基づく授業改善の必要性や教師の意識が高まりました。
- (3) 指導主事等が県内の公立小学校の 2/3 にあたる 257 校を訪問し、学力向上の取組の共通理解を持つことができました。また、平成 26 年度の全国学力・学習状況調査問題や「みえスタディ・チェック」、ワークシートを活用した指導改善の取組を促進することができました。
- ※みえスタディ・チェックは7月実施(試行)は約7割実施、年度内では約8割実施しました。また、約9割の小学校で、ワークシートを活用した学力向上の取組を進めました。
- (4)すべての市町、および536 校中529 校の公立小中学校が、何らかの形で全国学力・学習状況調査の結果を公表しました。(数値を含めた公表: H257市町→H269市町、数値を含めない公表 H259市町→H2620市町)
- (5)国の調査官を招いての研修会(9月16日、11月25日、1月27日、2月2日)にインフルエンザ等で参加できなかった学校を除き、すべての小学校(373校/378校)の担当者が少なくとも1度は参加し、国語科の授業づくりについて共通理解を持つことができました。
- (6) 県民運動の「フォローアップイベント」(12月19日)では、沖縄県の先進的な取組や県内の優良事例の発表等を行い、学校、家庭、地域の一層の連携を進めました。また、県PTA連合会との連携により設定したキャンペーン期間中に「チェックシート」を活用し、読書習慣や生活習慣等の確立を目指した取組を進める公立小中学校が約8割(昨年度約5割)となりました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (1) 県内すべての公立小中学校で、全国学力・学習状況調査、「みえスタディ・チェック」、ワークシートの 3 点セットを活用した授業改善の取組を学校訪問等を通じて徹底します。また、実践推進校では、県の学力向上施策を確実に実行し、主体的に課題改善への取組を進めるよう支援します。
- (2) 実践推進校には、引き続き、学力向上アドバイザーの派遣や非常勤講師の配置等を通じて総合的に支援します。
- (3)公立小中学校約400校を指導主事等が計画的に訪問し、学力向上の取組を支援します。
- (4) 学習指導要領を踏まえた教科指導を徹底するため、国の調査官等を招いての研修会を地域別に開催します。
- (5) 引き続き県民総参加による学力向上の取組を充実するとともに、4年間の成果等を総括するため、「成果発表県 民大会」及び「第5回みえの学力向上県民運動推進会議」を開催します。
- (6) 本県教育の充実ため、公立小中学校長を対象とした研修会を計画的に開催します。(第1回4月3日)

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(高等学校における特別支援教育の推進)

(5)特別な支援が必要な生徒について「個別の教育支援計画」を作成している県立高等学校の割合は、毎年増加しているものの、平成25年度末現在での実績値は56.9%にとどまっている。

各県立学校においては、引き続き特別な支援が必要である生徒の実態把握と「個別の教育支援計画」の作成を進め、 高等学校における特別支援教育の充実を図られたい。 (特別支援教育課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

- (1)発達障がい支援員(5名)及び発達障がい支援員スーパーバイザー(1名)による巡回相談や、医師、言語聴覚士等からなる専門家チームによる派遣を行い、発達障がいのある生徒への指導と支援を行いました。
- (2) 高等学校の特別支援教育コーディネーター等連絡会において、事例を用いた「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成に係る研修や、取組状況についての情報交換を行いました。また、発達障がい支援員の巡回相談でも、これらの計画の作成について支援を行いました。
- (3) 高等学校において特別支援教育を推進する中心的な役割を担う教員を対象に、特別支援教育連続講座(シードプロジェクト)を実施し、発達障がいのある生徒への指導と支援の充実を図りました。
- (4)校内の研修会などで高等学校支援ハンドブックの活用を進め、発達障がいのある生徒への教職員一人ひとりの専門性の向上に努めました。

2 取組の成果

- (1)「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」については、特別支援教育コーディネーター等連絡会での作成 に係る研修や情報交換、発達障がい支援員による各校での作成支援を行うことにより、作成と活用に対する意識は向 上しつつあります。また、指導と支援の内容の充実を求めて、高等学校からの発達障がい支援員の派遣要請(のべ派 遣回数:392回(3月末現在))も増加しています。
- (2)特別支援教育連続講座(シードプロジェクト)への高等学校からの参加者は17名で、昨年度までの受講生と合わせると36名になります。高等学校に在籍する発達障がいのある生徒への支援について、高等学校教員の意識は高まりつつあります。
- (3) 高等学校支援ハンドブックを校内の研修会や指導の参考にするなどの活用をした学校は、44 校(3 月末現在)です。
- (4)高等学校における特別支援教育に係る状況を、発達障がい支援員の情報交換会や研修会等において把握し、支援を必要としている生徒が充実した支援を受けられるような体制づくりについて指導・助言を行いました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (1) 高等学校特別支援教育コーディネーター等連絡会(年3回)の内容に、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成を取り入れることで、高等学校での「個別の教育支援計画」の作成を進めます。(平成26年度末実績値72.4%、平成27年度末目標値100%)
- (2) 特別支援教育を推進する中心的な役割を担う人材を育成する特別支援教育連続講座(シードプロジェクト)を実施し、引き続き、発達障がいのある生徒への支援に係る高等学校教員の専門性の向上を進めます。
- (3) 中学校から高等学校への支援に係る情報が円滑に引き継がれる体制を整えます。
- (4)全高等学校で高等学校支援ハンドブックを活用するとともに、発達障がい支援員(5 名)や発達障がい支援員スーパーバイザー(1 名)及び専門家を活用し、生徒への支援を進めます。
- (5) 高等学校からの特別支援教育に係る相談窓口の体制づくりを進めます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(いじめ・暴力行為・不登校対策の推進)

(6) 本県の公立学校における平成 25 年度のいじめ認知件数は 1,209 件 (24 年度 1,738 件) と前年度から減少しているものの、25 年度の暴力件数は 900 件 (24 年度 781 件)、同年度の不登校児童生徒数は 2,671 人 (24 年度 2,527 人)と、それぞれ前年度から増加している。今後は、子どもの問題行動について速やかにその実態を把握し、未然防止、早期発見、早期対応といった学校の対応力の向上や、教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、安心して学べる環境づくりを推進されたい。 (生徒指導課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

- (1)学校だけでは対応することが難しい事案については、子ども安全対策監の統括のもと、「学校問題解決サポートチーム」を編成し、学校、市町教育委員会における問題行動に対する的確な対応や、早期対応への支援を行いました。また、9月にいじめに関する一斉アンケート調査を実施し、その結果をふまえつつ、迅速かつ的確な対応を図るとともに、いじめや暴力などの問題行動への対応を充実させるため、小中学校生徒指導担当者講習会、生徒指導主事研修会(県立学校対象)を開催しました。
- (2) いじめの未然防止を図り、児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを強化するため、児童生徒の実態把握のためのアンケート調査を活用し、子どもたちの問題解決能力を育成する取組を推進しました。
- (3) 暴力行為が頻繁に発生している学校に対して、早期にスクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員による支援を行うとともに、学校配置のスクールカウンセラーと連携して児童生徒等への直接支援を行いました。
- (4)ケータイ・ネットの検索、監視等を通じた学校における教育・啓発の支援、ネット啓発リーダー(保護者等)による「ネット啓発講座」を開催し、子どもを見守る体制の構築を図りました。また、本年度より、「ネット検定」を実施し、児童生徒の実態把握に基づく情報モラル教育を推進するとともに、教職員向け指導資料を作成し、指導力の向上を図りました。
- (5) 不登校の未然防止を推進するために、「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」について、調査研究を行いました。また、小中学校に対して、指導マニュアル「三重の地から不登校をなくす取組を!」の活用を促進し、県立学校に対しても、不登校対応に関するマニュアルの作成・配付を行いました。
- (6)いじめや体罰等の問題への早急な対応を図るため、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置及び派遣を拡充し、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との一層の連携を進めました。

2 取組の成果

- (1)学校だけでは対応が困難な事例に対しては、子ども安全対策監の統括のもと、「学校問題解決サポートチーム」を編成し、効果的な支援を行うことができました。
- (2) 県内 29 市町の推進中学校区 (中学校 29 校、小学校 79 校) において、年間 2 回以上の児童生徒の実態把握のためのアンケート調査を実施し、児童生徒の実態に応じた対策を講じました。また、実践交流を中心にプロジェクト会議を 5 回開催し、効果のあった対策等について周知を図りました。 (4/22,7/1,8/26,12/2,2/26)
- (3)「ネット啓発チーム」による保護者への啓発活動等を展開することで、各学校・地域における子どもの見守り体制を構築しました。また、「ネット検定」の実施や、教職員向け指導資料の活用により、児童生徒の実態に応じた取組を進めることができました。
- (4)小中学校生徒指導担当者講習会、生徒指導主事研修会(県立学校対象)等の研修会を通じて、個々の教職員の意識を深め、暴力行為やいじめ等の問題行動への対応に関するスキルアップを図ることができました。
- (5) 不登校の早期発見及び早期対応のあり方について、教育支援センター指導者実践交流会 (5/23、7/18、10/10、10/31、2/13) の場で情報交換を行いました。また、県立学校に対して、不登校対策の一環として、早期発見及び早期対応のあり方にスポットを当てたリーフレットを作成・配付しました。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

- いじめ・暴力行為・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に係る教育実践をさらに充実させるために以下の取組を中心に行います。
- (1)生徒指導上の課題を抱える学校に対して、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「学校問題解決サポートチーム」を派遣するなど、問題行動に対して適切に対応していきます。
- (2)「学びの環境づくり支援事業」に係るモデル中学校区の成果を生かし、スクールカウンセラーの中学校区配置を全県的に進め、校区内での弾力的な運用を通じて、小学校から中学校への途切れのない支援を行い、不登校及びいじめや暴力行為等の問題行動に対して、未然防止、早期発見・早期対応を推進します。
- (3)児童生徒の問題行動や不登校の背景の一つとして、貧困をはじめとする家庭的な要因が挙げられるため、スクールカウンセラーと連携したスクールソーシャルワーカーの派遣拡充を図ります。
- (4)小中学校を対象とした「ネット検定」の結果に基づいた指導をすることで、児童生徒の情報モラルの向上と倫理 観の育成、情報リスクの理解等を向上させます。さらに、ネット利用のルール等について議論する「高校生サミット」を開催し、ネット社会を生き抜く力の育成を推進します。また、全公立学校を対象としたネットの検索、監視 等を継続します。
- (5)学校における様々な問題を未然に防止するため、適切な初期対応ができる力量を高めることを狙いとした研修講座を開催し、学校組織としての対応力の向上を図ります。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(体罰禁止の徹底)

(7)本県の公立学校における実態調査結果では、平成25年度において体罰により35人の児童生徒が被害を受けている。被害児童生徒数は、平成24年度の393人から大幅に減少しているものの、学校教育における体罰は、学校教育法で禁止されている違法行為であるのみならず、児童生徒の心身の成長に深刻な影響を及ぼすことが懸念され、あってはならない行為であるから、あらためて教員及び部活動指導者に対し体罰禁止を徹底されたい。

(生徒指導課、保健体育課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

平成25年度に設置した子ども安全対策監の統括のもと、以下のような取組を進めました。

(1)的確な実態把握と事案発生時の迅速な報告

県立学校及び市町教育委員会に対して、5月20日付けで「体罰根絶に向けた取組の徹底について(依頼)」を発出し、アンケート調査の実施を含めた的確な実態把握、体罰禁止に係る認識の徹底及び児童生徒理解に基づく生徒指導の推進、事案発生時の速やかな報告について要請しました。

(2)教育委員会作成の指導資料の活用による体罰によらない指導の徹底

5月29日付けで「指導資料『体罰の根絶に向けて』の活用について(依頼)」を発出し、県立学校及び市町教育委員会に対して、今年度作成した本指導資料を活用して、体罰によらない指導の徹底を図るよう要請しました。

(3) 県立学校及び市町教育委員会を訪問しての助言・指導

体罰事案発生に際し、県立学校や市町教育委員会を訪問するなどして、事後対応や今後の体罰防止の取組について指導・助言を行うとともに、各種研修会において、体罰によらない生徒指導などについて指導・助言を行いました。

(4)体罰に関する電話相談窓口での対応

県総合教育センター内に設置している、体罰に関する電話相談窓口での対応を引き続き行いました。

- (5) 教職員を対象とした研修会の実施
 - 生徒指導担当者や部活動指導者を対象とした研修会を実施しました。
 - ①指導資料「体罰の根絶に向けて」を活用した研修会の実施
 - ・小中学校生徒指導担当者研修会(8月25日)・県立学校地区別生徒指導連絡協議会(6地区に分けて開催)
 - ②運動部活動指導者等に対する研修の実施
 - ・部活動マネジメント研修(参加者67名)

昨年度に引き続き、体罰等の未然防止及び効率的かつ効果的な部活動運営が行えるよう、中学校及び高等学校の教員を対象に、部活動のマネジメントに関する専門知識とスキルを身につけるための、生徒アンケートの分析を活用した連続研修講座を行いました。

第1回 平成26年8月5日 第2回 平成26年10月6日(台風で中止、インターネットを活用した研修で代替) 第3回 平成26年12月1日 第4回 平成27年2月2日

※講師:三重県政策アドバイザー 原田 隆史

· 運動部活動指導者研修会

中学校及び高等学校の運動部活動の顧問等を対象とした指導者研修会を年3回実施し、体罰防止の徹底を含め、適切な部活動運営が行えるよう指導力の向上を図りました。

第1回 平成27年1月23日 参加者52名 (アンガーマネジメント研修)

第2回 平成27年1月29日 参加者31名 第3回 平成27年2月18日 参加者51名

(6) 市町等教育長会議、校長会議及び生徒指導連絡協議会での周知徹底

市町等教育長会議、県立学校長会議、県立学校生徒指導連絡協議会において、すべての教職員に対する体罰禁止の徹底及び、児童生徒理解に基づいた生徒指導の推進に向けた取組の周知や指導を行いました。

(7) 県教育委員会担当課の対応

事案発生時は、子ども安全対策監の統括のもと、教職員課、市町教育支援・人事担当等と連携し、事案への対応 並び再発防止について県立学校及び市町教育委員会への指導・助言や支援を行いました。

(生徒指導課、保健体育課)

2 取組の成果

- (1) 各学校においては、アンケート調査や面談等を行い、体罰の正確な実態把握に努めました。
- (2) 県教育委員会作成の指導資料を基にした研修会を、小・中・県立学校の生徒指導担当者を対象に実施し、参加者が研修内容を各学校に還流することによって体罰によらない指導の徹底を図りました。
- (3) 県教育委員会に寄せられた相談内容を子ども安全対策監が集約し、その統括のもと、県教育委員会担当課が連携して事案への対応を進めました。 (生徒指導課)

部活動マネジメント研修等において、マネジメントに関する専門知識やスキルを身につけ、指導力の向上に努めました。 (保健体育課)

平成 27 年度以降(取組予定等)

平成27年度も、体罰禁止の徹底を図るため、各校における実態把握や事案発生時の速やかな報告の徹底を図るとともに、児童生徒理解に基づく生徒指導の推進などをテーマとした研修等を開催し、未然防止の取組を進めます。

(生徒指導課、保健体育課)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
- ア 本庁分
 - (ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 85,892,717 円 (対前年度比 98.5%) あり、前年度と比べて 1,282,376 円減 少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

収入未済科目等		平成 25 年度	平成 24 年度			
三重県高等学校等修学奨学金返還金	現年度	15, 756, 290	円	現年度	16, 340, 189	円
	過年度	30, 831, 692	円	過年度	31, 774, 743	円
	小計	46, 587, 982	円	小計	48, 114, 932	円
雑入(三重県高等学校等修学奨学金返還	現年度	464, 070	円	現年度	_	円
金にかかる遅延損害金等)	過年度	—	円	過年度	_	円
(予算経理課)	小計	464, 070	円	小計	_	円
雑入(教職員恩給及び退職年金過払い分) (福利・給与課)	現年度 過年度 小計	9, 671, 911 9, 671, 911	円 円 円	現年度 過年度 小計	9, 671, 911 9, 671, 911	円 円 円
高等学校定時制課程及び通信制課程修学	現年度	-	円	現年度	306, 000	円
奨励金返還金	過年度	1, 124, 000	円	過年度	988, 000	円
(高校教育課)	小計	1, 124, 000	円	小計	1, 294, 000	円
進学奨励金返還金 (人権教育課)	現年度	3, 116, 148	円	現年度	2, 978, 592	円
	過年度	16, 039, 106	円	過年度	15, 209, 338	円
	小計	19, 155, 254	円	小計	18, 187, 930	円
大学等進学資金貸付金返還金 (人権教育課)	現年度 過年度 小計	- 8, 889, 500 8, 889, 500	円 円 円	現年度 過年度 小計	9, 906, 320 9, 906, 320	円 円 円
合計	現年度	19, 336, 508	円	現年度	19, 624, 781	円
	過年度	66, 556, 209	円	過年度	67, 550, 312	円
	小計	85, 892, 717	円	小計	87, 175, 093	円

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- 【三重県高等学校等修学奨学金返還金】
 - 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」に基づき、次の取組を行いました。 (平成27年2月末時点)
 - (1) 定期督促 毎月未納者に督促状を発行した(毎月10日前後)
 - 1か月以上3か月未満債権 電話催告4回(5,9,11,1月)、文書催告2回(9,12月)
 - 3か月以上6か月未満債権(文書催告2回)
 - 6か月以上債権(文書催告2回)
 - (2)債権の外部委託 委託件数 234 件 回収金額 7,937,739 円/委託金額 21,821,202 円/回収率 36.37%
 - (3)法的手続の実績(給与の差押6件、預貯金の差押7件、支払督促手続申立13件

(予算経理課)

【雑入(三重県高等学校等修学奨学金返還金にかかる遅延損害金等)】

法的手続を行った者で元金の支払いが終了した者、法的手続後も支払いに応じない滞納者が増加したため、遅延損害金、法的手続費用の未収金が発生しました。

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」に基づき、次の取組を行いました。

(平成27年1月末時点)

- (1)強制執行 債務者の住所地を管轄する執行裁判所に強制執行手続きを申立てました。(1件)
- (2) 交渉 債務者の住所地を住民票の公用交付で把握し、転居先の住所に督促を行いました。 (予算経理課) 【雑入(教職員恩給及び退職年金過払い分)】

教職員恩給及び退職年金の過払いについては、受給者の死亡連絡が遺族からなされなかったことにより発生しました。教育委員会では、平成20年9月17日から恩給の支払い時に「住民基本台帳ネットワーク」を利用して受給者の生存を確認し、過払いが発生しないようにしています。

平成 26 年度は、刑事及び民事裁判で勝訴した 1 件については、債務者本人と文書及び面会にて連絡をとり、定期的な自主納付を行うよう求めています。

残る1件については、債務者本人の死亡後、相続財産管理人の選任の有無について家庭裁判所に調査を実施しておりますが、平成27年3月11日現在において選任されていません。 (福利・給与課)

【三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

当該の未収金については、修学奨励金を貸与した生徒が修学を継続できず退学に至ったため、返還義務が発生した ものです。当該滞納者に対しては「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」 に基づき督促を行うとともに、滞納者が貸与をうけていた当時の在籍校と連携し、滞納者の現状把握等を行うなどの 債権管理に努めました。各滞納者に対し、電話による督促、自宅訪問を実施し、未収金の回収に努めています。

(高校教育課)

【進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金】

- (1) 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金 返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組み、収納促進に努めました。
- (2) 納期限までに納付しない債務者に対して、督促状により返還を促しました。(毎月20日頃)
- (3) 督促状に応じない債務者に対して、電話により督促しました。(随時)
- (4) 督促状及び電話による督促に応じない債務者に対して催告状により返還を督促しました。(6月)
- (5) 12 月を徴収強化月間と定め、戸別訪問、夜間電話催告等を実施し徴収強化に努めました。 (人権教育課)

2 取組の成果

【三重県高等学校等修学奨学金返還金】

文部科学省は、奨学金制度が維持される目安として過年度未収金回収率13%、現年度84%を示していますが、本県 では、現時点でいずれも上回っています。(平成27年2月末時点)

過年度未収金回収額 12,485,242 円 (回収率 26.79%)

現年度未収金回収額 224, 153, 876 円 (回収率 93. 34%)

(予算経理課)

【雑入(三重県高等学校等修学奨学金返還金にかかる遅延損害金等)】

裁判所で相手方と交渉し、①法的手続費用、②遅延損害金、③元金の順で支払うように交渉をしています。

過年度未収金 120,448 円 (回収率 25.95%)

(予算経理課)

【雑入(教職員恩給及び退職年金過払い分)】

教職員恩給及び退職年金の過払い事件発覚以降、「住民基本台帳ネットワーク」により受給者の生存確認を行ってい ることから、以後の過払いは皆無となっています。

刑事及び民事裁判で勝訴した1件については、平成23年2月から平成26年2月まで預金差押の強制執行手続きを 行ってきましたが、債権回収には至らなかったことから、本年度は、債務者本人からの定期的な自主納付を求めてき ました。その結果、10月、12月及び2月に各2,000円の返済がありました。平成27年3月末時点の未済額は9,555,070 円です。

残る1件については、債務者本人死亡後の相続財産管理人の選任の有無の確認を行っていますが、平成27年3月 11 日現在、選任されていません。平成27年3月末時点の未済額は110,841円です。

平成27年3月末時点の未済合計額は、9,665,911円となります。

(福利・給与課)

【三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき督促を行うなど、回収 に努めた結果、本年度は滞納者のうち2名が返還金を全て返還し、滞納者が4名となりました。 (高校教育課)

【進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金】(平成27年3月20日現在)

- ・進学奨励金返還金の収入未済額のうち 1,555,961 円を収納しました。
- ・大学等進学資金貸付金返還金の収入未済額のうち635,160円を収納しました。

(人権教育課)

平成 27 年度以降 (取組予定等)

【三重県高等学校等修学奨学金返還金】

・ 三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納については、平成23年度から平成26年度の取り組みの結果、早期対応 が有効と判断されるので、今後も定期督促を実施し、早期対応に努めます。また、返還意識が希薄な者に対し滞納は 許さないという毅然とした対応を行います。

【雑入 (三重県高等学校等修学奨学金返還金にかかる遅延損害金等)】

今後も引き続き、遅延損害金等の納付について、定期的な督促を行うとともに、相手方と交渉のうえ納付を求めま す。 (予算経理課)

【雑入(教職員恩給及び退職年金過払い分)】

教職員恩給及び退職年金の過払い分のうち、刑事及び民事裁判で勝訴した1件については、引き続き定期的な自主 納付を求めていきます。

残り1件については、相続財産管理人の選任の有無を定期的に確認し、選任後に債権届け出を行い、回収に努めま

なお、今後とも「住民基本台帳ネットワーク」による生存確認を行い、過払いが発生しないよう努めます。

(福利・給与課)

【三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

今後も、「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在 籍していた高等学校とも連携しながら返還金の回収に努めます。

(高校教育課)

【進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金】

引き続き、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨 励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、収入未済のある債務者に対して、文書・電話による督促のほか、戸 別訪問による督促を行うことにより収納促進に努めます。 (人権教育課)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 収入に関する事務
- ア 本庁分
- (イ)収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められた い。
- (1) 現金による収納を行った際、現金受入票、領収書に出納員の氏名の記載を行っていなかった。 (教育総務課)
- (2) 教育免許状検定手数料(授与証明書交付手数料)の財務会計システムの証紙実績報告日が証紙消印日となっていなかった。 (教職員課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1)打ち出される財務帳票(現金受入票、領収書)について、内容の確認時において出納員が氏名をその場で領収書に記入することを徹底しました。
- (2) 他の教育免許状検定手数料の取扱いと同様、収入証紙納付書の証紙消印日を基に、日計表を手入力で作成し、それを基に財務システムへ証紙実績報告を行うように事務処理を変更するとともに、証紙実績報告に関する事務処理手順書を作成しました。
- 2 取組の成果
- (1)上記について、経理担当者においても共有し、徹底させています。
- (2) 以降、すべての教育免許状検定手数料について、財務システムの証紙実績報告日と証紙消印日が一致しています。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

(1)(2)引き続き、出納員及び経理担当者の双方が注意に努め、適切に処理を実施します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

イ 地域機関分

(ア)収入未済額が平成25年度末現在2,895,951円(対前年度比86.8%)あり、前年度と比べて441,506円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

収入未済科目等	平成 25 年度			平成 24 年度			
高等学校授業料 (県立高等学校 14 校)	現年度 過年度 小計	1, 516, 206 1, 516, 206	円円円	現年度 過年度 小計	29, 700 1, 944, 850 1, 974, 550	円 円 円	
弁償金 (県立高等学校 1 校)	現年度 過年度 小計	586, 781 586, 781	円円円	現年度 過年度 小計	 586, 781 586, 781	円 円 円	
学校開放事業電気使用料 (県立高等学校 3 校)	現年度 過年度 小計	3, 700 — 3, 700	円円円	現年度 過年度 小計	550 — 550	円 円 円	
違約金 (県立高等学校 2 校)	現年度 過年度 小計	104, 139 685, 125 789, 264	円円円	現年度 過年度 小計	685, 125 90, 451 775, 576	円 円 円	
合計	現年度 過年度 小計	107, 839 2, 788, 112 2, 895, 951	円円円	現年度 過年度 小計	715, 375 2, 622, 082 3, 337, 457	円 円 円	

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

【高等学校授業料】

- (1) 平成22年4月から県立高校の授業料は無償となりましたが、過年度の未収については、「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」(平成16年1月策定)に基づき、学校とともにその解消に取組んでいます。
- (2) 在校生に対しては、電話での督促、督促状の送付や自宅訪問などを、また卒業生や退学者に対してはこれらに加えて、校長・教育長名による督促、知事名による督促、知事名による内容証明郵便督促などの授業料の未収金解消に向けた取組を行い、収納の促進を図っています。
- (3) 卒業生や退学者のなかで資力があるにもかかわらず支払いに応じず、法的措置を講じるよりほかない者に対しては、学校関係者と、また対応が困難な場合は弁護士とも協議して支払督促を実施するなど、未収解消への取組が円滑に進められるよう対策を講じています。
 - 預貯金、給与の強制執行手続中
- 3件(債権総額134,833円)
- · 支払督促手続申立
- 1件(債権総額 59,400円)
- 教育委員会教育長名での最終催告 5件(債権総額 206, 210 円)

(平成27年1月末日時点)

(予算経理課)

【弁償金】

平成 16 年 4 月に白子高等学校体育用具庫が焼失した事件について、平成 23 年度に原因者に対して損害賠償金の支払督促を行ったところ、相手方からの異議申立てにより通常訴訟に移行し、平成 24 年度に県側の請求が認められる判決が確定しましたが、相手方からの支払いが無かったため、平成 25 年度に弁護士に強制執行手続きを委任したところ平成 26 年度に債務者から納付する旨の連絡がありました。 (白子高等学校)

【学校開放事業電気使用料】

3月末発行の納入通知書について、債権者が収納代理金融機関を通じて納入したため、県への納付に時間がかかり、 4月末の出納閉鎖に間に合わなかったこと等によるものです。毎回納期限を越えて収納する債務者に対しては、電話 督促を行う等の取組を実施しました。 (四日市四郷高等学校、石薬師高等学校、南伊勢高等学校)

【違約金 (現年度)】

事実上の倒産となった事業者との印刷機賃貸借契約の解除にかかる違約金について、債権処理計画を策定し、代表 者所在・法人所在の情報収集および現地確認を実施し、催告の継続を行いました。 (相可高等学校)

【違約金(過年度)】

情報教育機器契約解除に伴う違約金について、破産手続中である債務者の財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会(以下、債権者集会)に出席し、財産目録及び収支計算書の報告を受けました。

- ・平成 26 年 4 月 24 日 第 5 回債権者集会 ・平成 26 年 10 月 9 日 第 6 回債権者集会
- ·平成27年1月16日 第7回債権者集会

(四日市工業高等学校)

2 取組の成果

【高等学校授業料】

取組の結果、平成27年1月末日時点での過年度未収金の回収額は218,194円となっています。 (予算経理課)

【弁償金】

債務者から納付する旨の連絡があったため、収納手続きを行い、平成26年5月7日付、586,781円を収納しました。 (白子高等学校)

【学校開放事業電気使用料】

全額収納済です。また、電話督促を行う等の取組を実施した学校については、納期限を越えて収納する債務者は減少しました。 (四日市四郷高等学校、石薬師高等学校、南伊勢高等学校)

【違約金 (現年度)】

情報収集の結果、代表者所在を確認し、郵送・訪問による催告を行いました。

(相可高等学校)

【違約金(過年度)】

債権者集会への出席により破産手続きの推移の把握を行いました。

(四日市工業高等学校)

平成 27 年度以降(取組予定等)

【高等学校授業料】

- (1) 各県立学校に対して未収状況のヒアリングを実施し、未収金解消を図るよう引き続き指導します。
- (2)滞納事例を具体的に把握し、各県立学校からの相談に対し、他校の取り組み事例を紹介する等助言指導を実施します。
- (3)各学校対応では、債権回収が困難と判断された場合は、予算経理課から教育長名通知、により本人と連帯保証人に対し送付し、滞納は絶対に許さないという姿勢で臨みます。
- (4)各県立学校の未収状況を随時把握し、回収困難となっている債権については、弁護士へ委任又は助言を得て法的措置を講じます。 (予算経理課)

【弁償金】

当該案件についてはすでに収納済ですが、今後も引き続き収入未済の発生防止に努めます。 (白子高等学校)

【学校開放事業電気使用料】

年度末に学校体育施設開放事業を利用する債務者に対しては、納期限を厳守するよう指導します。また、出納閉鎖時期の調定事務については納付期限を早めに設定し、早期に入金確認を行う等の取組に努めます。また、今後も、未納者に対し電話督促を行う等の取組を実施し、特別の理由がない限り収入未済額の発生を防止します。

(四日市四郷高等学校、石薬師高等学校、南伊勢高等学校)

【違約金(現年度)】

引き続き債権処理計画に基づき催告の継続を行い、完納に努めます。

(相可高等学校)

【違約金(過年度)】

現在継続中の案件については、債権者集会に引き続き参加し、情報の収集を行うとともに、債権の回収等に向けて 努力を続けていきます。また、今後も未収金の発生防止に努めます。 (四日市工業高等学校)

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- イ 地域機関分
- (イ)収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
- (1) 現金納付された口座振替手数料について、出納員印での領収を行っていないものがあった。 (四日市高等学校)
- (2) 現金納付された生産物売払収入の金融機関への収納処理が一部遅延していた。
- (3) 自動販売機設置場所の貸付にかかる地所貸下料等の納付が遅延していた。

(四日市農芸高等学校)

(4)現金納付された日本スポーツ振興センター共済負担金及び口座振替手数料について、出納員印での領収を行っていないものがあった。 (白子高等学校)

(5) 学業その他証明手数料の調定事務がされていないものがあった。

(飯野高等学校)

(6)学校開放事業の施設電気使用料について、納期限までに納付されていない事案があった。

(亀山高等学校)

(7) 現金日計表において、正しい日付で表示されていないものがあった。 (8) 現金納付された情報公開手数料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (津高等学校) (津西高等学校)

(9) 現金収納票の受入日が領収日と相違しているものがあった。

(伊賀白鳳高等学校)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1)金融機関が作成した領収書の保管場所を県費が含まれるもの、含まれないもので分け、出納員印での領収が必要なものを容易に選別できるようにしました。
- (2) 収納金の払込みについて、5 開庁日以内と誤認していたために一部収納が遅れたものです。平成 26 年度は、当日または翌日の銀行営業日には入金しています。
- (3)債権者に期限内に必ず納付するよう指導を実施しました。
- (4) 諸会費と合算して現金納付された日本スポーツ振興センター共済負担金及び口座振替手数料について、出納員印ではなく諸会費を領収する際に使用する領収印で領収してしまいました。現金領収の際には確認のうえ領収事務を行うよう努めました。
- (5)年度内の学業その他証明手数料調定額が正確な金額になるように、漏れていた金額分の調定を行い、職員間のチェック体制の強化に努めました。
- (6)体育館等利用者が納期限をしっかり認識していなかったことから生じた事案であるため、利用者に納期限までには 必ず納付するようしっかり周知するとともに、納期限が迫ってきた段階で未納の場合は、早急に納付するよう督促 を行いました。
- (7) 現金日計表の払出日と収納済通知書の領収日が相違していたため、財務システム上で払出日の修正を行ったところ、誤って受入日を修正してしまい、そのため、日計表上で、受入日より払出日のほうが早いものが存在してしまいました。銀行への収納日に現金収納票を発行し、正しい事務処理を行うように努めています。
- (8)所属内において、三重県会計規則の取扱いを確認しました。また、財務端末における調定照会、現金日計表の確認を適宜行うこととし、金融機関への払い込みの漏れが生じないよう取り組みました。
- (9) 財務システムへの現金受入処理が遅延していたことについては、財務システム入力方法等を出納局に確認し、適切な事務処理を行いました。
- 2 取組の成果
- (1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)以降、複数の職員によるチェック体制を強化し、関係する三重県会計規則及び運用方針に基づき、適切な事務処理を行うよう努めた結果、同様の事務処理誤りや遅延等は発生していません。

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9) 平成27年度以降も、所属内において改めて三重県会計規則を周知徹底するとともに、 複数人によるチェック体制を実施し、速やかかつ適正な収納事務処理に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務
 - ア 業務委託

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- ア 業務委託
- (1)【病院等実習委託業務】
- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(桑名高等学校)

- (2)【修学旅行経費委託】
- ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (3) 【一般廃棄物の収集および運搬委託】
- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(桑名西高等学校)

- (4)【5号館昇降機保守点検業務委託】
- ・契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。
- ・履行確認の記録がなかった。

(四日市高等学校)

- (5)【ソフトウェア (成績処理システム「快刀乱麻」) 保守業務委託】
- ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。
- (6) 【名古屋モーターショー見学に係るバス運行業務委託】
- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(四日市工業高等学校)

- (7) 【松消毒及び剪定業務委託】
- ・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。

(白子高等学校)

- (8) 【非常勤講師業務委託】
- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(稲生高等学校)

- (9) 【成績処理ソフトウェア (快刀乱麻) 等保守メンテナンス業務委託】
- ・契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。
- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(飯野高等学校)

- (10)【エレベーター点検保守業務】
- ・エレベーターの主ワイヤー取替について、予算要求など特段の措置が講じられていなかった。

(亀山高等学校) (津東高等学校)

- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。
- (12)【エレベーター保守点検管理業務委託】
- ・予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。

(11) 【津東高校平成25年度合併浄化槽維持管理業務委託】

・契約伺いに契約保証金免除についての記載がされていなかった。

(津商業高等学校)

- (13) 【昇降設備に関する遠隔メンテナンス業務委託】
- ・契約伺い等に契約保証金免除についての記載がされていなかった。
- ・契約書に遅延利息等に関する条項が記載されていなかった。

(久居高等学校)

- (14)【廃棄物収集、運搬、処理業務委託】
- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(松阪工業高等学校)

- (15)【合併処理浄化槽維持管理業務委託】
- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(飯南高等学校)

- (16)【環境創造科講師派遣事業委託】
- ・契約書に個人情報の適正管理についての記載がされていなかった。
- ・契約伺い等に契約保証金免除についての記載がされていなかった。

(相可高等学校)

- (17)【平成25年度浄化槽保守点検業務委託】
- ・契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。(18)【平成25年度志摩高等学校浄化槽保守点検業務委託】
- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(志摩高等学校)

(宇治山田商業高等学校)

- (19) 【ヒューマンサービス科介護福祉コース「介護実習」委託】
- ・契約伺い等に契約保証金免除についての記載がされていなかった。
- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。
- ・契約書に個人情報の適正管理についての記載がされていなかった。

(伊賀白鳳高等学校)

- (20) 【平成25年度成績処理システム「快刀乱麻」に係るソフトウェアメンテナンス業務委託】
- ・執行伺いが契約伺いと同一起案で行われていた。
- ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・契約相手方から見積を徴取していなかった。
- ・予定価格が設定されていなかった。

- 契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。
- ・契約書に定めた代金支払いの記載が不十分であった。

(名張高等学校)

- (21) 【埋設消火栓漏水調査】
- ・執行伺い及び契約伺いに実施日時・工期等が記載されていなかった。

(城山特別支援学校)

- (22)【管理教室棟エレベーター保守委託】
- ・契約締結伺いの起案文書に校合者の押印がなかった。
- ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。
- (23)【給食配送業務委託】
- ・契約書に契約保証金免除についての記載がされていなかった。

(杉の子特別支援学校)

- (24) 【一般廃棄物及び産業廃棄物処理業務委託】
- ・契約伺い等に契約保証金免除についての記載がされていなかった。

(緑ヶ丘特別支援学校)

- (25) 【玉城わかば学園空調機熱源夏季・冬季切替、排ガス測定】
- ・契約書に定めた監督員及び業務管理責任者の書面での報告がなされていなかった。(特別支援学校玉城わかば学園)
- (26)【高等部修学旅行(引率)に係る委託】
- ・予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。

(特別支援学校北勢きらら学園)

講じた措置

<u>平成 26 年度</u>

- 1 実施した取組内容
- (1) (3) (5) (6) (8) (9) (11) (14) (15) (18) (19) (22) 暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載が不十分であったことについては、平成 23 年 4 月 1 日より施行された三重県暴力団排除条例(平成 22 年三重県条例第 48 号)への対応として、出納局から契約書へ契約排除条項を記載するよう通知があったにもかかわらず、契約書への記載を失念していたこと、及び内部チェックが不十分であったことが要因です。このため、改めて出納局通知等を共有し、決裁時のチェック態勢を強化しました。また、契約書を作成する際は、記載する条項を再確認し作成を行うこととしました。
- (2) (5) (7) (20) 出納局事前検査対象案件にも関わらず、実際に、事前検査を受検していなかった案件については、対象かどうかの認識が誤っていたこと等に起因することから、所属内会議等において、「三重県出納局検査要領」により具体的な事務処理について周知を図るとともに、出納局による研修を受講し会計知識の向上に努めました。また、複数職員によるチェック体制の強化等を図りました。事務局については、予算経理課との連携を図りながら事務を進めることにより再発生の防止に努めました。
- (4) (7) (9) (12) (13) (16) (17) (19) (20) (23) (24) 起案や契約書において契約保証金に係る記載や根拠が不十分であったことについて、出納局の指導及び研修受講により会計知識の向上に努めるとともに、決裁の過程や審査でのチェック体制の強化を図りました。
- (4)履行確認記録簿等の関係書類を支出命令時に都度添付し、漏れがないことを確認しています。
- (10)エレベーター保守点検において主ワイヤーロープの取替えが推奨されたが、早急に対応していなかったことから生じた事案であるため、平成26年度に予算要望し、主ワイヤーロープの取替えを実施しました。
- (12)(26)参考見積等の根拠となる資料を聴取・添付し、予定価格設定に係る積算根拠を明確に記述するよう努めるとともに、編綴保存するよう努めました。
- (12) (25) 契約書に定めた書面による実施責任者等の書面での報告に漏れがあったことについては、契約後に提出が必要な書類がすべて提出されているか、再度確認するようにしました。また、(25)については平成 26 年度契約において、事業内容に即した報告を求めるよう契約書文面を見直しました。
- (13) (20) 遅延利息や代金支払いに関する条項等必要な情報が契約書等に明確に記載されていなかったことについては、出納局ポータルサイトや事務提要ウィキの活用、出納局主催の研修会を受講することにより会計知識の向上を図りました。また、複数職員によるチェック体制の強化を図りました。
- (16) (19) 契約時に業務内容詳細を把握し、「個人情報取扱事務委託基準」等関連通知を確認することで再発防止に努めました。
- (20) 関係する三重県会計規則運用方針の解釈誤りが原因であったため、平成26年度の当該案件については、三重県会計規則に則って適正に処理しました。
- (21)執行伺い及び契約伺いに必要事項が記載されていなかったことについて、会計規則の契約に関する規則等を再確認し、伺いに必要な事項を記載するようにしました。
- (22) 内部のチェック体制を強化し、契約書記載内容および公印について校合印、公印取扱主任者の認印が押印されているかについて確認することとしました。
- 2 取組の成果
- (1)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(11)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(18)(19)(20)(21)(22)(23)(24)以降、契約に係る事務処理 について改善されており、指摘のあった案件以外の契約においても引き続き適正に処理するよう努めています。
- (2)(5)(7)(20) 出納局による研修を受講することなどにより会計知識の向上や職員間の周知徹底を図りました。また 決裁時に確認を行い、複数職員によるチェック体制の強化等により再発防止に努めています。
- (10) 主ワイヤーロープを取替えたため、以降安全にエレベーターを使用できるようになりました。
- (12)(20)(26)予定価格について適切な設定を行い、会計事務が明確になるよう改善されました。
- (12)(25) 取組を実施した結果、契約書に定めた書面報告に関する漏れはありません。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

- (1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(11)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(18)(19)(20)(21)(22)(23)(24)(25)(26)今後も会計事務および契約事務について、研修参加や所属内OJTを通じて研鑽に努めます。また、複数職員によるチェック体制により事務処理誤りの防止に努め、年度当初をはじめ、あらゆる機会を通じて職員に働きかけ会計規則等の再確認・周知を職員間で行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。
- (1) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) 今後も、契約に関する起案 および契約書条項には必要な全ての事項を明記するとともに、起案には根拠となる会計規則の適用条項も記載します。
- (10) 今後も引き続き、点検結果に基づき早急な対応を行うなど適正な事務処理に努めます。
- (12)(20)(26)今後も予定価格について適切な設定を行います。また、予定価格積算時には、その根拠となる資料を事前に準備するとともに、決裁過程での職員間のチェック等により、根拠資料の添付漏れのないよう努めます。
- (12)(25)今後も、毎年4月に実施する委託業務契約事務の際に集中的に書類の再確認を行い、必要な書類の漏れがないようにしていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務

イ 旅 費

- (1)【平成25年度管理主事等研修講座】
- ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(教職員課)

- (2)【全国普通科高等学校長会第63回総会・研究協議会】
- ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(石薬師高等学校)

- (3)【中学部修学旅行下見】
- ・復命書の記載内容が不十分であった。

(城山特別支援学校)

- (4) 【ベンチマーキング (学校視察)】
- ・復命書の出張期間が誤って記載されていた。

(杉の子特別支援学校)

- (5) 【第43回全国特別支援学校病弱教育教頭会研究協議会並びに総会(山口大会)】
- ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。
- (6)【第54回全国病弱虚弱教育研究連盟研究協議会並びに総会(北海道大会)】
- ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(緑ヶ丘特別支援学校)

- (7)【全国特別支援学校知的障害教育教頭研修会】
- ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。
- (8)【全国特別支援学校事務長会研究協議会】
- ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(特別支援学校玉城わかば学園)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1)(2)(5)(6)(7)(8)復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかったことについては、紙起案での決裁後、登録をしていなかったこと等が原因であったため、複数でのチェック体制の強化等に努め、決裁後は速やかに文書登録するよう徹底しました。
- (3) 復命書の作成において、旅費支給の有無に関わらず複数用務地全ての記載を徹底する旨を、職員連絡会で周知を図りました。また、復命書の決裁過程において、事務職員(旅費担当)が総務事務システムの旅行命令内容(用務地等)も確認事項としてフロー化し、チェック機能を維持していくこととしました。
- (4) 旅費システムで出力される復命書の様式を利用することや、用務の内容について正確に記載するようことを周知しました。また、決裁時のチェック体制を強化しました。
- 2 取組の成果
- (1)(2)(4)(5)(6)(7)(8)以降、適切に処理を実施しています。
- (3)以降、 県外・県内の区分を問わず複数用務地の旅行命令において、用務地表記やその他記載事項の漏れはありません。

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (1)(2)(5)(6)(7)(8)今後も引き続き総合文書管理システムへの登録漏れがないよう努めます。
- (3) 平成27年度以降も、適時職員に周知をしながら、復命書の記載に漏れのないよう努めます。
- (4) 今後も引き続き、旅行行程や内容等十分に確認し、職員に正確な内容の記載を周知します。また、さらなるチェック体制の強化を図り適切な事務処理に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務
- ウ 物品等購入
- (1)年度末に集中して物品購入を行っていた。

(2) 支払いが遅延しているものがあった。

(亀山高等学校)

(津工業高等学校)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1)事前に物品が必要となる時期を把握するなどの計画的な執行をしていなかったことが原因で生じた事案であるため、年度当初から校内における購入希望を把握し、年間を通して計画的な購入を行うよう努めました。
- (2) 事務の輻輳により、支払遅延が生じたものです。このため、事務分担の見直しとともに支払事務が集中しないよう計画的な発注に努めるなどの事務改善を図りました。また、それぞれの職員が支払時期について意識するとともに、支払事務全般について相互に注意喚起を行いました。
- 2 取組の成果
- (1)年間を通じて購入の要望と必要性を的確に把握し計画的に物品購入を行ったところ、年度末に集中することはなくなりました。
- (2)職員それぞれが、常に支払時期その他の日程を意識するとともに、請求書の提出があったときは速やかに支払いを行うよう心掛けることにより適切に会計事務が執行されています。

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (1)今後も引き続き、年度末に物品購入が集中しないよう計画的な執行に努めます。
- (2) 支払遅延が生じないよう職員それぞれが注意を払い相互に確認を行うほか、出納局主催による研修会に積極的に参加するとともに、所内でOJTを行うなど、会計事務に関する知識の習得と共有を図ることにより適切な会計事務の執行に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務
- エ その他支出事務

(1)消耗品費の支払方法誤りにより歳出戻入を行っていた。

(桑名西高等学校)

(2)消耗品費の債権者誤りにより歳出戻入を行っていた。

(四日市西高等学校)

(3)消耗品費の支払金額の誤りにより歳出戻入を行っていた。

(四日市中央工業高等学校)

(4)セミナー資料代を誤って資金前渡し、歳出戻入を行っていた。

(北星高等学校)

(5)会議参加費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。

(稲生高等学校)

(6)日本スポーツ振興センター災害共済給付金について、債権者の誤登録による口座振替取消を行っていた。

(7) 講演会講師の報償費及び旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。

(津高等学校) (津商業高等学校)

(8) 消耗品費の債権者誤りにより歳出戻入を行っていた。

(松阪高等学校)

(9)社会保険料負担率の訂正が通知されていたが、適正な処理が行われていなかった。

(伊勢工業高等学校)

(10) 修繕料の支払金額の誤りにより歳出戻入を行っていた。

(11)消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。

(名張桔梗丘高等学校)

(12)資金前渡交付伺いが行われていないものがあった。

(13) 備品購入費の支払金額の誤りにより歳出戻入を行っていた。

(名張高等学校)

(盲学校)

(14) 消耗品費の支払金額の誤りにより歳出戻入を行っていた。 (15) 手数料の支払金額の誤りにより歳出戻入を行っていた。

(稲葉特別支援学校)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1)指摘を受けた歳出戻入は、私費で支払うべきものを県費で支払った為に発生したものです。この事案発生以降は、 私費担当者との連絡及び確認を密に行い、同じような案件の発生防止に努めました。
- (2)(3)(8)(10)(13)(14)(15)債権者誤りや支出金額誤りにより歳出戻入が発生したことについては、起案時の自己確 認、決裁過程での複数人体制による確認、及び出納員による支出審査をより一層強化し、発生の防止に努めました。
- (4) 資料代が必要となる研修については、事前に必要となる額を相手方の事務局等へ確認するとともに、可能な限り資 金前渡せず、研修後の請求書による支払いとなるよう依頼して、歳出戻入が発生しないように努めました。
- (5) 財務端末システムの入力誤りにより二重に登録されていたことに気がつかず処理したことが原因でした。2重登録 を防止するため、支出命令書と請求書の確認を強化するとともに、未確定支出命令書の確定にあたっては、支出命 令書とのチェックを強化しました。
- (6)債権者の誤登録による口座振替取消を行っていたことについては、支出命令時に同姓の方を誤って債権者として登 録したことが原因です。決裁過程での確認を徹底し、誤りのないよう努めました。
- (7) 報償費・旅費が不要であるという講師の申出があったことを失念し、誤って支給を行ったことが原因でした。その ため、不要なことを確認した場合は、副務担当者にも伝えるなど、複数の職員で事務に取り組み、適切な手続きを 行うようにしました。
- (9) 社会保険料負担率の訂正による関係調査表の計算式訂正の連絡があった場合は、提出書類の計算式が合っているか どうかを十分にチェックするよう努めました。
- (11) 発生した二重払いは、事務室以外の教職員が納品書と請求書を受け取ったことが原因でした。このため、消耗品 等は、必ず現物確認のうえ納品書等を受理し、すぐ事務室に回すよう全職員に指導徹底しました。
- (12) 口座振込を予定していましたが、振込先名義の確認不足により、急遽資金前渡通常払としたため、前渡資金交付 伺いの作成を失念しました。当該案件以降は、振込口座名義の確認を確実に行い、再発防止に努めています。
- 2 取組の成果
- (1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)(15)以降、同様の誤りは発生しておらず、適切に処理できていま

平成27年度以降(取組予定等)

- (1)(2)(3)(4)(5)(7)(8)(10)(11)(13)(14)(15)引き続き、決裁過程、支出審査時や支払い確定時の支払額・相手先・口 座・日付等の再確認を徹底し、歳出戻入の発生を防止します。
- (6) (9) (12) 今後も、上記取り組みを継続的に励行し、事務処理誤りの発生防止に努めます。
- (11)消耗品等は必ず現物確認のうえ納品書等を受理することを校内で徹底するとともに、業者にも納品書と請求書は、 事務室へ提出するよう協力を求めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 人件費

人件費について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 教員特殊業務手当の対象日を誤って認定していた。

(飯野高等学校)

(2) 教員特殊業務手当について、対象とならないものを誤って認定していた。

(宇治山田商業高等学校)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 職員会議において、今回の不適切事例について説明し、全職員に誤入力のないよう注意喚起を行いました。
- (2) 職員の勘違いによる手当申請について認定を行ったものであり、認定の取消を行いました。取消に伴い、総務事務センターに連絡し戻入を行いました。他の認定についても全件確認した結果、1件の誤りを発見し、変更認定を行いました。全職員に対し制度説明を実施しました。
- 2 取組の成果
- (1)(2)監査での指摘後、誤った申請による戻入は発生していません。

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (1) 今後も引き続き、職員会議等において全職員に注意喚起をしていきます。
- (2)今後も職員会議、クラブ顧問会議にて制度説明を実施していきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況

(1)「三重県教職員住宅管理規程」第20条に基づく入居者の退去報告及び決定報告がされていなかった。

(相可高等学校)

(2)教育財産使用許可(貸付)台帳が作成されていないものがあった。

(水産高等学校)

(3)教育財産の異動(建物の解体)が行われているが、教育長への用途廃止の承認手続きがされていなかった。

(伊賀白鳳高等学校)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 入居者決定及び退去の際、教育長あて報告に漏れのないよう徹底しました。
- (2) 台帳の作成漏れがないよう複数職員によるチェック体制を徹底しました。
- (3)建物解体時の教育長への用途廃止承認手続きを徹底しました。
- 2 取組の成果
- (1) 入居者決定及び退去時の教育長あて報告について、速やかかつ適切に実施できました。
- (2)(3)取り組みの結果、三重県教育財産規則に沿った適正な処理が行われています。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

- (1) 今後も、入居者の退去報告及び決定報告について漏れのないようチェックを徹底します。
- (2) 引続き複数職員でチェックを行い、適正な事務処理に努めます。
- (3) 今後も、教育財産の異動があった時は、教育長への承認手続きを徹底します。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) 財産管理等の状況
- イ 物品等の管理状況
- (1)使用していない公印が処分されず在庫物品のまま保管されていた。

(予算経理課、社会教育·文化財保護課)

(2) 物品標示票が貼付されていない備品があった。

(白子高等学校)

(3) 廃棄された物品の処分手続が行われていなかった。

(飯野高等学校)

(4)物品標示票が貼付されていない備品があった。 (5)処分決議された公印を廃棄せず保管していた。 (松阪工業高等学校) (城山特別支援学校)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 鈴鹿青少年センターでは、指定管理者制度を導入していますが、会計規則上廃止された会計員印を廃棄せず在庫保管していました。直ちに不要処分手続きを行い、備品台帳の整理を行うとともに、現品についても処分を実施しました。また、この機会に、他の管理物品についても現状確認を行いました。
- (2)(4)物品標示票が貼付されていなかった備品には、速やかに物品標示票を貼付しました。また、備品購入時に必ず物品標示票を貼付するよう努めました。
- (3) 指摘のあった廃棄済み物品については速やかに処分手続きを行いました。
- (5) 指摘された公印については速やかに印影部分を切除のうえ廃棄しました。また、会計規則に基づく会計事務自己 検査時において、管理備品の現況チェックに一層留意し(使用主任者はもとより全職員に対し備品類の適正管理を 周知)、特に金庫で管理されている備品の点検は複数の職員にて実施していくことを習慣化します。
- 2 取組の成果
- (1) 使用していない公印は、会計規則に則り適正に処分しました。また、備品登録一覧表を使用して、全ての管理物品の状況把握を行ったことにより、適正な備品管理を行うことができました。
- (2)(4)備品購入時に物品標示票を貼付する体制が構築され、適切な処理ができています。
- (3) 指摘事項は解消され、備品台帳と実態とを一致することができました。
- (5) 定期的な自己検査の機会ごとに、留意事項を周知し点検を実施した結果、更なる不明物品は生じていません。

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (1) 今後も会計事務について、複数職員によるチェック体制をしくなど、事務処理誤りの防止に努めるとともに、職員間で会計規則等の再確認及び周知を行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。
- (2)(4)今後も引き続き備品購入時に必ず物品標示票を貼付するよう努めてまいります。また、物品標示票を都度確認し、適切な備品管理に努めます。
- (3)今後も引き続き、廃棄済み物品の処分手続きが行われているか定期的に確認します。
- (5) 平成 26 年度に講じた措置の定着を図るとともに、職員相互が適時チェックを行うことで更なる安定を図っていきます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) 財産管理等の状況
- ウ 金品亡失(損傷)

(1)パソコン等の盗難、損傷(取得価格 159, 319 円、修理代 43, 365 円)

(桑名工業高等学校)

(2) パソコンの損傷 (修理代 134,400円)

(北星高等学校)

(3) カヌー・パドルの焼失(損害額 501,825円)

(南伊勢高等学校)

(4)パドルの焼失(損害額 121,380円) (5)公用車の損傷(修理代 159,747円)

(くわな特別支援学校)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 当該盗難事件については、発見後ただちに警察に通報し調査を受け、被害の全容を確認した後、被害届を提出しました。また窓ガラス等壊された箇所の修繕を早急に行いました。職員会議にて情報共有し物品管理について注意喚起を行うと同時に、技術員用パソコンの保管場所を技術員室から比較的管理が行き届きやすい職員室に変更しました。
- (2)パソコンのケーブルを引っかけ落下させたことによる破損であったため、通行している職員が引っかかってしまうことのないよう、パソコンのケーブルを整理しました。また、職員打ち合わせの場において、金品亡失の発生防止について注意を促しました。
- (3)(4)1年間に2度、同様の被害に遭ったことから、以降は他の用具等から離れた場所に保管するとともに、今後火災等を起こさないよう注意喚起をしました。また、月に1回程度、管理状況の確認を行っています。
- (5)毎月定例の職員会議(平成26年4月~平成27年1月)において、公用車を運転する際の安全確保について、またパソコンなど学校備品の取扱いについて細心の注意を払うよう職員全員に対し注意喚起を行いました。
- 2 取組の成果
- (1)以降、盗難事件は発生していませんが、生徒が備品(電力計)を床に落とし破損させる事例が発生しています。
- (2) 取組の結果、同種の事故による金品亡失は発生していません。
- (3)(4)以降、被害は発生していません。なお、2回目の火災に伴う弁償額の収納を確認しました。
- (5)以降、公用車での事故は発生していません。

平成 27 年度以降(取組予定等)

- (1)金品亡失(損傷)は、職員が直接関与しない場合にも起こりうるが、情報共有および注意喚起を密にするとともに 生徒への指導も徹底し、発生の防止に努めます。
- (2)引き続き、職員打ち合わせ等で金品亡失のないよう促すとともに、職員が移動している際にひっかかることのないよう、職場の整理整頓に努めます。
- (3)(4)カヌー・パドルについては損害保険の対象外になっています。そのため、以下について検討中です。
 - ・責任の所在が分かるように正式に契約を交わす。
 - ・志摩ヨットハーバーの施設火災保険の一部に組み込む。
 - ・土地の一部を賃貸借し県費で小屋を建設して学校が管理する。
- (5)今後も、職員会議において、常に金品亡失に関して文書及び口頭で注意喚起を行い、毎朝の打ち合わせにおいても随時注意喚起や情報共有に努めます。

監査の結果

- 財務等に関する意見
- (5) 事務管理体制
- (ア) 工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りにより入札を中止した事案が 83 件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努め られたい。

- (1) 物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (2) 物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (3) 物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (4)物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (5)物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (6)物件等で入札を中止したものが1件あった。このうち、開札後に中止したものが1件あった。
- (7)物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (8) 物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (9) 物件等で入札を中止したものが 2 件あった。
- (10)物件等で入札を中止したものが5件あった。
- (11)物件等で入札を中止したものが3件あった。
- (12)物件等で入札を中止したものが2件あった。
- (13) 物件等で入札を中止したものが 4 件あった。
- (14)物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (15)物件等で入札を中止したものが5件あった。
- (16) 物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (17) 物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (18)物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (19) 物件等で入札を中止したものが 4 件あった。
- (20) 物件等で入札を中止したものが2件あった。
- (21)物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (22)物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (23)物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (24) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。
- (25)物件等で入札を中止したものが1件あった。 (26) 物件等で入札を中止したものが3件あった。
- (27) 物件等で入札を中止したものが2件あった。
- (28) 物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (29) 物件等で入札を中止したものが2件あった。
- (30) 物件等で入札を中止したものが 6 件あった。
- (31)物件等で入札を中止したものが3件あった。
- (32) 物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (33)物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (34)物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (35) 物件等で入札を中止したものが3件あった。
- (36)物件等で入札を中止したものが2件あった。このうち、開札後に中止したものが1件あった。
- (37)物件等で入札を中止したものが1件あった。
- (38) 物件等で入札を中止したものが 3 件あった。
- (39) 物件等で入札を中止したものが2件あった。
- (40)物件等で入札を中止したものが3件あった。
- (41)物件等で入札を中止したものが3件あった。
- (42)物件等で入札を中止したものが2件あった。

(教育総務課)

(小中学校教育課)

(保健体育課)

(研修企画・支援課)

(研修推進課)

(桑名高等学校)

(桑名西高等学校)

(いなべ総合学園高等学校)

(四日市南高等学校)

(四日市農芸高等学校)

(四日市工業高等学校) (四日市中央工業高等学校)

(四日市商業高等学校)

(神戸高等学校)

(白子高等学校)

(稲生高等学校)

(飯野高等学校)

(亀山高等学校)

(津高等学校)

(津商業高等学校)

(みえ夢学園高等学校)

(相可高等学校)

(伊勢高等学校)

(伊勢工業高等学校)

(伊勢まなび高等学校)

(明野高等学校)

(南伊勢高等学校)

(鳥羽高等学校)

(志摩高等学校)

(水産高等学校)

(上野高等学校)

(伊賀白鳳高等学校)

(名張高等学校)

(尾鷲高等学校)

(木本高等学校)

(盲学校)

(聾学校)

(稲葉特別支援学校)

(特別支援学校伊賀つばさ学園)

(特別支援学校北勢きらら学園)

(度会特別支援学校)

(特別支援学校東紀州くろしお学園)

講じた措置

平成 26 年度 1 実施した取組内容

- (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) 入札中止については、調達説明書や仕様書の記載や設定の不 備、物件等調達システムの操作誤り、積算誤りなどが原因でした。各職員がシステムの操作方法等、関係する事務 手続きについて再度確認するとともに、仕様書や積算書に誤りや見直す部分がないか、掲載前に職員間でチェック する体制の強化に努めました。また一部所属では、案件登録時のパソコン画面のハードコピーを複数の職員で確認 し、入力ミスを防ぐためのチェック体制を確立しました。
- (8)契約準備行為のため物件等電子調達システムにより公告をしましたが、見積合わせの実施日を当初予算(案)が議 会で可決される日以前に設定していたことを出納局担当より指摘されたため中止しました。同様の中止がないよう に各職員がシステムの操作方法等、関係する事務手続きについて再度確認するとともに、契約準備行為の日程等に 誤りがないか職員間でチェックする体制の強化に努めました。

- (9) 今回の入札中止案件については、仕様書に記載された設置場所について関係機関との協議が不十分であったことが原因でした。協議後に仕様を変更し再入札を行いましたが、事前に関係各機関等と十分な協議を行うとともに仕様書等の公告資料については複数職員でチェックする体制の強化に努めました。
- (21) 中止については、仕様書の内容が詳細なものでないことが原因でした。今後は関係する事務手続きについて再度 確認するとともに、仕様書に誤りがないか職員間でチェックする体制の強化に努めました。

2 取組の成果

- (1) (2) (3) (4) (5) (6) (9) (12) (13) (14) (15) (16) (18) (22) (23) (24) (31) (33) (35) (37) (39) (40) (41) (42) 取り組みを実施した結果、以降入札中止は発生していません。
- (7) (10) (19) (20) (25) (26) (29) (30) (34) (36) (38) 取り組みを実施した結果、入札中止発生の抑制や、速やかに案件を取り下げてトラブルを事前に回避することができました。
- (8)取り組みに努めて、公告中の案件についても複数職員でチェックを行ったところ、仕様書の記載に誤りがあることに気づき、速やかに案件を取り下げて、トラブルを事前に回避することができました。
- (11) (17) (27) (32) 注意喚起や再発防止の周知・徹底を行った結果、各職員のチェック意識の向上や、入札事務に対する意識の向上を図ることができました。
- (21)上記取組を実施しましたが、
- ①パソコンのバージョン情報の記載、スペック等の詳細がもれていたこと
- ②同等品申請を「可」とすべきところを「否」としていたこと
- により案件取止めが発生しました。こうしたことがないようにさらに注意して仕様書を職員間でチェックすることを再度確認し、その体制の強化に努めました。
- (28) 「調達説明書と契約書(案)の契約金額が分り難いところがある」との意見を受け、入札中止を1件実施しましたが、これはより正確な表現に改めたことによるものであり、記載誤りなど事務的ミスによる入札中止は発生していません。

平成 27 年度以降(取組予定等)

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) 今後も引き続き、決裁過程での職員間の相互チェック等によりミス削減に努めます。また、各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなどし、関係する事務手続きに精通するよう努めるとともに、年度初めにも新旧担当者で再確認を行い、引継ぎが行われるよう努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) 事務管理体制
- (イ) その他事務管理体制

事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1)所属が管理する県有自動車について、使用伺、運転報告に所属の長の押印がなかった。

(教職員課)

- (2)所属が管理する県有自動車について、運転報告に所属の長の押印がなかった。
- (3)所属が管理する県有自動車について、法定点検を行っていなかった。

(高校教育課)

- (4)所属が管理する県有自動車について、使用伺、運転報告に所属の長の押印がなかった。
- (特別支援教育課)
- (5)所属が管理する県有自動車について、使用伺、運転報告に所属の長の押印がなかった。 (6) 金品亡失(損傷) 報告書の提出が遅延しているものがあった。

(人権教育課) (北星高等学校)

(7) 郵券証紙類出納簿の残数と現物の数が一致しないものがあった。

(津商業高等学校)

- (8)予算残額が不足しているにも関わらず執行されているものがあった。
- (9) 郵券証紙の使用枚数について財務会計システムへの登録を一部誤っていた。

(水産高等学校)

(10) 自家用車による出張の際に公務出張に使用する自家用車届出書の提出が遅延しているものがあった。

(名張西高等学校)

(11) 郵券証紙類について、平成25年度年間見込み使用量を誤ったことなどにより、年度末の在庫枚数が年度使用量に比べ多いものがあった。

(木本高等学校)

(12) 金品亡失(損傷)報告書(確報)の提出が遅延していた。

(稲葉特別支援学校)

(13) 郵券証紙類について、平成25年度年間見込み使用量を誤ったことなどにより、年度末の在庫枚数が年度使用量に比べ多いものがあった。 (特別支援学校伊賀つばさ学園)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

平成 26 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 26 年 10 月 29 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。

平成26年4月25日に開催された県立学校事務職員協会・第1回事務長全員研修会において「平成25年度」、平成26年12月16日に開催された県立学校事務職員協会・第3回事務長全員研修会において「平成26年度」の定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して注意点や根拠となる規則等を記載した資料を配布・説明し、今後の事務改善の参考とするよう周知しました。

教育委員会事務局における取組としては、予算編成及び執行に関する具体的な仕組みや事務処理について理解を深め、会計事務の適正化を図ることを目的に、事務局内において、教員籍の職員向けに予算経理事務に係る「手引き」を作成し、課単位の「予算経理出前講座」を開催しました。(令達編、経理編は、平成26年6月6日から6月23日まで5回開催。予算編は、平成26年8月18日から9月8日まで6回開催)。また、平成26年12月11日、18日に出納局職員を講師とした事務局内職員向け会計事務研修「経理関係事務講座」を実施しました。

県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成 26 年 10 月 3 日から平成 26 年 11 月 26 日までの期間において予算経理課学校経理班用務に係る学校訪問の際、29 校(別校舎 1 校、分校 1 校含む)に対して過去 3 年間の監査指摘事項について、改善状況及び再発防止策の確認を行いました。さらに、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ(職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト)」にかかる管理・運営体制及び内容の充実を図るため、県立学校事務職員協会の活動をサポートし、学校事務に関わる情報やノウハウの共有の促進に努めました。 (予算経理課)

個別の案件について具体的な対応については下記のとおりです。

- (1)(4)(5)三重県県有自動車等管理規則第3条第2項の規定に基づき、使用手続き及び運転報告に係る事務について、所属の長(現行では部局長を示す。)から課長等に権限を委任しました。また、県有自動車等使用伺・運転報告簿(第3号様式)の取扱いを徹底し、報告簿には当該県有自動車を管理する課長等の決裁(押印)が都度必要である旨、職員に周知しました。
- (2)運転報告について所属長の押印の漏れがあったため、改めて押印しました。
- (3)指摘のあった県有自動車については、平成26年7月24日付で法定点検を行いました。点検の結果、異常はありませんでした。
- (6)(12)金品亡失(損傷)が発生した場合には、速やかに状況を把握し速報を提出するとともに、確報についても金額が判明次第遅滞なく提出するよう、周知徹底しました。
- (7) 郵券証紙類の在庫確認を一人で行っていたため、払出の際には、複数の職員が現物と出納簿が一致しているか確認を行うようにしました。
- (8)予算が不足しているにも関わらず負担行為を実施していたことについては、必要な金額があるかどうか残額を都度確認し、適切な予算管理を実施するよう努めました。
- (9) 財務会計システムへの入力漏れがないように複数職員によるチェック体制を徹底しました。
- (10) 当該案件は、職員が年度が替わったことを失念し、「公務出張に使用する自家用車届出書」を校長に提出し承認されていると思い込み、自家用車による出張をしましたが、実際は当該年度について提出されていなかったことが原因で

- す。このことから、旅行命令の決裁時には「公務出張に使用する自家用車届出書」が提出され、承認がされているか 決裁の過程でのチェックを複数の職員で行うことにしました。また、教職員に対し「県立学校教職員の自家用車によ る出張の承認等に関する基準の制定等について」について周知徹底を図りました。
- (11)(13)年度末の郵券証紙類在庫枚数が年度使用量に比べ多いものがあったことについては、見込みに基づき郵券証紙類を購入したが、想定よりも使用量が少なかったことが原因でした。今年度は月間使用量及び年間使用量を適切に把握し、物品管理の徹底を図っています。

2 取組の成果

- (1)(2)(3)(4)(5)以降、適切に処理を実施しています。
- (6) 平成26年度における金品亡失発生案件について、適切に対応できました。
- (7) 取り組みの結果、以降残数の不一致は発生していません。
- (8)(9) 取り組みの結果、適正な処理が行われています。
- (10) 以降、指摘のあった案件以外の旅行命令においても引き続き適正に処理するよう努めています。
- (11)(13) 実績に見合った在庫数となっています。
- (12) 平成26年度は、金品亡失(損傷)は発生していません。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

平成27年度以降も、会計事務について適切な事務処理を努めるとともに、少人数での会計事務処理を行っている県立 学校等については、事務局によるきめ細かな支援体制を実施していきます。

また、会計事務については、複数職員によるチェックを実施するなど、事務処理誤りの防止に努め、会計規則等の再確認・周知を職員間で行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。 (予算経理課)

- (1)(2)(3)(4)(5)今後も三重県県有自動車等管理規則等関係法令に則り適切な処理を実施します。また、次年度以降も、 三重県県有自動車等管理規則第3条第2項の規定に基づき、年度当初に所属の長から課長等に使用手続き及び運転報 告に係る管理事務の権限を委任し、適正な管理を実施するとともに、押印漏れのないよう努めます。
- (6)(12)引き続き金品亡失(損傷)が発生しないよう、周知徹底を図り、万が一発生した場合にも遅滞なく報告を行うよう徹底します。
- (7)今後も引き続き、複数職員による確認を行い、適切な事務処理に努めます。
- (8)(9) 引続き複数職員でチェックを行い、適正な予算管理、会計事務処理に努めます。
- (10)複数職員によるチェック体制により再発防止に努め、年度当初をはじめ、あらゆる機会を通じて教職員に制度の周知を行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。
- (11)(13)引き続き、使用見込を立て、繰越数量が少なくなるよう計画的な購入に努めます。

部局名 労働委員会事務局

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 支出に関する事務

支出事務の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア その他支出事務

(1) 前渡資金の払出しが遅延しているものがあった。

(調整審査課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 払出し予定日に出金することを失念したため、払出しの遅れが生じたので、払出し予定日を複数人がカレンダーに記載するなどして支払の管理を徹底することにしました。

(調整審査課)

- 2 取組の成果
- (1) 払出し予定日の管理を徹底することにより適正な事務処理を図りました。

(調整審査課)

平成 27 年度以降 (取組予定等)

(1) 払出し予定日の管理を徹底し、再発防止に努めます。

(調整審査課)

部局名 警察本部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(服務規律の徹底)

(1) 平成 25 年の懲戒処分については、前年の 3 人から大幅に増加し、10 人が処分されており、26 年においても 9 月 30 日現在で、既に 5 人が懲戒処分となっている。

これらの事案は警察に対する県民の信頼を著しく損ねるものであることから、あらためてその原因を分析する とともに、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。

また、犯罪統計原票の不適切な取り扱いにより、関係職員が書類送致されるという事案があったことから、今後はこのような事態が発生しないよう、管理を徹底するとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。 (警務部監察課、刑事部刑事企画課)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

平成26年中は、業務上の些細なミスを取り繕おうとして非違事案につながったものや組織的な業務管理が不十分であったため発生した非違事案がありました。また、私行上の事案では、法令違反や不相応な借財に絡む事案が発生していることから、これらの要因を分析し、業務管理の徹底及び非違事案の起こりにくい環境の構築と身上指導・把握の徹底のための取組として、下記施策を推進し、再発防止に努めました。

(1) 三重県警察業務指導部会の開催

非違事案発生の原因を分析するとともに、非違事案の発生するリスクの高い業務領域について、協議・検討を行い、その結果を業務指導に反映させるなど予防監察の充実強化を図りました。

(2) 懲戒処分事例の情報共有

全国及び県内で発生した懲戒処分等の事例を全所属で情報共有し、全職員に対する危機意識の醸成や職責を自 覚させる教養を実施しました。

(3) リカバリー教養の実施

業務上の小さな失敗から、それを取り繕おうとして大きな事案に発展することがないよう、失敗は起こりうるものとの前提で、その際の対応を示した「失敗リカバリー教本」を積極活用し、小さなミスを組織として対応するよう教養を実施しました。

(4) 非違事案の起こりにくい環境の構築

法改正等で既存のシステムでは業務が煩雑になり対応が困難となったものや、複数のシステムを統合することによって合理化・省力化が図れるものについて、システムの見直し、開発等を行い、業務負担の軽減を図り、非 違事案の起こりにくい環境を構築しました。

(5) 身上把握・指導に向けた教養

対応の難しい私行上の事案に対する取組として、幹部職員に対する面接技能向上資料を配布し、身上把握・指導の着眼点や相手の心情を引き出しやすい技能等の教養を実施しました。

- (6) 犯罪統計原票の不適正処理事案については、当該警察署に対する原因調査、全警察署に対する同様の不適正な 取扱いの有無の確認のほか、再発防止に向けた取組として、統計業務に係るチェック体制の強化を図るとともに、 全警察署に対する業務指導、各種会議における指示等を実施しました。
- 2 取組の成果

平成26年中の懲戒処分者数は7人で、前年と比較して3人の減少でありましたが、逮捕者3人を出すなど、警察に対する県民の信頼を著しく損ねるものであった状況を真摯に受け止め反省し、引き続き、職責の自覚や倫理観を 醸成するソフト面での取組と非違事案の起こりにくい環境を構築するハード面での取組を推進します。

平成27年度以降(取組予定等)

非違事案につながりやすい組織上の問題点を把握し、その是正や業務改善を行い、職員が働きやすい職場環境を構築することによって、県民の期待と信頼に応える強い警察を確立し、非違事案の絶無を図っていく必要があることから、下記施策を重点的に推進します。

- (1) 警察職員が高い規律と士気を保持して積極的に「県民のため」の活動にまい進することができる職場環境の確立に努めます。
- (2) 職員の指導・支援体制の構築等、多角的な身上把握・指導の強化に努めます。
- (3) 非違事案が起こりにくい環境を構築するため、部門横断的な情報共有に努めます。
- (4) 全警察署に対する継続した業務指導を実施し、統計業務の適正化を図るとともに、厳正な業務管理を徹底し、再 発防止に取り組みます。

部局名 警察本部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(犯罪の抑止と検挙率の向上)

(2) 平成25年の刑法犯認知件数は19,726件で、17年ぶりに2万件を下回り、前年に比べて1,767件、8.2%減少した。また、同年の刑法犯検挙率は30.7%で、前年から5.2ポイント上昇するなど、一定の改善があった。しかし、平成25年の県民の身近で発生する街頭犯罪等の検挙率は33.0%で、前年から0.3ポイント低下し、県民に強い不安を与える凶悪犯罪の検挙率も70.8%で、前年から2.2ポイント低下していることから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、今後より一層、地域や関係機関と連携し、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれたい。

(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 犯罪の抑止
 - ・ 地域住民が不安を感じる犯罪を把握し、地域ごとの犯罪発生状況をきめ細かく分析して地域の実態に即した 犯罪抑止対策を実施するとともに、「三重県警察防犯の絆ネットワーク」等を活用し、犯罪発生情報等を自主防 犯活動団体、自治体等へ積極的に提供するなど、情報発信活動の推進を図りました。
 - ・ 街頭犯罪のほか、子どもや女性に対する声掛け事案等を未然に防止することで安全な公共空間を確保し、地域住民の安心感の醸成を図ることを目的として街頭緊急警報装置を、これら犯罪等の多発地域である四日市市、津市、伊勢市に各8基を設置し、地域における安全性の向上を図りました。
- (2) 検挙率の向上

県民に強い不安を与える凶悪犯罪等の早期・徹底検挙を図るため、組織の総合力を発揮した初動捜査活動や綿密な現場鑑識活動を実施するとともに、DNA型鑑定、各種捜査支援システム等を活用した科学捜査を推進しました。また、刑法犯認知件数の約8割を占め、県民の身近で発生する窃盗犯罪の捜査を専門とする捜査第三課を警察本部刑事部に新設し、体制の強化を図りました。

- (3) 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化
 - ・ 毎月15日の「特殊詐欺撲滅の日」を中心に、警察官や防犯ボランティア等が連携し、街頭における広報啓発 活動や各地域での防犯講話、テレビ等の各種媒体を活用した注意喚起を実施しました。また、金融機関や宅配 事業者等と連携した窓口における声掛け訓練を強化し、水際阻止に向けた取組を推進しました。
 - ・ 「だまされた振り作戦」による実行犯(受け子、見張り役等)の検挙、特殊詐欺グループの実態解明・突き 上げ捜査、口座開設詐欺、携帯電話契約詐欺等の特殊詐欺を助長する犯罪の取締り等を強力に推進しました。
- 2 取組の成果
 - ・ 平成 26 年中の刑法犯認知件数は、17,550 件で前年比 2,176 件 (-11.0%) と大幅に減少し、特殊詐欺認知件数 も 103 件で前年比 4 件 (-3.7%) と減少しました。
 - ・ 平成 26 年中の刑法犯の検挙率は、前年と同率の 30.7%であり、殺人、強盗等の凶悪犯罪の検挙率は 86.7%で、前年に比べ 15.9 ポイント上昇しました。一方、特殊詐欺事件については、実行犯 10 人、27 件を検挙しましたが、前年に比べ、検挙人員は 4 人、検挙件数は 7 件それぞれ減少しました。特殊詐欺を助長する犯罪については、口座開設詐欺等で 42 人、146 件を検挙し、前年に比べ、検挙人員は 11 人減少しましたが、検挙件数は 12 件増加しました。

平成 27 年度以降(取組予定等)

- 1 犯罪の抑止
 - ・ 県民の安全・安心をより一層確保するため、地域ごとに発生する犯罪を的確に分析し、地域の実態に即した各種の犯罪抑止対策を実施するとともに、犯罪発生情報等を防犯ボランティア団体、自治体等へ積極的に発信し、地域住民等による自主的な防犯活動の活性化を図ります。
 - ・ 犯罪の発生状況や地域の実情等を踏まえ、犯罪抑止と早期検挙を目的として、犯罪が多発する地域及び繁華 街等に街頭防犯カメラを整備し、地域における安全性の向上を図ります。
- 2 検挙率の向上

県民に強い不安を与える殺人、強盗等の凶悪犯罪、子ども・女性を対象とする犯罪及び侵入窃盗等の重要窃盗犯は、被害が拡大する前に早期かつ徹底して検挙する必要があります。引き続き、この種事案の発生時には、被疑者の現場検挙を目的とした初動捜査体制の早期確立、綿密な現場鑑識活動の実施による証拠資料の収集・確保、DNA型鑑定、各種捜査支援システム等を活用した科学捜査の推進等により、検挙率の向上に努めます。

- 3 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化
 - ・ 高齢の被害者が多いことから、本人はもとより、家族等に対する防犯指導や広報啓発活動を推進するほか、金融機関、宅配事業者等と連携した水際対策を強化します。また、犯行に使用された口座や携帯電話等の犯行ツールに対する無力化措置を機敏かつ確実に実施し、被害の拡大防止に努めます。
 - ・ 平成 26 年中の県内における特殊詐欺の被害額は、約6億3,140万円と過去最悪を更新するなど、極めて憂慮すべき状況にあります。引き続き、「だまされた振り作戦」による実行犯(受け子、見張り役等)の検挙、突き上げ捜査等を強力に推進し、犯行拠点の摘発や犯行グループ中枢被疑者の検挙に努めるとともに、口座開設詐欺・携帯電話契約詐欺等の特殊詐欺を助長する犯罪の検挙を推進します。

部局名 警察本部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(交通事故の発生抑止)

(3) 平成25年の交通事故死者数は94人と過去最少を記録し、また、人身事故件数についても、平成17年から9年連続で減少するなど、一定の改善があったものの、1日当たり約36人の県民の方々が死傷するなど、依然として厳しい状況にある。

県内における交通死亡事故の特徴である、高齢者交通事故死者の割合が高いこと、シートベルト非着用死者の割合が高いこと、飲酒運転の事故があとを絶たないことなどの実態を踏まえ、交通事故の発生抑止に、より一層取り組まれたい。 (交通部交通企画課)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 重点 4 S 対策等の推進

平成 25 年中の交通死亡事故の特徴をみると、死者数において高齢者が約半数、歩行者等交通弱者が約4割を占めるほか、四輪乗車中死者の約4割がシートベルト非着用であり、また、飲酒運転による死亡事故が3件発生したことから、引き続き、高齢者の事故防止、シートベルト着用促進、飲酒運転の根絶及び速度抑制を重点とした対策、いわゆる「重点4S対策」を推進しました。特に、飲酒運転の根絶については、「三重県飲酒運転0をめざす条例」に基づき、飲酒運転者やその周辺者の取締りの強化を図るとともに、関係機関・団体等と連携して交通安全教育、広報啓発活動の一層の推進を図りました。

(2) 交通事故抑止に資する取締りの推進

飲酒運転、速度超過、シートベルト非着用等の悪質・危険違反の指導取締りを重点的に推進したほか、交通事故多発時間帯及び路線における指導取締り、交通事故発生現場及びその周辺における事故情報の広報を兼ねた指導取締りなど、交通事故の発生実態に応じた取締りを引き続き推進しました。また、国道 23 号を始め主要幹線道路において、顕示効果の高い白バイ等による指導取締りを中心に積極的な街頭活動を実施しました。

(3) 交通安全"見える・見せる"キャンペーンの推進

夜間における歩行者の交通事故死者 15 人中 14 人が夜光反射材を着用していなかったことから、あらゆる機会を通じて、「自動車、原動機付自転車の前照灯を上向きにしての走行とこまめな切り替え」、「夜光反射材の着用等の促進」等を重点とする「交通安全"見える・見せる"キャンペーン」を推進しました。また、歩行者・自転車利用者に対する新たな取組として、9 月 1 日から、松阪市嬉野地区を「夜光反射材着用促進重点地区」に指定するとともに、夜光反射材着用サポーター30 人を委嘱することで、夜光反射材の着用徹底に向けた活動を集中的に実施しました。

(4) 追突"ゼロ"作戦の推進

県内で発生した人身事故の4割強を占め、かつドライバー等の緊張感の欠如がもたらす最たる事故といえる追 突事故の減少に重点を置いた「追突"ゼロ"作戦」を展開し、ドライバー等に緊張感を保持した運転をさせ、交 通事故の総量抑制と交通事故による負傷者の減少を図りました。

(5) 安全・安心な交通環境の整備

子どもや高齢者の交通事故防止に重点指向し、ゾーン30や学校周辺の通学路における横断歩道等の交通安全施設の整備を図りました。

2 取組の成果

平成 26 年中の交通発生状況については、死亡事故件数は 109 件、死者数は 112 人で、前年比プラス 19 件・18 人と増加しましたが、人身事故件数 8,100 件、負傷者数 10,717 人で、前年比マイナス 1,704 件・2,168 人と大幅に減少しました。

交通死亡事故については、高齢死者は57人(前年比プラス8人)、交通弱者(歩行中・自転車乗車中)が54人(前年比プラス13人)、四輪乗車中死者のシートベルト非着用が四輪乗車中の死者38人中23人(前年比プラス6人)、出会い頭による事故が24件(前年比プラス12件)、飲酒運転による事故(原付以上の第1当事者)が89件中9件(前年比プラス6件)であったことから、これらの実態を踏まえ、街頭活動や関係機関・団体との連携による広報啓発活動等各種対策に取り組んでいます。

平成27年度以降(取組予定等)

○ 交通死亡事故等抑止対策の一層の推進

第9次三重県交通安全計画が掲げる「平成27年までに交通事故死者数を75人以下とする」等の目標の達成に向け、関係機関・団体との連携による交通安全教育、広報啓発活動を始め、交通指導取締り等の街頭活動、交通安全施設の整備等総合的な交通死亡事故等抑止対策の一層の推進に努めます。

- ・ 「重点4S対策の推進」、「追突"ゼロ"作戦」等の浸透
- ・ 交通安全"見える・見せる"キャンペーンの推進
- ・ 交通事故抑止に資する交通指導取締り等の推進
- ・ 街頭における広報啓発活動の強化
- 安全で快適な交通環境の整備
- ・ 飲酒運転 0 (ゼロ) をめざす条例に基づく取組の推進

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

収入未済額が平成 25 年度末現在 32,093,319 円(対前年度比 99.3%)あり、前年度と比べて 230,833 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

(交通部交通指導課、警務部会計課)

イ 地域機関分

収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 証紙収入において、調定金額を誤っていた。

(鈴鹿警察署)

(2) 証紙収入について、手数料名を誤って財務会計システムに入力していた。

(亀山警察署)

講じた措置

平成 26 年度

【放置違反金】

- 1 実施した取組内容
- (1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分(財産の差押え)を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付の催促を行いました。
- (2) 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終催促状を発出するとともに、専従班により、電話又は車両使用者宅の訪問による面接を実施し、放置違反金の納付の催促を行いました。
- (3) 最終催促状によっても納付されない未納者に対して、積極的に滞納処分を行い、放置違反金を強制徴収しました。
- (4) 元税務署員等を放置違反金サポート員として雇用し、未収となっている放置違反金の早期徴収に努めました。
- 2 取組の成果

平成25年度末現在の放置違反金の未済額は、21,031,000円でありましたが、上記取組等により、過年度分の未収金について、5,318,659円(平成27年3月末:見込み)を回収するなど成果を上げました。

【交通信号機及び交番に係る損害賠償金】

1 実施した取組内容

債務者は、損害賠償金の全額を納付できなかったことから、未収金(平成27年3月末現在見込み)となったものです。時効の中断の措置を執るなど、弁済額が滞らないように電話、面接、文書による催促を実施しました。

2 取組の成果

引き続き、催促を実施して時効の中断を図るとともに、弁済が滞ることがないように努めます。

【収入事務】

1 実施した取組内容

証紙消印日表の誤記載や手数料名を誤りにより誤入力等をしてしまったもので、日々の証紙消印日表と収入証紙納付書との突合を行う際のチェック行為の重要性の再認識や手数料名について複数の職員による点検・確認を徹底し、チェック機能の強化を図りました。

2 取組の成果

各手続きの段階で複数職員による確実なチェック等を徹底し、適正な事務処理に努めたことにより、その後、同様の事案の発生はありません。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

【放置違反金】

文書、電話及び訪問等による催促を一層強化し、併せて滞納処分による放置違反金の早期徴収を行い、収入未済額の減少と発生の防止に努めます。

【交通信号機及び交番に係る損害賠償金】

引き続き、催促等を実施するなど債務者の弁済が滞ることがないように努めます。

【収入事務】

引き続き、複数職員による点検・確認を徹底し、更なるチェック機能の強化を図り、適正な収入事務の処理に努めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【桑名警察署自家用電気工作物保安管理業務委託】
 - 契約伺い等に契約保証金に関する記載がなかった。

(桑名警察署)

- (2) 【四日市北警察署自家用電気工作物保安管理業務委託】
- ・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(四日市北警察署)

- (3) 【鈴鹿警察署非常用電源設備保守点検業務委託】
 - 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(鈴鹿警察署)

- 4) 【鈴鹿警察署空調設備保守点検業務委託】
 - ・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。

(鈴鹿警察署)

- (5) 【熊野警察署自家用電気工作物保安管理業務委託】
 - 委託料の半額を上期分として支払っていたが、契約書に分割払いの記載が漏れていた。

(熊野警察署)

イ 旅費

- (1) 【平成25年度中部管区内青年警察職員合宿研修】
 - 旅費請求書に旅費の調整の根拠となる書類が添付されていなかった。
 - 復命書の記載内容が不十分であった。

(四日市北警察署)

ウ その他支出事務

(1) 給料、諸手当の支給誤りにより歳出戻入を行っていた。

(会計課)

(2) 後納郵便料金の支払いに際して、錯誤により歳出戻入を行っていた。

(会計課)

(3) 前渡資金精算書に添付されている領収書のあて名及び購入品目が記載されていなかった。(四日市北警察署)

講じた措置

平成 26 年度

【業務委託】

1 実施した取組内容

(1)は、契約書に「免除」と明示したものの、契約の締結伺いにおいて免除理由が欠落していたもので、(2)、(3)、(4)は、契約書に添付の仕様書に暴力団排除条例等への対応についての記載を失念したものです。

会計事務研修会の積極的な受講による知識の習得及び実務能力の向上を図るとともに、契約書及び仕様書の内容について、複数の職員により確認を行い、記載漏れのないようチェック機能の強化を図り、事務牽制体制を強化し再発防止に努めました。

(5)は、委託契約書に分割払いの記載を失念したものです。平成26年4月から消費税率が変更(5%から8%) されることに伴い、同年2月に、契約の相手方と変更契約を実施した際、変更契約書に、分割払いについての内容 を加えました。

2 取組の成果

複数の職員による確実なチェック機能の大切さが再認識されるとともに、会計事務に関する知識及び実務能力の向上が図られ、関係法令に基づいた適正な契約事務が推進されています。

【旅費】

1 実施した取組内容

県外で開催された研修への出張について、旅費請求書に添付すべき旅費の調整の根拠となる書類が他の簿冊に綴じてあり、復命書に旅行用務の疎明が不十分であったものです。職員に対し、疎明資料の添付及び確実な記載を徹底するとともに、担当者をはじめ、複数の職員によるチェックの強化を図りました。

2 取組の成果

旅行実績を客観的に示すことにより、職員の意識高揚が図られるとともに、担当者等による旅費支出に係るチェックが強化されるようになりました。

【その他支出事務】

1 実施した取組内容

(1)は、給与報告時における職員番号の入力誤り等により給料、諸手当を誤って支給し歳出戻入を行い、(2)は、後納郵便の支払いに際し、錯誤により歳出戻入をおこなったもので、複数人による点検を行うなど、チェック機能の向上を図り、再発防止に努めました。

(3)は、職員が前渡資金で物品を購入した際、領収書のあて名及び購入品目の記載漏れを失念したものです。職員に対して関係規則に基づいた適正な領収書についての指導教養を実施し、再発防止に努めました。

2 取組の成果

複数職員による確実なチェック機能の大切さが再認識され適正な事務処理が推進されています。

平成 27 年度以降(取組予定等)

業務委託、旅費、その他支出事務とも、職員に対する継続した指導教養を実施するとともに、担当者をはじめ、複数員によるチェック機能の強化に努め、適正な事務処理を推進します。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 金品亡失(損傷)

(1) 公用車の損傷 (廃車:取得価格3,131,200円)

(津警察署)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

(1)は、荷物を搬入中、バックギアのままエンジンを始動させたため、車両が後退して庁舎の外壁に衝突し損傷したもので、運転状態にないため交通事故に該当しませんが、自動車の特性についての教養を含めた交通事故(公用車事故)に関する教養や県有物品の適切な保管管理についての教養を全体会議等により継続して実施しています。また、実際に車両を使っての教養及び走行訓練を随時実施し、技術的な向上に努めています。

2 取組の成果

職員の公有財産管理に対する意識の高揚及びチェック体制が強化されました。

平成 27 年度以降 (取組予定等)

引き続き公有財産の管理意識の高揚を図るとともに、定期的な点検、管理等、適正な財産管理に努めます。

監査の結果

- 2 財務等に関する意見
 - (4) 事務管理体制
 - (ア) 工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りにより入札を中止した事案が12件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理 に努められたい。

(1) 工事等及び物件等で入札を中止したものが10件あった。

(全計課)

(2) 物件等で入札を中止したものが1件あった。このうち、開札後に中止したものが1件あった。

(いなべ警察署)

(3) 物件等で入札を中止したものが1件あった。

(津警察署)

講じた措置

平成 26 年度

- 1 実施した取り組み内容
 - (1)は、職員の認識不足による仕様変更と入札手続きの誤り等により案件を取り消したものであるが、仕様書の内容を担当者が十分確認し、複数人による点検を行うなど、チェック機能の向上を図り再発防止に努めました。
 - (2)は、設計金額の誤計算により入札を中止したものです。複数の職員によるチェックを怠ったことに起因して発生したもので、複数の職員によるチェック機能の重要性を再認識させ、内部牽制機能の強化を図りました。
 - (3)は、電子調達システムによる見積り合わせの開札を行う際にシステム操作を誤ったため、再入札を行ったもので、開札作業時には、担当職員以外の職員を立ち会わせ作業のダブルチェックを行うなど、体制を強化しています。
- 2 取組の結果

担当者の知識技能のレベルアップが図られたほか、複数の職員による相互確認作業の結果、適正な事務手続が推進されています。

平成 27 年度以降(取組予定等)

引き続き担当者の知識技能のレベルアップ及び複数の職員によるチェック機能の強化を図り、適正な事務手続きを推進します。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層、職員の交通 安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、交通事故防止の措置を講じられたい。

(1) 物損事故 (負担割合:県100%・相手0%)

(物損額:県167,825円・相手0円)

(交通指導課)

(2) 物損事故 (負担割合:県100%・相手0%)

(物損額:県114,145円・相手0円)

(四日市北警察署)

(3) 物損事故 (負担割合:県100%・相手0%)

(物損額:県123,923円・相手0円)

(津警察署)

(4) 自損事故 (物損額:県997,500円)

損額:県 997, 500 円) (津南警察署) 田利今・県 100% • 和王 0%)

(5) 物損事故 (負担割合:県100%・相手0%)

(物損額:県145,891円・相手0円) (伊勢警察署)

(6) 物損事故 (負担割合:県100%・相手0%)

(物損額:県1,240,740円(廃車:取得価格)・相手418,947円) (鳥羽警察署)

(7) 物損事故 (負担割合:県100%・相手0%)

(物損額: 県0円・相手282,500円) (伊賀警察署)

(8) 自損事故 (物損額:県1,657,950円(廃車:取得価格)) (名張警察署)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

警察の業務は、犯罪捜査、交通取締り等、車両を使用することが多く、警察本部が管理する車両は、平成26年12月31日現在、四輪車1,014台、二輪車260台、合計1,274台に及んでいます。

また、現場臨場に際して地理不案内の場所や狭い道路を走行せざるを得ない現状にあることなどが公用車の交通事故の発生要因と考えています。

交通事故の防止対策としては、事故の発生実態を踏まえた上で、指導教養を徹底するなど、継続的に各種取組を 推進しています。

具体的には、

- ・ 運転技能に応じた認定を行う車両運転技能認定制度の運用
- ・ 交通事故を起こした職員を対象にした運転適正検査、運転技能訓練等の実施
- ・ 30 歳の職員を対象にした運転技能チェック、シミュレーター検査等の実施
- ・ 交通事故防止意識の高揚を図るための事故事例を題材にした小集団討議の実施
- ・ 運転技能訓練や同乗者安全誘導訓練等の実施
- 若手警察官に対する交通事故防止教養

などの施策を実施しています。

2 取組の成果

平成26年中の公用車による交通事故の発生件数が減少するなど、職員の交通事故防止の意識向上が図られたと認められます。

平成27年度以降(取組予定等)

引き続き、交通事故の発生実態を踏まえた指導・教養を鋭意推進するなど、交通事故防止対策を徹底します。

監査委員公表第4号

平成 26 年 1 月 30 日に包括外部監査人から提出のありました平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、三重県知事から平成 27 年 4 月 8 日付けで通知がありましたので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 38 第 6 項の規定により次のとおり公表します。

平成 27 年 4 月 28 日

 三重県監査委員
 福
 井
 信
 行

 三重県監査委員
 中
 嶋
 年
 規

 三重県監査委員
 森
 野
 真
 治

 三重県監査委員
 田
 中
 正
 孝

防災対策部

「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業に

ついては、新たな課題への対応に伴う事業の追加、 対策実施に伴う事業の完了など、これまでも見直1 て、新たに県北部の海抜ゼロメートル地帯が抱える課題に対応するため、津波避難施設整備等に対する

支援制度を創設するなどの見直しを行うことと

ました。

の構成事業である「地域減災対策推進事業」におい

平成27年度当初予算においては、「実践取組1」

が行われてきました。

今後も引き続き、緊急に対処すべき課題に対し

て、適切に対応していきます。

外

包括外部監査結果に対する対応 年度 Ŋ **小成2**

.2/年	4月28日	
備考		
対応結果		
テーマ・区分・内容	I. 包括外部監査の意見及び指摘	1. 外部監査の結果ー総括的意見ー

1. 「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の選定について(意

訓を今後の防災・減災対策に迅速かつ的確に生かす、及び総合的な災害対応力を強化してい 成り立っている。このうち、半数以上が平成23年度以前からの継続事業であったが、5つ くという解決すべき課題に対して、「三重県緊急地震対策行動計画」等の計画に基づく取組 し、当該目標を達成するために設定した5つの実践取組の実現に貸する58の事務事業から の実践取組に合致するのであれば、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として位 「命を守る緊急減災プロジェクト」は、東日本大震災や紀伊半島大水害から得た貴重な教 を確実に進めていくこと、県全体の災害対応力を高めていくことをプロジェクトの目標と 置づけられるとの説明を受けた。

たしかに、従来からの継続事業であっても、緊急解決すべき課題に対応するため、引き続 ことを理由に、新たに解決すべき課題が発生しているにもかかわらず、構成事業が見直され き実施することが望ましい場合もある。しかし、継続事業が5つの実践取組に合致している ないことが懸念される。

平成 25 年度において、石油コンビナート等防災アセスメントがコンビナート防災対策推 進事業として「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として加えられたように、今後 も新たに解決すべき課題が発生した際には、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業 の追加及び見直しについての検討を継続することが必要と考える。

2. 各種防災関連報告書の体系的な整理について(意 見)

県は、防災みえ.j pや防災対策部のホームページにおいて、各種の防災に関連する報告 書を公表している。しかし、各ホームページにおいては、各種防災関連報告書の表題が並べ られているのみであり、分かりにくいと思われる。

したがって、各種防災関連報告書の目的や概要を明示するとともに、体系的に整理するこ とにより、県民が必要とする防災に関する情報が確実に得られるようにすることが望まれ ν_ο

平成 26 年3月の「三重県地域防災計画(地震・ 津波対策編)」及び「三重県新地震・津波対策行動 計画」の公表にあわせて、ホームページ「防災み え.jp」の掲載内容に小見出しを付して整理する等 の改善を図りました。

スロニログスラム。 具体的には、「各種防災関連報告書」のページに 防災対策部

三重県新風水害対策行動計画」の第4章「計画

計画の位置づけ」の項におい

の基本事項」の「1

て、「本計画は、基盤施設等の緊急整備、災害対応

力強化に向けた体制整備など、『みえ県民力ビジン』における『命を守る緊急減災プロジェクト』

p

地震・津波対策行動計画」に引き続き、本計画につ

いても、プロジェクトとの関係を明示することと

ました。

進めている取組も含めた、総合的な風水害対策の計 画である。」の旨、記載することにより、「三重県新

ページに掲載しました。
「行動計画」についても、この整理に基づき、ホーム
平成 27 年3月に公表した「三重県新風水害対策
れの掲載情報を整理しました。
定等」、「過去の災害記録」と区分した上で、それぞ
啓発」、「調査・報告書」、「手引き・マニュアル・協
おいて、見出しを「防災計画」、「被害想定」、「防災

3. 「命を守る緊急減災プロジェクト」と三重県地域防災計画等の関連について(意)

三

ろを 各種防災関連報告書の根幹をなすのは「三重県地域防災計画」(以下「県防災計画」) られ、災害対策基本法第40条の規定に基づき、県防災会議が作成している。

防災基本計画等をもとに、実施すべき対策の方針を明示したものであり、整備基準や水準を 設けるものではないことから、県防災計画と「命を守る緊急減災プロジェクト」は直接的な 県防災計画と「命を守る緊急減災プロジェクト」の関連については、県防災計画は、 関係にあるものではないとの説明を受けた。

しかし、県は、「三重県緊急地震対策行動計画」等の各種計画を策定しており、これらの 計画に基づく取組を確実に進めていくことが、「命を守る緊急減災プロジェクト」のプロジ ェクト目標として掲げられている。

5 思われる。そのため、県防災計画を推進するための各種計画(三重県新地震・津波対策行動計画等)の実施に当たっては、「命を守る緊急減災プロジェクト」との関連を明確にすることが望ましいと考える。 基本を具現化していくことが、「命を守る緊急減災プロジェクト」の遂行につながるものと 県防災計画は、災害対策基本法の規定に基づいて作成された災害対策の基本であり、

4. 災害時における燃料確保の方策について (意 見)

災害が発生した場合には様々な業務に必要となる燃料を確保することが課題となる。しか し、東日本大震災では、広範囲の地域で燃料の主要な供給拠点が被災したことに加えて、 送手段も被害を受けたことにより、燃料の継続的な供給が困難となる事態が発生した。

ととしている。この前提の下で、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業として、災 害時において使用する非常用発電機等の資機材等の整備が進められている。しかし、東日本 県は、災害時に必要な石油類燃料の調達については、三重県石油商業組合と石油類燃料の 供給に関する協定書を締結しており、民間ガソリンスタンドの流通在庫で燃料を確保するこ 大震災のような燃料の継続的な供給が困難となる事態が発生した場合に、整備した資機材等 が災害時に活用できない可能性も否定できない。

そのため、災害が発生した場合に、県として最低限確保しておかなければならない石油類

東日本大震災の教訓を踏まえ、国では、災害時に 防災対策部 地域の石油類燃料の供給の拠点となる、自家発電設 備や大型タンク等を備えた災害対応型中核給油所 (中核SS)や小口燃料配送拠点の整備事業に取り 組んでおり、三重県においては、22のガソリンスタ ンドと 10 の小口燃料配送拠点において整備が進め られました。

また、中核SSや小口燃料配送拠点において、これまでの流通在庫の確保に加え、災害時における緊急車両用燃料の確保を目的に、一定量の燃料を備蓄

燃料がどの程度必要か全庁的に情報を把握するとともに、これらの燃料をどのように調達す きされるのであれば、どの程度の備蓄が必要であるかを調査すること そして、石油類燃料は、危険物として消防法等の規制を受けること を考慮しつつ、災害時における応急対策を確実に実施するためにも、燃料確保の方策の検討 調達が困難と想定されるのであれば、 が必要であると考える。 が望まれる。 5 m

| する事業が開始されたことを受けて、災害時に必要 となる燃料を確実に優先的に供給される体制を整 | えました。

更に、応急災害対策活動の拠点となる県庁舎や災害拠点病院等の重要施設のうち、燃料タンク4キロリットル以上の自家発電設備について、災害時に石油元売り会社からの石油燃料類の供給を受けるため、石油連盟と「重要施設における燃料設備のデータベース化に関する覚書」を締結(H26.8.27 覚書締結)し、災害時の迅速な燃料調達に努めています。

5. 防災対策部における情報の収集・集約について (意 見)

防災・減災対策の推進は、県防災計画における風水害対策編、震災対策編及び三重県石油 コンビナート等防災計画がその基本となる。これらの計画を推進するための基本的事項を実 施する所管部局は明確にされている。 一方、県防災計画の方針に関する事項は防災対策部の所管とされており、防災・減災対策 の推進には、防災対策部が中心的な役割を果たすことになる。防災対策部は、所管部局と連 携して防災・減災対策を推進しているとのことであるが、全庁的に検討を行うような事項は、 必要な情報を十分に把握して進めていくことが重要である。

そのためには、防災対策部主導で、所管部局から必要な情報が適時かつ十分に入手できる体 また、全庁的な検討に当たって、必要な情報は多岐にわたることが予想されるため、把握 すべき情報を特定するとともに、その情報を確実に収集・集約していくことも重要である。 制の構築及び維持が期待される。

平時の防災業務について、例えば、県防災計画の見直しや「新地震・津波対策行動計画」の策定については、防災対策部が主導して各部局からの情報や意見を収集・集約して作業を実施するとともに、知事や部局長等で構成する「三重県防災対策会議」等において、全庁的に情報共有をして業務執行をしているところです。

防災対策部

また、県災害対策本部についても、東日本大震災 や紀伊半島大水害の教訓を踏まえ体制の見直しを 行い、防災対策部は各部局からの情報等を集約し、 災害の全体像を把握し、組織横断的に検討すべき事 案については危機管理統括監の判断のもと、所管部 局を検討のうえ、指示する体制としているところで 今後とも、平時・災害時を通じて、防災対策部を中心として、所管部局と十分に情報共有をしながら防災・減災対策を推進していきます。

Σ	平成27年4月28日	三重県公報	号 外
	防災対策部	防災対策部 防災対策部	防災対策部
	実績報告に係る完成写真について、入手のうえ保存しました。 また、再発防止を図るため、各事務所の事務担当者会議において、適切な事務処理及びチェック体制の強化について周知しました。	当該補助金の完成検査について、検査項目等の統一化を図るため、各事務所の事務担当者会議において統一ルール設定の検討を行い、統一した完了検査調査表を作成しました。	津市伊勢湾へリポートの液状化及び格納庫の耐 震強化への対応は、その評価を含めて早々に結論を
防災対策部	地域減災対策推進事業について ① 実績報告の添付書類の保存漏れについて(結果) 補助金交付に関する事務の執行が、要綱等に従って執行されているかを確かめるため、平 成24年度の補助金交付データから24件を抽出して手続を実施した。 その結果、鳥羽市の観光案内サイン等工事で交付した補助金の実績報告において、完成写 真が添付されていなかった。これは、三重県公文書管理規程の別表第3の3(2) 事務事業の計 画及び実施に関する文書に該当し、5年間保存すべきとの定めがあることから、入手、確認 が済み次第、所定の場所に保存すべきである。	 ② 実地検査の統一ルールの設定について(第 見) 	② 津市伊勢湾へリポートの液状化及び耐震強化への対応について(意 見) 基本構想において、道路啓開完了までの被災地の教援物資分配による支援は空輸を中心と する旨が述べられており、発災時に防災ヘリコプターが出動できるかが課題と考えられる。

平成27年4月28日	三重	県 公 報	号 外
	防災対策部	防災対策部	防災対策部
見いだせないことから、将来的な対応を含めて、現在の運航基地である津市伊勢湾へリポートに関わる関係者と調整を行っていきます。	大量のドラム燃料の搬送に時間を要するとともに、緊急輸送が困難となる孤立地域の発生が懸念される東紀州地域(広域防災拠点[紀南拠点])への航空機燃料の備蓄を行っていきます。	賞機材保管リスト等において、物品の所在を明示しました。	備蓄資機材の品目が分かるよう、棚札を取り付けました。
しかし、平成 24 年度に実施された「三重県防災へリコプター等の運航基地にかる現況基礎評価」の報告書によれば、防災へリコプター等が離発着する伊勢湾へリポートにおいては、少なくとも震度 5 弱の強震動が発生すると、液状化の危険が高いとのことであり、防災へリコプターが出動できない可能性も否定できない。 津市伊勢湾へリポートは、土地は津市、防災へリコプターの格納庫は運航委託先の民間会社が所有しているため、県は、当面は液状化及び格納庫の耐震強化への対応の協議、さらには、移転を含めた将来の対応について検討が望まれる。	③ 大規模災害時における防災へリコプターの燃料確保について(意見) 防災へリコプターの燃料補給は、通常、津市伊勢湾へリポートで行なっているが、津市伊 勢湾へリポートが使用不可能となった場合、近隣の空港への飛行、あるいは大量のドラム燃料を陸路で搬送することにより行われるとのことである。 しかし、近隣の空港への飛行あるいは大量のドラム燃料の搬送には時間がかかるとのことであり、人命救助、被害状況調査及び救援物質輸送が一時的に中断されることになるため、 防災へリコプターの燃料補給が速やかに行なうことが可能な方法についての検討が望まれる。	3. 三重県広域防災拠点施設の管理運営について ① 資機材等備蓄状況のリストと現物の不一致について(結 果) 中勢拠点及び伊勢志摩拠点のそれぞれにおいて、5品目について、資機材等備蓄状況のリ ストと現物を突合した結果、中勢拠点で2品目が不一致であった。 2 品目とも消防学校での訓練に使用しているとの説明を受けたが、広域防災拠点の資機材 は、被害想定に基づく必要数を備蓄していることを鑑みれば、その所在は明確にしておく必 要があると考える。したがって、訓練等で使用する場合には、その旨を明示しておくべきで ある。	② 備蓄資機材の明示について(意 見) 中勢拠点では「中勢拠点 資機材保管リスト」、また伊勢志摩拠点では「資機材在庫表」 でレイアウトを明確にしているものの、棚に収納されている資機材の品目が表示されていないものがあった。 災害時においては、平常時は中勢拠点の業務に関わっていない者が当該作業に従事することも想定されるため、このような者でも迅速かつ的確に搬出作業が行なえるように、備蓄資機材の品目を記載した棚札を取り付けることが望ましい。

③ 発電機の備蓄について (意 見)

広域防災拠点の各施設において、避難所用の備蓄物資として発電機が備蓄されているが そのほとんどがガソリンを燃料として稼働させるものである。

タンクローリーの被害等による燃料供給の滞り、さらに給油設備の損傷や停電等によるガソ リンスタンドの稼動停止などにより、ガソリンの供給に支障が生じた場合、各広域防災拠点 施設が備蓄しているガソリンを燃料とする発電機を稼働させられない事態が生じる可能性 輸送のための しかし、東日本大震災の発生時のように、燃料供給元である油槽所の被災、

日本大震災においても問題なく使用できたLPガスを燃料とする発電機の備蓄を拡充す このような事態を防止するため、各広域防災拠点施設でガソリンを備蓄する、あるいは、 等の検討が望まれる。

東日本大震災の教訓を踏まえ、国では、災害時に 防災対策部 地域の石油類燃料の供給の拠点となる、自家発電設 備や大型タンク等を備えた災害対応型中核給油所 (中核SS)や小口燃料配送拠点の整備事業に取り 組んでおり、三重県においては、22のガソリンスタ ンドと 10 の小口燃料配送拠点において整備が進め られました。

また、中核SSや小口燃料配送拠点において、これまでの流通在庫の確保に加え、災害時における緊急車両用燃料の確保を目的に、一定量の燃料を備蓄する事業が開始されたことを受けて、災害時に必要となる燃料を確実に優先的に供給される体制を整えました。

更に、LPガスを燃料とする発電機の備蓄に関しては、災害時の多様な燃料確保の観点から有効と考えられることから、今後必要となる発電機の備蓄については、LPガスを燃料とする発電機の備蓄を拡充していくこととし、現在整備を進めている北勢広域防災拠点に配置する資機材を含め、広域防災拠点に配置する資機材を含め、広域防災拠点きます。

4. 石油コンビナート等防災について

① コンビナートの防災について (意 見)

委員会報告書」において、首都圏直下地震を想定した東京湾における石油コンビナート等の 火災等の二次災害について、「民有港湾施設や海岸保全施設は、建設から40年以上経過し施 設の老朽化が進行している。また、多くの護岸は耐震化が行われていないと想定される。そ のため、大規模な地震により護岸等が被災し、その影響で背後に立地している石油タンク等 が損傷して海上への油流出やそれによる火災等の二次災害が発生した場合には、生命・財産 国土交通省関東地方整備局が平成 21 年 3 月に取りまとめた「臨海部の地震被災影響検討 や国民生活に大きな被害を及ぼす」という懸念を報告している。

県内でコンビナートが形成されている四日市臨海地区、尾鷲地区ともに、埋立造成、整備 50 年が経過している。そして、護岸の耐震化は完了しているとは言えないと考えら とから、この報告書にある甚大な被害が想定されないか懸念される。 から約5 22

東日本大震災や南海トラフ地震の被害想定調査 | 防災対策部に基づく「三重県石油コンビナート防災アセスメント調査結果」や最近の重大事故等を踏まえ、コンビナート事業所の津波による石油タンクの滑動対策、地盤の液状化による防災施設の対策、大規模災害への対応などを追記するよう「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを行いました。

方流動とも発生可能性はあるが、側方流動に伴う高圧ガス貯槽や危険物タンク等への影響は 県は、現行の高圧ガス保安法及び消防法の規定を遵守していることを前提に、液状化、 ほとんどないと考えている。

しかし、消防庁から通知されている「石油コンビナートの防災アセスメント指針」におい 化の必要性についての検討を所管部局や防災機関等へ、より一層促す必要があるのではない 都直下地震対策検討ワーキンググループ」においても、現行の高圧ガス保安法および消防法 て地盤の液状化、側方流動等に関する定量的な評価方法等は明示されておらず、護岸の耐震 は、津波の波力を想定した構造計算を行うことを求めておらず、消防庁や経済産業省の「首 の規定に基づいた対策を講じているものの、「仮に、コンビナート港湾を襲うと想定される 津波浸水深が概ね 5~7m以上となった場合、タンクの滑動を防止する有効な方策は現時点 では存在しないため、当該地区を含む広域的な津波防災対策の検討の一環として検討すべき かと考える。また、津波被害については、関係法令上、高圧ガス設備や屋外タンクについて 課題」とされている。

現在、危険物タンクについては、消防庁は「津波被害シミュレーションツール」を提供さ れているが、高圧ガス貯槽については、経済産業省で津波の影響に係る評価方法の検討が行 われているところである。

したがって、今後想定される東海・東南海・南海地震に対し、人命確保や社会的機能の維持 が急務となっているところであり、これら震災をはじめとして、低頻度ではあるが大規模な 被害を伴う災害事象にも適切に対処することができるよう、石油コンビナート防災の見直し が急務であると考える。

健康福祉部

医療施設耐震化整備事業について

$\widehat{\mathbb{H}}$ 默 補助事業の契約方法等のモニタリングについて Θ

当該補助事業は、災害拠点病院等の医療施設の耐震化整備を行い、適切な医療提供体制の 維持を図ることを目的とするものであり、補助事業者が補助金を受けるには、適時に県に申 請や報告を行わなければならない。また、県は適時に申請や報告を受けた上で、完成時には 完成検査を実施している。

ここで、医療施設補助金交付要領には補助金の交付の条件として、「補助事業を行うため に締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠し なければならない。」との定めがある。

提出された事業計画書には、契約方法について一般競争入札とされており、実際に一般競 争入札にて施工業者を選定している。しかし、県の作成する完成検査資料の記載を確認した

の強化について周知を図ることにより再発防止に に、課内において適切な事務処理及びチェック体制 記載誤りのないよう、正確な記録に努めるとと 取り組んでいます。

回にしいた

健康福祉部

<u></u>

に当たっては三重県会計規則運用方針の趣旨を十 実施 当補助金交付にかかる留意事項として、入札実施 分に斟酌のうえ入札方法及び手続きを検討、 し、これらにかかる記録を保存する旨について医療 施設補助金交付要領に明記し、補助対象事業者に対 ところ、交付条件の検査の欄に、「指名競争入札(4 社)」と記載されていた。完成検査を実施し、その結果を適切に記録・保存することは、適切な補助金の支出に関する事務の執行に 正確に記録すべきである。 おいて重要であるため、

る。上述のとおり、補助金を受けるには「一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取 扱いに準拠しなければならない」と定められていることから、B病院は県の契約手続の取扱 契約方法について指名競争入札と記載されてい B病院より提出された事業計画書には、 いに準拠する必要がある。

三重県会計規則運用方針では、県における契約方法はできる限り一般競争入札によるこ し、指名競争入札を採用する場合には明確な理由が必要である。

ここで、今回のB病院に対する補助金について、県が作成する完成検査資料の記載を確認 は、スケジュール的に厳しいため(過去にも一般入札にしたケースなし)」と記載されてい したところ、交付条件の検査の欄に「10社による指名競争入札。指名競争入札にした理由

しかし、三重県会計規則運用方針に照らすと、単にスケジュール的に厳しいことや過去に 一般競争入札にしていないことは、指名競争入札とする明確な理由としては不十分であると 考えられる。今後は三重県会計規則運用方針の趣旨を十分に斟酌し、一般競争入札の採用の 可否、それが採用できない場合にはその理由及び契約手続の検討、そしてこれらの検討結果 の記録が必要である。

C施院にして

る。また、県の作成する完成検査資料では、「関係市町のA及びBランク事業者の中で指名 C病院より提出された事業計画書には、契約方法について指名競争入札と記載されてい 競争入札を実施」と記載されていた。

て、「工事内容から判断するとC病院管内の建築業者でも施工が可能と判断し、厳しい過疎 C病院における請負工事等指名委員会の資料によると、指名競争入札とした理由につい 地における建築管内業者の育成という事も含め管内4業者を指名し競争入札とすることを 決定する。」と記載されていた。

しかし、管内の業者の育成の重要性は理解できるが、これは一般競争入札とした上で必要 では「指名競争入札により契約を締結しようとするときは、原則として五人以上指名しなけ と、指名競争入札を採用する明確な理由とはならないと考えられる。また、三重県会計規則 な参加資格を設定するなどによっても実現可能であり、三重県会計規則運用方針に照らす ればならない」とされているが、C病院については4業者しか指名されていない。 確保するためには、入札参加者を必要以上に限定することは避けるべきである。

B病院についての記載と同様であるが、今後は三重県会計規則運用方針の趣旨を十分に斟 一般競争入札の採用の可否、それが採用できない場合にはその理由及び契約手続の検

平成27年4月28日	三重県公報	号 外
健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部
SCU資機材の管理規程を定め、管理規程に実地棚卸に関する事項を規定しました。また、定期的に実地地側卸を行っています。	当該物置に保管されている資機材については、S CUの設置が必要となった場合、一部の資機材を使 用するのではなく、全ての資機材を外に出して使用 します。現状で全ての資機材を収納できる広さが確 保されているため、実際の運用において支障はない と考えていますが、災害発生時により迅速な対応が 可能となるよう効率的な収納に努め、定期的に保管 状況の確認を行っています。	SCU代替地の設置について国、県の関係機関と調整しています。
1、そしてこれらの検討結果の記録法 次書医療体制強化推進事業について 資機材の管理規定の整備と定期的 県の広域搬送拠点臨時医療施設(1) 100円 ブリバー公園が位置づけられ れらは県の所有物であり、県の管理 しかし、現状、これらの管理方法に われていない。これらの資機材に われていない。これらの資機材に おれていない。これらの資機材に おれていない。これらの資機材に おれていない。これらの資機材に おれていない。これらの資機材に が保存水など使用期限がある物品 れに従って定期的に実地棚卸を実 れに従って定期的に実地棚卸を実 を発音されていることを確認すべき、	② 資機材の保管方法について(恵 見) 三重大学に保管されている資機材の保管場所のうち、グラウンドの傍の物置については、保管されている資機材の量に対して物置の大きさが小さく、物置の中は資機材が積みあがっている状況である。実際に現地を視察したところ、物置の奥の方の物品については、数人がかりで手前の資機材を一旦外に運び出さないと確認できない状況であった。災害時の混乱している状況下で、必要な資機材を速やかに利用するためには、十分な広さの保管場所を確保することが望ましい。	③ SCUの設置場所について(意 見) 三重大学は伊勢湾の海沿いにあり、その中でもグラウンドは伊勢湾に面した海抜 1~2m 程度の場所で、その傍に S C U の資機材保管用のメインの物置が設置されている。これでは、 東日本大震災のような大災害が起き、津波がきた場合には、S C U としての機能が果たせな くなる可能性があり、また必要な資機材も流されてしまい使用不能となるおそれがある。 S C U の設置場所については平成 19 年 3 月の国の中央防災会議幹事会で策定された「東 南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」にて指定されてお り、県だけの判断により S C U の設置場所を変更することはできない。しかし、東日本大震 災のような津波被害が発生してしまった現状としては、津波による被害も想定して、代替地 を確保することが必要と考える。

健康福祉部

Ξ

3. 障がい者福祉サービス施設減災対策推進事業について

事業における目標の設定について (意 見)

 Θ

一方、障が い関係施設のうち通所系施設を主に対象とした本事業については、本事業単独での耐震化に ついての数値目標が設定されていない。これは、通所系施設は、新規事業所が年々開設され と、通所系施設は事業者が家主から施設を賃借して運営しているケースがあり、事業者の判 増加しており、本事業以外の要因により耐震化率などの数値が左右される要素が大きいこ を数値目標としており、 断のみで耐震整備や耐震診断を実施できないケースがあることなどに起因している。 は平成 25 年度の障がい者施設耐震化等整備事業により完了する見込みである。 障がい関係施設については、「入所施設における耐震化率」

本事業における平成24年度中の実績として、耐震診断は1件実施されたものの、耐震化 これでは「命を守る緊急減災プロジェクト」の事業として、障がい者福祉サービスを実施す る施設における利用者の安全・安心を確保するという事業の目的を達成するには不十分であ が未実施の通所系施設 90 棟(平成 24 年 4 月 1 日時点)において耐震化整備の実績はない。 ると言わざるを得ない。

入所施設に限らず、災害時要援護者である障がい者が利用する施設全体での耐震化を事業 化している点は評価でき、本事業の実施や耐震化率といった数値目標の設定が難しい点は理 できる。しかし、事業者への働きかけなど当該事業の目的を達成するための何らかの方策 本事業の成果や活動を表す目標の設定の検討は必要であると考え 解かん

障がい福祉サービス事業所の通所系施設につい 健康福祉部では、未耐震の施設が県内に残されていることから、施設が実施する耐震改修等にかかる施設整備への補助制度を継続するとともに、施設整備にかかる整備方針において、施設の耐震化を最優先事項としました。

引き続き、耐震化に向けた有効な方策等を検討 、施設の耐震化を促進します。

4. 家庭的養護体制充実支援事業について

① 耐震診断業務の有効性や経済性の検討について (意 見)

児童福祉補助金交付要領によると、児童福祉関係施設を設置する社会福祉法人等(以下「補 助事業者」)は、補助金の交付を申請するにあたり、耐震診断事業調書や面積表、耐震診断 に要する予定金額がわかる見積書等を県に提出しなければならないとされている。

4.6 倍の差がある。つまり、補助事業者AはBの約4.6 倍の単価で耐震診断を実施し、その 結果、上限いっぱいまで補助金を支出していることになる。当該事業については、補助金支 出に際して有効性や経済性の観点からの検討が十分になされておらず、いかなる理由でこの 補助対象面積あたりの補助対象事業費を比較してみると、補助事業者AとBの間では約 ような単価の差が生じているのかが明らかでない。

は施工業者の選定や耐震診断業務内容などにおいて経済性が確保されているか、逆に単価が 建物の構造や立地等よっても費用は異なると考えられるため、単純に面積あたりの費用のみ で耐震診断の有効性や経済性を判断することはできない。しかし、今回のように面積あたり の単価に大きな差がある場合などについては、その要因を分析し、単価が高いものについて 低いものについては必要な業務が適切に実施され有効性が確保されているかといった点に 耐震診断を実施するには専門的な知識や技術が必要であり、対象建物の面積だけではな、

診断については、対象建物の面積のみならず、建物の構造や立地、建築年度、建築物や建築設備など実地調査すべき項目により、目視で実施できるもの、破壊試験を生じるものなどがあり、費用に多寡が生じるのはやむを得ないものと考えています。

県では、国の社会資本整備総合交付金要綱に基づき、三重県児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金交付要領を定めています。

費用対効果、あるいは、経済性の面で不適切な診断が行われないように、要領には耐震診断者の要件を定めるとともに、補助基準額を定め過大な工事とならないよう抑制を図っているところであり、今後とも三重県児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金交付要領に基づき適切に事務を執行してまいり

	平瓦	【27年	4月:	28 E	3								Ξ
		健康福祉部											
法 夺。		平成 25 年度分の県土整備部住宅課への報告等はご指摘を殴キシア証占の種別を付割して宝施しキ											
ついて、検討することが望ましい。	② 耐震診断結果報告の記載事項の検討について (意 見)	健康福祉部子育て支援課では補助事業者より提出された耐震診断結果報告書を取りまと み 「民間母剱物・耐電診断補助事業 重業業務会帳」(以下「耐電診断会帳」)を作成1	シ、プロイボフェが分を1112分と、 とれたジロス この この こう こう こう こう こう ボー 整備部住宅課へ報告している。 県土整備部住宅課においては、どの施設において耐震診断が	実施されたのかを確認するのに当該資料を利用しているとのことである。	耐震診断台帳には評点欄が設けられており、耐震診断結果報告書に記載された評点のうち	最も低い数値を記載している。耐震診断における指標には、一般的にIs値とIw値の2種	類があり、Іѕ値は鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物に、	Iw値は木造の建築物等に対して用いられる指標である。	Is値とIw値では数値の意味が異なり、たとえば評点が0.6であった場合、Is値では	「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が低い」と判定されるのに対し、	Iw値では「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と判定される	ことになり、まったく異なる判定結果となる。	しかし、上述の耐震診断台帳には、この評点の種類については何ら記載されておらず、単

農林水産部

・海岸保全施設整備事業について

① 整備計画について (意)

1 急性を考慮し、市町との協議を踏まえ、継続事業2地区と新たに要望のあった1地区の合計 日常的な維持管理及び台帳をもとにして緊 県は「命を守る緊急減災プロジェクト」として、背後に農地や人家がある箇所のうち、 成18年度から平成20年度に行われた調査結果、 3地区の堤防の補強工事を実施している。

また、東日本大震災をうけ、大規模地震や津波、激化する異常気象の発生に備えた防災対 て実施している。平成23年度において、1次点検は完了しているが、2次点検は現在進行中 策の充実・強化を図るため、平成23年度から新たに現状調査を1次点検と2次点検に分け であり、調査結果によっては、より整備が優先されるべき地区がでてくることも想定される。 今後、どの海岸保全施設を優先的に整備していくべきかについて適切に判断できるよう に、早急に農地海岸堤防の現状調査を進める必要がある。そして、大規模地震や津波に備

引き続き農地海岸堤防の現状調査の2次点検を進 農林水産部め、平成27年1月末に完了しました。

県

公 報

重

この調査の結果、「命を守る緊急減災プロジェクト」としては、より整備を優先すべき地区はありませんが、今後も大規模地震や津波に備え、特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる箇所を優先的に整備できるように、市町と協議しながら県が主導して進めていきます。

号

外

に評点として数値が記載されているのみであり、耐震性の有無について誤解を招く記述とな

っている。健康福祉部子育て支援課では、耐震診断結果報告書の内容を確認するにあたって

は、評点の数値のみでなくその種別についても確認しているとのことであるが、そうであれ

ば耐震診断台帳にも評点の種別の欄を設け、正確に記載すべきであると考えられる。

平成2	27年4	月28日	三	Ē	重 県 公 報	1	 号 外
		農林水産部			農林水産部		農林水産部
		各農林水産(農政・農林)事務所に対し、工事打合簿を適正に作成するよう、平成 26 年 2 月に通知を発し周知徹底を図りました。引き続き、工事打合簿については、適切に作成するとともに、契約変更など重要な事項については、複数監督員制度等によるチェックを行うなど、契約変更の締結に至る経緯を明確にしていきます。			当該箇所については、町と連携し、土地所有者及び近隣住民と調整を行った結果、現在、平成26年度県単治山事業により法面工事を実施しており、今年度内に完成する予定です。		今後の漁港海岸の整備計画等を策定するために 平成 26 年 10 月に「漁港海岸整備検討会」を設置し ました。 この中で、漁港海岸の整備の方向性や背後状況な どを考慮した堤防高さなど整備水準の検討を行い、 これらを市町と情報共有するなど、整備体制の強化 を図っています。
特に緊急性が高く、早期に効果を発現できる箇所を優先的に整備できるように、市町と協議しながら県が主導して進めていくことが望まれる。2. あるさと農道緊急整備事業について	- ************************************	工事打合簿とは、「三重県公共工事共通仕様書」に定められている書類であり、業者からの現場代理人と県の監督員との間での協議内容を記載するものである。 度会北部地区県営ふるさと農道第17工区道路工事ついて、工事打合簿の作成状況を確認 したところ、変更契約を取り交わした内容に関する工事打合簿が確認できないものがあり、 変更契約に係る内容がどの時点で現場代理人と監督員で確認されたのかが不明なものが見 受けられた。 契約変更に係る内容については重要であり、工事打合簿を作成して、契約変更の締結に至 る経緯をより明確にしておく必要がある。		① 度会郡 大紀町錦字 福羅地内について (意 見)	当該地内の工事は3箇所に分かれている。そのうち1箇所について、避難路として使用しているが、斜面対策が施されていない箇所があった。緊急プロジェクトの趣旨を鑑み、地震により斜面の土砂崩れが発生し避難路の入口がふさがれてしまうことが想定されることから、今後も市町と連携、協議しながら、土地の所有者及び近隣住民の理解を得て、早急に斜面対策を進めていくことが望まれる。	備計画	県が管理している 11 地区の漁港海岸については、維持管理マニュアルに従い、点検を行っており、そのうち、老朽化等の状況が確認された海岸保全施設において、緊急性の高いものから事業実施地区の選定が行われている。 のから事業実施地区の選定が行われている。 市町が管理している 58 地区の漁港海岸については、それぞれの市町において、海岸保全施設の状況が確認され、地元の実情等も含め緊急性の高いものから事業実施地区の選定が行われているとのことである。県としては、市町の方針をもとに、市町の要望を踏まえて、補助を行う地区の選定を行っている状況であり、県として市町管理の漁港海岸について、老朽化等の状況をすべて把握しているわけではない。 現在、東日本大震災を受け、国は、防災対策の充実・強化を図るため、南海トラフ巨大地震対策等の検討を行っている。また、県でも、新たな地震被害想定調査を実施するなど、今

平成27年4月28日	三 重 県	公 報		号 外
	農林水産部		県士 整備部	県土整備部
	各農林水産(農政・農林)事務所に対し、指名競争入札の業者選定について「三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」及び「三重県建設工事公表要領」の周知徹底を行いました。 今後とも、要綱・要領に基づき、「指名理由調書」を適正に記載するよう努めます。		報告書に誤りを発見した場合には、県の負担額への影響の有無にかかわらず、直ちに該当市町に連絡し、修正を求めていきます。 なお、平成 25 年度の報告書について、突合の結果、誤りはありませんでした。	診断を終えた方に対し、耐震補強についての相談
の防災・減災対策での効果的 :果や県の地震被害想定調査結 されることが見込まれる。そ :を把握し、その結果について 施設を優先的に選定できるよ 県営緊急津波対策海岸保全事	① 指名競争入礼について(高 見) 阿曽浦漁港県営緊急津波対策海岸保全事業陸閘実施設計業務委託は、指名競争入札により 契約を締結している。県では指名競争入札を実施する場合、指名について必要な事項を規定 するものとして、「三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」を定めている。 指名競争入札において、どの業者を指名するかついては、競争入札審査会によって決定さ れ、競争入札審査会では、指名業者の選定根拠として「三重県建設工事公表要領」に規定している「指名理由調書(審査会での審査内容を記載したもの)」に準じて委託業務についても指名理由調書を作成している。 当該委託契約にかかる指名競争入札は、当該要綱で考慮すべきとされている、業者の手持ち工事の状況について、指名理由調書において考慮したことが記載されていなかった。今後は、最終的にどのような過程で指名しているかについて、指名理由調書に適正に記載するよう努められたい。	N	制工 通山市の本造住宅耐震補強事 実施したところ、亀山市が作成 こ記載されている金額が一致 数処理で千円未満を切り捨て。 もそれに連動してしまったた。 はりがあった箇所は、市町負担 で誤りはなかったものの、報告 い事項であっても市町に対し。	② 住宅に関わる県民の安全・安心確保のための取り組みについて(意 見) 待ったなし!耐震化プロジェクトでは、通常であれば、木造住宅の耐震補強工事の補助限

外

会(5市町7回)に加え、新たに補強工事の必要性をより強く認識していただくための自治会単位で の学習会(2市町4回)を開催し、住民により近い ところでのきめ細かな支援を市町と連携して取り 度額は1戸あたり30万円であるところ、平成23年度から平成24年度までの2年間に限り、 1 戸あたりの補助限度額を60万円まで拡大する上乗せ補助を実施していた。上乗せ補助を 実施していた事業年度では、申請数が増加し、市町への補助額が当初予算を上回る見通しと なったため当初予算からの増額を実施している。

しかしながら、平成24年度の耐震化率は、上乗せ補助を実施していたにもかかわらず実 補助の上乗せを打ち切った平成 25 年度以降で平成 24 年度の未達分を補い、最終的に平成 績値が83.7%にとどまり、目標値としていた84.5%を下回る結果となった。したがって、 27 年度末の耐震化率 90.0%という目標を達成することは困難であると考えられる。

一方、県の財政は極めて厳しい状況にあるため、待ったなし!耐震化プロジェクトの予算 を大幅に増加させることは不可能である。そのような状況を勘案しつつも、たとえば耐震診 断を受けた県民に、個別に働きかけて木造住宅の耐震補強の必要性を改めて説明するなど、 住宅に関わる県民の安全・安心確保のための取り組みを検討し実施することが望まれる。

なお、従来から行っている、直接住民に働きかけ 組んでいます。

る取組である住宅個別訪問も強化(49 回 8, 979 戸)

しました。

回

ための単柱橋脚の補強を優先して進めており、平成 25 年 3 月末時点で落橋防止対策につい ては 438 橋 (97.8%) の対策を完了している。このため、激しい揺れによって落橋する可能 **県では緊急輸送道路に架かる橋梁 448 橋について、耐震対策として落橋防止と倒壊防止の** 緊急輸送道路に架かる橋梁の耐震化について(意 性はかなり低くなっている。

緊急輸送道路整備事業について

. ک

また、震災時に大きく損傷した橋梁は、昭和55年より前に建設された橋梁に集中してい たことも判明しており橋梁 448 橋のうち、この条件に該当し橋脚の耐震化が必要な橋梁は、 平成25年3月末時点で86橋存在している。

補強まで完了している。残る81橋のうち、5橋については架け替えを決定し、25橋につい 県では耐震補強の対象となる 86 橋のうち、5 橋については平成 25 年 10 月末時点で橋脚 この 25 橋と 51 橋については、すべてで落橋防止対策が実施済みであるため、激しい揺れに ては橋脚補強の事業に着手しており、残りの51橋が事業に未着手の状態である。ただし、 よって落橋する可能性はかなり低くなっている。

そのうえで、緊急輸送道路の更なる耐震性向上を図るため、平成 25 年 10 月末時点で事業未着手となっている 21 橋についても、早急に橋脚補強を推し進めることが望まれる。 緊急輸送道路は、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、円滑な避難、救急・消防活動 の実施、避難者への緊急物資等の輸送等の観点から重要な道路である。したがって、現在優 先的に進めている落橋防止と単柱橋脚の補強についてできるだけ早い完了を目指されたい。

緊急輸送道路に面する倒壊のおそれがある建築物の把握について(意 (3)

当該建築物の倒 緊急輸送道路等沿道の建築物については、大規模な地震が発生した場合、

県土整備部 平成 27 年 3 月末時点で落橋防止対策については 444 橋 (99.1%) の対策を完了しました。

れた橋梁86橋のうち、13橋については平成27年3 橋のうち、6橋については架け替えを決定し、40橋 27 橋が事業に未着手となっていますが、順次橋脚補 耐震補強の対象である昭和 55 年より前に建設さ については橋脚補強の事業に着手しています。残り 月末時点で橋脚補強が完了しました。その他の 強を進めていきます。

三重県耐震改修促進計画に基づき 現在、 平成 26 年度に周知を行いました。

定規模以上の建築物の特定については、特定作業が 成 26年 12 月末に完了しました。また、特定した建築物の所有者に対して、耐震化の重要性について、 未完了であった3建設事務所において現地調査を平 の耐震化に取り組んでいるところです 壊によって道路の通行を妨げ、住民の円滑な避難や緊急車両の通行を困難とするおそれがあ るため、その耐震化は特に重要である。そのため、改正前の建築物の耐震改修の促進に関す る法律(以下「耐震改修促進法」)では、「以下の3つに掲げる建築物のうち、現行の耐震関 係規定に適合しない建築物である特定建築物の所有者は、耐震診断及び耐震改修を行うよう努めなければならない」と規定している。

地震発生時に通行を確保すべき道路に接する

- 1. 多数の者が利用する建築物で、一定規模以上のもの
- 11. 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

ⅲ.地震発生時に通行を確保すべき道路として「都道府県耐震改修促進計画」に記載され た道路に接する建築物のうち、一定規模以上のもの

県では、地震発生時に緊急輸送道路を閉塞するおそれのある建築物の調査を実施すると

ريـ

現地調査 については専任の担当者が置かれていないため、各建設事務所の職員が担当する業務の合間 を縫って現地確認をしている状況である。そのため、!!!. に該当する建築物の特定作業は一 iii. に該当する建築物を確認するためには職員による現地調査が必要であるが、 もに、これらの建築物の所有者等に耐震化の重要性について周知を図っている。 部の建設事務所にとどまっており、現地調査を早急に進めることが望まれる。

また、耐震改修促進法は、特定建築物の所有者に対して耐震化の努力を規定するのにとど まり、所有者に対して耐震化の義務までは規定していない。そのため、耐震化を進めるには 地道な努力が必要とされるが、その重要性に鑑み、特定建築物の所有者への耐震化の重要性 についての周知活動をより活発に実施することが望まれる

道路啓開対策事業について . ന

道路啓開基地の備蓄資材について(意 Θ

基地の整備を進めている。また、開設した道路啓開基地に何を備蓄すべきかについて検討が この備蓄質材候補の中に、発動発電機があり、これはガソリンを燃料に発 県では熊野灘沿岸を通る道路の付近に、道路啓開に使用する資材を備蓄しておく道路啓開 電するモデルである。しかし、このガソリン発電機の場合、燃料のガソリンについて以下の ような問題点が指摘されている。 進められている。

1.ガソリンは長期間保管すると成分の劣化が生じ、始動がスムーズにいかないことがある。 ii. ガソリンは常温でも気化するため、保管が難しい。

災害時はガソリンの調達が困難となることが多い。

:∄

料面での問題を解消するのがガス発電機である。ガス発電機は、家庭用ガスボンベやプロパ ンガスを燃料とするため、燃料の入手はガソリンと比べ容易であり、成分の劣化もなく長期 東日本大震災においては、震災直後から被災地でガソリン不足が発生した。このような燃 保管が可能である。ただし、ガス発電機はガソリン発電機と比べて低出力のものが多く、製 品の種類が少ないためガソリン発電機と比較して製品価格が高いといった問題もある。

ものの中から、燃料の備蓄・補給体制、経済性や操 道路啓開基地に備蓄する発動発電機の機種選定に あたっては、災害時に想定される使用用途を満たす 作性等を考慮して決定していきます。

県土整備部

201

県土整備部

治水上支障となっている大規模な河川横断工作

とから、緊急性等を勘案のうえ事業を進める必要が

あります。このため、「命を守る緊急減災プロジェクト」のほか、平成 26 年度は大規模水害等に備え

た治水対策の推進に特に注力して取り組み、三滝川他 6 河川で河川横断工作物の改修を進めました。

物については、災害のリスクを高める要因となるこ

引き続き、早期完成に向け河川横断構造物の改修

に取り組んでいきます。

言い難いものの、災害時の用途に応じて両者を組み合わせて備蓄するなどの検討が望まれる。

4. 緊急河川改修事業について

① 大規模な河川横断工作物の改修工事について(意 見)

「命を守る緊急減災プロジェクト」は、平成24年度を初年度として平成27年度までの4 年間で、緊急に対処すべき重要な課題の1つとして全庁的に防災・減災対策に取り組むこと を宣言したものである。このプロジェクトの構成事業である緊急河川改修事業では、洪水被 害の防止、軽減を図るため、治水上支障となっている水門等の改修や河川堆積土砂の撤去が 予定されている。

川の水門の改修工事を「命を守る緊急減災プロジェクト」に組み込んだ理由は、百々川の水 度も氾濫しており、水門の改修工事の緊急性が非常に高いことから、工事が遅延することな そこで、治水上支障となっている水門等の改修について、平成 24 年度に完成した百々川 「平成 27 年度までの緊急河川改修事業では、他に改修工事の予定箇所はない。また、百々 門改修工事は過年度から継続して実施されてきた案件ではあるものの、平成に入ってから二 以外にも緊急河川改修事業で取り組む予定となっている箇所があるのか質問したところ、 く平成 24 年度に確実に完成させるためである。」との回答を得た。

工作物の改修が必要とされている河川が存在しているものの、百々川の水門改修が、着手か 百々川以外にも、近年洪水による浸水被害が発生している箇所があり、大規模な河川横断 ら完成までに約7年の歳月を要したように、大規模な河川横断工作物の工事期間は長期間に **亘るため、短期間で成果が上がるものではない。**

したがって、緊急性の高い治水上支障となっている河川横断工作物については、「命を³ S緊急減災プロジェクト」に関わらず、改修事業を推進することが望まれる。

② 河川の堆積土砂の撤去について(意)

務所で試行している。この試行状況を検証したうえで、平成 26 年度から全建設事務所にお 当該年度の実施箇所や今後2年間の実施候補箇所等を関係市町と共有する仕組みを3建設事 河川の堆積土砂の撤去について、具体的な計画を作成しているのかどうかを質問したとこ ろ、「平成25年度において、撤去箇所の優先度レベルや実施方法の区分をもとに選定した、 いて実施する。」との回答を得た。

河川の堆積土砂の撤去については、集中豪雨や台風の到来等によって県民の関心は高くな ており、計画的な土砂撤去が重要な課題となっているので、検証結果をふまえ市町と情報 共有しながら計画的に土砂撤去を進めることが望まれる。

平成 26 年度は全建設事務所において、優先度や 実施方法の考え方を基に選定した当該年度の実施 箇所や今後2年間の実施候補箇所を関係市町と共有 する「箇所選定の仕組み」を活用しながら、計画的 な堆積土砂の撤去を進めています。

県土整備部

今後も引き続き、関係市町と情報共有しながら堆積土砂の撤去を進めるとともに、砂利採取を活用した土砂撤去の促進を図ります。

5. 河川施設緊急地震・津波対策事業について

① 河川堤防の開口部の対策について(意 見)

河川堤防のうち、特に津波浸水地域と重なるため減災に重要な役割を果たす河口部付近の 河川堤防について、損傷箇所の特定のための調査を実施した結果、183 箇所の損傷箇所が特 定された。このうち、開口部の角落とし(人の出入りのために設けられた堤防の開口部にお いて、両側に縦溝があり、水の流入を防止するために開口部を閉鎖する際には、角材等を溝 にはめ込む構造となっているもの)の不備が松阪市を流れる愛宕川では6箇所、熊野市を流 れる里川で1箇所確認されている。

角落としは、開口部から津波や高潮が堤内へ流入することを防ぐ重要な役割を持つためその対策は早急に実施することが望まれる。

河川堤防の 183 箇所の損傷箇所対策については、 平成 25 年度から 5 年間で取り組むこととしています。 す。 このうち、平成 25 年度に角落としの不備(7 箇所) を含む 25 箇所で対策が完了し、平成 26 年度は 24 箇所の対策に取り組みました。

② 水門の耐震化について(意 見

ている。樋門は、水路や他の川の合流地点に設置され、洪水が発生したとき、本川から逆流 河口部の水門は、高潮防御の機能をもつ重要な河川構造物で、大型の施設については一旦 被災すると機能回復が困難な施設であり、高潮時は上流部への逆流を防止するために全閉し し支川などが氾濫しないようにする重要なものである。

地震動])とは、その構造物が受けるであろう現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動をいう。I1 地震動は、比較的発生頻度の高い地震であり、I2 地震動は、たとえば、阪神淡路大震災や東日本大震災が該当するといわれている。 その構造物の供用期間中に発生する確率が高い地震動をいう。次にレベル2地震動(以下「L2 ここで、水門等の河川構造物の耐震について考える上で必要な情報として、地震動がある。 地震動とは地震によって発生する揺れのことであり、構造物の耐震設計上、想定する地震動 をレベル1とレベル2の二段階に区分している。レベル1地震動(以下「L1地震動」)とは、

て「レベル2 地震動に対する河川堤防の耐震点検マニュアル」を公表している。県ではこの 国土交通省は東日本大震災を踏まえた今後の河川堤防の耐震対策の進め方の新指針とし 点検マニュアルに従い、河口部付近にある大型の水門・樋門について L2 地震動に対しての 耐震性能の照査や耐震対策の設計を実施している。

大型の水門・樋門のうち、1 施設は 12 地震動に対応済みであるが、残りの 18 施設は 11 地 震動には耐え得るものの、阪神淡路大震災や東日本大震災のような L2 地震動に耐え得る構 県における水門等の河川構造物のうち、防災上特に重要な役割を果たす河口部付近にある 造にはなっていない。

県が管理する水門等の河川構造物のうち、防災上 県土整備部 特に重要な役割を果たす河口部付近にある大型の 水門・樋門は全体で19 施設あります。

このうち、L2 地震動に対応済みの 1 施設のほか改築計画がある施設等を除く 16 施設について、平成23 年度から L2 地震動に対する耐震性能照査を実施し、平成 26 年度までにすべての施設の照査を完了しました。

照査の結果、15 施設については耐震補強が必要となったため、順次、詳細設計を進め、必要な対策を実施しています。

なお、平成 26 年度は、2 施設の耐震対策工事に着手しました。

県土整備部

・海岸保全施設緊急地震・津波対策事業について

) 堤防基礎地盤の改良について(意 見)

伊勢湾沿岸の堤防は伊勢湾台風後に整備されたもので、築後約50年が経過し老朽化が進んで いる。そこで、東日本大震災の発生を契機に、県では南海トラフ地震への対策として、平成 23年度までに海岸堤防の老朽化調査を実施した。その結果、堤防内に空洞が確認された箇所 伊勢湾沿岸の堤防については、平成15年に防災対策部が公表した、南海トラフ地震が発生 した場合の津波高と比較した場合、すべての堤防の高さが津波高を上回っている。しかし、 や堤防コンクリートに多くのひび割れが確認された箇所など、緊急的に対策が必要な200箇 所について、平成24年度から補強対策工事を実施している。

強い海岸堤防になれば、津波が堤防を越流したとしても直ちに全壊しないために津波高の低 しかし、東日本大震災では広範囲にわたり地盤の液状化が確認され、河川堤防ではあるも のように、強い地震によって堤防基礎地盤に液状化が発生すれば、海岸堤防の自重によって 地盤沈下を起こし海岸堤防が沈んでしまう可能性がある。補強対策工事によって頑丈で粘り 減効果が期待できるものの、地盤沈下によって堤防高が下がればその分だけ津波高の低減効 のの、液状化現象の発生と堤防の自重によって3m近くも地盤が沈下した地域があった。こ 果を弱めてしまうこととなる。

岸や志摩市の南張地区海岸において、鋼矢板工や地盤改良工による堤防基礎地盤の液状化対策を実施している。強い地震が発生した場合でも、堤防高を維持して津波被害を少しでも軽減できるように、一部の海岸において実施されている堤防基礎地盤の液状化対策についてもなる対策が望まれる。 このため、県では補強対策工事とは別に海岸堤防の耐震対策として、桑名市の長島地区海

V 教育委員会事務局

学校防災機能強化事業について

① 備蓄品在庫の管理状況について(意 丿

備した物品の一覧は把握しているものの、その後の在庫管理面での活動は特段行われておら 県は、孤立想定地区に所在する県立学校に水・食料の備蓄や衛星携帯電話の整備等を行い、 平成24年度に当該学校の全ての整備が完了した。これらの備蓄品については、県として整 ず、各学校の管理に一任している状況である。

したがって、整備した備蓄品に対して、県として一定の在庫管理体制を整備することが求め 仮に備蓄品の管理が不十分だった場合、本来果たすべき学校防災の機能が満たされない。 られる。また、各学校の良好な管理方法を、県が他の学校にも展開するような活動を行うこ とが、より望ましいと考えられる。

海岸堤防の地震・津波対策については、緊急的に補強が必要な脆弱箇所(200箇所)の対策を重点的に実施し、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の目標より1年早い平成26年度内に完了しました。

また、堤防基礎地盤の液状化対策については、整備すべき延長が長く、多大な費用を要することから、現在、液状化対策工事を実施している箇所の進捗状況を勘案しながら、耐震点検の結果や背後地の状況等からの優先度を考慮し整備を進めています。平成 26 年度は、長島地区海岸(桑名市)ほか 4 地区海岸で対策を進めるとともに、背後地にゼロメートル地帯が広がり堤防の機能が損傷を受けた場合、甚大な被害が予想される城南第一地区海岸(桑名市)において液状化対策工事に着手しました。

各県立学校で整備した備蓄品について、適切な管 教育委員理を行っている事例をもとに、他の学校でも同様の 事務局 展開ができるよう「災害備蓄物資管理マニュアル」を平成 26年3月10日に作成し、すべての県立学校に配布しました。このマニュアルにより毎年定期的に各県立学校において在庫管理を行い、県教育委員会に備蓄品の管理状況の報告を行うよう在庫管理

41

② 非常用発電機に使用するガンリンの備蓄について (煮・見)		
県は非常用発電機及び携行缶を県立学校に配備し、燃料については各校により調達されて いる。ガソリンをはじめとした燃料に関しては、取扱に十分に配慮しないと火災を発生させ る危険性が非常に高く、不注意が事故につながるおそれがある。 各校がガソリンをどのように備蓄、管理しているかを県として調査、把握する必要性があ 平成 264 を校がガソリンをどのように備蓄、管理しているかを県として調査、把握する必要性があ 理の指導 るとともに、一定数量を超えて備蓄する場合には、消防署長への届出が必要など、消防法等 理の指導 関連法規を遵守して適切に備蓄、管理するように指導する必要があると考える。 ました。 りむ指導を す。	平成25年9月に、各県立学校のガソリンの備蓄、管理状況を調査、把握するとともに、平成26年4月にも調査、把握しました。また、各消防本部には平成26年3月10日に各県立学校への適切な備蓄管理の指導を依頼するとともに、各県立学校に対しては、消防本部から備蓄管理の指導を仰ぐよう通知しました。今後も各県立学校には、定期的に消防本部の指導を受けることと、備蓄状況の報告を求めることなどにより、適正な在庫管理に努めてまいります。	教
③ 学校防災機能強化事業に対する普及啓発活動と市町の動向把握について (意 見)		
当談事業の負担金、補助及び交付金(以下「補助金等」)について、当初中鼻額に対する 決算額の減少が大きい状況となっている。 補助金等については、市町が実施する小中学校の非常用発電機や投光器等の防災機器の整合は、今 備等を支援するため進めてきた。しかし、実際には市町からの要望が少なかったため、県が 想定していたよりも実行割合が低下してしまった。このため次の点について検討されたい。 まず、市町に対して当該事業の重要性についてより効果的な普及啓発活動を検討すべきで あったと考えられる。次に、市町の動向(予算状況や防災に対する対策状況)を早くから把 握しておくべきであったと考えられる。 なったと考えられる。次に、市町の動向(予算状況や防災に対する対策状況)を早くから把 握しておくべきであったと考えられる。 なったと考えられる。次に、市町の動向(予算状況や防災に対する対策状況)を早くから把 位しておくべきであったと考えられる。 まず、市町に対して当該事業について(意見) 学校施設の耐震化推進事業について(意見) 学校施設の耐震化推進事業は、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の1つであ 学校施設の耐震化推進事業は、「命を守る緊急減災プロジェクト」の構成事業の1つであ でいない部分があった。 「命を守る緊急減災プロジェクト」のように、これが大規模プロジェクトすなわち重要な 事業であるという位置づけを考えれば、説明責任という観点から、事業予算と同レベル、す なわち簡別での予算算出をするだっことが望ましいと考えられる。	当該事業は平成 25 年度までの事業として美施しました。今後、市町への新規補助事業を実施する場合は、今回の状況を踏まえ、より一層丁寧に市町への啓発を行うとともに、市町の意向や事業実施の見通しについて、早期かつ正確な把握に努めてまいります。 平成 26 年度学校施設の耐震化推進事業予算 179,793 千円について、節別に予算を算出いたしました。	核車 海海 ※ 同 ※ 回 ※ 回 ※ 回 ※ 回 ※ 回 ※ 回 ※ 回 ※ 回 ※ 回
② 校舎等耐害化に関する予算令箱算出方法について(賁 見)		
大学の	校舎等耐震化工事については、平成 25 年度に完了しましたので、耐電化以外の工事について首語の	教育委員会事務目

同事業内容・同規模工事の設計実績額から算出し 額となるよう努めました。 可能性がある。使用するデータは古いものでなく最新の年度のもの、もしくは最新の年度分を含めた平均値を使用するのが妥当なものと考えられる。 第 2 に、予算に使用している単価 (50,000 円/㎡) と平成 20、21 年度の実績単価が乖離 発生や技術の変化等から、同じ耐震化であっても数年前と現在とでは所要額が異なってくる まず使用しているデータが平成20、21年度と古い点である。昨今の自然災害の 乖離した結果となっており、次の2点の問題があるといえる。

がそのまま引き継がれてきたためといえる。使用する情報を引き継ぐ際には、その信頼性を (実績単価は31,963 円/㎡) である。これは、担当部局で50,000 円/㎡の単価 部局内で確認する体制が必要であるといえる。 している点

以上から、予算の算出に際しては、利用可能な最新の実績単価を使用するなど、適切な見

積単価を使用することに留意すべきといえる。

単価の使用する及び直近の工事例が無い場合は営 繕課へ概算見積を依頼することで、適切な予算要求

発行 **三 重 県**

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/